＜案件ごとの目次＞

不当事項

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
裁判所		
	ｅ事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約において、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して契約金額を支払い、会計法令に違反	・・・・・ 45
内閣府（内閣府本府）		
	デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）及びデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の交付対象事業費の一部が対象外など	・・・・・ 48
	地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）により実施した事業の用途に一度も使用されておらず、補助の目的不達成など	・・・・・ 50
	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付対象事業費の精算が過大など	・・・・・ 52
	地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）の交付が過大	・・・・・ 54
内閣府（消費者庁）		
	消費生活相談機能強化促進等補助金により実施した事業の補助対象経費の一部が対象外	・・・・・ 56
	地方消費者行政強化交付金により実施した事業の交付対象経費の精算が過大	・・・・・ 58
内閣府（こども家庭庁）		
	子どものための教育・保育給付交付金の経理が不当	・・・・・ 60
総務省		
	特別交付税の交付が過大	・・・・・ 62
	震災復興特別交付税の交付が過大	・・・・・ 64

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
財務省		
	租税の徴収額に過不足	…… 66
	旧令共済組合補助事業の実施に当たり、旧令共済組合年金等交付金の交付が過大	…… 72
	職員の不正行為	…… 73
文部科学省		
	義務教育費国庫負担金の交付が過大	…… 74
	研究拠点形成費等補助金（ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業）の交付が過大	…… 77
	国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）の交付が過大	…… 78
	私立大学等研究設備整備費等補助金の事業が補助の対象外	…… 80
	私立学校施設整備費補助金（ＩＣＴ活用推進事業）の交付が過大	…… 81
厚生労働省		
	労働保険の保険料の徴収額に過不足	…… 83
	健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足	…… 85
	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が不適正	…… 88
	雇用保険の失業等給付金の支給が不適正	…… 91
	厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正	…… 93
	医療費に係る国の負担が不当	…… 95

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
厚生労働省		
	労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大	····· 101
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分）の交付が過大	····· 103
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分）の交付が過大	····· 104
	医療提供体制推進事業費補助金（日中一時支援事業に係る分）の交付が過大	····· 106
	医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業（医療事業に係る分）において基金の使用が過大	····· 108
	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金の交付が過大	····· 112
	国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大	····· 114
	国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付が過大	····· 116
	国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大	····· 118
	生活基盤施設耐震化等交付金の交付が過大	····· 122
	生活扶助費等負担金等の交付が過大	····· 124
	生活扶助費等負担金（保護施設事務費負担金に係る分）の交付が過大	····· 127
	障害者自立支援給付費国庫負担金の交付が過大	····· 129
	障害児入所給付費等国庫負担金の交付が過大	····· 131
	介護保険の財政調整交付金が過大	····· 132

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
厚生労働省		
	医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業（介護施設等の整備に関する事業に係る分）において基金の使用が過大	····· 135
	介護給付費に係る国の負担が不当	····· 137
	自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当	····· 141
	障害児通所給付費に係る国の負担が不当	····· 143
農林水産省		
	農業次世代人材投資資金等の交付を受けた者が要営農継続期間にわたり営農を継続していなかったなどしていて補助の対象外	····· 145
	農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金事業の実施に当たり、施設等の整備に要した経費の金額が証拠書類により確認できるものとなっていないなどしていて、交付の対象外	····· 148
	経営発展支援事業の実施に当たり、施設等の取得に必要な経費について交付対象者本人が金融機関から融資を受けていないなどしていて補助の対象外	····· 150
	特用林産施設体制整備復興事業の補助対象経費の一部が対象外	····· 152
	水路の基礎杭の設計が不適切	····· 153
	下流エプロンの設計が不適切	····· 155
	落差工の設計が不適切	····· 157
	水産業振興対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、交付決定前に事業を完了していて助成対象外	····· 159
	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、財産処分に係る承認を受けずに畜産経営を中止	····· 160

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
農林水産省		
	漁業経営安定対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、助成対象経費の精算が過大	····· 162
	橋りょうの耐震補強工事の目的が不達成	····· 164
	農業競争力強化農地整備事業の補助対象事業費の精算が過大	····· 167
経済産業省		
	需要家主導太陽光発電導入促進事業費等の交付を受けて実施した事業において補助対象事業費の精算が過大	····· 168
	地域経済産業活性化対策費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備の無断処分	····· 170
国土交通省		
	設置した非常用発電設備が特記仕様書等の内容に照らして不完全	····· 171
	無人航空機に係る各種制度等に関するヘルプデスク運用業務の支払額が過大	····· 174
	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付が過大	····· 176
	災害公営住宅の特別減額事業に係る事業費の算定が不適切	····· 178
	公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切	····· 180
	東日本大震災復興交付金（防災集団移転促進事業）の交付が過大など	····· 182
	災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切	····· 184
	公営住宅等の整備に係る事業費の算定が不適切	····· 186
	建物の移転に係る補償費の算定が不適切	····· 187

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
国土交通省		
	揚水機場の移設に係る補償費の算定が不適切	····· 188
	仕入税額控除した消費税額を補助対象事業費から減額しておらず補助金の交付が過大	····· 189
	側壁護岸の設計が不適切	····· 190
	擁壁の設計が不適切	····· 193
	添架水管橋における通水管の支持構造等の設計が不適切	····· 196
	道路照明灯の設計が不適切	····· 198
	都市計画道路用地等の財産処分に係る手続が不適正	····· 201
	ふとんかご工の設計及び施工が不適切	····· 203
	樋(ひ)門補修工事に係る水替工の設計及び施工が不適切	····· 205
	機械設備工事における工場管理費等の積算が過大	····· 207
	発動発電機の計画が不適切	····· 210
	自動始動盤の設置に係る施工が不適切	····· 211
環境省		
	近衞池の改修工事の実施に当たり、浸透対策の検討が十分でなかったため計画水深を保つことができない状態となっていて、工事の目的が不達成	····· 214
	原子力施設等防災対策等委託費の支払額が過大	····· 216
	梱包されたままの状態で倉庫に保管されていたノートパソコン等を保守業務の対象としていたため契約台数が過大	····· 218

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
環境省		
	断熱改修工事が補助の対象外	····· 220
	循環型社会形成推進交付金事業の事業費の一部が対象外	····· 222
	効果促進事業として実施した環境保全活動が交付の対象外	····· 223
	産業廃棄物適正処理推進費補助金等により造成した基金を補助の目的外に使用	····· 224
	立入防止柵の設計が不適切	····· 226
	消波堤の施工が不適切	····· 228
	導入した設備について、災害発生時に稼働させるための措置が講じられておらず、補助の目的不達成	····· 230
防衛省		
	有償援助（ＦＭＳ）調達による情報業務用ビデオ会議装置の維持整備等に当たり、調達手続が財政法の趣旨に照らして不適切	····· 232
	調達品目を変更していたのに、改めて実施すべき調達所要量の算定を行っておらず不適切	····· 236
	戸別受信機の設置工事に係る補助対象事業費の一部が対象外	····· 238
	職員の不正行為	····· 239
日本私立学校振興・共済事業団		
	私立大学等経常費補助金の経理が不当	····· 240
本州四国連絡高速道路株式会社		
	管理業務等の会計経理が著しく不適正	····· 243

省庁・団体名	＜件　　名＞	ページ
本州四国連絡高速道路株式会社		
	社屋等改修工事の施行に当たり、職員等用仮設トイレのリース料等の積算を誤ったため、契約額が割高	····· 247
独立行政法人国民生活センター		
	通勤手当の支給額が過大	····· 249
独立行政法人労働者健康安全機構		
	電子カルテシステム用端末で使用するソフトウェアのライセンスの調達が過大	····· 251
独立行政法人国立病院機構		
	職員の不正行為	····· 252
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなど	····· 253
	中小企業等事業再構築促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなど	····· 256
独立行政法人奄美群島振興開発基金		
	新業務システムが全く使用されないままとなっていて、所期の目的が未達成	····· 261
独立行政法人地域医療機能推進機構		
	透析通信システムのリモートメンテナンスに係る契約において、遠隔監視が全く実施されていなかったのに、遠隔監視が実施されたと誤認して検収を行っており、契約金額の支払が不適切	····· 263
株式会社整理回収機構		
	ソフトウェアのライセンスの調達数量が過大	····· 264
日本下水道事業団		
	電気設備工事の契約額が割高	····· 265

２　検査の結果

(2) 不当事項

（目次は 3 ページ）

裁判所

ｅ事件管理システムの設計・開発契約及び改修契約において、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して契約金額を支払い、会計法令に違反

１件　不当金額　１，３８０，８２８，７９０円

1　契約等の概要

(1) RoootS設計・開発契約の概要

最高裁判所（以下「最高裁」という。）は、裁判所職員が利用する事件情報の管理機能等を有するｅ事件管理システム「RoootS」の設計・開発等のために、令和4年4月に「民事訴訟手続のＩＴ化に係るｅ事件管理システムの設計・開発及び賃貸借保守業務」に係る請負契約（契約期間4年4月1日から5年3月31日まで。以下「RoootS設計・開発契約」という。）を契約金額771,100,000円で、一般競争入札により株式会社日立社会情報サービス（以下「会社」という。）との間で締結して、4年11月に、契約金額を29,700,000円増額する変更契約を締結して、5年4月に契約金額の全額を支払っている。

RoootS設計・開発契約に係る仕様書によれば、会社は、4年度に、「RoootS」に係る複数のプログラムを開発の上、各プログラムについて行う単体テスト、及び単体テストを行った各プログラムを結合したプログラムについて行う結合テストまでの作業を実施することとされている。また、成果物として、年次報告書（設計・開発）、基本設計書、詳細設計書、結合テスト品質確認結果報告書（以下「結合テスト報告書」という。）、運用手順書（マニュアル）、保守手順書（マニュアル）（以下、運用手順書（マニュアル）及び保守手順書（マニュアル）を合わせて「マニュアル」という。）等を納入することとされている。

(2) RoootS改修契約の概要

最高裁は、RoootS設計・開発契約により開発した「RoootS」を、国民が訴状等の民事訴訟手続に必要な書面を電子提出する機能、電子化された訴訟記録の保管、権限管理等の機能等を有するｅ提出・ｅ記録管理システム「TreeeS」と連携させる改修のために、5年12月に「民事訴訟手続のデジタル化に係るｅ事件管理システムの改修業務」に係る請負契約（契約期間5年12月25日から7年3月31日まで。以下「RoootS改修契約」という。）を契約金額1,663,085,820円（うち5年度分580,028,790円、6年度分1,083,057,030円）で、随意契約により会社との間で締結して、6年4月に5年度分の契約金額の全額を支払っている。

RoootS改修契約に係る仕様書によれば、会社は、5年度に、要件確認、基本設計等までの作業を実施することとされていて、成果物として、要件定義書一式（修正版）、改修により修正を行った基本設計書等を納入することとされている。

(3) 給付の完了の確認等の概要

国が行う会計経理については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等の会計法令に基づき、行うこととされている。すなわち、支出負担行為担当官等は、請負契約等については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了を確認するために必要な検査を行わなければならないこととなっている（以下、支出負担行為担当官等から検査を命ぜられた者を「検査職員」という。）。検査職員は、契約書、仕様書等の関係書類に基づき検査を行い、検査を完了した場合においては、原則として、検査調書を作成しなければならないこととなっている。また、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して支出負担行為担当官等に提出するものとするとされている。そして、検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないこととなっている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、検査職員による検査は適正に行われているかなどに着眼して、RoootS設計・開発契約及びRoootS改修契約を対象として、最高裁及び会社において、契約書、仕

様書、検査調書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(1) RoootS設計・開発契約

RoootS設計・開発契約について、検査職員は、5年3月31日に提出された成果物の検査を行い、検査に合格したとする検査調書を作成して、最高裁は、これに基づき契約金額800,800,000円を支払っていた。しかし、会社が同日、成果物とともに最高裁に提出した業務完了報告書には「完成した成果物でなくて問題ないか」などと記載されていたことから、結合テスト報告書及びマニュアルについて確認したところ、次のような状況となっていた。

ア　結合テスト報告書

RoootS設計・開発契約に係る仕様書等によれば、結合テストは、単体テストを行った各プログラムを結合したプログラムについて、基本設計書及び詳細設計書に記載された内容を全て満たし、プログラムの品質が担保されていることを確認することを目的として、スケジュール、開始条件、終了条件等を定めた結合テスト計画書に基づいて実施することとされている。結合テストの終了条件は、会社が結合テスト報告書を作成し、その内容について最高裁の承認を得ることとされている。また、結合テスト報告書には、最高裁の承諾欄が設けられており、承認を得たことが確認できるようになっている。

最高裁に提出された結合テスト報告書を確認したところ、結合テストは、5年2月13日から3月20日までの間に実施されており、会社は、結合テスト報告書を同年3月31日に最高裁に提出していた。しかし、結合テスト報告書の承諾欄は空欄となっており、結合テストの終了条件である最高裁の承認を得たことを確認することはできなかった。

そこで、会社において結合テスト報告書の承認状況について確認したところ、会社は、結合テスト報告書について、最高裁に提出はしたものの、承認を得ていないと説明しており、同日に会社が提出した成果物の一つである年次報告書（設計・開発）に、結合テスト報告書について最高裁から承認を得ている旨を記載していなかった。

このため、最高裁が成果物として検査を行い、給付が完了したとする上記年次報告書（設計・開発）の記載等を踏まえると、結合テストについては、終了条件である最高裁の承認を得ておらず、結合テストが終了していなかったと認められた。

なお、5年4月に、開発したプログラムに不具合が多数発生して、結合テスト等が適切に行われていなかったことが判明したため、最高裁は、会社に対してRoootS設計・開発契約の履行の追完として、不具合の解決を行った上で結合テストを再実施することなどを求め、同年8月に結合テスト報告書を再提出させていた。

イ　マニュアル

RoootS設計・開発契約に係る仕様書によれば、成果物として納入されるマニュアルには、「RoootS」を運用するための手順等を記載することとされている。

しかし、5年3月31日に成果物として納入されたマニュアルについて確認したところ、表紙と目次のみとなっていて、具体的な内容が記載されておらず、5年度に作成予定等とされていた。そして、具体的な内容が記載されたマニュアルが実際に提出されたのは7年3月14日であり、成果物の納入期限である5年3月31日を大幅に超過していた。

(2) RoootS改修契約

RoootS改修契約について、検査職員は、6年3月29日に提出された成果物の検査を行い、検査に合格したとする検査調書を作成して、最高裁は、これに基づき5年度分の契約金額580,028,790円を支払っていた。

しかし、会社が同日、成果物とともに最高裁に提出した業務完了報告書には、要件定義書一式（修正版）、改修により修正を行った基本設計書等の完成有無欄にこれらが完成した旨が記載されておらず、現在も整理中であるため現時点版を納入し、完了でき次第、完了版を提出するなどと記載されていた。そして、要件定義書一式（修正版）、改修により修正を行った基本設計書等

の完了版が提出されたのは、要件定義書一式（修正版）については6年9月、改修により修正を行った基本設計書等については7年3月となっており、いずれも成果物の提出期限である6年3月29日を超過していた。

したがって、RoootS設計・開発契約及びRoootS改修契約について、提出された成果物が仕様を満たしていないのに、検査に合格したとする検査調書を作成して、これに基づき契約金額を会社に支払っていた事態は、会計法令に違反していて適正を欠いており、RoootS設計・開発契約及びRoootS改修契約に係る支払額計1,380,828,790円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、最高裁において、給付の完了の確認に当たり、会計法令を遵守して適正な会計経理を行うことについての認識が欠けていたこと、職員に対する教育や指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）及びデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の交付対象事業費の一部が対象外など

４件　不当金額　５２，００２，１０２円

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）及びデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）（以下、これらを合わせて「交付金」という。）は、デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱（令和4年府地創第63号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年府地創第414号等。以下、これらを合わせて「制度要綱」という。）等に基づき、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画及びデジタル実装タイプ実施計画（以下、これらを合わせて「実施計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものであり、交付金の補助率は2分の1等とされている。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、デジタルを活用した地域の課題解決及び魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組、オープンなデータ連携基盤を活用するモデルケースとなり得る取組等を行う事業とされている。交付金の交付対象事業費は、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費とされており、実装を伴わない実証又は調査のみにとどまる事業の経費は、交付金の交付対象外であるとされている。また、サービスの実装とは、地域の課題解決、魅力向上のため、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を行うものであるとされている。さらに、交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、サービスの具体的内容等を実施計画に記載することとされている。

事業主体が都道府県である場合、内閣府本府は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、20都府県及び306市区町村において会計実地検査を行ったところ、1県、3市、計4事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

①　交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
内閣府本府	奈良県	デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）	4	141,916	70,958	28,778	14,389	サービスの実装を伴わない調査のみにとどまる事業に要する費用を交付対象事業費に含めていたもの
群馬県	前橋市	同	4	128,909	64,454	62,930	31,465	サービスの実装を伴わない実証のみにとどまる事業に要する費用を交付対象事業費に含めていたもの
鹿児島県	奄美市	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）	5	4,796	2,398	4,796	2,398	実施計画に基づかない事業に要する費用を交付対象事業費に含めていたもの
計				275,621	137,810	96,504	48,252	

3事業主体は、実施計画に基づく事業を事業費計275,621,360円（交付対象事業費同額）で実施したとして内閣府本府又は2県に実績報告書等を提出し、これにより交付金計137,810,679円の交付を受けていた。

しかし、2事業主体はサービスの実装を伴わない実証又は調査のみにとどまる事業に要する費用を、また、1事業主体は実施計画に基づかない事業に要する費用をそれぞれ交付対象事業費に含めていた。これらのため、交付金相当額計48,252,102円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体(注1)において交付金の制度に対する理解が十分でなかっ

たこと、1事業主体(注2)において実施計画に基づく交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、内閣府本府及び2県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注1）　2事業主体　　奈良県、前橋市
（注2）　1事業主体　　奄美市

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

前橋市は、公共交通機関への満足度が低い状況を変革し地域の移動手段を維持することなどを目的とする「ぐんま共創モビリティ社会推進事業」に係る実施計画を作成している。そして、同市は、当該実施計画に基づき、上記の事業を事業費128,909,355円（交付対象事業費同額）で実施したとして群馬県に実績報告書等を提出し、これにより交付金64,454,677円の交付を受けていた。

しかし、上記事業のうち自動運転バスの導入事業は、自動運転バスの将来的な社会実装を実現するために各種技術の開発及び実証を実施することを目的として、令和5年1月から同年3月までの期間で自動運転バスの運行等を行ったものであり、定期運行のサービスの提供を企図したものではなかった。このため、自動運転バスの導入事業は、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を行うものとはなっておらず、上記事業費のうち、自動運転バスの導入事業に要する費用62,930,000円は、実装を伴わない実証のみにとどまる事業に要する費用であり、交付金の交付の対象とならない。

したがって、上記の費用62,930,000円を除いて適正な交付対象事業費を算定すると65,979,355円となり、これに係る交付金相当額は32,989,677円となることから、交付金交付額64,454,677円との差額31,465,000円が過大に交付されていた。

② 補助の目的を達していなかったもの

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
兵庫県加西市	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）		5	7,500	3,750	7,500	3,750	補助の目的を達していなかったもの

加西市は、令和4年度に実装した地域活性化アプリ（以下「アプリ」という。）に、地域イベントへの参加等に応じて地域独自のマイレージをアプリの利用者に付与する機能（以下「マイレージ付与機能」という。）を追加することにより、利用者の域内周遊及び消費を促進して関係人口の蓄積を図ることを目的として、「地域活性化アプリのマイレージ機能を活用したデジタルマーケティング事業」に係る実施計画を作成している。そして、当該実施計画に基づき、上記の事業を事業費7,500,000円（交付対象事業費同額）で実施したとして兵庫県に実績報告書等を提出し、これにより交付金3,750,000円の交付を受けていた。

同市は、当該実施計画において、アプリの利用者は、取得したマイレージに応じて特別クーポン等の特典（以下「利用者特典」という。）を受けることができるなどとしていた。

しかし、同市は、6年3月にアプリにマイレージ付与機能を追加したものの、利用者特典の提供に向けた協力事業者が見つからなかったことなどから、利用者特典を提供するための仕組みを構築していなかった。そして、マイレージ付与機能による実際のサービス提供を行うことのないまま、予算上の事情等により、7年4月にアプリを廃止していた。

したがって、本件事業により導入したマイレージ付与機能は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金交付額3,750,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において実施計画に基づいて交付金事業を実施することについての検討が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
計				283,121	141,560	104,004	52,002	

地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）により実施した事業の用途に一度も使用されておらず、補助の目的不達成など

３件　不当金額　５４，０４９，９７９円

地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）（以下、これらを合わせて「交付金」という。）は、地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年府地創第34号）、デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱（令和4年府地創第63号。以下、これらを合わせて「制度要綱」という。）等に基づき、地方公共団体が作成した地方創生テレワーク推進実施計画及びデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画（以下、これらを合わせて「実施計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものであり、交付金の補助率は2分の1等とされている。

制度要綱等によれば、交付対象事業及び交付対象事業費は、次のとおりとされている。

ア　交付対象事業は、事業主体が行うサテライトオフィス、シェアオフィス及びコワーキングスペース等の施設整備・運営等の取組、民間のサテライトオフィス等運営事業者等（以下「運営事業者」という。）が行うサテライトオフィス等の施設の開設・運営等への支援（以下「開設支援事業」という。）等である。

イ　交付対象事業費は、サテライトオフィス等の施設整備・運営等の取組や支援に要する経費であり、このうち、開設支援事業の交付対象事業費は、運営事業者が行う施設整備・運営への支援経費及びプロモーション等のソフト経費である。支援経費の内訳は、施設整備・運営を推進するための主たる経費とその利用促進の観点から必要なその他の経費（以下「その他の経費」という。）であり、その他の経費については、支援経費の2割以内で対象とすることができる。

また、地方創生テレワーク交付金交付要綱（令和3年府地創第34号）及びデジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱（令和4年府地創第63号）によれば、事業主体は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用してはならないなどとされている。

事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は、市町村から実績報告書等の提出を受け、交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、22都府県及び329市区町村において会計実地検査を行うとともに、2町に対してウェブ会議システムを活用して説明を聴取するなどして検査したところ、3事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

①　補助の目的を達していなかったなどのもの

部局等	交付金事業者(事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
茨城県	猿島郡境町	地方創生テレワーク交付金	3	79,642	39,821	52,656	26,328	補助の目的を達していなかったもの
鹿児島県	大島郡知名町	デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）	4	106,534	79,900	25,561	19,171	補助の目的を達していなかったなどのもの
計				186,176	119,721	78,217	45,499	

2事業主体は、実施計画に基づく事業を事業費計186,176,200円（交付対象事業費同額）で実施したとして2県に実績報告書等を提出し、これにより交付金計119,721,600円の交付を受けていた。

しかし、2事業主体は、交付対象事業で整備した施設を交付金の交付の目的に反して貸し付けるなどして事業の用途に一度も使用していなかった。このため、交付金相当額計45,499,157円は、補助の

目的を達していないなどしていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、2県において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

境町は、サテライトオフィスを利用する企業等数の増加を図ることなどを目的として、「河岸の街さかいテレワーク推進拠点整備・運営事業」に係る実施計画を作成し、サテライトオフィス3棟の整備等を行っている。同町は、令和4年3月に完了検査を行い、事業費79,642,200円（交付対象事業費同額）で事業を実施したとして実績報告書等を茨城県に提出し、これにより交付金39,821,100円の交付を受けていた。

しかし、同町は、同事業で整備したサテライトオフィス3棟のうち2棟（工事費計52,656,200円）について、個人との間で居住のみを目的とした賃貸借契約を同年4月等に締結して貸付けを行っていてサテライトオフィスの用途に一度も使用しておらず、これに係る交付金相当額26,328,100円は補助の目的を達していなかった。

② 交付金が過大に交付されていたもの

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
島根県	隠岐郡隠岐の島町	地方創生テレワーク交付金	3、4	70,201	35,100	17,103	8,550	交付金が過大に交付されていたもの

隠岐の島町は、実施計画に基づく「隠岐の島町の玄関口におけるワークに重点を置いたワーケーション推進事業」として、カフェスペースを併設したコワーキングスペースを整備する事業（以下「施設整備事業」という。）等を行った運営事業者の支援を行っていた。同町は、施設整備事業に係る経費のうちコワーキングスペースの整備に係る経費を主たる経費、また、カフェスペースの整備に係る経費をその他の経費とするなどして、施設整備事業等の支援を事業費70,201,381円（交付対象事業費同額）で実施したとする実績報告書等を島根県に提出し、これにより交付金35,100,000円の交付を受けていた。

しかし、同町は、交付対象事業費の算定に当たり、コワーキングスペースと同じ建物内にある宿泊施設の整備に要した経費について、実施計画では交付対象事業費としていないのに、その一部を誤って支援経費に含めていた。また、カフェスペースで使用するための厨房機器設備に係る経費は、その他の経費とすべきであるのに、その一部を誤って主たる経費に含めるなどしていた。

そこで、宿泊施設の整備に要した経費を支援経費から除き、厨房機器設備に係る経費の全額をその他の経費に計上した上で、その他の経費を支援経費の2割とするなどして交付対象事業費を改めて算定すると53,098,356円となり、これに係る交付金相当額は26,549,178円となる。

したがって、上記の交付金相当額26,549,178円と交付金交付額35,100,000円との差額8,550,822円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
計				256,377	154,821	95,320	54,049	

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付対象事業費の精算が過大など

２件　不当金額　２，９２４，５５０円

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）（以下「交付金」という。）は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和 5 年府地創第 414 号等。以下「制度要綱」という。）等に基づき、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等に定められた地方再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものであり、交付金の補助率は 2 分の 1 とされている。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業、観光の振興その他の産業の振興に資する事業等とされており、施設整備及び設備整備に要する経費等が対象経費として認められるとされているが、区分所有権の取得を含む用地の取得及び造成に要する経費は、交付金の交付対象としないこととされている。

事業主体が都道府県である場合、内閣府本府は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が 19 都府県及び 308 市町村において会計実地検査を行ったところ、1 県及び 1 市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

①　交付対象事業費を過大に精算していたもの

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
内閣府本府	鳥取県	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	4	159,600	79,800	3,544	1,772	設計業務委託費等の計上額が誤っていたもの

鳥取県は、新産業の創造と転換促進による県内産業の発展、成長段階に応じた切れ目ない支援による中核的牽引企業の育成及び企業成長に向けた人材の確保・スキル転換等を目的として、「未来産業創出プロジェクト」（以下「創出プロジェクト」という。）に係る実施計画を作成している。そして、同県は、当該実施計画に基づき、創出プロジェクトを事業費 159,600,452 円（交付対象事業費同額）で実施したとして内閣府本府に実績報告書等を提出し、これにより交付金 79,800,224 円の交付を受けていた。

しかし、同県は、創出プロジェクトの実績報告書において、鳥取砂丘を活用して県内外の宇宙産業関連企業の実証の場となる月面環境を想定した疑似月面環境実証フィールドを整備する事業費について、実際に要した費用である設計業務委託費 9,755,900 円、実証フィールド整備工事費 6,700,000 円の事業費計 16,455,900 円を計上すべきところ、誤って実施計画の所要見込額 20,000,000 円をそのまま計上していた。

したがって、上記の実際に要した事業費 16,455,900 円に基づき適正な交付対象事業費を算定すると 156,056,352 円となり、これに係る交付金相当額は 78,028,174 円となることから、交付金交付額 79,800,224 円との差額 1,772,050 円が過大に精算されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において交付対象事業費の確認が十分でなかったこと、内閣府本府において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

②　交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
山口県	山口市	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	4	79,819	39,407	2,305	1,152	土地に対する区分所有権の取得に要した費用を交付対象事業費に含めていたもの

山口市は、「まち・ひと・しごと」を市全体で循環させることで、大都市圏への転出超過に歯止めをかけることなどを目的として、「次世代へつなぐ商店街づくり加速化プロジェクト」（以下「加速化プロジェクト」という。）に係る実施計画を作成している。そして、同市は、当該実施計画に基づき、加速化プロジェクトを事業費 79,819,442 円（交付対象事業費同額）で実施したとして山口県に実績報告書等を提出し、これにより交付金 39,407,450 円の交付を受けていた。

同市は、加速化プロジェクトにおいて、合同会社Ａ（以下「会社」という。）が実施する「中心市街地まちなみの魅力向上支援事業」に対する補助として、会社に補助金 22,153,000 円（交付金充当額 20,336,000 円）を交付していた。そして、同市が会社から提出を受けた上記事業の実績報告書には、会社がマンションの 1 階部分を店舗として貸し付けるために、当該マンションの区分所有権を取得することに要した費用 33,229,700 円が事業経費として計上されていた。

しかし、当該マンションの区分所有権には、建物のほか、土地に対する区分所有権も含まれており、土地に対する区分所有権の取得に要した費用 3,457,163 円に対する補助金 2,305,000 円は、交付金の交付対象とならない。

したがって、上記の補助金 2,305,000 円を除いて適正な交付対象事業費を算定すると 76,509,900 円となり、これに係る交付金相当額は 38,254,950 円となることから、交付金交付額 39,407,450 円との差額 1,152,500 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
	計			239,419	119,207	5,849	2,924	

地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）の交付が過大

３件　不当金額　７，４３６，１５２円

地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）（以下、これらを合わせて「交付金」という。）は、地域再生法（平成17年法律第24号）、地方創生拠点整備交付金制度要綱（平成28年府地事第503号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年府地創第414号等。以下、これらを合わせて「制度要綱」という。）等に基づき、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される地方創生の推進に資する施設（以下「整備対象施設」という。）の新築、増築及び改築等の実施に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものであり、交付金の補助率は2分の1とされている。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、地方公共団体が制度要綱等に基づき作成する施設整備計画に記載された施設整備事業及び整備対象施設と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（以下「効果促進事業」という。）等とされており、効果促進事業については、交付対象事業費の2割以内で行われるものとされている。また、外構工事については、基本的には交付金の交付対象とはならないが、効果促進事業の一環として実施する場合には交付対象になるとされている。

事業主体が都道府県である場合、内閣府本府は都道府県から実績報告書等の提出を受け、また、事業主体が市町村（特別区を含む。以下同じ。）である場合、都道府県は市町村から実績報告書等の提出を受け、それぞれ交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

本院が、20都府県及び305市区町村において会計実地検査を行ったところ、1県、1市、1町、計3事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
内閣府本府	高知県	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）	4	163,216	81,608	3,264	1,632	外構工事等に要する費用を施設整備事業に係る経費に含めていたもの
岩手県花巻市		地方創生拠点整備交付金	3	73,810	29,448	4,363	2,181	外構工事に要する費用を施設整備事業に係る経費に含めていたもの
茨城県猿島郡境町		同	3、4	352,200	176,100	7,244	3,622	同
計				589,226	287,156	14,872	7,436	

3事業主体は、施設整備計画に基づく事業を事業費計589,226,712円（交付対象事業費計574,312,712円）で実施したとして内閣府本府又は2県に実績報告書等を提出し、これにより交付金計287,156,356円の交付を受けていた。

しかし、3事業主体は、交付対象事業費の算定に当たり、誤って、外構工事等を効果促進事業ではなく施設整備事業の一環として実施したとして、これらに要する費用を施設整備事業に係る経費に含めていた。

そこで、外構工事等に要する費用を施設整備事業に係る経費から除いて効果促進事業に係る経費に計上し、効果促進事業に係る経費を交付対象事業費の2割とするなどして交付対象事業費を改めて算定すると計559,440,410円となり、これに係る交付金相当額は計279,720,204円となる。

したがって、上記の交付金相当額279,720,204円と交付金交付額287,156,356円との差額7,436,152

円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、内閣府本府及び2県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

花巻市は、施設整備計画に基づき、人とモノの交流を核とした地域の拠点づくりをすることを目的として、「中心商店街の賑わいづくり拠点「まちの駅いしどりや酒蔵交流館」の再整備」を事業費 73,810,000 円（交付対象事業費 58,896,000 円）で実施したとして岩手県に実績報告書等を提出し、これにより地方創生拠点整備交付金 29,448,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、外構工事については、基本的には交付金の交付対象とはならず、効果促進事業の一環として実施する場合に交付対象になるとされているのに、誤って、構内舗装等の外構工事を効果促進事業ではなく施設整備事業の一環として実施したとして、外構工事に要する費用 3,784,000 円を施設整備事業に係る経費に含めていた。

そこで、外構工事に要する費用を施設整備事業に係る経費から除いて効果促進事業に係る経費に計上し、効果促進事業に係る経費を交付対象事業費の 2 割とするなどして交付対象事業費を改めて算定すると 54,532,500 円となり、これに係る交付金相当額は 27,266,250 円となる。

したがって、上記の交付金相当額 27,266,250 円と交付金交付額 29,448,000 円との差額 2,181,750 円が過大に交付されていた。

内閣府（消費者庁）

消費生活相談機能強化促進等補助金により実施した事業の補助対象経費の一部が対象外

１件　不当金額　３６１，９００，４１３円

消費生活相談機能強化促進等補助金（以下「補助金」という。）は、消費生活相談機能強化促進等補助金交付要綱（令和５年消費者庁長官決定。以下「補助金交付要綱」という。）等に基づき、霊感商法等の悪質商法への対策の充実や被害者救済の観点から、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）等の機能強化促進等を図ることを目的として、国がセンター等に対して、センター等が行うデジタル化を通じた対応能力の強化や業務処理能力向上のための情報システムの構築、相談情報を収集・保存しているシステムの維持等の業務等を実施するために必要な経費を補助するものである。

補助金交付要綱によれば、補助対象経費は、センター等が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として消費者庁長官が認める経費とされており、補助金の額は定額とされている。

消費者庁は、センター等から実績報告書の提出を受けたときは、補助金の額の確定に当たってその内容等を審査することとなっている。

また、センターに対しては、補助金とは別に、毎年度、その運営に要する経費について、国から独立行政法人国民生活センター運営費交付金（以下「運営費交付金」という。）が交付されている。そして、センターの中期計画で定められている運営費交付金の算定ルールによれば、前年度から継続して実施する事業（以下「継続事業」という。）に係る経費は、運営費交付金の算定対象とされている。このため、継続事業に係る経費は、補助事業を実施するために必要な経費には該当しない。

本院が、消費者庁及びセンターにおいて会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等相当額
			千円	千円	千円	千円
消費者庁	独立行政法人国民生活センター	5	1,035,076	896,690	500,287	361,900

センターは、センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースである全国消費生活情報ネットワークシステム（Practical Living Information Online Network System。以下「ＰＩＯ－ＮＥＴ」という。）の刷新事業、ＰＩＯ－ＮＥＴを維持管理するための事業（以下「維持事業」という。）等を事業費1,035,076,887円（補助対象経費同額、国庫補助金896,690,196円）で実施したとする実績報告書を提出して、同庁から同額の補助金の交付を受けていた。

このうち維持事業に係る経費は、センターが令和元年度及び２年度に締結したＰＩＯ－ＮＥＴに係るＰＣ及び周辺機器一式の賃貸借契約等に基づく支払額のうち５年度分の支払額500,287,104円（補助対象経費同額、国庫補助金361,900,413円）である。センターは、当該賃貸借契約等に基づく支払額のうち２年度分から４年度分までについては、各年度に運営費交付金を財源に支払っていたが、５年度分については、補助金交付要綱において、相談情報を収集・保存しているシステムの維持業務を実施するために必要な経費が補助対象とされていたことから、上記の事業費に含めていた。なお、センターは、6、7両年度分についても、運営費交付金を財源に支払っていた。

しかし、上記の賃貸借契約等に基づく５年度分の支払額は、それぞれ元年度から７年度まで又は２年度から８年度までの長期継続契約に基づく支払額であり、継続事業に係る経費であることから５年度の運営費交付金の算定に含まれていて、補助事業を実施するために必要な経費に該当しない。

したがって、維持事業に係る経費 500,287,104 円は補助の対象とは認められず、これに係る補助金 361,900,413 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて補助金の補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、消費者庁において本件補助事業に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

地方消費者行政強化交付金により実施した事業の交付対象経費の精算が過大

１件　不当金額　１９，１２９，１８３円

地方消費者行政強化交付金（以下「国庫交付金」という。）は、地方消費者行政強化交付金交付要綱（平成 30 年消教地第 73 号）等に基づき、消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作りなどによる消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組等を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的として、国が、都道府県等の消費者行政の推進等のために必要な経費を対象として交付するものである。

都道府県は、管内市町村等が行う事業を含めた事業の実施に必要な経費等を示した事業計画を策定し、消費者庁長官の審査を受けた上で、国庫交付金の交付を受け、当該事業計画の範囲内で、管内市町村等が行う事業に必要な経費に対して交付金（以下「間接交付金」という。）を交付している。また、都道府県は、管内市町村等から実績報告書の提出を受けたときは、間接交付金の額の確定に当たってその内容等を審査することとなっている。

同交付要綱等によると、市町村等が行う事業のうち消費生活相談体制整備事業（以下「相談体制整備事業」という。）の交付対象経費は、消費生活相談員（以下「相談員」という。）の配置・増員に係る給与等の経費、報酬引上げに係る経費等となっている。また、「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」（以下「問題解決力強化事業」という。）の交付対象経費は、消費者被害の未然防止・拡大防止等により消費者の安全・安心を確保する事業等の実施に必要な経費となっている。そして、同交付要綱等によれば、間接交付金の交付額は、これらの交付対象経費の実支出額を基に算定した額とされ、交付の条件として、間接交付金に係る経理と他の経理は区別しなければならないこととされている。

本院が、8 道県 31 市 2 広域連合において会計実地検査を行ったところ、1 市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
消費者庁	北海道札幌市		元～6	87,358	87,358	19,129	19,129

札幌市は、令和元年度から 6 年度までの間の各年度において、相談体制整備事業の一部として、障がい者等を消費者被害から守るために支援対象者の自宅への訪問による実態調査等の業務に専任する相談員を配置する事業（以下「専門推進員配置事業」という。）を、また、問題解決力強化事業の一部として、障がい者等を見守る関係機関等に対する啓発講座や研修等を行う事業（以下「研修事業」という。）をそれぞれ実施していた。同市は、専門推進員配置事業及び研修事業の実施に当たり、随意契約により、同市の単独事業と合わせて業務を委託する契約を公益社団法人札幌消費者協会（以下「協会」という。）と締結していた。また、同市は、3、4、6 各年度において、相談体制整備事業の一部として、協会における相談員の報酬を改善する事業を実施していた。

同市は、これらの事業に係る交付対象経費を計 87,358,210 円とする実績報告書を北海道に提出し、同額の間接交付金（国庫交付金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、同市は各事業の実施に当たり、間接交付金に係る経理とその他の経理を区別していなかった。このため、同市が各事業に係る交付対象経費として計上した額は、実支出額を基に算定した額でなく、同市が予算編成時に用いた想定数量、想定単価等を基に作成した予定価格の積算内訳書等を基に算定するなどした見込額となっていて、事業の実施に必要な経費とは認められないものであった。

したがって、協会の決算資料等から実際に各事業に要したと認められる経費を集計するなどして、適正な交付対象経費を算定すると計 68,229,027 円となり、前記の交付対象経費 87,358,210 円との差額 19,129,183 円が過大に精算されていて、これに係る間接交付金相当額 19,129,183 円（国庫交付金

相当額同額）が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付対象経費を実際に要した経費に基づいて適切に計上することについての認識が欠けていたこと、北海道において間接交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

内閣府（こども家庭庁）

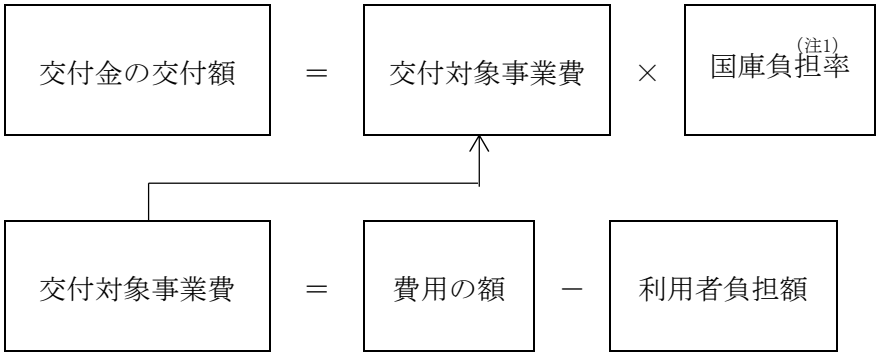
子どものための教育・保育給付交付金の経理が不当

１件　不当金額　２２，４５０，３１９円

1　交付金の概要

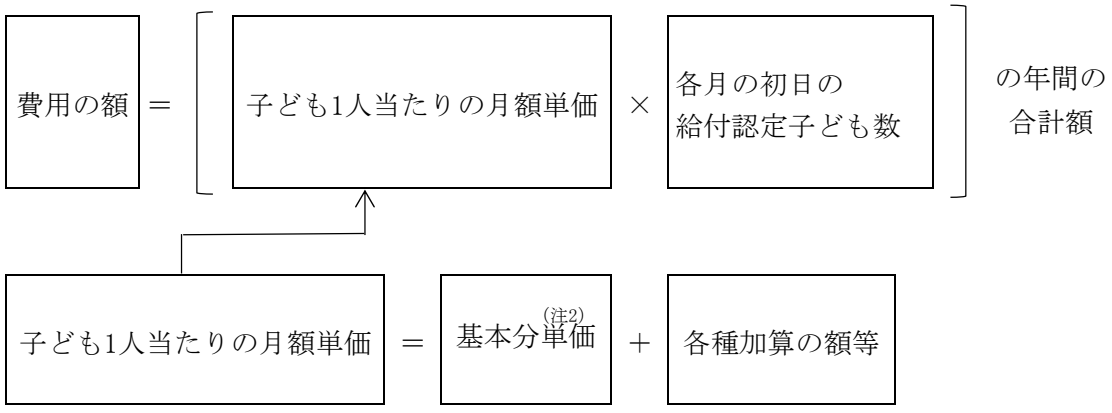
子どものための教育・保育給付交付金（以下「交付金」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づき、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども（以下「給付認定子ども」といい、このうち教育給付の認定を受ける子どもを「1号認定子ども」という。）に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等（以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。）が教育又は保育を実施する際に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（令和5年こ成保第51号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



（注1）　国庫負担率　　令和5年度は1/2又は58.23/100

上記の費用の額は、次のとおり、基本分単価や各種加算の額等に、各月の初日の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることとなっている。ただし、1号認定子どもについては、費用の額に一定の率（令和5年度は1000分の744）を乗じて当該合計額を減額することとなっている。



（注2）　基本分単価　　民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている単価

また、市町村は、交付金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、交付対象事業費の算定は適切に行われているかなどに着眼して、19都道府県の80事業主体において、5年度又は6年度に交付された交付金を対象として、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

岩手県滝沢市は、5年度の交付金の交付対象事業費を2,238,188,348円と算定して、事業実績報告書を岩手県に提出し、これにより交付金1,213,175,956円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付対象事業費の算定に当たり、1号認定子どもについて、費用の額に一定の率を乗じて減額すべきであったのに、誤って、これをしていなかったことなどから、費用の額を75,005,814円過大に算定するなどしていた。

したがって、適正な交付対象事業費を算定すると2,189,071,384円となり、前記の交付対象事業費2,238,188,348円との差額49,116,964円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額22,450,319円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、交付対象事業費の算定に当たり、同市において費用の額の算定等の際に確認が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

総務省

特別交付税の交付が過大

１件　不当金額　９，９７５，０００円

1　特別交付税の概要

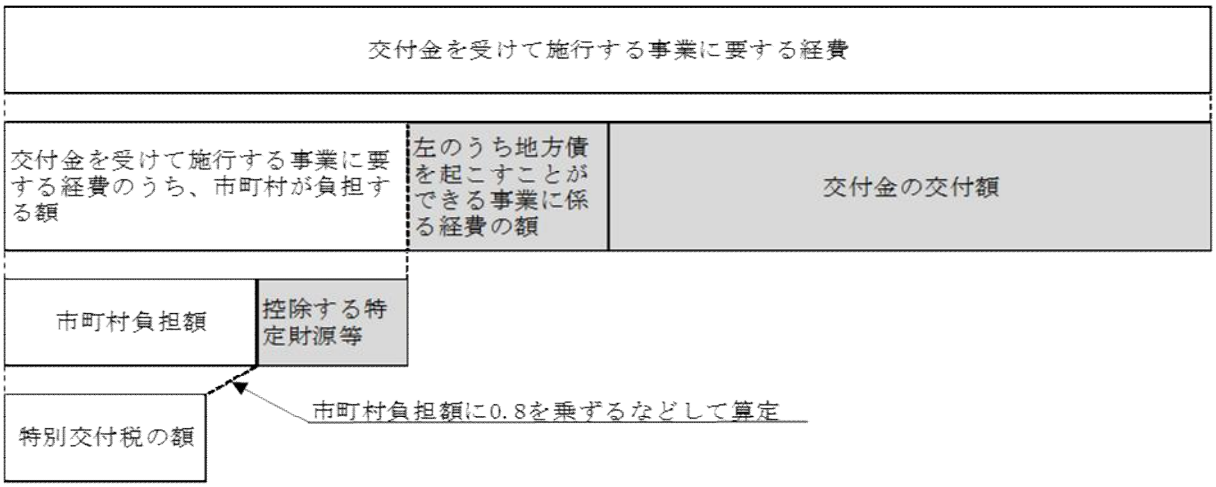
総務省は、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号。以下「省令」という。）において、特別の財政需要として算定の対象となる事項（以下「算定事項」という。）ごとに定められている。算定事項には、地方創生の推進に要する経費（以下「地方創生経費」という。）等がある。

地方交付税法等に基づき、市町村は当該市町村に該当する算定事項ごとに特別交付税の額の算定に用いる資料（以下「算定資料」という。）等を作成して都道府県に提出することとなっており、都道府県は管内市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付することなどとなっている。そして、同省は、都道府県から送付された算定資料等により、各地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等（以下「省令等」という。）によれば、特別交付税の額の算定は市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとに定められている（以下、特別交付税の額の算定の対象となる市町村が負担する額を「市町村負担額」という。）。そして、地方創生経費については、デジタル田園都市国家構想交付金（以下「交付金」という。）を受けて施行する事業に要する経費のうち、交付金の交付額及び地方債を起こすことができる事業に係る経費を除いた額から、更に特定財源等を控除した額を市町村負担額とすることなどとされている（図参照）。

図　特別交付税の額の算定に係る概念図（地方創生経費の例）



2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかなどに着眼して、総務本省、1 県及び 5 府県の 7 市において、令和 4 年度から 6 年度までの間に交付された特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

鹿児島県鹿児島市は、5 年度に、地方創生経費の算定資料等の作成に当たり、市町村負担額を 28,370,000 円として、地方創生経費に係る算定額を含む特別交付税 2,271,282,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、同年度の交付金事業として実施した公共施設整備事業が、地方創生経費の算定の対象とならない地方債を起こすことができる事業であったにもかかわらず、同事業に係る経

費を誤って地方創生経費の算定の対象としていたため、地方創生経費に係る市町村負担額19,184,000円が過大となっていた。

したがって、適正な市町村負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると 2,261,307,000 円となり、前記の交付を受けていた特別交付税 2,271,282,000 円との差額 9,975,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において省令等の理解及び算定資料等の確認が十分でなかったこと、鹿児島県において算定資料等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

総務省

震災復興特別交付税の交付が過大

７件　不当金額　５６，３３９，０００円

1　震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」（平成23年法律第41号）に基づき、東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税（以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。）を平成23年度から交付している。

総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」（平成23年総務省令第155号）等を23年度以降毎年度制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項（以下「算定事項」という。）を定めている（以下、23年度から令和6年度までの毎年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。）。算定事項の主なものには、国の補助金等（復興特交省令の別表に定められた補助金等（東日本大震災復興交付金、災害公営住宅特別家賃低減対策費補助等））を受けて施行する事業に要する経費のうち各道府県又は各市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額（以下「地方負担額」という。）等がある。復興特交省令等によれば、東日本大震災復興交付金を受けて施行する事業に要する経費のうち、公営住宅建設事業債の対象となる災害公営住宅整備事業等に係る地方負担分（以下「災害公営住宅事業地方負担分」という。）は、震災復興特別交付税の算定の対象とならないこととされている。

地方交付税法等に基づき、道府県は当該道府県に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料（以下「算定資料」という。）等を作成して総務省に提出することとなっている。また、市町村は、当該市町村に該当する算定事項ごとに算定資料等を作成して、都道府県に提出することとなっており、都道府県は、管内市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付することなどとなっている。同省は、提出等された算定資料等に基づき、算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

震災復興特別交付税の額は、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の見込額等を用いることなどにより算定することとされている。また、算定の基礎となる経費が実際に要した経費を上回ったことなどにより、過年度の震災復興特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該過大算定額に相当する額を震災復興特別交付税の額から減額すること（以下「減額調整」という。）とされている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、震災復興特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、平成24年度から令和6年度までの間に交付された震災復興特別交付税計139,526,979,000円を対象に、総務本省、岩手県及び6市町において、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、岩手県及び5市町(注)において、算定資料等の作成に当たり、地方負担額の算定の基礎となる国の補助金等の交付対象事業費の算定が適切でなかった。また、岩手県九戸郡洋野町において、算定資料等の作成に当たり、震災復興特別交付税の算定の対象とならない経費である災害公営住宅事業地方負担分を含めていた。さらに、福島県双葉郡浪江町においては、補助事業により整備した住宅敷地について、補助金の額の確定後に譲渡したのに、これに係る国庫納付を行っていなかったことに伴い、過年度の震災復興特別交付税の額の算定の基礎となる経費が実際に要した経費を上回っていたのに減額調整を行っていなかった。これらのことから、岩手県及び6市町

に交付された震災復興特別交付税139,526,979,000円のうち計56,339,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

（注） 5市町 陸前高田、釜石、多賀城各市、下閉伊郡山田、双葉郡浪江両町

このような事態が生じていたのは、岩手県及び 5 市町において地方負担額の算定の基礎となる交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、洋野町において震災復興特別交付税の算定対象についての理解が十分でなかったこと、浪江町において補助事業により整備した住宅敷地の譲渡に当たり必要な手続についての理解が十分でなかったこと、岩手県において洋野町から提出された震災復興特別交付税の算定資料の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を県別・交付先別に示すと次のとおりである。

県名	交付先	算定事項	年度	震災復興特別交付税交付額	過大に交付された震災復興特別交付税の額	摘要
				千円	千円	
岩手県	岩手県	災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	3～5	3,633,941	12,315	交付対象事業費の算定が適切でなかったもの
同	陸前高田市	東日本大震災復興交付金、災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	平成29～令和6	51,001,068	5,656	同
同	釜石市	同	平成27～令和6	37,339,342	19,371	同
同	下閉伊郡山田町	災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	4、5	137,271	2,107	同
同	九戸郡洋野町	東日本大震災復興交付金	24～26	768,676	10,153	算定の対象とならない経費を含めていたもの
宮城県	多賀城市	同	2	925,509	2,985	交付対象事業費の算定が適切でなかったもの
福島県	双葉郡浪江町	同	平成26～令和5	45,721,172	3,752	交付対象事業費の算定が適切でなかったものなど
計				139,526,979	56,339	

（岩手県、陸前高田市、釜石市、下閉伊郡山田町の事態については、後掲 178 ページの国土交通省の項「災害公営住宅の特別減額事業に係る事業費の算定が不適切」を、多賀城市の事態については、後掲 184 ページの同省の項「災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切」を、双葉郡浪江町の事態については、後掲 182 ページの同省の項「東日本大震災復興交付金（防災集団移転促進事業）の交付が過大など」をそれぞれ参照）

財務省

租税の徴収額に過不足

１件　不当金額　２４２，５１９，７２４円

1　租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

令和7年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は112兆4895億余円となっている。このうち源泉所得税及復興特別所得税(注1)（以下「源泉所得税」という。）は23兆0998億余円、申告所得税及復興特別所得税（以下「申告所得税」という。）は5兆1604億余円、法人税は23兆3771億余円、相続税・贈与税は4兆0966億余円、消費税及地方消費税（以下「消費税等」という。）は46兆1013億余円となっていて、これら各税の合計額は101兆8354億余円となり、全体の90.5％を占めている。

（注1）　復興特別所得税　　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1％相当額を上乗せする形で課税するもの

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、全国の12国税局等及び524税務署のうち12国税局等及び59税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行うとともに、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき、上記の524税務署から提出された証拠書類等により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、58税務署において、納税者92人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、93事項計239,138,724円（元年度から7年度まで）不足しており、また、3事項計3,381,000円（4、5両年度）過大になっていて、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表　税目別の徴収過不足額等

税目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額（△）
		円		円
源泉所得税	1	1,147,524	－	－
申告所得税	25	49,559,500	1	△ 815,500
法人税	42	95,914,800	－	－
相続税・贈与税	7	24,109,300	1	△ 600,000
消費税	14	65,280,400	1	△ 1,965,500
地方法人税	4	3,127,200	－	－
計	93	239,138,724	3	△ 3,381,000

（注）　地方法人税　　地方法人税法（平成26年法律第11号）に基づく税目であり、地方交付税の財源を確保するために、法人税額の10.3％相当額を課税するもの

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、58 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤っているのに、これを見過ごし、法令等の適用の検討が十分でなく、又は課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この 96 事項のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア　源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が 1 事項あった。これは、配当に関する事態である。

配当の支払者は、支払の際に、源泉所得税を徴収して法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっており、法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。また、自己株式の取得（市場取引による取得等を除く。以下同じ。）に際して、その対価として金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本金等の額を超える部分の金額は、配当とみなされることとなっている。

この配当に関して、納付した源泉所得税額が、自己株式の取得による配当とみなされる金額に所定の税率を乗じて計算した金額と比べて過小となっているのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、その差額について納税の告知をしておらず徴収不足になっていた事態が 1 事項 1,147,524 円あった。

イ　申告所得税

申告所得税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が 26 事項あった。この内訳は、譲渡所得に関する事態が 13 事項、不動産所得に関する事態が 5 事項及びその他に関する事態が 8 事項である。

(ｱ) 譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費、譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その資産の取得に要した金額等（以下「取得価額」という。）とし、その資産が建物等の減価償却資産の場合は、その取得の日から譲渡の日までの間において、不動産所得等を生ずべき業務の用に供されていた期間又は当該業務の用に供されていない期間の区分に応じて定められた所定の方法により計算した償却費の累積額を取得価額から控除した金額（以下「未償却残高」という。）とすることとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が 12 事項計 15,451,500 円、徴収過大になっていた事態が 1 事項 815,500 円あった。その主な内容は、譲渡した建物等が上記の業務の用に供されていたにもかかわらず、当該業務の用に供されていない場合に該当するとして計算した未償却残高を取得費として譲渡所得の金額の計算上過大に控除しているのに、これを見過ごしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ｲ) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が、不動産所得について、収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合には、不動産所得の計算上、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を上回るときに生ずる消費税等の還付金を総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が 5 事項計 19,543,200 円あった。その主な内容は、収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 1＞　消費税等の還付金を総収入金額に算入していなかった事態

納税者Ａは、令和 5 年分の申告に当たり、不動産所得の総収入金額を 139,357,175 円として、この金額の中に消費税等の還付金を含めていなかった。そして、この金額から必要経費等を差し引き不動産所得の金額を 20,020,457 円としていた。

しかし、納税者Ａは不動産所得に係る収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っており、5 年 5 月に納税者Ａに対して消費税等の還付金 11,768,382 円が支払われていた。したがって、この消費税等の還付金を不動産所得の総収入金額に算入すると、不動産所得の金額は 31,788,839 円となり、11,768,382 円過小となっているのに、税務署において課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、申告所得税額 4,806,000 円が徴収不足になっていた。

(ｳ) その他に関する事態

(ｱ)及び(ｲ)のほか、事業所得等に関して、徴収不足になっていた事態が 8 事項計 14,564,800 円あった。

ウ　法人税

法人税に関して徴収不足になっていた事態が 42 事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関する事態が 31 事項、交際費等の損金不算入に関する事態が 6 事項及びその他に関する事態が 5 事項である。

(ｱ) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額の算定に当たり、法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。これらの特別控除の一つとして、青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額（以下「雇用者給与等支給額」という。）が前事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額（以下「比較雇用者給与等支給額」という。）を上回ることなどの要件を満たすときは、当該事業年度の法人税額の 100 分の 20 相当額又は雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（以下「雇用者給与等支給増加額」という。）の 100 分の 15 相当額のいずれか少ない金額を法人税額から控除できることなどとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が 31 事項計 69,264,400 円あった。その内容は、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の金額を誤っていたため、雇用者給与等支給増加額が適正でなく、法人税額の特別控除額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 2＞　給与等の引上げを行った場合等の法人税額の特別控除額の算定を誤ったため、法人税額から控除する金額が過大となっていた事態

Ｂ会社は、令和 3 年 1 月から 12 月までの事業年度分の申告に当たり、雇用者給与等支給額 1,475,025,435 円が比較雇用者給与等支給額 1,067,407,797 円を上回るなどとして、雇用者給与等支給増加額 407,617,638 円の 100 分の 15 相当額の 61,142,645 円を法人税額から控除していた。

しかし、Ｂ会社は、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の金額を誤っており、適正な雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、それぞれ 1,406,305,866 円及び 1,067,322,234 円であった。したがって、適正な雇用者給与等支給増加額は 338,983,632 円と算出され、法人税額の特別控除額はその 100 分の 15 相当額の 50,847,544 円となり、10,295,101 円過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額 10,295,100 円が徴収不足になっていた。

(ｲ) 交際費等の損金不算入に関する事態

事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人等にあっては所定の方法で計算した金額（以下「資本相当額」という。））が 100 億円以下の法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の 100 分の 50 に相当する金額（以下「接待飲食費損金算入基準額」という。）を超える部分の金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととなっている。ただし、投資法人等を除く法人のうち事業年度終了の日における資本相当額が 1 億円以下であるもの（一定の法人を除く。）については、接待飲食費損金算入基準額に代えて、交際費等の額のうち年当たり 800 万円の定額控除限度

額までの金額を損金の額に算入するとともに、これを超える部分の金額を損金の額に算入しないことができることとなっている。

資本相当額については、資本又は出資を有しない法人の場合、事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除するなどした金額の100分の60に相当する金額等とすることとなっている。

この交際費等の損金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計5,109,400円あった。その内容は、資本又は出資を有しない法人が、資本相当額が1億円以下である場合の規定を適用して、交際費等の額のうち定額控除限度額までの金額を損金の額に算入していたが、資本相当額を計算すると1億円を超えるため、交際費等の額のうち接待飲食費損金算入基準額を超える部分の金額が損金に算入しない額となって、損金に算入する額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ｳ) その他に関する事態

(ｱ)及び(ｲ)のほか、特別償却の規定の適用等に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計21,541,000円あった。

その内容は、青色申告書を提出する中小企業者(注2)等のうち中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する経営力向上計画について経済産業大臣等の認定を受けた法人が、特定経営力向上設備(注3)等を取得した場合の特別償却の規定の適用を誤り、当該規定の適用はできないのに、これを見過ごしたため、損金に算入する額を過大のままとしていたものなどである。

（注2） 中小企業者等　資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（当該法人の発行済株式総数等の2分の1以上を同一の大規模法人が所有しているなどの法人を除く。）、農業協同組合等

（注3） 特定経営力向上設備等　生産等設備を構成する機械装置等で、経済産業大臣等の認定を受けた経営力向上計画に記載された経営力向上設備等に該当するなどのもの

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の規定の適用を誤ったため、損金に算入する額が過大となっていた事態

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合については、特別償却の規定のほかに、法人税額の特別控除の規定も設けられており、同一の特定経営力向上設備等について特別償却又は法人税額の特別控除の規定のいずれかを選択して適用することができることとなっている。そして、上記の特別償却又は法人税額の特別控除の規定の適用を受けるためには、適用を受けようとする特定経営力向上設備等が記載された経営力向上計画等を確定申告書等に添付しなければならないことなどとなっている。

C会社は、令和4年8月から5年7月までの事業年度分の申告に当たり、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却の規定を適用して、当該事業年度に取得した機械装置及び器具備品4台（取得価額計25,700,000円）について、特別償却の金額計23,596,664円を損金の額に算入していた。

しかし、C会社は、上記4台のうち1台（取得価額12,000,000円）について、前記法人税額の特別控除の規定を重複して適用しており、残りの3台（取得価額計13,700,000円）については、当該機械装置等が記載された経営力向上計画を確定申告書に添付していなかった。したがって、これら4台のいずれについても特別償却の規定の適用はできないことから、上記特別償却の金額23,596,664円は損金の額に算入できず、当該事業年度分の所得の金額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額5,474,300円が徴収不足になっていた。

エ　相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が8事項あった。この内訳は、相続税については、相続税額の加算に関する事態が1事項及びその他に関する事態が4事項、贈与税については、非課税の特例に関する事態が3事項である。

(ｱ) 相続税

a　相続税額の加算に関する事態

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。そして、財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合には、所定の方法により計算した金額にその100分の20に相当する金額を加算するなどした金額をその者の相続税額とすることとなっている。ただし、被相続人の養子となっている孫は、相続税額の計算に当たっては一親等の血族に含まない

ものとすることとなっている。

この相続税額の加算に関して、徴収不足になっていた事態が1事項8,338,200円あった。その内容は、相続により財産を取得した者が被相続人の養子となった孫であるため、上記のとおり相続税額を加算することとなっているにもかかわらずこの加算をしていないのに、税務署において法令等の適用の検討が十分でなかったため、相続税額を過小のままとしていたものである。

b　その他に関する事態

aのほか、相次相続控除、有価証券の価額及び障害者控除額の計算に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計13,396,100円、徴収過大になっていた事態が1事項600,000円あった。

(ｲ) 贈与税

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産が直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金(注4)であり、その全額を住宅用家屋の取得の対価に充てて当該住宅用家屋の取得をした場合であるなどの要件を満たすときは、当該住宅取得等資金のうち一定の額までの金額を贈与税の課税価格に算入しない特例（以下「非課税の特例」という。）が設けられている。

この非課税の特例に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計2,375,000円あった。その主な内容は、直系尊属から住宅用家屋の取得日よりも後に贈与を受けた金銭は住宅取得等資金には該当しないにもかかわらず、当該金銭を住宅取得等資金として非課税の特例を誤って適用しているのに、これを見過ごしたため、贈与税の課税価格を過小のままとしていたものである。

（注4）　住宅取得等資金　　自己の居住の用に供する家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供している家屋の増改築等の対価に充てるための金銭

オ　消費税

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が15事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が11事項、納税義務の免除に関する事態が2事項及びその他に関する事態が2事項である。

(ｱ) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間(注5)における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。ただし、居住用賃貸建物に係る消費税額については、課税仕入れに係る消費税額として控除できないこととなっている。

（注5）　課税期間　　納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が11事項計51,866,800円あった。その内容は、居住用賃貸建物に係る消費税額を課税仕入れに係る消費税額として課税売上高に対する消費税額から控除しているのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものなどである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例4＞　課税仕入れに係る消費税額の控除額の計算を誤っていたため、控除額が過大となっていた事態

納税者Ｄは、令和4年1月から12月までの課税期間分の申告に当たり、事業用建物の取得等に係る消費税額の全額を含む課税仕入れに係る消費税額のうち7,019,331円を課税売上高に対する消費税額から控除していた。

しかし、納税者Ｄの申告所得税の申告書に添付された書類によれば、上記の事業用建物には、居住用賃貸建物が含まれており、当該建物に係る消費税額は課税仕入れに係る消費税額として控除できないものであった。このため、当該建物に係る消費税額を除くなどして課税仕入れに係る消費税額の控除額を適正に計算すると1,838,751円となるのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額が過大となり、消費税額5,180,600円が徴収不足になっていた。

(ｲ) 納税義務の免除に関する事態

事業者は、課税期間の基準期間（個人事業者は課税期間の前々年、法人は課税期間の前々事業年度）における課税売上高が1000万円以下の場合は、原則として、課税期間の課税

売上げについて納税義務が免除されることとなっている。

この納税義務の免除に関して、徴収不足になっていた事態が 2 事項計 7,716,300 円あった。その内容は、基準期間の課税売上高が 1000 万円を超えていて納税義務が免除されないため申告の必要があるのに、これを見過ごしたため、消費税を課していなかったものなどである。

(ｳ) その他に関する事態

(ｱ)及び(ｲ)のほか、課税売上高の計上等に関して、徴収不足になっていた事態が 1 事項 5,697,300 円、徴収過大になっていた事態が 1 事項 1,965,500 円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税贈与税		消費税		地方法人税		計	
		事項数	徴収不足徴収過大(△)千円	事項数	徴収不足徴収過大(△)千円	事項数	徴収不足徴収過大(△)千円	事項数	徴収不足徴収過大(△)千円	事項数	徴収不足徴収過大(△)千円	事項数	徴収不足徴収過大(△)千円	事項数	徴収不足徴収過大(△)千円
札幌国税局	3			1	689	1	563			1	1,526			3	2,779
仙台国税局	5			5	6,620	1	5,034			3	12,669			9	24,324
関東信越国税局	10	1	1,147	3 1	2,838 △815	12	24,296			3	3,766	1	840	20 1	32,888 △815
東京国税局	23			11	33,663	19	50,005	3	9,578	4 1	8,270 △1,965	3	2,286	40 1	103,804 △1,965
金沢国税局	1							1	1,135					1	1,135
名古屋国税局	8			1	927	7	12,549	3	13,396	2	38,322			13	65,195
大阪国税局	3			2	3,650	1	1,617							3	5,267
広島国税局	2			1	603					1	725			2	1,328
福岡国税局	1			1	567									1	567
沖縄国税事務所	2					1	1,848	1	△600					1 1	1,848 △600
計	58	1	1,147	25 1	49,559 △815	42	95,914	7 1	24,109 △600	14 1	65,280 △1,965	4	3,127	93 3	239,138 △3,381

財務省

旧令共済組合補助事業の実施に当たり、旧令共済組合年金等交付金の交付が過大

１件　不当金額　２８，６９５，４３０円

1　交付金の概要

旧令共済組合年金等交付金（以下「交付金」という。）は、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」（昭和25年法律第256号。以下「特別措置法」という。）等に基づき、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が特別措置法第8条に規定する旧陸軍共済組合等の年金受給者に年金等を支給する業務及びガス障害者(注)に対する療養に関する業務（以下、これらを合わせて「旧令補助事業」という。）を行う場合に、国が、旧令補助事業に要する費用を対象として交付するものである。

（注）　ガス障害者　　旧陸軍造兵廠忠海製造所等の従業員で、連合会の理事長がガス障害により療養を要する者として裁定した者

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等によれば、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは補助事業等の成果を記載した実績報告書を各省各庁の長に提出しなければならないこととされている。また、各省各庁の長は、交付金の額の確定に当たって提出された実績報告書の内容を審査することとされている。そして、財務省は、旧令補助事業が工事に係るものにあっては、実績報告書に記載することとされている旧令補助事業の成果は事業実施年度末における工事の出来高であるとしている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、旧令補助事業に要する費用の算定が適切に行われているかなどに着眼して、財務本省及び連合会において、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

連合会は、令和6年度に旧令補助事業を事業費計548,990,267円（交付対象事業費同額）で実施したとする実績報告書を財務本省に提出して、交付金計548,990,267円の交付を受けていた。そして、連合会は、実績報告書等において、交付対象事業費のうちガス障害者に対する療養に関する業務を実施する医療機関の修繕工事（以下「本件工事」という。）に係る交付対象事業費を28,776,000円であるとしていた。

しかし、本件工事は、工期が事業実施年度から翌年度までの複数年度にわたる契約に基づくもので、上記の交付対象事業費28,776,000円は、工事の契約相手方に支払った前払金の額を計上したものであり、工事の出来高を計上したものではなかった。そして、上記の交付対象事業費28,776,000円のうち、本件工事の6年度末における出来高は80,570円であった。

したがって、本件工事に係る適正な交付対象事業費は旧令補助事業の成果である上記の出来高80,570円となることから、前記の交付対象事業費548,990,267円は28,695,430円過大となっており、同額の交付金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において実績報告書に記載すべき交付対象事業費についての理解が十分でなかったこと、財務本省において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

財務省

職員の不正行為

１件　不当金額　６，０６７，６５０円

本院は、東京国税局管内の甲府税務署（以下「税務署」という。）における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく財務大臣からの報告及び会計法（昭和22年法律第35号）第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、税務署において、合規性等の観点から、不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、税務署において、徴収部門に所属していた職員が、分任国税収納官吏として国税の収納事務に従事中、令和6年5月から7年5月までの間に、滞納者の自宅等に赴いて、滞納に係る税金の納付として現金を受領した機会を利用して、正規の手続としては受領した現金を日本銀行又は主任国税収納官吏に払い込まなければならないのに、47回にわたり、払い込むことなく国税収納金計6,067,650円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、7年10月までに全額が同人の家族から返納されている。

文部科学省

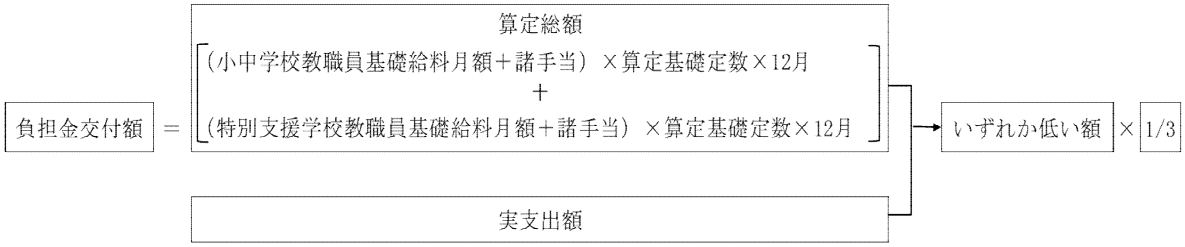
義務教育費国庫負担金の交付が過大

５件　不当金額　６６，８８１，７２２円

義務教育費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市（以下「都道府県等」という。）に対して交付するものである。

負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程（以下、これらを合わせて「小中学校」という。）並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小中学部」という。））に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県等の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」（平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。）に基づいて都道府県等ごとに算定した額（以下「算定総額」という。）とのいずれか低い額の3分の1となっている（次式参照）。

（負担金交付額の算定式）



このうち、算定総額は、限度政令に基づき、教員、栄養教諭等、事務職員ごとに小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小中学部の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。）等に基づき、標準学級数(注1)等を基礎として教職員の定数（以下「標準定数」という。）を算定して、更に「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者（以下、これらを合わせて「育児休業代替教職員」という。）の実数等を加えるほか、同法第2条第1項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業教職員」という。）の実数等を差し引いて算定することとなっている。

算定基礎定数の算定に必要な標準学級数等は、次のように算定することとなっている。

① 特別支援学校の標準学級数は、小中学部の児童生徒数6人、重複障害学級(注2)に編制する場合にあっては3人を基準に1学級を編制して算定する。また、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。

② 特別支援学校の標準定数のうち、舎監(注3)の定数（以下「舎監定数」という。）及び寄宿舎指導員(注4)の定数（以下「寄宿舎指導員定数」という。）は、寄宿する小中学部の児童生徒（以下「寄宿児童生徒」という。）が在籍している特別支援学校数及び寄宿児童生徒数に応じて、それぞれ算定する。

（注1）　標準学級数　　標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数
（注2）　重複障害学級　　文部科学大臣が定める障害を二つ以上併せ有する児童生徒で編制する学級
（注3）　舎監　　校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たる者
（注4）　寄宿舎指導員　　寄宿舎における児童等の日常生活上の世話及び生活指導に従事する者

本院が、20都県及び6市において会計実地検査を行ったところ、3都県及び2市において、算定総額

の算定に当たり、算定基礎定数の算定が過大となっていた。この結果、負担金計66,881,722円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1都及び1市(注5)において算定基礎定数の算定方法についての理解が十分でなかったこと、3都県及び1市(注6)において算定基礎定数の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

（注5）　1都及び1市　　東京都、浜松市
（注6）　3都県及び1市　　東京都、新潟、石川両県、新潟市

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア　標準定数を過大に算定していた事態

(ｱ) 特別支援学校の標準定数の算定の基礎となる標準学級数の算定において、小中学部の1学級の児童生徒数の基準は6人であるのに重複障害学級に編制する場合の基準である3人で編制するなどして算定していたほか、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下であるのに当該複数学年の児童生徒を1学級に編制せずに算定していた事態　2都県

(ｲ) 小中学校の標準定数のうち、校長、教頭、教諭等の定数の算定において、学校ごとの標準学級数を集計する際に集計表への転記を誤り、これにより算定していた事態　1市

(ｳ) 特別支援学校の舎監定数及び寄宿舎指導員定数の算定において、寄宿児童生徒が当該年度の5月1日現在で在籍しておらず算定の対象とならない特別支援学校を含めて算定していた事態　1都

イ　小中学校及び特別支援学校の育児休業代替教職員、育児休業教職員等の実数の算定において、当該年度の5月1日現在で育児休業代替教職員に該当しない者を含めて算定していたほか、当該日現在で育児休業教職員に該当する者を含めずに算定するなどして対象者の計上を誤っていた事態　2都県及び2市

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例（ア(ｱ)、ア(ｳ)及びイの事態）＞

東京都は、令和5年度において、特別支援学校の小中学部の教職員に係る算定基礎定数を3,977人として、これに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に129,879,564,920円の負担金の交付を受けていた。

しかし、東京都は、上記算定基礎定数の算定に当たり、特別支援学校の小中学部の標準学級数について、1,992学級とすべきところ、小中学部の1学級の児童生徒数の基準は6人であるのに、誤って重複障害学級に編制する場合の基準である3人で編制するなどしていたことから、1,996学級と算定していた。また、特別支援学校の舎監定数及び寄宿舎指導員定数について、それぞれ計12人及び計72人とすべきところ、誤って、寄宿児童生徒が当該年度の5月1日現在で在籍しておらず算定の対象とならない特別支援学校1校を含めていたことから、それぞれ計14人及び計84人と算定していた。さらに、特別支援学校の育児休業代替教職員の実数について、計181人とすべきところ、誤って当該年度の5月1日現在で育児休業代替教職員に該当しない者を含めて計上するなどしていたことから、計183人と算定していた。

したがって、適正な標準学級数、舎監定数及び寄宿舎指導員定数並びに育児休業代替教職員の実数により適正な算定基礎定数を算定すると3,955人となり、これに基づき適正な負担金の額を算定すると129,825,498,721円となることから、54,066,199円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	算定総額	左に対する負担金交付額	不当と認める算定総額	不当と認める負担金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
文部科学本省	新潟市	4	27,102,886	9,034,169	13,056	4,352	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(ア(ｲ)及びイの事態)
同	浜松市	5	25,296,464	8,432,154	5,866	1,955	同(イの事態)
東京都	東京都	5	389,638,694	129,879,564	162,198	54,066	同(ア(ｱ)、ア(ｳ)及びイの事態)
新潟県	新潟県	5	65,006,686	21,669,352	13,552	4,517	同(ア(ｱ)の事態)
石川県	石川県	3	41,136,595	13,712,206	5,971	1,990	同(イの事態)
	計		548,181,327	182,727,447	200,645	66,881	

文部科学省

研究拠点形成費等補助金（ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業）の交付が過大

１件　不当金額　２，５５２，９２２円

研究拠点形成費等補助金（ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業）（以下「補助金」という。）は、国立大学法人等が地域にとって必要な医療を提供することができる医師の養成に係る教育プログラムの開発・実施を行う拠点を構築し、大学医学部における教育課程の段階から医師の偏在・診療科偏在等に対応する人材の養成に資することを目的として、必要な経費を国立大学法人等に対して国が補助するものである。

研究拠点形成費等補助金（ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業）交付要綱（令和4年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）等によれば、補助金の補助対象経費は、医師の偏在・診療科偏在等に対応する人材の養成に資するものとして特に優れた取組として選定されたポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（以下「拠点形成事業」という。）を実施するために必要となる物品費、人件費・謝金、旅費等とされており、選定された取組における教育研究活動にのみ使用される経費であることなどに留意して計上することとされている。このため、教員の雇用に当たっては厳密なエフォート(注)の管理を実施することなどが求められており、国立大学法人等は、補助対象経費である教員の人件費について、実際に支給した給与等にエフォートを乗じて算定している。

（注）　エフォート　　教員の全仕事時間に対する選定された取組における教育研究活動の実施に必要とする時間の配分割合

交付要綱によれば、国立大学法人等は、実績報告書を文部科学省に提出し、同省はその内容を審査することなどとされている。

本院が、6国立大学法人において会計実地検査を行ったところ、1国立大学法人において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
文部科学本省	国立大学法人東海国立大学機構	拠点形成事業	5	56,250	56,250	2,552	2,552	補助の対象とならない活動への従事時間に係る人件費を補助対象経費に含めていたもの（名古屋大学）

国立大学法人東海国立大学機構は、拠点形成事業を実施しており、56,250,000円を補助対象経費として実績報告書を同省に提出し、同額の補助金の交付を受けていた。このうち、複数の事業に従事していた教員2名の人件費については、本件事業のエフォートが97％であったとして、実際に支給した給与等にこれを乗じて、それぞれ8,982,998円及び8,020,938円と算定していた。

しかし、同機構は、本件事業のエフォートの算出に当たり、選定された取組における教育研究活動以外の活動への従事時間を含めていた。このため、これを除いて適正な本件事業のエフォートを算出するとそれぞれ85％及び75％となることから、上記の教員2名の人件費には、補助の対象とならない活動への従事時間に係る人件費が含まれていたと認められる。

したがって、補助の対象とはならない活動への従事時間を除いて算出した適正な本件事業のエフォートにより教員2名の人件費を算定すると、それぞれ8,249,235円及び6,201,779円となり、これらを基に適正な補助金交付額を算定すると、53,697,078円となることから、前記の補助金交付額56,250,000円との差額2,552,922円が過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同機構において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

文部科学省

国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）の交付が過大

１件　不当金額　１，７０８，８９５円

国際化拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）は、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との高等教育ネットワークの構築を図ることにより、我が国の大学の世界展開力を強化することなどを目的として、必要な経費を国立大学法人等に対して国が補助するものである。

国際化拠点整備事業費補助金交付要綱（平成 21 年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）によれば、補助金の補助対象経費は、国立大学法人等が日本人学生と外国人学生の双方向交流の取組等を行う大学の世界展開力強化事業（以下「世界展開力強化事業」という。）を実施するために必要となる物品費、人件費・謝金、旅費等とされており、補助金の交付額は、次の算式により算定した額（以下「算定額」という。）又は補助金の交付決定額のいずれか少ない額とすることとされている。

（算式）

$$\text{算定額} = \text{補助事業に要した補助対象経費の総額} \times \frac{\text{補助金の交付決定額}}{\text{交付決定に係る補助対象経費の総額}}$$

国立大学法人等は、補助事業を完了した際に文部科学省に提出する実績報告書の費目別収支決算書において、上記の算式における「補助事業に要した補助対象経費の総額」について、補助金、自己収入及び預金利息による収入を財源として支出した経費を計上することとなっている。また、同省高等教育局が令和 3 年 4 月に作成した「国際化拠点整備事業費補助金Ｑ＆Ａ」によれば、国から交付される運営費交付金は自己収入に該当しないこととされている。このため、運営費交付金を財源として支出した経費については上記算式の「補助事業に要した補助対象経費の総額」に計上できず、補助の対象とならない。

交付要綱によれば、国立大学法人等は、実績報告書を同省に提出し、同省はその内容を審査することなどとされている。また、同省は、交付要綱、国際化拠点整備事業費補助金Ｑ＆Ａ等に基づいて補助対象経費を適正に算定することなどについて、国立大学法人等に対して指導を行っている。

本院が、15 国立大学法人において会計実地検査を行ったところ、1 国立大学法人において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部　局　等	補助事業者等（事業主体）	補助事業	年　度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘　要
				千円	千円	千円	千円	
文部科学本省	国立大学法人東京工業大学（注）	世界展開力強化事業	3、4	11,507	11,211	1,753	1,708	補助の対象とならない運営費交付金を財源として支出した人件費を補助対象経費に含めていたもの（東京工業大学）

（注）　令和 6 年 10 月 1 日以降は国立大学法人東京科学大学

国立大学法人東京工業大学は、世界展開力強化事業として日本人学生の派遣、外国人留学生の受入れ、世界展開力強化事業の紹介動画の制作等を実施しており、事務職員の人件費、動画の制作に係る外注費等計 11,507,489 円を支出していた。そして、補助金の交付額の算定に当たり、前記の算式において、上記の支出額 11,507,489 円を「補助事業に要した補助対象経費の総額」とし、これと

「補助金の交付決定額」15,164,000 円及び「交付決定に係る補助対象経費の総額」15,564,000 円を用いて算定額を 11,211,742 円とし、同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、上記「補助事業に要した補助対象経費の総額」のうち事務職員 1 名の人件費 1,753,973 円は、運営費交付金を財源として支出した経費であり、「補助事業に要した補助対象経費の総額」に計上できず補助の対象とならない。

したがって、補助の対象とならない事務職員 1 名の人件費を除いて適正な「補助事業に要した補助対象経費の総額」を算定すると 9,753,516 円となり、これに対する補助金交付額は 9,502,847 円となることから、前記の交付額 11,211,742 円との差額 1,708,895 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費に対する理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書に対する審査及び同法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

文部科学省

私立大学等研究設備整備費等補助金の事業が補助の対象外

１件　不当金額　４，１６９，０００円

私立大学等研究設備整備費等補助金（以下「補助金」という。）は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校における特色ある教育を促進し、我が国の教育の振興に寄与することなどを目的として、学校法人等に対して、教育基盤設備等の整備に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）交付要綱（昭和 51 年文部大臣裁定）等によれば、教育基盤設備の整備については、設備の購入に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の２分の１以内の額とすることとされている。そして、教育基盤設備の整備を実施する年度の４月１日時点において、教育基盤設備を設置する施設の耐震化が未了の場合は、補助の対象とならないこととされている。

事業を実施した学校法人等は、実績報告書等を文部科学省に提出し、同省は、その内容を審査することなどとなっている。

本院が、14 学校法人において会計実地検査を行ったところ、1 学校法人において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
文部科学本省	学校法人宮城学院	教育基盤設備（GAKUEN/UNIPA更新（GAKUENおよびUniversal Passport更新に伴うサーバー機器更新））	5	8,338	4,169	8,338	4,169	設備を設置した施設の耐震化が未了であったため、事業全体が補助の対象とならないもの（宮城学院女子大学）

学校法人宮城学院は、教育基盤設備の整備を実施しており、「GAKUEN/UNIPA 更新（GAKUEN(注)およびUniversal Passport(注)更新に伴うサーバー機器更新）」に係る経費 8,338,000 円を補助対象経費として実績報告書を同省に提出し、補助金 4,169,000 円の交付を受けていた。

（注）　GAKUEN・Universal Passport　「GAKUEN」は大学の事務システムであり、「Universal Passport」は学習支援等を行うポータルシステムである。

しかし、同法人がサーバ機器等を設置した施設については、令和 6 年 2 月から耐震化工事が実施されており、5 年 4 月 1 日時点において耐震化が未了であった。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る補助金 4,169,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、同省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

文部科学省

私立学校施設整備費補助金（ＩＣＴ活用推進事業）の交付が過大

４件　不当金額　５０，７０８，０００円

私立学校施設整備費補助金（ＩＣＴ活用推進事業）（以下「補助金」という。）は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学校法人等に対して、ＩＣＴ活用推進事業等に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和 58 年文部大臣裁定）等によれば、ＩＣＴ活用推進事業については、ＩＣＴ装置の整備等に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の２分の１以内の額とすることとされている。また、補助対象経費は、教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事、ＩＣＴ装置、施設の改造工事及び既設のＩＣＴ施設における冷房化工事であって、1000 万円以上となる事業を行う場合に必要な経費とされている。具体的には、構内ＬＡＮを新設、増設又は更新するために要する幹線・支線ケーブルの整備及び当該整備に伴い整備するルータ、ハブ、情報コンセント、無線アクセスポイント等の機器等（調整等の経費を含む。）が補助の対象とされており、サーバは補助の対象とならないこととされている。また、これらの機器等については構内ＬＡＮとして機能するために必要最低限のものに限ることとされている。さらに、学校法人において集約型のネットワーク構成としている場合、法人本部等の整備のうち補助対象校の教育の情報化に対応するために必要となる整備部分は補助の対象とされている。

このほか、補助金の申請単位は同一の都道府県に所在する大学等のキャンパスごとに 1 件とすること、補助金の補助対象は事業実施年度内に完了する事業に限ることなどとされている。

事業を実施した学校法人等は、実績報告書等を文部科学省に提出し、同省は、その内容を審査することなどとなっている。

本院が、22 学校法人において会計実地検査を行うとともに、8 学校法人に資料の提出を求めてその内容を確認した上でウェブ会議システムを活用して説明を聴取するなどして検査したところ、4 学校法人において、次のような事態が見受けられた。

ア　構内ＬＡＮを新設、増設又は更新するための幹線・支線ケーブルの整備及び当該整備に伴い整備する無線アクセスポイント等の機器等が補助の対象とされ、サーバは補助の対象とならず、補助の対象となる機器等は構内ＬＡＮとして機能するために必要最低限のものに限ることとされているのに、①幹線・支線ケーブルの整備を伴わずに整備した機器に係る経費、②サーバの更改に係る経費、③構内ＬＡＮとして機能するために必要最低限のものではない機器等に係る経費を補助対象経費に含めていた。

イ　法人本部等の整備のうち補助対象校の教育の情報化に対応するために必要となる整備部分が補助の対象とされているのに、教育の情報化に対応するために必要でない法人本部の廊下部分の整備に係る経費を補助対象経費に含めていた。

ウ　補助金の申請単位は同一の都道府県に所在する大学等のキャンパスごとに 1 件とすることとされているのに、異なる都県に所在する大学の 3 キャンパスをまとめて 1 件として申請することで、3 キャンパスのうち補助対象経費が 1000 万円未満であるため補助の対象とならない 1 キャンパスに係る事業を補助の対象としていた。

エ　補助の対象は事業実施年度内に完了する事業に限ることとされているのに、事業実施年度の翌年度以降（以下「後年度」という。）に効力が発生するため事業実施年度内に完了しているとは認められない後年度分のライセンス料等に係る経費を補助対象経費に含めていた。

オ　ア①、ア③、イ及びエの事態によって補助の対象とならない経費を除外すると、補助対象経費が 1000 万円未満となり事業全体が補助の対象とならないものを補助の対象としていた。

これらの結果、補助金計 50,708,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4 学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなか

ったこと、同省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例（ア②、ア③及びエの事態）＞

学校法人都築第一学園は、令和３年度にＩＣＴ活用推進事業として「学内ネットワーク通信速度向上工事」を実施しており、学内のネットワーク機器の更新等及びケーブルの張替えに係る機器購入費、工事費等に要する経費を対象として、補助対象経費を107,635,783円（補助金53,817,000円）と算定していた。

しかし、同法人は、サーバは補助の対象とならないこととされているのに、仮想化ホストサーバ、サーバ用ソフトウェア等のサーバの更改に係る経費を補助対象経費に含め、補助の対象となる機器等については構内ＬＡＮとして機能するために必要最低限のものに限ることとされているのに、デジタルサイネージ等に係る経費を補助対象経費に含めていた。また、補助の対象は事業実施年度内に完了する事業に限ることとされているのに、同法人は、ネットワーク機器等を稼働させるための後年度分のライセンス料及び保守に係る経費を補助対象経費に含めていた。

したがって、これらに係る経費計 51,457,128 円を除外して適正な補助対象経費を算定すると 56,178,655 円（補助金28,089,000円）となり、補助金25,728,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する補助金国庫交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
文部科学本省	学校法人都築第一学園	ＩＣＴ活用推進事業（学内ネットワーク通信速度向上工事）	3	107,635	53,817	51,457	25,728	補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたもの（ア②、ア③及びエの事態）（横浜薬科大学）
同	学校法人新潟平成学院	ＩＣＴ活用推進事業（無線ネットワーク改修）	4	33,573	16,786	33,573	16,786	補助の対象とならない経費を含めていて、これを除外すると事業全体が補助の対象とならないもの（ア①及びオの事態）（新潟国際情報大学）
同	学校法人足利大学	ＩＣＴ活用推進事業（学内無線ＬＡＮ拡張整備事業）	3	11,242	5,621	11,242	5,621	補助の対象とならない経費を含めていて、これを除外すると事業全体が補助の対象とならないもの（ア③、イ、エ及びオの事態）（足利大学）
同	学校法人都築育英学園	ＩＣＴ活用推進事業（3キャンパス学内ネットワーク強化事業）	4	55,810	27,905	5,143	2,573	補助の対象とならないキャンパスの事業に係る経費等を補助対象経費に含めていたもの（ア③及びウの事態）（日本経済大学）
計				208,262	104,129	101,417	50,708	

厚生労働省

労働保険の保険料の徴収額に過不足

１件　不当金額　１０３，７８３，５４７円

1　保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険である。また、②雇用保険は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 保険料の徴収

政府は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）等に基づき、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとなっている。そして、保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付等に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア　事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率(注1)を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ　事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ　労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

また、労働局は、必要に応じて、事業主に徴収法に基づく実地調査を行うなどして、保険料の算定等について調査確認及び指導を行っている。

労働保険の保険料の令和7年度の収納済額は4兆1634億余円に上っている。

（注1）　保険料率　　労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、令和5年度から7年度までは最低1000分の2.5から最高1000分の88までとなっている。

② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、5年度及び6年度は、1000分の15.5（ただし、農林、水産等の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5）、7年度は、1000分の14.5（ただし、農林、水産等の事業は1000分の16.5、建設の事業は1000分の17.5）となっている。

(3) 労災保険及び雇用保険の適用対象

労災保険は、原則として、労働者を使用する事業に適用されることとなっており、これらの事業に使用される全ての労働者が保険給付の対象となる。

また、雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間未満である者、継続して31日以上雇用されることが見込まれない者等には適用されないこととなっているため、これらの者を被保険者としない取扱いとなっている。したがって、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち14労働局(注2)管内の事業主から短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる344事業主を選定して、5年度から7年度までの間における各労働局の保険

料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の14労働局において、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注2） 14労働局 茨城、東京、新潟、富山、愛知、三重、大阪、兵庫、和歌山、香川、福岡、大分、鹿児島、沖縄各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていないなどしている事態、並びに労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めるなどしている事態が見受けられた。このため、14労働局管内の211事業主について徴収額が90,833,288円不足しており、また、14労働局のうち新潟労働局を除く13労働局管内の33事業主について徴収額が12,950,259円過大になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分に理解していなかったこと又は計算誤りをしたことにより、保険料算定の基礎となる賃金総額等の記載が事実と相違していたのに、14労働局においてこれに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

東京労働局は、飲食業を営む事業主Ａから、令和6年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者124人に対して支払った賃金総額は513,276千円、その雇用保険分の保険料は7,955,778円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Ａは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者45人を同保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金159,978千円を確定保険料申告書に記載する賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料2,479,659円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
			千円
茨城	26	22	9,019
		1	△21
東京	46	37	32,921
		4	△3,113
新潟	15	6	1,366
		−	−
富山	16	12	6,902
		1	△91
愛知	30	10	1,669
		6	△1,371
三重	19	12	1,760
		2	△326
大阪	28	22	11,841
		1	△23
兵庫	44	28	9,046
		5	△748
和歌山	14	6	2,390
		3	△510
香川	16	9	1,572
		1	△621
福岡	23	9	1,801
		4	△3,338
大分	20	11	2,064
		2	△1,640
鹿児島	25	14	3,512
		2	△271
沖縄	22	13	4,965
		1	△869
計	344	211	90,833
		33	△12,950

厚生労働省

健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足

１件　不当金額　９４８，５７９，２０８円

1　保険料等の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険並びに子ども・子育て拠出金

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業並びに子ども・子育て拠出金（以下「拠出金」という。）の徴収に関する事務を所掌しており、当該事業等に関する事務の一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の 70 歳未満の従業員が被保険者となる。また、拠出金は、児童手当の支給に要する費用、子どものための教育・保育給付に要する費用等に充てるために、厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとなっている。

事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とすることとなっている。

(2) 保険料等の徴収

保険料は被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、また、拠出金は事業主が負担して、いずれも事業主が納付することとなっている。

事業主は、年金事務所等に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届

② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届

③ 毎年 7 月には、同月 1 日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届

④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届

⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所等は、その記載内容を点検し確認するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率又は拠出金率を乗じて得た額を保険料又は拠出金（以下、これらを合わせて「保険料等」という。）として算定している。厚生労働本省（以下「本省」という。）は、その算定した額を保険料等として調査し決定するなどして徴収している。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認及び指導を行っている。

保険料等の令和 7 年度の収納済額は、健康保険保険料 12 兆 0736 億余円、厚生年金保険保険料 37 兆 6782 億余円、拠出金 7416 億余円、計 50 兆 4935 億余円に上っている。

（注1）　標準報酬月額　　健康保険では第 1 級 58,000 円から第 50 級 1,390,000 円まで、厚生年金保険では第 1 級 88,000 円から第 32 級 650,000 円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

（注2）　標準賞与額　　各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では 1 か年度の支給累計額で 573 万円、厚生年金保険では 1 か月の支給につき 150 万円がそれぞれ上限とさ

れている。

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、11地域部(注3)の管轄区域内に所在する 189 年金事務所が管轄する事業所の約 239 万事業主のうち、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの 2,001 事業主を選定するなどして、4 年度から 7 年度までの間における保険料等の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料等の調査決定等の基礎となる書類により、また、189 年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3)　地域部　機構の本部に 11 の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかった事態、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載していた事態等が見受けられた。

このため、2,001 事業主のうち、11 地域部の管轄区域内に所在する 179 年金事務所が管轄する 974 事業主について、徴収額が 948,579,208 円（健康保険保険料 393,153,631 円、厚生年金保険保険料 544,710,748 円、拠出金 10,714,829 円）不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため、届出を適正に行っていなかったのに、179 年金事務所においてこれについての調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A会社は、修理業の業務に従事する従業員 22 人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち 9 人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所等に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 9 人について調査したところ、同会社はこのうち 5 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 6,135,389 円、厚生年金保険保険料 9,239,670 円、拠出金 181,764 円、計 15,556,823 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額			
				健康保険保険料	厚生年金保険保険料	子ども・子育て拠出金	計
				千円	千円	千円	千円
北海道	札幌東　等12	70	43	23,316	32,577	640	56,534
東北	盛岡　等9	155	79	27,476	34,725	683	62,885
北関東・信越	水戸南　等19	238	135	52,169	75,048	1,476	128,694
南関東第一	千代田　等22	178	93	91,033	141,133	2,776	234,943
南関東第二	千葉　等18	218	97	50,530	60,420	1,188	112,139
中部	富山　等30	323	132	33,585	51,443	1,011	86,040
近畿第一	天満　等19	157	64	11,431	16,713	328	28,473
近畿第二	上京　等15	187	94	28,000	30,096	592	58,688
中国	松江　等9	129	55	12,151	14,048	276	26,477
四国	徳島南　等5	80	41	12,626	15,357	302	28,285
九州	博多　等21	216	141	50,833	73,144	1,438	125,416
計	179か所	1,951	974	393,153	544,710	10,714	948,579

厚生労働省

雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が不適正

１件　不当金額　９，３００，０００円

1　保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金（以下「助成金」という。）は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、60歳以上65歳未満（令和5年4月以降は60歳以上）の高年齢者、障害者等の就職が特に困難な求職者（以下「就職困難者」という。）、65歳以上の被保険者でない求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金（以下「就職困難者コース助成金」という。）、生涯現役コース奨励金（5年3月末で廃止）、成長分野等人材確保・育成コース助成金（8年3月末で廃止。以下「成長コース助成金」という。）等がある。

(2) 助成金の支給

ア　就職困難者コース助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

イ　生涯現役コース奨励金の支給要件は、事業主が、雇入れ日における満年齢が65歳以上であって、紹介日現在、被保険者でない求職者を、公共職業安定所等の紹介により新たに1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

ウ　成長コース助成金の支給要件は、事業主が助成金の他のいずれかのコースの支給要件を満たした上で、対象労働者をデジタル、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）化関係業務等の成長分野等の業務に従事させることなどとなっている。

また、就職困難者コース助成金、生涯現役コース奨励金及び成長コース助成金のいずれにおいても、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用の関係にあった者又は派遣の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れた場合等は、支給対象とならないこととなっている。

支給額は、原則として、就職困難者コース助成金の場合は表1、生涯現役コース奨励金の場合は表2に記載のとおりとなっている。また、成長コース助成金の支給額は、支給要件を満たした助成金の他のコースの1.5倍に相当する額となっている（就職困難者コース助成金に該当する対象労働者を雇い入れた場合は表1参照）。

表1　就職困難者コース助成金及び成長コース助成金（就職困難者コース助成金に該当する対象労働者を雇い入れた場合）の支給額　（単位：万円、回）

区分		企業規模	第1期支給額	第2期支給額	第3期支給額	第4期支給額	第5期支給額	第6期支給額	支給総額	支給回数
短時間労働者以外	60歳以上65歳未満の高年齢者等注（2）	中小企業事業主以外の事業主	25 (37.5)	25 (37.5)					50 (75)	2
		中小企業事業主	30 (45)	30 (45)					60 (90)	2
	身体障害者及び知的障害者	中小企業事業主以外の事業主	25 (37.5)	25 (37.5)					50 (75)	2
		中小企業事業主	30 (45)	30 (45)	30 (45)	30 (45)			120 (180)	4
	重度障害者等	中小企業事業主以外の事業主	33 (50)	33 (50)	34 (50)				100 (150)	3
		中小企業事業主	40 (60)	40 (60)	40 (60)	40 (60)	40 (60)	40 (60)	240 (360)	6
短時間労働者	下記の区分に該当しない、労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	15 (22.5)	15 (22.5)					30 (45)	2
		中小企業事業主	20 (30)	20 (30)					40 (60)	2
	労働時間が週20時間以上30時間未満の障害者	中小企業事業主以外の事業主	15 (22.5)	15 (22.5)					30 (45)	2
		中小企業事業主	20 (30)	20 (30)	20 (30)	20 (30)			80 (120)	4

注（1）　雇入れに係る日（賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日等。表2において同じ。）から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。
注（2）　令和5年4月以降は、60歳以上の高年齢者等
注（3）　成長コース助成金のうち就職困難者コース助成金に該当する対象労働者を雇い入れた場合の支給額を括弧書きで記載している。

表2　生涯現役コース奨励金の支給額　（単位：万円、回）

区分	企業規模	第1期支給額	第2期支給額	支給総額	支給回数
下記の区分に該当しない者	中小企業事業主以外の事業主	30	30	60	2
	中小企業事業主	35	35	70	2
労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	20	20	40	2
	中小企業事業主	25	25	50	2

（注）　雇入れに係る日から起算した最初の6か月を第1期、以後の6か月を第2期とする。

助成金の支給を受けようとする事業主は、助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出することとなっている。労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかなどに着眼して、全国47労働局のうち7労働局(注)が元年度から6年度までの間に支給決定を行った助成金271,876件（支給決定金額計78,113,611,299円）から、支給実績等を基に、同893件（同246,083,319円。これらの支給決定に係る事業主は77事業主）を選定して、助成金の支給の適否について、厚生労働本省及び7労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注）　7労働局　　北海道、青森、東京、福井、愛知、広島、高知各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、4労働局において3年度から6年度までの間に支給決定を行った助成金25件に係る6事業主は、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所と雇用の関係にあった者又は派遣の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めるなどして助成金の支給を申請していた。このため、これらの支給決定25件に係る6事業主に対する助成金の支給額計15,700,000円（就職困難者コース助成金6,400,000円、生涯現役コース奨励金6,900,000円、成長コース助成金2,400,000円）のうち計9,300,000円（就職困難者コース助成金5,400,000円、生涯現役コース奨励金1,500,000円、成長コース助成金2,400,000円）は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が、助成金の適正な受給についての認識を著しく欠いていたこと、又は制度を十分に理解していなかったことにより、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、4労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

広島労働局は、事業主Ａから、就職困難者Ｂを、令和4年4月18日に山口労働局管下の岩国公共職業安定所の紹介を受けて、同年5月2日にデジタル、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）化関係業務に従事させるために雇い入れたとする支給申請書等の提出を受けて、これらに基づき、就職困難者Ｂを支給対象とする成長コース助成金2,400,000円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、就職困難者Ｂは同年1月1日から派遣社員として事業主Ａの事業所において勤務を開始しており、事業主Ａは、雇入れ日の前日（5月1日）から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に派遣の関係により当該雇入れに係る事業所において就労していた就職困難者Ｂに、形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたことにしていた。

したがって、就職困難者Ｂは成長コース助成金の支給対象とならず、成長コース助成金2,400,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した助成金（注）	左のうち不当と認める助成金（注）
			千円	千円
東京	17	2	5,400	5,400
			—	—
			—	—
愛知	6	1	400	—
			3,250	500
			—	—
広島	14	2	—	—
			1,750	500
			2,400	2,400
高知	11	1	600	—
			1,900	500
			—	—
計	48	6	6,400	5,400
			6,900	1,500
			2,400	2,400
合計			15,700	9,300

（注）　「左の事業主に支給した助成金」及び「左のうち不当と認める助成金」の上段は就職困難者コース助成金に係る分、中段は生涯現役コース奨励金に係る分、下段は成長コース助成金に係る分である。

厚生労働省

雇用保険の失業等給付金の支給が不適正

１件　不当金額　９，１２８，５７１円

1　保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア　求職者給付には基本手当等7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大きな部分を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者(注1)が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ　就職促進給付には再就職手当等7種（令和7年3月以前は8種）の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

（注1）　受給資格者　　65歳未満の被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上（倒産等により離職した者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上）あることの要件を満たしていて、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

失業等給付金は、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省等が支給することとなっている。

ア　基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労（臨時的に短期間仕事に就くこと）の有無等について調査し確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ　再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

また、偽りその他不正の行為によりア又はイの手当の支給を受け、又は受けようとした者に対しては、その支給を受け、又は受けようとした日以後、当該各手当等を支給しないことなどとなっており、安定所は、既に支給した手当等の返還等を命ずることができることとなっている。

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかなどに着眼して、全国47都道府県労働局（以下、都道府県労働局を「労働局」という。）の436安定所（8年3月末現在）のうち、10労働局(注2)の80安定所において会計実地検査を行い、4年度から7年度までの間における受給者から2,993人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書、再就職手当支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注2）　10労働局　　北海道、青森、東京、新潟、福井、愛知、三重、京都、広島、高知各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、5労働局の14安定所管内における4年度から7年度までの間の受給者20人については、事実と相違した失業認定申告書、再就職手当支給申請書等により失業等給付金の支給を受けており、これらに対する失業等給付金の支給額計12,766,819円のうち計9,128,571円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア　求職者給付

14安定所管内の受給者19人に対する基本手当の支給額計11,073,481円のうち計7,435,233円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ　就職促進給付

4安定所管内の受給者4人に対する再就職手当の支給額計1,693,338円の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が失業等給付金の適正な受給についての認識を著しく欠いていたなどのため、失業認定申告書、再就職手当支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、14安定所において、これらに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

池袋安定所は、令和5年3月15日に退職した受給者Ａから、同年6月5日から同年11月7日までの期間に係る失業認定申告書の提出を受けて、これに基づき、基本手当929,403円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給者Ａは同年5月15日から同年10月10日までの期間については就職していたのに、当該事実を隠匿して申告していたことから、受給者Ａに対する基本手当852,456円が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額のうち、時効が成立しているものを除いた8,892,321円については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
北海道	函館等4	134	6	2,973	1,357
	函館等2	59	2	1,054	1,054
	小計			4,027	2,412
東京	新宿等5	162	5	2,200	2,029
		—	—	—	—
	小計			2,200	2,029
新潟	長岡等2	125	2	2,206	1,553
		—	—	—	—
	小計			2,206	1,553
三重	伊勢等2	122	5	2,124	925
	伊勢等2	85	2	639	639
	小計			2,763	1,565
京都	京都田辺	19	1	1,568	1,568
		—	—	—	—
	小計			1,568	1,568
求職者給付計	14か所	562	19	11,073	7,435
就職促進給付計	4か所	144	4	1,693	1,693
合計				12,766	9,128

注(1)　上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2)　安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ14か所、20人である。

厚生労働省

厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正

１件　不当金額　３４，１３２，４２７円

1　保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険（前掲 85 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足」参照）において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア　老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間（以下「被保険者期間」という。）を 1 か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

また、当分の間の特例として支給される老齢厚生年金では、原則 60 歳以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上ある 65 歳未満の者等が受給権者となっている。

イ　老齢厚生年金の給付額

老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額（以下「基本年金額」という。）等となっている。

ウ　老齢厚生年金の支給の停止

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となった場合等において、総報酬月額相当額(注1)と基本月額（基本年金額を 12 で除して得た額）との合計額が 510,000 円（令和 5 年 3 月までは 470,000 円、5 年 4 月から 6 年 3 月までは 480,000 円、6 年 4 月から 7 年 3 月までは 500,000 円）を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

① 受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所等に提出する。

また、受給権者が 70 歳到達日以降に事業所に使用される場合、同事業主等は、原則として 70 歳以上被用者該当届等を提出する。

② 年金事務所等は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。

③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省（以下「本省」という。）が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認及び指導を行っている。

（注 1）　総報酬月額相当額　　標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前 1 年間の標準賞与額（総額）を 12 で除して得た額との合算額

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかなどに着眼して、11地域(注2)部の管轄区域内に所在する 141 年金事務所が管轄する事業所

のうち、老齢厚生年金の受給権者等を使用している 450 事業所について、4 年度から 7 年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、141 年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注 2） 地域部　機構の本部に 11 の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、7 地域部の管轄区域内に所在する 26 年金事務所が管轄する 35 事業所の老齢厚生年金の受給権者 49 人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が 510,000 円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届、70 歳以上被用者該当届等が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの 49 人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の 49 人に対する老齢厚生年金の支給（支給額計 71,831,423 円）のうち計 34,132,427 円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため、事業主が被保険者資格取得届、70 歳以上被用者該当届等の提出を適正に行っていなかったのに、26 年金事務所においてこれについての指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

受給権者Ａは、平成 11 年 2 月に社会保険庁長官から老齢厚生年金の裁定を受け、同年 2 月分から令和 7 年 1 月分まで、老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、Ａは遅くとも 5 年 3 月から、Ｂ事業所に常用的に使用されているため、同事業所の事業主は、Ａについて年金事務所等に対して厚生年金保険の 70 歳以上被用者該当届の提出が必要であるのに、その提出をしていなかった。

このため、5 年 3 月分から 7 年 1 月分までの支給額の一部計 3,675,364 円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
東北	仙台東 1	44	2	4,075	2,153
北関東・信越	水戸北等 6	124	8	17,204	11,110
南関東第一	新宿等 7	347	21	19,283	3,768
南関東第二	船橋等 6	68	9	14,918	7,486
中部	沼津等 3	50	5	9,254	4,936
近畿第二	下京等 2	36	3	2,330	708
九州	鹿児島南 1	1	1	4,764	3,970
計	26か所	670	49	71,831	34,132

厚生労働省

医療費に係る国の負担が不当

１件　不当金額　３４７，３６６，４７９円

1　医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア　後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。）に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う医療

イ　医療保険制度の一環として、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等（以下「医療保険各法」という。）に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者（被扶養者を含む。以下同じ。）に対して行う医療

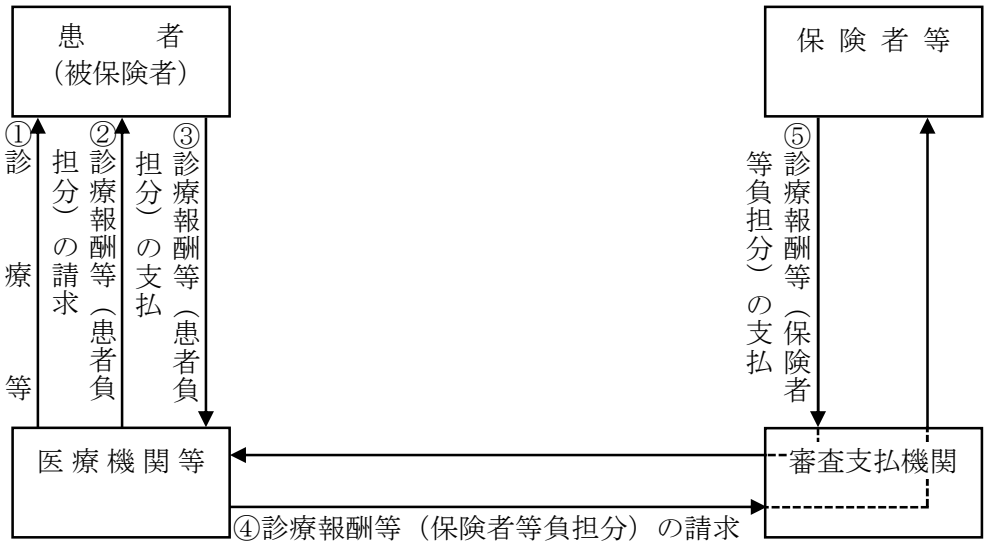
ウ　公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法（昭和25年法律第144号）等に基づき被保護者等に対して行う医療

(2) 診療報酬、調剤報酬又は訪問看護療養費

これらの医療給付においては、被保険者（(1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。）が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等、薬局で薬剤の支給等を受けた場合等、又は居宅において継続して療養を受ける状態にある者が訪問看護事業所の行う訪問看護を受けた場合に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村（以下「保険者等」という。）及び患者が、これらの費用を医療機関、薬局又は訪問看護事業所（以下「医療機関等」という。）に診療報酬、調剤報酬又は訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている（図参照）。

図　診療報酬等の支払の手続



ア　診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。）等により、入院基本料、入院基本料等加算、在宅医療、リハビリテーション等並びに調剤報酬及び訪問看護療養費の区分ごとに定められた所定の診療点数に単価（10円）を乗ずるなどして算定する。

イ　医療機関等は、診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等（以

下「医療費」という。）については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ｱ) 医療機関等は、診療報酬請求書、調剤報酬請求書又は訪問看護療養費請求書（以下「請求書」と総称する。）に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」と総称する。）を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(注1)（以下「審査支払機関」と総称する。）に毎月1回送付する。

（注1） 令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

(ｲ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費（以下「後期高齢者医療費」という。）については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ｱ) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(ｲ) 国民健康保険法に基づき、国は都道府県等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ｳ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4％を、②都道府県及び市町村が行う国民健康保険の被保険者（退職者医療制度(注2)に係る退職被保険者及びその被扶養者を除く。）である場合は市町村が支払った額の41％を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13％から47.4％までを、それぞれ負担している。

（注2） 退職者医療制度　退職被保険者（被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者）及びその被扶養者の医療費を被用者保険の保険者が負担する制度。経過措置も含めて令和6年3月31日で廃止されている。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、令和3年度以降毎年度45兆円を超えている。また、高齢化が急速に進展する中で、後期高齢者医療費も増加して、国民医療費に占める後期高齢者医療費の割合は約4割に上っている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、6厚生局及び15府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レ

セプト、各種届出書、報告書等の関係資料により会計実地検査を行うとともに、1厚生局(注3)及び1県から同様の関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生局及び府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注3）　1厚生局は、会計実地検査を行った6厚生局のうちの1厚生局と重複している。

(3) 検査の結果

検査の結果、16府県に所在する96医療機関、1薬局及び1訪問看護事業所の請求に対して200実施主体において、元年度から7年度までの間における医療費が、32,750件で計933,333,654円過大に支払われており、これに対する国の負担額347,366,479円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体（医療機関等数）	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①リハビリテーション	51市区町村等(26)	8,845	428,377	159,721
②入院基本料等加算	67市町等(41)	7,245	244,888	88,441
③入院基本料	45市町等(15)	3,129	170,610	65,103
④在宅医療等	94市区町村等(14)	12,343	81,539	31,493
①－④の計	192実施主体(96)	31,562	925,416	344,760
⑤調剤報酬	14市町村等(1)	1,156	3,863	1,410
⑥訪問看護療養費	2市(1)	32	4,053	1,195
①－⑥の計	200実施主体(98)	32,750	933,333	347,366

注（1）　複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注（2）　計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注（3）　④在宅医療等には、在宅医療のほかに、初・再診料、入院時食事療養費・入院時生活療養費及び処置を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア　実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ　地方厚生局及び府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア　リハビリテーション

算定基準等によれば、リハビリテーションのうち、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生（支）局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者（以下「対象患者」という。）に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等からそれぞれ180日、150日又は120日（以下「標準的算定日数」という。）以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、標準的算定日数を超えて算定することができることなどとされている。

また、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料を算定する際に、介護保険の要介護被保険者等である対象患者に対して、必要があって標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った場合には、所定の点数より

低い点数を算定することとされている。

検査したところ、8県に所在する26医療機関において、リハビリテーション等の請求が不適正と認められるものが8,845件あった。その主な態様は、次のとおりである。

(ｱ) 患者に疾患の発症等があった後、新たな疾患の発症等がないのに、レセプトの摘要欄に標準的算定日数以内に新たな疾患の発症等があったなどと記載して、標準的算定日数以内に限り算定することとされているリハビリテーションの算定を繰り返し行っていた。

(ｲ) 標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数でリハビリテーションを算定していた。

このため、上記8,845件の請求に対して、51市区町村等において医療費が計428,377,791円過大に支払われており、これに対する国の負担額159,721,829円は負担の必要がなかったものである。

イ　入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算については、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態にある患者に対して、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、12府県に所在する41医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが7,245件あった。その態様は、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態に該当しない患者に対して、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算を算定していたものである。

このため、上記7,245件の請求に対して、67市町等において医療費が計244,888,222円過大に支払われており、これに対する国の負担額88,441,601円は負担の必要がなかったものである。

ウ　入院基本料

算定基準等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、9府県に所在する15医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが3,129件あった。その主な態様は、療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記3,129件の請求に対して、45市町等において医療費が計170,610,662円過大に支払われており、これに対する国の負担額65,103,728円は負担の必要がなかったものである。

エ　在宅医療等

算定基準等によれば、在宅医療のうち、施設入居時等医学総合管理料等は、施設入居者等であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合等に、所定の点数を月1回を限度として算定することとされている。ただし、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行う診療については、原則として、施設入居時等医学総合管理料等は算定できないこととされている。

検査したところ、7県に所在する14医療機関において、在宅医療等の請求が不適正と認められるものが12,343件あった。その主な態様は、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設の入所者に対して行った診療について、施設入居時等医学総合管理料等を算定していたものである。

このため、上記12,343件の請求に対して、94市区町村等において医療費が計81,539,372円過大に支払われており、これに対する国の負担額31,493,614円は負担の必要がなかったものである。

オ　調剤報酬

算定基準等によれば、調剤報酬のうち、在宅患者訪問薬剤管理指導料等については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生（支）局長に対して行った薬局において、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に所定の点数を月4回を限度として算定することとされている。ただし、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行う薬学的管理及び指導については、原則として、在宅患者訪問薬剤管理指導料等は算定できないこととされている。

検査したところ、1県に所在する1薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが1,156件あった。その態様は、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設の入所者に対して行った薬学的管理及び指導等について、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定していたものである。

このため、上記1,156件の請求に対して、14市町村等において医療費が計3,863,629円過大に支払われており、これに対する国の負担額1,410,267円は負担の必要がなかったものである。

カ　訪問看護療養費

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）等によれば、訪問看護療養費のうち、訪問看護基本療養費等については、訪問看護を受けようとする者等に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書等に基づき、訪問看護事業所の看護師等が訪問看護を行った場合に、1日につき所定の額を算定することなどとされている。ただし、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設等の入所者に対して行う訪問看護については、原則として、訪問看護基本療養費等は算定できないこととされている。

検査したところ、1県に所在する1訪問看護事業所において、訪問看護療養費の請求が不適正と認められるものが32件あった。その態様は、医師を配置することとなっている指定障害者支援施設の入所者に対して行った訪問看護について、訪問看護基本療養費等を算定していたものである。

このため、上記32件の請求に対して、2市において医療費が計4,053,978円過大に支払われており、これに対する国の負担額1,195,440円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関等の所在する府県別に示すと次のとおりである。

府県名	実施主体（医療機関等数）	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額	摘要
		件	千円	千円	
宮城県	5市町等 (1)	349	22,113	7,731	①
福島県	23市町村等 (10)	6,211	86,567	32,259	①②③④
群馬県	32市区町村等 (5)	3,146	24,638	9,014	①④⑤
千葉県	22市区等 (6)	1,376	39,775	13,853	②③④
石川県	6市町等 (4)	929	28,980	10,150	①②
愛知県	35市町等 (5)	4,966	43,077	16,457	③④
滋賀県	4市等 (2)	293	13,775	4,890	②⑥
京都府	8市町等 (3)	803	22,242	9,009	②
大阪府	10市等 (5)	901	44,996	17,416	②③
兵庫県	4市町等 (1)	141	3,961	1,410	②
広島県	6市等 (6)	1,165	29,528	10,445	②③
山口県	14市町等 (4)	650	19,518	6,258	②③
福岡県	19市町村等 (5)	2,058	30,110	11,194	①④
長崎県	11市等 (16)	3,384	168,805	66,181	①②③④
熊本県	17市町等 (16)	3,786	283,497	104,801	①②③
鹿児島県	19市町等 (9)	2,592	71,743	26,291	①②③④
計	200実施主体 (98)	32,750	933,333	347,366	

注（1）　計欄の実施主体数は、府県の間で実施主体が重複することがあるため、各府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注（2）　摘要欄の①から⑥までは97ページの2(3)の検査の結果の診療報酬項目等の別に対応している。

厚生労働省

労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大

１件　不当金額　５，９８３，８４５円

1　保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

(2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者（以下「傷病労働者」という。）の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は労災病院等において、診察、処置、手術等（以下「診療」という。）を行うものである。診療を行ったこれらの指定医療機関又は労災病院等は、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対して診療に要した費用（以下「労災診療費」という。）を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、これにより、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」（昭和51年基発第72号。以下「算定基準」という。）等に基づき算定することとなっている。算定基準によれば、労災診療費は、①健康保険法（大正11年法律第70号）等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第一医科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）等により算定した診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に12円（法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭）を乗じて算定すること、②リハビリテーション、処置、手術等の特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る労災診療費の支払が算定基準等に基づき適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち12労働局(注)において、診療費請求内訳書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注）　12労働局　青森、茨城、栃木、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、大阪、岡山、愛媛、福岡各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、令和5、6両年度における5労働局の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、19指定医療機関が行った診療に係る手術、リハビリテーション等の労災診療費が計5,983,845円過大に支払われていて、不当と認められる。

上記について、その主な事態を示すと次のとおりである。

ア　手術に係る事態

健保点数表等によれば、手術のうち、創傷処理については、挫創等の創傷に対して縫合するなどの手術を行う場合に限り手術料を算定することとされている。ただし、創傷処理は、挫創等の創傷に対して縫合するなどの手術を行う場合の第1回治療のことであり、第2診以後の手術創に対する処置については創傷処置として処置料を算定することとされている。

しかし、4労働局管内の11指定医療機関は、第2診以後の手術創に対する処置に対して創傷処置に係る健保点数で算定すべきところ、より高い創傷処理に係る健保点数により算定するな

どしていた。このため、労災診療費が、92件で計4,323,081円過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A病院は、傷病労働者Bの右前腕圧挫傷等に係る手術の算定に当たり、右前腕挫創に対して令和5年11月に第1回治療の創傷処理を行った後、同月に同一部位における第2診以後の手術創に対して行った処置について、手術料として創傷処理に係る健保点数2,690点に1.5倍の四肢加算(注)をするなどした計8,070点に11円50銭を乗じて92,805円と算定していた。しかし、健保点数表等によれば、第2診以後の手術創に対する処置については創傷処置として処置料を算定することとされているため、創傷処理として手術料を算定することができず、創傷処置に係る健保点数60点に1.5倍の四肢加算をするなどした計180点に11円50銭を乗じて2,070円と算定すべきであり、このため労災診療費が90,735円過大に支払われていた。

（注）　四肢加算　　四肢の傷病に対して、算定基準で定める処置、手術等を行った場合には、健保点数の1.5倍又は2倍の点数を算定できるとする労働者災害補償保険独自の基準

イ　リハビリテーションに係る事態

健保点数表等によれば、リハビリテーションの費用のうち、運動器リハビリテーション料については、基本的動作能力の回復等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立を図るために、種々の運動療法、実用歩行訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合に算定することとされている。ただし、急性期治療を経過するなどした患者が入院した際に算定する特定入院料である地域包括ケア病棟入院料には、リハビリテーションに係る費用も含まれることから、運動器リハビリテーション料は地域包括ケア病棟入院料とは重複して算定できないこととされている。

しかし、2労働局管内の2指定医療機関は、急性期治療を経過して地域包括ケア病棟に転院した患者の入院について、地域包括ケア病棟入院料を算定しているにもかかわらず、重複して運動器リハビリテーション料を算定するなどしていた。このため、労災診療費が、5件で計793,387円過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、19指定医療機関が労災診療費を誤って算定して請求していたのに、5労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことなどによると認められる。

前記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	指定医療機関数	過大支払件数 件	過大支払額 千円
茨城	2	18	719
東京	8	16	1,326
愛知	4	53	2,606
三重	2	18	717
愛媛	3	38	613
計	19	143	5,983

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分）の交付が過大

１件　不当金額　３，７４８，０００円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分）は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」（令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。）等により、国の依頼に基づき都道府県が確保した新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするために、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

①　所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

②　①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率（10分の10）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、簡易病室及び附帯する備品、個人防護具（マスク等）、簡易陰圧装置等とされている。

このうち、簡易病室は、テント、プレハブ等の簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいうとされている。また、附帯する備品は、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供するために必要であって、簡易病室と一体的に整備するものが交付金の交付対象となるとされている。

都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、神奈川県及び1事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	年度	交付金交付額 千円	不当と認める交付金交付額 千円
神奈川県	神奈川県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会（横浜市東部病院）	2、3	341,518	3,748

社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「病院」という。）は、簡易病室に附帯する備品、個人防護具等を整備したとして、神奈川県から交付金を原資とする同県の補助金341,518,000円（交付金交付額同額）の交付を受けていた。

しかし、病院は、簡易病室を設置していなかったのに、既存の建物に設置したカードリーダーシステムの整備等に要した経費を、簡易病室に附帯する備品に係る整備費として対象経費の実支出額に計上するなどしていた。

したがって、交付金の交付対象とならない経費を対象経費の実支出額から除くなどして、適正な交付金の交付額を算定すると計337,770,000円となり、前記交付金の交付額341,518,000円との差額3,748,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において制度の理解が十分でなかったこと、神奈川県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分）の交付が過大

１件　不当金額　４，５１２，０００円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分）は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（令和3年厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、新型コロナウイルス感染症重点医療機関(注)等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

（注）　新型コロナウイルス感染症重点医療機関　　新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

①　所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

②　①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率（10分の10）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備する超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、ＣＴ撮影装置等、生体情報モニタ等とされており、整備対象設備の種類ごとに、1台当たりの補助上限額（ＣＴ撮影装置等については1台当たり66,000,000円）が定められている。

都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、交付金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、大阪府及び1事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	年度	交付金交付額	不当と認める交付金交付額
				千円	千円
大阪府	大阪府	医療法人邦徳会（邦和病院）	3	117,557	4,512

医療法人邦徳会邦和病院（以下「病院」という。）は、ＣＴ撮影装置等2台を整備したなどとして、大阪府から交付金を原資とする同府の補助金117,557,000円（交付金交付額同額）の交付を受けていた。

しかし、病院は、交付要綱等に基づき、ＣＴ撮影装置等1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、整備した2台の対象経費の実支出額70,512,000円及び17,050,000円の計87,562,000円と1台当たりの補助上限額66,000,000円に整備台数2台を乗じた額132,000,000円とを比較する方法によっていた。このため、対象経費の実支出額が70,512,000円である1台については、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される結果となっていた。

したがって、ＣＴ撮影装置等1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較すると、ＣＴ撮影装置等2台の対象経費に係る交付額は、66,000,000円及び17,050,000円の計83,050,000円となる。これにより、適正な交付金の交付額を算定すると、上記の83,050,000円にＣＴ撮影装置等以外の対象経費に係る交付額である29,995,000円を加えた113,045,000円となることか

ら、前記交付金の交付額117,557,000円との差額4,512,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において制度の理解が十分でなかったこと、同府において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

厚生労働省

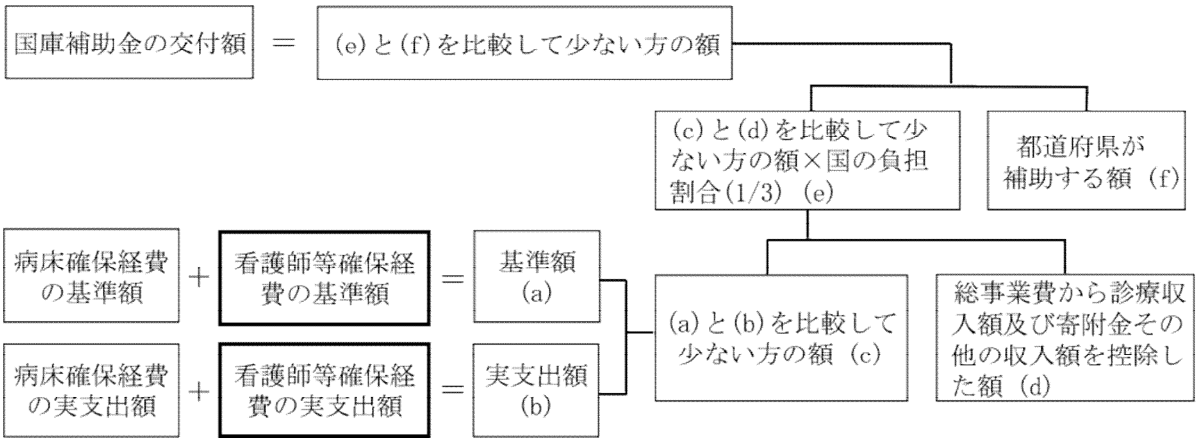
医療提供体制推進事業費補助金（日中一時支援事業に係る分）の交付が過大

１件　不当金額　４，４９７，０００円

医療提供体制推進事業費補助金（日中一時支援事業に係る分）（以下「国庫補助金」という。）は、「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」（平成21年厚生労働省発医政第0513001号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、新生児集中治療室（ＮＩＣＵ）等に長期入院していた又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的として、一定の診療機能を有する医療機関が、保護者の要請に応じて、在宅医療中のこれらの小児（以下「患者」という。）の入院を一時的に受け入れる日中一時支援事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等によれば、日中一時支援事業の補助対象は、都道府県が実施する事業及び市町村や公的団体等が実施する事業に対して都道府県が補助する事業とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る国庫補助金の交付額は、日中一時支援事業のための病床確保経費及び看護師等確保経費について所定の方法により算定した基準額と実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額等を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、これに国の負担割合3分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額とすることとされている（算定式参照）。

（算定式）



上記のうち看護師等確保経費は、患者を受け入れた場合における看護師等確保に必要な職員基本給等の経費であり、その基準額は、看護師等を確保して患者を受け入れた日数に所定の単価（看護師については1日当たり6,350円、看護助手等については同5,320円）を乗じた額とすることとされている。

都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書を審査した上で、国庫補助金を原資とする補助金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が3道県(注)及び3事業主体において会計実地検査を行ったところ、北海道の1事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

（注）　3道県　　北海道、宮城、山形両県

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額
				千円	千円
北海道	北海道	日本赤十字社釧路赤十字病院	3～6	19,858	4,497

日本赤十字社釧路赤十字病院（以下「病院」という。）は、令和3年度から6年度までの各年度の日中一時支援事業に係る事業実績報告書の提出に当たり、看護師等確保経費の基準額について、患者を受け入れた日数を365日（ただし、5年度は閏(うるう)年である6年の2月が含まれるため366日）として、当

該日数に看護師1名及び看護助手1名に係る前記所定の単価を乗じて、3、4、6各年度4,259,550円、5年度4,271,220円とそれぞれ算定していた。そして、基準額、実支出額及び総事業費から診療収入額等を控除した額を比較し、各年度とも基準額が最も少ない額であることから、基準額に3分の1を乗ずるなどして、北海道から国庫補助金を原資とする補助金（以下「道補助金」という。）計19,858,000円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、病院が患者を受け入れた日数を確認したところ、実際に患者を受け入れた日数は、3年度68日、4年度56日、5年度86日、6年度95日となっていた。

したがって、上記の実際に患者を受け入れた日数に基づいて看護師等確保経費の基準額を算定すると、3年度793,560円、4年度653,520円、5年度1,003,620円、6年度1,108,650円となる。そして、これにより、3年度から6年度までの適正な道補助金の交付額を算定すると、3年度3,806,000円、4年度3,759,000円、5年度3,885,000円、6年度3,911,000円、計15,361,000円（国庫補助金相当額同額）となり、道補助金の交付額19,858,000円との差額4,497,000円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額4,497,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において道補助金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、北海道において病院から提出された事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

厚生労働省

医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業（医療事業に係る分）において基金の使用が過大

１０件　不当金額　９３，６４１，３３３円

医療介護提供体制改革推進交付金（以下「交付金」という。）は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画（以下「都道府県計画」という。）に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額又はその全額を国が交付するものである（以下、造成された基金を「確保基金」という。）。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業（以下「基金事業」という。）に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている（以下、確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」という。）。

管理運営要領によれば、基金事業の対象は、地域医療構想(注1)の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業等の医療に関する事業（以下「医療事業」という。）5事業及び介護に関する事業2事業の計7事業とされている。

都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請の事務手続、助成金の交付額等に関して助成要綱で定めることとなっている。そして、都道府県は、事業主体から提出された事業実績報告書等を審査した上で、助成金を事業主体に対して交付することとなっている。

本院が、12道県(注2)において助成金の交付を受けた106事業主体が実施した医療事業を対象に会計実地検査を行ったところ、5道県(注3)の10事業主体が実施した医療事業のうち3事業において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

（注1）　地域医療構想　　医療法（昭和23年法律第205号）に基づく将来の医療提供体制に関する構想
（注2）　12道県　　北海道、岩手、宮城、山形、栃木、新潟、静岡、兵庫、徳島、香川、高知、熊本各県
（注3）　5道県　　北海道、栃木、兵庫、徳島、高知各県

ア　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
厚生労働本省	栃木県	社団医療法人英静会	医療介護提供体制改革推進交付金	5	147,760	98,506	4,251	2,834

社団医療法人英静会（以下「英静会」という。）は、一般病棟等の病床数を減少させて、他の施設に用途を変更するための施設整備等を行ったとして、栃木県に事業実績報告書を提出して、助成金147,760,000円（交付金相当額98,506,666円）の交付を受けていた。

栃木県が定めた助成要綱によれば、助成金のうち、施設整備に係る対象経費は、工事費又は工事請負費とされていて、設計その他工事に伴う事務に要する費用は対象経費から除くこととされている。

しかし、英静会は、事業実績報告書の作成に当たり、誤って、設計その他工事に伴う事務に要する費用である改修工事設計料を施設整備に係る対象経費に含めていた。

したがって、これを除いて適正な助成金の交付額を算定すると143,509,000円となり、前記助成金の交付額147,760,000円との差額4,251,000円（交付金相当額2,834,000円）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、英静会において事業実績報告書の作成に当たり確認が十分でなかったこと、栃木県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

イ　地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
厚生労働本省	北海道	医療法人北海道整形外科記念病院	医療介護提供体制改革推進交付金	4	41,496	41,496	22,344	22,344
同	同	医療法人社団ぶどうの会いのちの木クリニック	同	4	22,800	22,800	11,400	11,400
同	同	医療法人敬仁会函館おしま病院	同	4	61,332	61,332	6,156	6,156
同	徳島県	医療法人静可会三加茂田中病院	同	3	77,520	77,520	34,200	34,200
同	同	医療法人博愛会梶産婦人科	同	3	34,200	34,200	1,368	1,368
同	同	医療法人大櫛耳鼻咽喉科医院	同	3	2,280	2,280	2,280	2,280
同	同	医療法人斎藤整形外科	同	6	5,472	5,472	5,472	5,472
同	高知県	医療法人荘正会高須どい産婦人科	同	5	18,240	18,240	3,420	3,420
計					263,340	263,340	86,640	86,640

8事業主体は、療養病床又は一般病床の病床数の減少を伴う病床機能の再編を行ったとして、所在する各道県に申請書等を提出し、助成金計263,340,000円（交付金相当額同額）の交付を受けていた。

各道県が定めた助成要綱によれば、助成金の交付額は、平成30年7月1日を基準日とした平成30年度病床機能報告(注4)（以下「30年度報告」という。）における稼働病床数又は令和2年4月1日時点の稼働病床数を基準として算定することとされている。

30年度報告について、厚生労働省は、医療機関が都道府県に各種データを報告する際の様式を示しており、この様式の記入要領等によれば、稼働病床数は、対象3区分（高度急性期、急性期、慢性期）の許可病床数(注5)から、平成29年7月1日から30年6月30日までの過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数（以下「30年度報告休床数」という。）を除いた病床数とされている。

また、厚生労働省によると、令和2年4月1日時点の稼働病床数は、2年4月1日時点の対象3区分の許可病床数から、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数（以下「令和2年4月1日時点休床数」という。）を除いた病床数とすることとなっている。

これらにより、30年度報告休床数及び令和2年4月1日時点休床数（以下、これらを合わせて「休床数」という。）は、許可病床数から稼働病床数を差し引いて算出することとなる。

さらに、助成要綱によれば、助成金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

①　30年度報告において稼働病床数として報告された病床数から、病床機能の再編による減少後の対象3区分の許可病床数の合計値（以下「減少後許可病床数」という。）を差し引くなどして、助成金の交付対象となる病床数を算出する。

ただし、30年度報告から2年4月1日までの間に病床機能再編、休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、30年度報告時の稼働病床数又は2年4月1日時点の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とし、その基準となる値から減少後許可病床数を差し引くなどして、助成金の交付対象となる病床数を算出する。

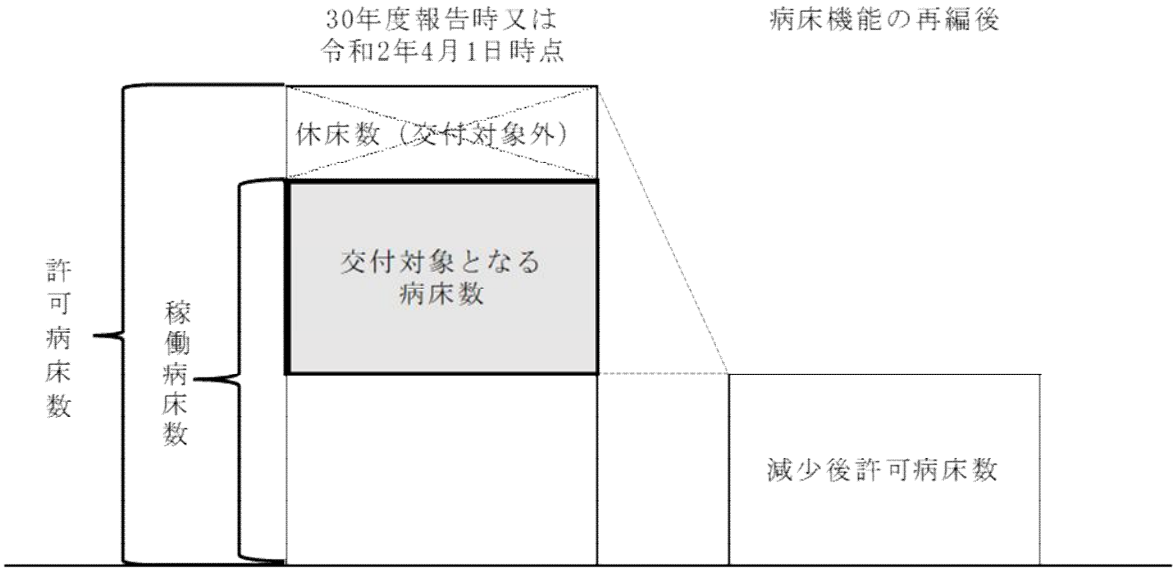
② ①により算出した助成金の交付対象となる病床数に、病床稼働率に応じて定められた1床当たりの単価（1,140,000円から2,280,000円まで）を乗じて助成金の交付額を算定する。

以上のことから、助成金の交付対象となる病床数は、図のとおりとなっていて、助成金の交付額の算定において、休床数は助成金の交付対象とはならない。

（注4） 病床機能報告 医療法に基づき、療養病床又は一般病床を有する医療機関が、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関の病床機能区分に従って所在する都道府県に行う報告

（注5） 許可病床数 医療法に基づき、都道府県知事から開設許可を受けた病床の数

図 助成金の交付対象となる病床数の概念図



しかし、8事業主体に対する助成金の交付額の算定において、稼働病床数に、助成金の交付対象とはならない休床数が含まれていたため、助成金計86,640,000円（交付金相当額同額）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、8事業主体において稼働病床数に対する理解が十分でなかったこと、3道県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

医療法人静可会三加茂田中病院（以下「三加茂田中病院」という。）は、助成金の申請に当たり、稼働病床数については、30年度報告時から令和2年4月1日までの間に病床機能再編、休棟等により稼働病床数に変更があったとして、30年度報告時の稼働病床数又は2年4月1日時点の稼働病床数のうち少ない方である2年4月1日時点の稼働病床数を基準とすることとしていた。そして、3年度に、2年4月1日時点の許可病床数を143床、同日時点の稼働病床数を143床、減少後許可病床数を109床、これらに基づくなどして算定される助成金の交付額を77,520,000円（交付金相当額同額）として、助成金の申請を行っており、徳島県から同額の助成金の交付を受けていた。また、三加茂田中病院は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの過去1年間に、一度も使用しなかった病床がなかったとして休床数を0床とし、許可病床数と同数の143床を稼働病床数としていた。

しかし、休床数は、許可病床数から稼働病床数を差し引いて算出することとなっていることからこれを確認したところ、三加茂田中病院の稼働病床数は128床となっていて、正しい休床数は、許可病床数143床から128床を差し引いた15床であった。

したがって、許可病床数143床から休床数15床を差し引いて算出した正しい稼働病床数128床に基づいて適正な助成金の交付額を算定すると43,320,000円となり、前記助成金の交付額77,520,000円との差額34,200,000円（交付金相当額同額）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていた。

ウ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
厚生労働本省	兵庫県	医療法人尚和会宝塚第一病院	医療介護提供体制改革推進交付金	5	26,467	17,644	6,251	4,167

医療法人尚和会宝塚第一病院（以下「宝塚第一病院」という。）は、勤務医の労働時間短縮に向けた取組を行ったとして、兵庫県に事業実績報告書を提出して、助成金26,467,000円（交付金

相当額17,644,666円）の交付を受けていた。

兵庫県が定めた助成要綱等によれば、助成金の交付額は、事業年度の直近年度の病床機能報告により医療機関が報告している最大使用病床数（療養病床を除く。以下同じ。）に1床当たり133,000円を乗じて得た基準額と勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に要する経費に補助率を乗じた額とを比較するなどして算定することとされている。病床機能報告の記入要領によれば、最大使用病床数は、許可病床数のうち、1年間に最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数とすることとされている。

しかし、宝塚第一病院は、最大使用病床数ではなく、入院患者を収容することができない休棟に設置された病床数を含めた許可病床数199床に基づいて基準額を算定していた。正しい最大使用病床数は、病床機能報告等により確認したところ、152床であった。

したがって、最大使用病床数152床に基づいて適正な助成金の交付額を算定すると20,216,000円となり、前記助成金の交付額26,467,000円との差額6,251,000円（交付金相当額4,167,333円）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、宝塚第一病院において最大使用病床数に対する理解が十分でなかったこと、兵庫県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
計					437,567	379,491	97,142	93,641

厚生労働省

後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金の交付が過大

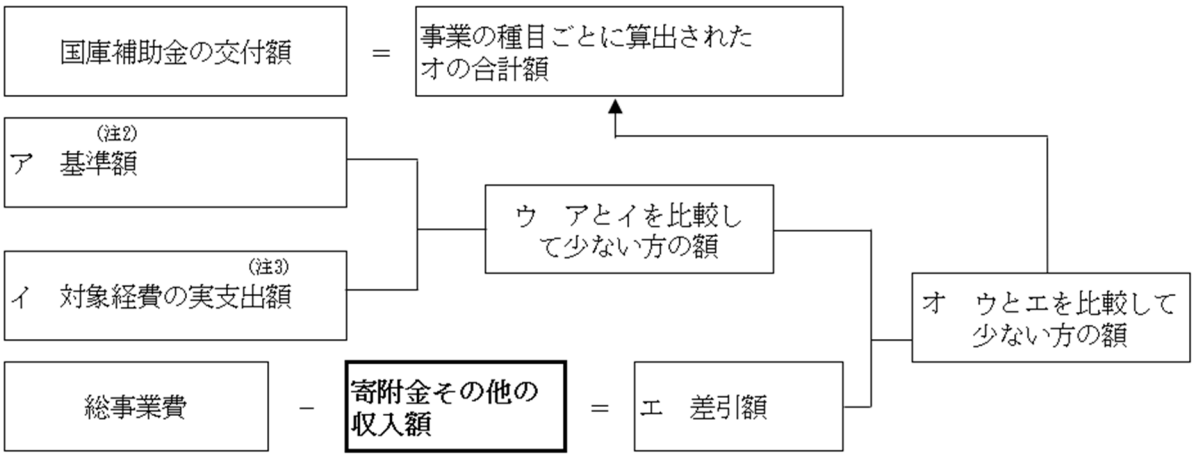
１件　不当と認める国庫補助金　４，４８５，０００円

後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金（以下「国庫補助金」という。）は、「令和5年度後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金交付要綱」（令和5年厚生労働省発保0331第11号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、後期高齢者医療制度の円滑かつ健全な運営に資することを目的として、都道府県に設立されている国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）等が実施する事業に要する経費を国が補助するものである。

交付要綱等によれば、国庫補助金の交付対象は、国保連合会が実施する第三者求償事業、レセプト電算処理システム推進事業等とされている。このうち第三者求償事業は、国保連合会が後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）からの委託を受けて行う第三者に対する損害賠償請求権(注1)に係る損害賠償金の徴収及び収納等の事業とされている。

（注1）　第三者に対する損害賠償請求権　　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定に基づき、交通事故による負傷等、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、療養の給付等の保険給付を行った広域連合が、その給付の価額の限度において代位取得する被保険者の第三者に対する損害賠償請求権

国庫補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。



（注2）　基準額　　交付要綱に定める厚生労働大臣が認めた額等

（注3）　対象経費の実支出額　　事業を行うために必要な需用費、役務費、委託料等の経費

国庫補助金の交付手続については、交付要綱等に基づき、交付を受けようとする国保連合会は、都道府県に事業実績報告書を提出し、これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で厚生労働省に提出し、事業実績報告書を受理した同省は、これに基づき交付額を確定することとなっている。

本院が、11国保連合会において会計実地検査を行ったところ、1国保連合会において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部　局　等	補助事業者等（事業主体）	年　度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額
			千円	千円
静　岡　県	静岡県国民健康保険団体連合会	5	6,657	4,485

静岡県国民健康保険団体連合会は、令和5年度の国庫補助金について、国庫補助金の交付額を6,657,000円とする事業実績報告書を静岡県に提出し、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

上記国庫補助金の交付対象のうち、第三者求償事業について、総事業費から控除する寄附金その他の収入額はないとして差引額を3,500,650円と算出し、当該差引額を基準額及び対象経費の実支出額と比較して最も少ない額としていた。

しかし、静岡県国民健康保険団体連合会は、5年度に、静岡県後期高齢者医療広域連合から、第三者求償事務の委託に対する対価として、寄附金その他の収入額に当たる手数料収入34,265,938円を得ており、

これを総事業費から控除して適正な差引額を算出すると0円となる。

したがって、適正な差引額に基づくなどして国庫補助金の交付額を算定すると2,172,000円となり、前記国庫補助金の交付額6,657,000円との差額4,485,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、静岡県国民健康保険団体連合会において国庫補助金の交付額の算定に当たり制度の理解が十分でなかったこと、静岡県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

厚生労働省

国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大

２件　不当金額　１８，８２２，６６５円

国民健康保険は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村(注1)（特別区を含む。以下同じ。）とともに保険者となって行うもの（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）と、国民健康保険組合が保険者となって行うものとがある。

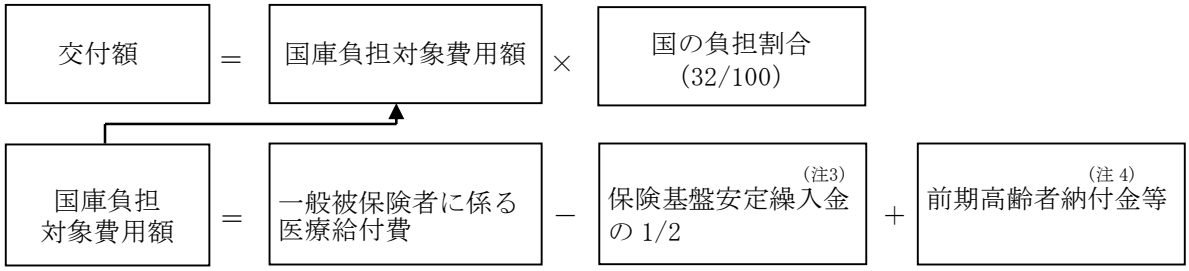
（注1）　一部の市町村は、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者(注2)及びその被扶養者とに区分されている。

（注2）　退職被保険者　　被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、都道府県等が行う国民健康保険財政の安定化を図るために、同法に基づき、都道府県に対して療養給付費負担金（以下「負担金」という。）が交付されている。当該都道府県に対して交付された負担金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」（昭和34年政令第41号）等に基づき、次のとおり算定することとなっており、市町村が負担金の交付額の算定に必要な情報について都道府県に報告し、当該都道府県は当該情報を確認した上で、負担金の交付額を算定している。



このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

（注3）　保険基盤安定繰入金　　市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

（注4）　前期高齢者納付金　　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金（令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）に納付する納付金（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

負担金の交付手続について、交付を受けようとする都道府県は、厚生労働省に交付申請書を提出し、これを受理した同省は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、交付決定を行って負担金を交付することとなっている。そして、当該都道府県は、当該年度の終了後に同省に事業実績報告書を提出し、これを受理した同省は、その内容を審査した上で、交付額を確定することとなっている。

本院は、令和6年次に2、3両年度に交付された負担金について検査し、14都府県における減額調整(注5)を行う前の一般被保険者に係る医療給付費（以下「交付額基礎医療給付費用額」という。）と国民健康保険事業状況報告書(注6)（以下「事業年報」という。）の医療給付費との間にかい離があり、交付額基礎医療給付費用額が過大又は過小に計上されていて、負担金の交付額の算定が適正に行われていなか

った事態を指摘した。これを受けて、厚生労働省において、6年5月に都道府県に対して通知（以下「通知」という。）を発して、負担金の交付額の算定に当たり、都道府県において、交付額基礎医療給付費用額と事業年報の医療給付費とを突合し、かい離がある場合は市町村に対して原因の確認を求めるよう周知する処置が講じられたことから、令和5年度決算検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として掲記した。

（注5）　減額調整　　都道府県又は市町村が、国の補助金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置を講じている場合があるが、当該措置により一般被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する（波及増）傾向があるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

（注6）　国民健康保険事業状況報告書　　国民健康保険の事業状況を把握し、国民健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料として、厚生労働省が、国民健康保険法等に基づき、被保険者数、医療給付費等を都道府県及び市町村に報告させて、その内容を公表している報告書

本院は、5、6両年度に交付された負担金について、厚生労働省から47都道府県に係る事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして、通知に基づく確認等の実施状況を検査するとともに、2道県(注7)において会計実地検査を行った。その結果、北海道において、突合した結果かい離があった市町村に対する原因の確認を行っておらず、また、静岡県において、突合した結果の確認が十分でなかったため、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定するなどしており、負担金交付額計100,501,552,242円のうち計18,822,665円が過大に交付されていて、不当と認められる。

（注7）　2道県　　北海道、静岡県

このような事態が生じていたのは、北海道において通知に基づく確認等を実施した上で負担金の交付額を適正に算定することに対する認識が欠けていたこと、静岡県において通知に基づく確認等を適切に実施した上で負担金の交付額を適正に算定することに対する理解が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

静岡県は、令和5年度の負担金の実績報告に当たり、市町村から負担金の交付額の算定に必要な情報についての報告を受けて、これに基づき負担金の交付額を算定していた。このうち、同県裾野市から報告された情報において、同市は、同県への報告資料を作成する電算システムへの入力に当たり、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の一部について、59,952,640円と入力していた。

しかし、上記の59,952,640円は、正しくは5,952,640円であったため、同市は、一般被保険者に係る医療給付費を54,000,000円過大に算定していた。

同県は、交付額基礎医療給付費用額と事業年報の医療給付費との突合は行ったものの、その結果の確認が十分でなかったため、同市において54,000,000円のかい離があったことを把握できておらず、同市から報告された情報をそのまま用いて一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定し、厚生労働省に事業実績報告書を提出していた。

その結果、負担金17,280,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象費用額	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象費用額	不当と認める国庫負担金	摘要
			千円	千円	千円	千円	
厚生労働本省	北海道	5	197,742,421	63,278,522	4,820	1,542	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
同	静岡県	5	116,321,974	37,223,029	54,000	17,280	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
	計		314,064,395	100,501,552	58,820	18,822	

厚生労働省

国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付が過大

２件　不当金額　３，７３８，６２７円

国民健康保険（前掲114ページの「国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大」参照）については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(注1)（特別区を含む。以下同じ。）等が行う国民健康保険の財政基盤の安定に資することなどを目的として、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき保険基盤安定負担金（以下「負担金」という。）が交付されている。

（注1）　一部の市町村は、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

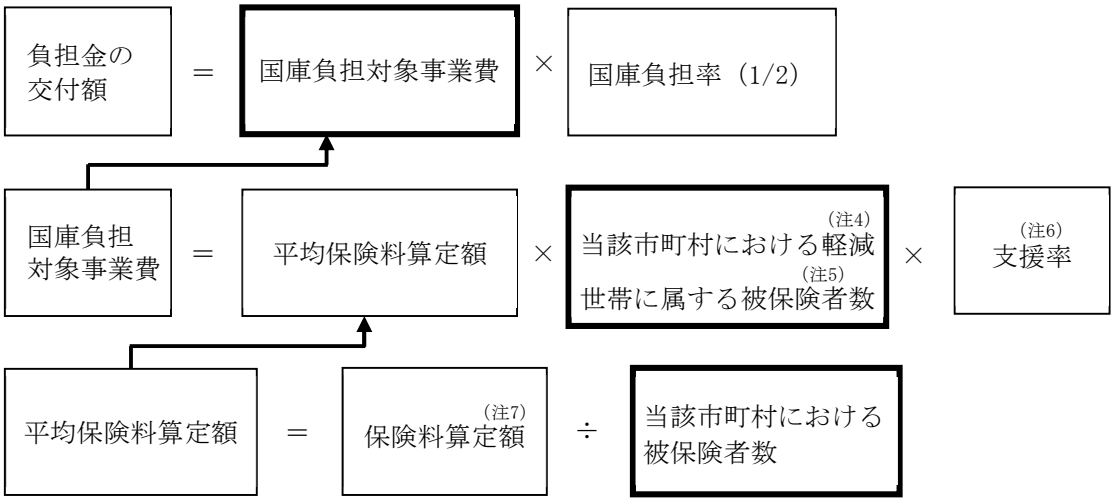
法第76条等の規定によれば、市町村は、国民健康保険事業に要する費用に充てるために、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料（保険税を含む。以下同じ。）を徴収しなければならないなどとされている。そして、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7等の規定によれば、被保険者に係る保険料の賦課額（保険税の課税額を含む。）は、国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金(注2)等及び介護納付金(注3)の納付に要する費用を除く。）に充てるための額（以下「医療分」という。）、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための額（以下「後期分」という。）及び介護納付金の納付に要する費用に充てるための額（以下「介護分」という。）の合算額とすることとされている。

（注2）　後期高齢者支援金　　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金（令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）に納付する支援金

（注3）　介護納付金　　介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

また、法第72条の4の規定によれば、市町村は、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされている（以下、これにより繰り入れる金額を「繰入金額」という。）。

負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」（昭和34年政令第41号）等に基づき、繰入金額を国庫負担対象事業費とするなどして、次のとおり算定することとなっている。



（注4）　軽減世帯　　所得が一定額に満たないため保険料が軽減された世帯

（注5）　被保険者　　負担金の交付額の算定における被保険者は、令和5年度以前は一般被保険者（退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者）

（注6）　支援率　　軽減世帯に係る保険料の軽減割合に応じて定められた一定の率

（注7）　保険料算定額　　市町村において当該年度に納付すべきとして賦課した被保険者に係る保険料の総額

国庫負担対象事業費は、医療分、後期分及び介護分についてそれぞれ算定することとなっており、このうち、介護分については、被保険者数は介護保険法に規定する40歳以上65歳未満の被保険者（以

下「介護納付金賦課被保険者」という。）の数により、保険料算定額は介護納付金賦課被保険者に係る保険料により、それぞれ算定することとなっている。

また、被保険者数及び保険料算定額は、いずれも保険料の賦課期日（毎年4月1日）現在の状況に基づいて算定することとなっている。

負担金の交付手続について、交付を受けようとする市町村は、都道府県による審査等を経て厚生労働省に交付申請書を提出し、交付申請書を受理した同省は、これに基づき交付決定を行って、市町村に負担金を交付することとなっている。そして、市町村は、当該年度の事業が完了したときは都道府県に事業実績報告書を提出し、これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で同省に提出し、事業実績報告書を受理した同省は、これに基づき交付額を確定することとなっている。

本院が、13県の108市町村において会計実地検査を行うとともに、1県の2市から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査したところ、負担金の交付額の算定に当たり、茨城県結城郡八千代町において、令和5年度の被保険者数を保険料の賦課期日現在の被保険者数ではなく誤って当該年度の年間平均の被保険者数としていたため、医療分、後期分及び介護分の被保険者数が過小に計上されていた事態並びに三重県多気郡多気町において、6年度の介護分の軽減世帯に属する被保険者数を介護納付金賦課被保険者数ではなく誤って医療分及び後期分と同様に全ての被保険者数として算定していたため、介護分の軽減世帯に属する被保険者数が過大に計上されていた事態が見受けられた。

このため、国庫負担対象事業費が計7,477,253円過大に算定されており、これに係る負担金計3,738,627円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、八千代、多気両町において負担金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、茨城、三重両県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額
			千円	千円	千円	千円
茨城県	結城郡八千代町	5	54,923	27,461	2,863	1,431
三重県	多気郡多気町	6	29,394	14,697	4,613	2,306
	計		84,317	42,158	7,477	3,738

厚生労働省

国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大

１７件　不当金額　３７９，６２６，０００円

国民健康保険（前掲114ページの「国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大」参照）については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、都道府県が当該都道府県内の市町村(注1)（特別区を含む。以下同じ。）とともに行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。

（注1）　一部の市町村は、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

財政調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うために交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額（以下「調整対象収入額」という。）が、医療費等から一定の基準により算定される支出額（以下「調整対象需要額」という。）に満たない都道府県に対して、衡平にその満たない額を埋めることを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの（以下「医療分」という。）、後期高齢者支援金(注2)等に係るもの（以下「後期分」という。）及び介護納付金(注3)に係るもの（以下「介護分」という。）の合計額が交付されている。そして、都道府県に対して交付された普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」（昭和38年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。）等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、市町村は普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料を作成して都道府県に提出し、都道府県は当該資料を確認の上、これに基づいて調整対象需要額及び調整対象収入額を算定している。

（注2）　後期高齢者支援金　　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金（令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）に納付する支援金

（注3）　介護納付金　　介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して当該都道府県に対して交付されるもので、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されている。市町村分には、被扶養者減免特別交付金(注4)、非自発的失業財政負担増特別交付金(注5)、非自発的失業軽減特別交付金(注6)等があり、都道府県は、国から市町村分として交付された額を当該市町村に交付している。

特別調整交付金の額は、算定省令等に基づき、特別の事情ごとに算定することとなっており、市町村は当該市町村分の特別調整交付金の額を算定して都道府県に提出し、都道府県は都道府県分の額を算定した上で市町村から提出される市町村分の額と合算して特別調整交付金の額を算定するなどしている。

（注4）　被扶養者減免特別交付金　　被用者保険の被保険者が後期高齢者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。）になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料（保険税を含む。以下同じ。）の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用がある場合に交付される交付金

（注5）　非自発的失業財政負担増特別交付金　　保険料の賦課期日（毎年4月1日。以下同じ。）の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

（注6）　非自発的失業軽減特別交付金　　保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

財政調整交付金の交付手続について、交付を受けようとする都道府県は、厚生労働省に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、これを受理した同省は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、令和2年度から6年度までに交付された財政調整交付金について、22都道府県(注7)及び19都府県の218市区町村において会計実地検査を行うとともに、1県及び同県の2市から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、6道県(注8)及び4都府県の11市区町(注9)において、①普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態、②普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた

事態、③特別調整交付金のうち被扶養者減免特別交付金等の額を過大に算定していた事態が見受けられた。このため、財政調整交付金の交付額計140,691,112,000円のうち計379,626,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(注7)　22都道府県　　会計実地検査を行った218市区町村が所在する19都府県と重複している。
(注8)　6道県　　北海道、埼玉、長野、三重、奈良、鹿児島各県
(注9)　4都府県の11市区町　　埼玉県春日部、幸手、日高、長野県中野、大阪府堺、吹田、摂津各市、東京都大田区、長野県南佐久郡佐久穂、諏訪郡富士見、上伊那郡箕輪各町

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア　財政調整交付金の交付額の算定に当たり、普通調整交付金について、6道県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

イ　財政調整交付金の交付額の算定に当たり、市町村分の特別調整交付金について、6市町(注10)において制度の理解が十分でなかったこと及び5市区町(注11)において確認が十分でなかったこと、4都府県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

(注10)　6市町　　春日部、日高、中野、堺各市、諏訪郡富士見、上伊那郡箕輪両町
(注11)　5市区町　　幸手、吹田、摂津各市、大田区、南佐久郡佐久穂町

前記の①から③までの事態について、態様別に示すと次のとおりである。

①　普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、次のとおり算定することとなっている。

医療分の調整対象需要額	＝	一般被保険者(注12)に係る医療給付費	＋	前期高齢者納付金等(注13)	－	療養給付費負担金等の国庫補助金等

このうち、療養給付費負担金等の国庫補助金等には、国庫補助金のほかに保険基盤安定繰入金(注14)がある。

6道県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、療養給付費負担金等の国庫補助金等の額を過小に算出するなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

(注12)　一般被保険者　　退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者
(注13)　前期高齢者納付金　　高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）
(注14)　保険基盤安定繰入金　　一般被保険者のうち所得が少ない者の負担の軽減を図るために減額した保険料の総額等を基礎として算定する保険料軽減分及び一般被保険者のうち所得が少ない者の数等を基礎として算定する保険者支援分からなり、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

②　普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者（医療分及び後期分）又は介護納付金賦課被保険者（介護分）の数を基に算出される応益保険料額と、それらの者の所得を基に算出される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分に係る応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得金額（以下「基準総所得金額」という。）に一定の方法により計算された率を乗じて算出することとなっている。

3県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、基準総所得金額を過小に算出しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

なお、前記6道県のうち3県については、前記①の事態と態様が重複している。

前記①及び②の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

埼玉県は、令和5、6両年度の普通調整交付金に係る実績報告に当たり、市町村から普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料の提出を受け、これに基づき普通調整交付金の額を算定していた。しかし、同県三郷市から6年度に提出された資料において、当該資料の作成に用いた電算システムにおける計数の参照先が誤っており、保険基盤安定繰入金の額について、保険料軽減分と保険者支援分の合計額ではなく、保険料軽減分のみの額となっていたため、保険基盤安定繰入金の額146,738,182円が過小となっていた。このほか、同県内の11市町から提出された資料にも、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出するなどの誤りがあった。これらの結果、同県は医療分の調整対象需要額を過大に算定していた。

また、同県内の3市町から提出された資料において、後期分の一般被保険者の基準総所得金額を過小に算出するなどの誤りがあった。その結果、同県は後期分の調整対象収入額を過小に算定していた。

そこで、適正な保険基盤安定繰入金の額及び一般被保険者に係る医療給付費により算定した調整対象需要額並びに適正な基準総所得金額により算定した調整対象収入額に基づき算定すると、過大となっていた医療分の調整対象収入額を考慮しても普通調整交付金の額計136,850,000円が過大となっていた。

③　特別調整交付金のうち被扶養者減免特別交付金等の額を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、被扶養者減免特別交付金は、被用者保険の被保険者が後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用がある場合に交付されるものである。

被扶養者減免特別交付金の額は、保険料賦課の基礎となる所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額ごとに、厚生労働省の基準に基づく減免対象者に係る保険料減免額（以下「基準減免額」という。）と市町村の条例による実際の減免対象者に係る保険料減免額（以下「実減免額」という。）を比較して、いずれか金額の小さい方の額を調整基準額とし、これに基づいて算定することとなっている。

3都府県の5市区は、被扶養者減免特別交付金の額の算定に当たり、基準減免額又は実減免額を過大に集計するなどしており、調整基準額を過大に算出していた。このため、被扶養者減免特別交付金の額が過大となっていた。

このほか、3府県の6市町は、賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定するなどしていたため、特別調整交付金のうち、非自発的失業財政負担増特別交付金等の額が過大となっていた。

なお、前記4都府県の11市区町のうち1県の1町については、事態の態様が重複している。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	交付金の種類	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘要
厚生労働本省	北海道（事業主体）	－	普通調整交付金	5	31,639,374	118,465	①の事態
同	埼玉県（事業主体）	－	同	5、6	62,932,122	136,850	①及び②の事態
同	埼玉県	春日部市（事業主体）	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	3、4	16,346	6,118	③の事態（被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの）
同	同	幸手市（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）	5	1,523	1,523	③の事態（賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの）
同	同	日高市（事業主体）	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	5	3,200	1,224	③の事態（被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの）
同	東京都	大田区（事業主体）	同	4	24,848	1,348	同
同	長野県（事業主体）	－	普通調整交付金	5	11,127,450	52,679	①及び②の事態

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	交付金の種類	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘要
厚生労働本省	長野県	中野市（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）	4、5	11,369	7,367	③の事態（賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの）
同	同	南佐久郡佐久穂町（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金等）	4	2,444	2,116	③の事態（賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたものなど）
同	同	諏訪郡富士見町（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）	3、4	7,333	4,428	③の事態（賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの）
同	同	上伊那郡箕輪町（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業軽減特別交付金）	2、4	2,743	2,211	③の事態（非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険基盤安定繰入金を過小に計上していたもの）
同	三重県（事業主体）	－	普通調整交付金	5	9,241,207	2,075	①の事態
同	大阪府	堺市（事業主体）	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	5	35,147	20,564	③の事態（被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの）
同	同	吹田市（事業主体）	同	5	32,676	15,982	同
同	同	摂津市（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業軽減特別交付金）	4	3,175	1,179	③の事態（非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの）
同	奈良県（事業主体）	－	普通調整交付金	5	9,449,054	4,143	①の事態
同	鹿児島県（事業主体）	－	同	4	16,161,101	1,354	①及び②の事態
	計				140,691,112	379,626	

厚生労働省

生活基盤施設耐震化等交付金の交付が過大

１件　不当金額　１０，２４０，６３４円

生活基盤施設耐震化等交付金（以下「交付金」という。）は、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱（平成29年厚生労働省発生食0331第27号。以下「要綱」という。）等に基づき、地方公共団体等が行う水道施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

要綱によれば、交付金の交付対象事業は、水道施設等の耐震化に関する事業等とされており、別途国の補助を得て実施するものを除くこととされている。

都道府県は、要綱に基づき、交付対象事業を実施する地方公共団体等（以下「事業主体」という。）に対して、水道施設等の耐震化に関する事業等に要する経費の一部について、交付金を原資とした補助金（以下「県補助金」という。）を交付している。

本院が、12道府県の24事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
兵庫県	兵庫県	高砂市	生活基盤施設耐震化等交付金	3～5	368,716 (182,678)	60,892	30,721 (30,721)	10,240

高砂市は、高砂市米田町地内において、水道施設の老朽化した配水管等を更新及び耐震化するために、竜山橋水管橋の配水管の布設替え（以下「水管橋更新」という。）等を実施している。

同市は、管理する同水管橋について、平成28年度から兵庫県が実施する河川改修事業（以下、同県が実施する河川改修事業を「河川事業」という。）により生ずる河床低下の影響を受けるため、河川事業の施行場所で河川事業と並行して水管橋更新等を行う事業（以下、同市が実施する事業と河川事業とを合わせて「両事業」という。）を実施することとし、同県と相互に協力して両事業を実施することを目的として、28年5月に、同県と基本協定を締結している。

令和5年4月に変更された基本協定等（以下「基本協定等」という。）によると、同市が実施する工事内容及び費用負担については、おおむね次のとおりとなっている。

① 河川事業により影響を受ける区間の水管橋更新等に係る工事の費用については、同市と同県で負担する（以下、この工事を「共同負担工事」という。また、同県が負担する費用を「負担金」という。）。

② 上記①の区間を除く水管橋更新、橋脚2基の補強、橋台2基の新設等に係る工事の費用については、同市が全額負担する。

本件工事は、上記①及び②の工事のうち、水管橋更新等を、3年11月から6年3月までを工期として実施するものである。

同市は、3年度から5年度までの各年度に、実施済みの本件工事に係る費用計182,678,000円を補助対象事業費とする実績報告書等を同県に提出し、県補助金計60,892,666円の交付を受けていた。そして、同市は、基本協定等に基づき、共同負担工事に係る3年度から5年度までの負担金計30,721,900円について、5年度に一括して同県から支払を受けていた。

しかし、共同負担工事のうち負担金に係る工事は、国土交通省から防災・安全交付金を受けて河川事業として実施されるものであり、要綱が定める別途国の補助を得て実施する事業として、交付金

の交付対象事業から除くこととされているものに該当する。このため、同市は、各年度における県補助金の補助対象事業費の算定に当たり、補助対象事業費から負担金に係る工事費30,721,900円を控除すべきであった。

したがって、3年度から5年度までの県補助金の補助対象事業費から負担金に係る工事費を除いた額3年度98,168,500円、4年度53,607,700円、5年度179,900円、計151,956,100円に基づいて適正な県補助金の交付額を算出すると3年度32,722,833円、4年度17,869,233円、5年度59,966円、計50,652,032円となり、県補助金交付額60,892,666円との差額10,240,634円（交付金相当額同額）が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において要綱の理解が十分でなかったこと、同県において同市への指導が十分でなかったことなどによると認められる。

厚生労働省

生活扶助費等負担金等の交付が過大

９件　不当金額　７９，５１１，３７１円

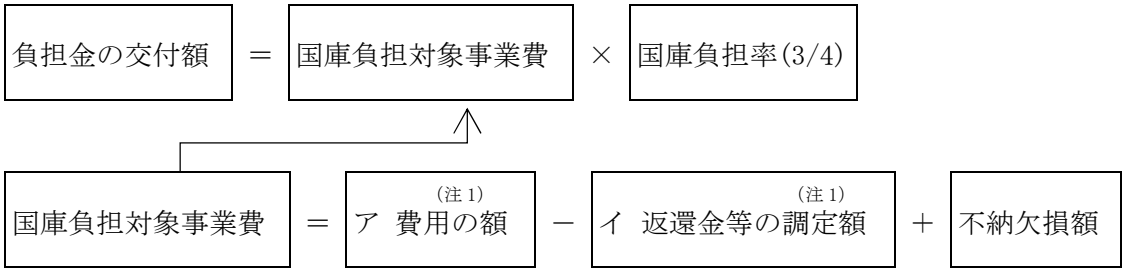
生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金（以下、これらを合わせて「負担金」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）等に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下、これらを合わせて「事業主体」という。）が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用（以下「保護費」という。）等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとなっている。また、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）等の生活保護法以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者等については極力その利用に努めさせることとなっている。

事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させ、又は不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収することができることなどとなっている（以下、これらの保護を受けた者から返還させるなどする金銭を「返還金等」という。）。

生活扶助、葬祭扶助等に係る保護費は、原則として保護を受ける世帯（以下「被保護世帯」という。）を単位として、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、健康状態等による個人又は世帯の特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、当該世帯における就労収入、年金の受給額等を基に収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。

このうち、葬祭扶助は、火葬又は埋葬、納骨等のために必要な費用の範囲内において行われる。そして、被保護者が死亡した場合において当該被保護者の葬祭を行う扶養義務者がいないときなどであって、葬祭を行う者があるときは、当該者に対して、葬祭扶助を行うことができることとなっている。一方、「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）等によれば、死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行うこととされており、その費用については、葬祭扶助の対象とならないこととなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、「生活保護費等の国庫負担について」（平成26年厚生労働省発社援0324第2号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



（注1）　後述ア及びイ参照

この費用の額及び返還金等の調定額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア　費用の額は、次の①及び②の合計額とする。

①　生活扶助、葬祭扶助等に係る保護費の額

②　被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ　返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき調定した額とする。

また、事業主体のうち都道府県、政令指定都市及び中核市は厚生労働省に、それ以外の事業主体は都道府県に負担金に係る事業実績報告書をそれぞれ提出するなどし、提出を受けた同省又は都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、27都道府県の118事業主体において会計実地検査を行うとともに、1県の1事業主体(注2)から関係書類の提出を受けるなどして検査したところ、8県の9事業主体において、次のような事態が見受けられた。

① 負担金の算定に当たり返還金等の調定額を過小に算出していた事態

負担金の算定に当たり、2県の2事業主体(注3)において、地方自治法等に基づく調定が適切に行われていなかったことなどから、返還金等の調定額を過小に算出していた。

② 保護費を過大に支給していた事態

保護費の支給決定に当たり、8県の8事業主体(注4)において、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったことから、当該世帯主等が年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかった。また、墓地埋葬法に基づく葬祭であり葬祭扶助の対象とならないにもかかわらず、誤って葬祭扶助の対象とするなどしていた。

（注2） 1県の1事業主体は、会計実地検査を行った27都道府県の118事業主体のうち1県の1事業主体と重複している。

（注3） 2事業主体 豊橋、徳島両市

（注4） 8事業主体 仙台、御殿場、名古屋、西宮、鳥取、徳島、大分、日南各市

これらの結果、負担金計79,511,371円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、負担金の算定に当たり、徳島県徳島市において適正な事務処理の執行に対する認識が著しく欠けていたこと、愛知県豊橋市において負担金の実績報告を適正に行う認識が欠けていたこと、厚生労働省及び徳島県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。また、保護費の支給決定に当たり、8県の8事業主体において、被保護者の年金受給権に係る調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかったこと、葬祭扶助の対象についての理解が十分でなかったことなど、同省及び6県(注5)において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことによると認められる。

（注5） 6県 静岡、兵庫、鳥取、徳島、大分、宮崎各県

前記①及び②の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

徳島県徳島市は、返還金等のうち誤払い又は過渡しとなった保護費（以下「誤払等保護費」という。）の返納について、当該支出した経費に戻入することとした場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び同施行令に基づき同市が定めた徳島市会計規則（昭和39年徳島市規則第49号）に基づき、戻入の決定を行うこととしている。また、出納閉鎖期日（翌年度の5月31日）までに返納されていない金額（以下「戻入未済額」という。）については、出納閉鎖期日の翌日に調定を行うこととしている。

しかし、同市は、少なくとも一部の職員において保護廃止となった時点で誤払等保護費が生じていた世帯に係る戻入未済額について調定を行う必要があることを認識していたにもかかわらず、このうち被保護者の死亡により保護廃止となった世帯に係る戻入未済額しか調定を行っておらず、当該世帯以外の世帯に係る戻入未済額については、出納閉鎖期日の翌日に行わなければならない調定を行っていなかった。

この結果、令和2年度から5年度までにおいて、当該戻入未済額計45,519,445円が返還金等の調定額として費用の額から控除されていなかったため、同額の国庫負担対象事業費が過大に算定されており、これに係る負担金計34,139,582円が過大に交付されていた。

このほか、同市は、平成29年9月から令和4年5月までの保護費の支給決定に当たり、年金受給権に係る調査及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかった。このため、負担金計1,056,899円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
宮城県	仙台市	平成29～令和6	224,848	168,636	15,888	11,916	②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったものなど）
静岡県	御殿場市	平成29～令和4	30,686	23,014	5,931	4,448	同
愛知県	名古屋市	2～7	22,100	16,575	4,673	3,504	②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったもの）
同	豊橋市	4～6	12,651,225	9,488,419	12,905	9,679	①の事態
兵庫県	西宮市	2～7	13,002	9,751	2,403	1,802	②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったもの）
鳥取県	鳥取市	2～7	18,669	14,001	2,573	1,930	同
徳島県	徳島市	平成29～令和5	41,305,434	30,979,075	46,928	35,196	①及び②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったもの）
大分県	大分市	平成29～令和5	27,637	20,728	10,366	7,774	②の事態（年金受給権の調査が十分でなかったもの）
宮崎県	日南市	平成30～令和4	4,343	3,257	4,343	3,257	②の事態（葬祭扶助の対象とならないもの）
	計		54,297,947	40,723,460	106,015	79,511	

厚生労働省

生活扶助費等負担金（保護施設事務費負担金に係る分）の交付が過大

１件　不当金額　１０，６４８，１３９円

生活扶助費等負担金（保護施設事務費負担金に係る分。以下「負担金」という。）（生活扶助費等負担金の概要については、前掲124ページの「生活扶助費等負担金等の交付が過大」参照）は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下「事業主体」という。）が、身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な被保護者等について、社会福祉法人等が設置する救護施設等の保護施設（以下「保護施設」という。）に入所を委託するなどしたことに伴い必要な保護施設の事務費（以下「施設事務費」という。）を支弁した場合に、その一部（4分の3）を国が負担するものである。

施設事務費の月額は、施設事務費支弁基準額（以下「基準額」という。）に各月初日の入所実人員を乗ずるなどして算定することとなっている。

基準額は、入所者1人当たりの月額単価であり、保護施設ごとに保護施設を管轄する都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が、保護施設の所在する地域区分、取扱定員ごとに定められた一般事務費単価に、保護施設から受理した申請書の内容を審査して認定した看護師加算等の各種の単価を加算して設定することとなっている。そして、事業主体の長が保護施設に入所を委託するなどした場合、事業主体は当該保護施設を管轄する都道府県知事等が設定した基準額に基づき施設事務費を支弁することになる。

看護師加算は、看護師の増員が必要と認定される場合に算定される加算であり、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和63年社施第85号）に定める保護施設職員職種別配置基準表（以下「職員配置基準」という。）による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において、加算配置数として規定された看護師が配置されていることなどの要件を全て満たす場合に加算されることとなっている。

本院が、18都府県及び11市において会計実地検査を行ったところ、1市において、適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	基準額の設定者	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額
				千円	千円	千円	千円
京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、香川県	奈良市	29事業主体	4、5	427,452	320,589	14,197	10,648

奈良市は、管轄する1救護施設について、令和4年4月から6年3月までの施設事務費に関して、職員配置基準で定める1名に加算配置数1名を加えた2名以上の看護師が配置されているなどの看護師加算の要件を満たしているとして、一般事務費単価に看護師加算の単価を加算するなどして当該救護施設に係る基準額（4年4月196,890円、同年5月及び6月187,680円、同年7月から12月まで193,970円、5年1月から3月まで187,680円、同年4月198,530円、同年5月から6年2月まで195,600円、同年3月189,090円）を設定していた。

29事業主体(注)は、同市が設定した基準額に基づき、施設事務費として計427,452,292円を支弁して、これに係る負担金計320,589,203円の交付を受けていた。

しかし、当該救護施設は、看護師を1名しか配置していなかったことから、前記看護師加算の要件を満たしていないのに、同市は、前記のとおり、看護師加算の単価を加算するなどして基準額を設定していた。

したがって、適正な基準額（4年4月190,980円、同年5月及び6月181,770円、同年7月から12月まで188,060円、5年1月から3月まで181,770円、同年4月192,130円、同年5月から6年2

月まで 189,200 円、同年 3 月 182,690 円）により施設事務費を算定すると計 413,254,772 円となり、支弁された施設事務費との差額 14,197,520 円が過大に支弁されていた。そして、適正な施設事務費に基づき負担金を算定すると計 309,941,064 円となり、交付額との差額 10,648,139 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、当該救護施設において制度に対する理解が十分でなかったことにもよるが、同市において基準額の設定に当たり加算の認定に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注） 29 事業主体　被保護者の入所を委託している事業主体である京都府、奈良県、京都、綾部、宇治、向日、八幡、京田辺、木津川、大阪、八尾、松原、四條畷、交野、神戸、尼崎、奈良、大和高田、大和郡山、天理、橿原、桜井、五條、御所、生駒、香芝、葛城、宇陀、坂出各市

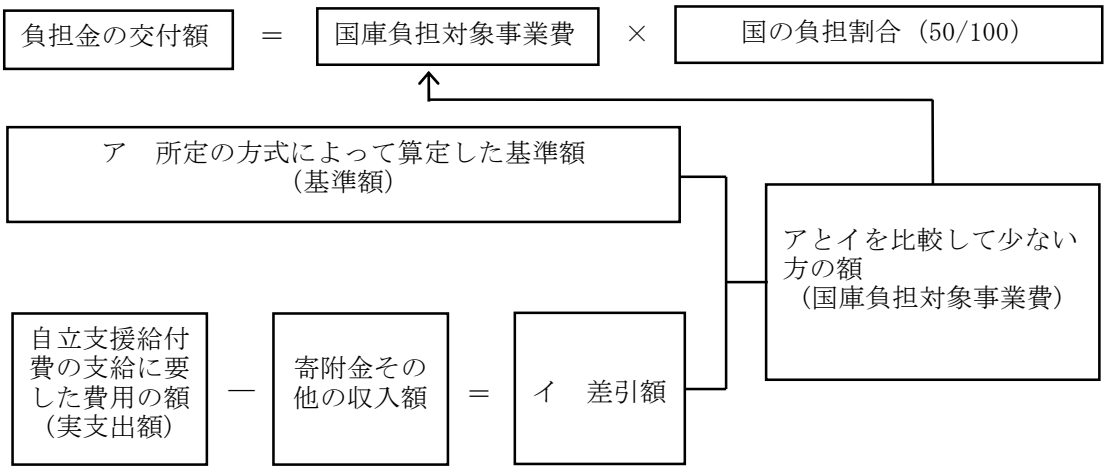
厚生労働省

障害者自立支援給付費国庫負担金の交付が過大

１件　不当金額　４，５１３，５５８円

障害者自立支援給付費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、補装具費、介護給付費、訓練等給付費等（以下、これらを合わせて「自立支援給付費」という。）を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）、「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」（平成21年厚生労働省発障第0511002号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



上記の基準額は、自立支援給付費のうち、居宅介護等に係る給付費と補装具費を含むそれ以外の給付費等（以下「補装具費等」という。）の別に算定することとなっている。補装具費等に係る基準額は、補装具費等の支給に要した費用の額等となっており、厚生労働大臣等が定める基準により算定した額から、障害者又は障害児の保護者の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして施行令で定める負担額等（以下「利用者負担額」という。）を控除することとなっている。また、実支出額は、負担金に係る事業実績報告書において、補装具費等に係る支出済額を計上することとなっており、支出済額は、厚生労働大臣等が定める基準により算定した額から、利用者負担額を控除した支払額となっている。したがって、基準額及び実支出額には、同額が計上されることになる。

市町村は、負担金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が23都道府県の138事業主体において会計実地検査を行ったところ、1府の1事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額
			千円	千円	千円	千円
京都府	京都市	5	40,496,693	20,248,346	9,027	4,513

京都市は、補装具費等に係る基準額及び実支出額の算定に当たり、誤って、利用者負担額を控除していない額を事業実績報告書に転記するなどしていたため、基準額及び実支出額を過大に計上していた。

このため、国庫負担対象事業費9,027,114円が過大に算定されており、これに係る負担金

4,513,558円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、京都府において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

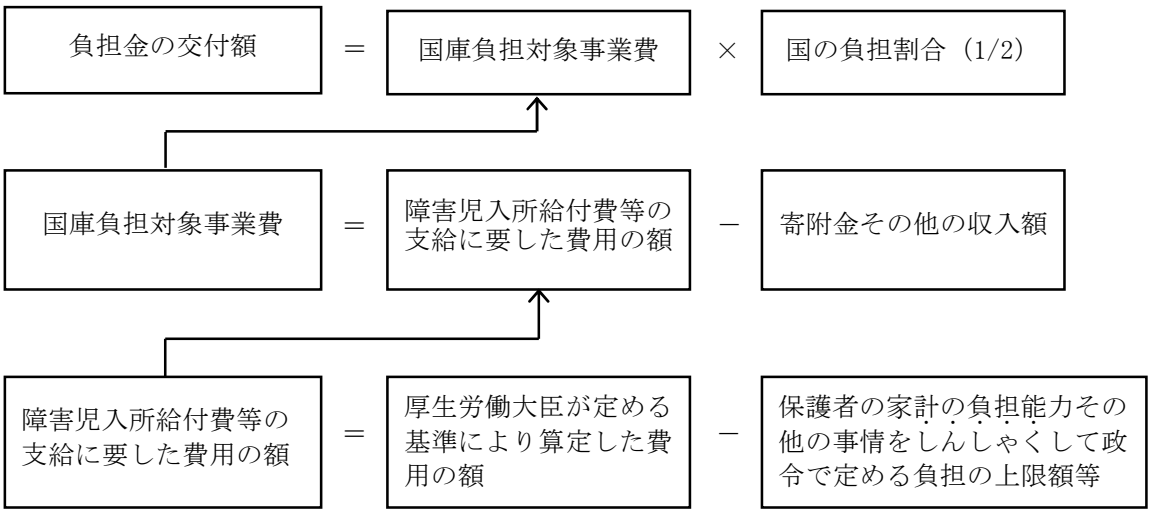
厚生労働省

障害児入所給付費等国庫負担金の交付が過大

１件　不当金額　９，１１７，７２１円

障害児入所給付費等国庫負担金（以下「負担金」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設等（以下「障害児入所施設等」という。）に児童を入所させるなどの措置をとり、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は障害児入所施設等から障害児入所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費等（以下、これらを合わせて「障害児入所給付費等」という。）を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額のうち、障害児入所給付費等に係る分については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（平成 19 年厚生労働省発障第 1218002 号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



また、都道府県は厚生労働省に、政令指定都市等は同省及び都道府県に、政令指定都市等以外の市町村は都道府県に負担金に係る事業実績報告書をそれぞれ提出し、提出を受けた同省又は都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、兵庫県において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額
			千円	千円	千円	千円
兵庫県	兵庫県	3	1,188,012	594,006	18,235	9,117

兵庫県は、負担金の交付額の算定に当たり、障害児入所給付費等の支給に要した費用の額について、算定に用いる表計算ソフトにおいて計算式の設定を誤っていたため、特定入所障害児食費等給付費の一部を二重に計上するなどしていた。このため、国庫負担対象事業費が 18,235,443 円過大に算定されており、これに係る負担金 9,117,721 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

厚生労働省

介護保険の財政調整交付金が過大

８件　不当金額　３０，５６５，０００円

介護保険は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、市町村(注1)（特別区を含む。以下同じ。）が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

（注1）　一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）の総数に占める75歳以上の者（以下「後期高齢者」という。）の割合（以下「後期高齢者加入割合」という。）及び標準的な所得段階の区分（第1段階から第13段階まで。令和5年度以前は第1段階から第9段階まで）ごとの第1号被保険者の分布状況（以下「所得段階別加入割合」という。）に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の額と特別調整交付金の額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の額は、「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」（平成12年厚生省令第26号）等に基づき、次により算定することとなっている。

普通調整交付金の額	＝	ア　調整基準標準給付費額(注2)	×	イ　市町村ごとの普通調整交付金交付割合(注2)	×	調整率(注3)

（注2）　後述ア及びイ参照

（注3）　調整率　　当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア　調整基準標準給付費額は、当該市町村において給付に要した費用の額等に基づき、次のとおり算出することとなっている。

調整基準標準給付費額	＝	介護給付に要した費用(注4)	＋	予防給付に要した費用(注5)	－	収入額(注6)

（注4）　介護給付に要した費用　　前年度の10月から当該年度の9月までにおいて、国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給に要した費用

（注5）　予防給付に要した費用　　前年度の10月から当該年度の9月までにおいて、国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給に要した費用

（注6）　収入額　　前年度の9月から当該年度の8月までの間における損害賠償金等の調定額

イ　普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合である。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）により報告することとなっている後期高齢者の人数(注7)の累計を

基に算出される第1号被保険者の総数に占める85歳以上の後期高齢者の割合（以下「85歳以上後期高齢者加入割合」という。）及び75歳以上85歳未満の後期高齢者の割合（以下「85歳未満後期高齢者加入割合」という。）を、国から示される全ての市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日（保険料の賦課期日）における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者の人数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。上記の標準的な所得段階の区分ごとに第1号被保険者の人数を集計するに当たっては、4月1日から10月31日までの間に、所得の更正決定等により賦課期日における所得段階の区分が変更となった者については、変更後の区分を4月1日における所得段階の区分とすることとなっている。さらに、5月1日以降に生活保護を開始して所得段階の区分が変更となった者については、変更前の区分を4月1日の所得段階の区分とすることとなっている。

（注7）　後期高齢者の人数　前年度の10月報告分（9月末の人数）から当該年度の9月報告分（8月末の人数）までの人数

財政調整交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、元年度から7年度までの間に交付された財政調整交付金について、13都府県の54市区町及び1一部事務組合において会計実地検査を行うとともに、1県の1市については、事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、4府県の8市町において、所得段階別加入割合補正係数又は後期高齢者加入割合補正係数の算出や、調整基準標準給付費額の算出を誤って、普通調整交付金の額を過大に算定していた。このため、財政調整交付金交付額計3,640,858,000円のうち計30,565,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財政調整交付金の交付額の算定に当たり、5市町(注8)において制度の理解及び確認が十分でなかったこと、3市町(注9)において確認が十分でなかったこと、4府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注8）　5市町　大東、浦添、沖縄各市、柴田郡村田、大島郡徳之島両町

（注9）　3市町　鹿屋、霧島両市、柴田郡川崎町

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

沖縄県沖縄市は、令和4、5両年度の普通調整交付金の額の算定に当たり、普通調整交付金交付割合の算出に用いる所得段階別加入割合補正係数について、4月1日（保険料の賦課期日）における第1号被保険者の所得段階の区分ごとの人数を集計する際に、4年度においては、4年4月1日から10月31日までの間の所得の更正決定等により所得段階の区分が変更となった者は、変更後の区分を所得段階の区分とすべきところ、これを行っていないなどしていて、実際より所得段階の低い区分に該当する人数が多くなるなどした所得段階の区分ごとの人数として、これに基づき所得段階別加入割合補正係数を算出していた。また、5年度においては、5年5月1日以降に生活保護を開始して所得段階の区分が変更となった者は、変更前の所得段階の区分とすべきところ、誤って、変更後の所得段階の低い区分に変更して、これに基づき所得段階別加入割合補正係数を算出していた。

そこで、適正な所得段階別加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき普通調整交付金の額を算定したところ、計9,948,000円が過大に交付されていた。

＜事例2＞

宮城県柴田郡川崎町は、令和5年度の普通調整交付金の額の算定に当たり、普通調整交付金交付割合の算出に用いる後期高齢者加入割合補正係数について、前年度の10月報告分（9月末の人数）から当該年度の9月報告分（8月末の人数）までの85歳以上後期高齢者の人数の累計を7,386人とすべきところ、誤って7,686人としており、これに基づき85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合を算出していた。

そこで、適正な後期高齢者加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき普通調整交付金の額を算定したところ、4,246,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者等（事業主体）	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
			千円	千円	
宮城県	柴田郡村田町	6	60,779	1,212	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
同	柴田郡川崎町	5	57,109	4,246	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
大阪府	大東市	5	496,152	1,227	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
鹿児島県	鹿屋市	4	885,244	3,653	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
同	霧島市	5	698,996	5,061	同
同	大島郡徳之島町	4、5	224,994	1,772	同
沖縄県	浦添市	5	245,565	3,446	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
同	沖縄市	4、5	972,019	9,948	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
計			3,640,858	30,565	

厚生労働省

医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業（介護施設等の整備に関する事業に係る分）において基金の使用が過大

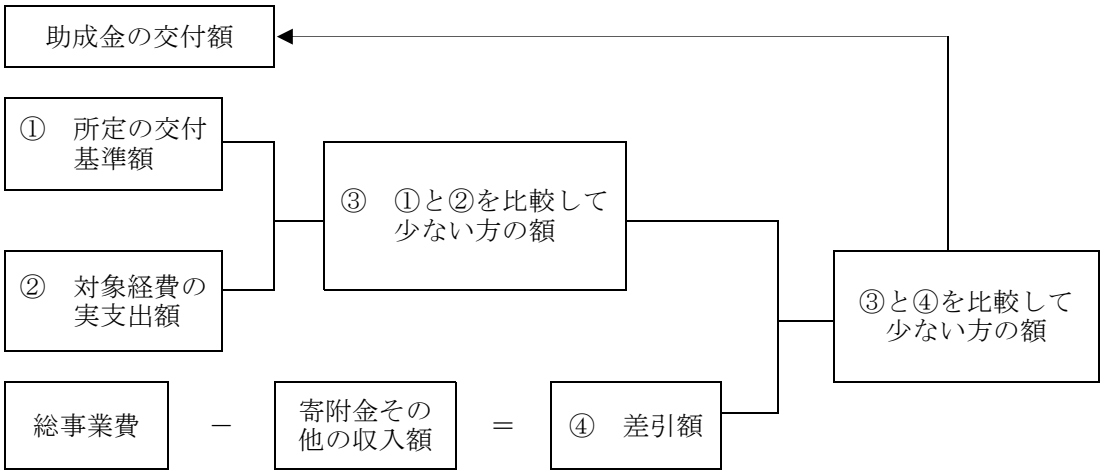
１件　不当金額　１，４４８，０００円

医療介護提供体制改革推進交付金（以下「交付金」という。）は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画（以下「都道府県計画」という。）に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額又はその全額を国が交付するものである（以下、造成された基金を「確保基金」という。）。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業（以下「基金事業」という。）に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている（以下、確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」という。）。

管理運営要領によれば、基金事業の対象は、介護施設等の整備に関する事業等の介護に関する事業2事業及び医療に関する事業5事業の計7事業とされており、このうち、介護施設等の整備に関する事業は、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とするもので、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕事業（以下「大規模修繕事業」という。）等がある。

都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請の事務手続等に関する助成要綱を定めて、助成要綱に基づき、市町村が事業主体の実施する大規模修繕事業等に対して助成金（以下「市助成金」という。）を交付する事業を対象として、助成金を交付している。大規模修繕事業に係る助成金の交付額は、助成要綱に基づき、次のとおり算定することとなっている。



助成要綱によれば、大規模修繕事業の対象施設は、いずれも定員30人以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム等」という。）とされていて、これら以外の居宅介護支援事業所、診療所等は対象施設となっていない。また、大規模修繕事業の対象経費は、大規模修繕事業に必要な工事請負費等とされており、特別養護老人ホーム等に対象施設となっていない居宅介護支援事業所、診療所等が併設されていて、特別養護老人ホーム等と一体として工事が行われる場合は、工事請負費等について、特別養護老人ホーム等に係る分と居宅介護支援事業所、診療所等に係る分とに案分して、居宅介護支援事業所、診療所等に係る分を対象経費の実支出額から除く必要がある。

大規模修繕事業を実施する事業主体は、大規模修繕事業が完了したときは、事業実績報告書を市

町村を経由して都道府県に提出することとなっている。そして、市町村及び都道府県は、これをそれぞれ審査することとなっている。

本院が、3県(注)において助成金を財源とする市助成金の交付を受けた8市の14事業主体が実施した介護施設等の整備に関する事業を対象に会計実地検査を行ったところ、名古屋市の1事業主体が実施した大規模修繕事業において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

（注）　3県　　岩手、愛知、福岡各県

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
厚生労働本省	愛知県	名古屋市 社会福祉法人かなえ福祉会 （事業主体）	医療介護提供体制改革推進交付金	6、7	106,400	70,933	2,172	1,448

社会福祉法人かなえ福祉会（以下「かなえ福祉会」という。）は、名古屋市内で運営する特別養護老人ホームの建物の外壁改修工事、屋上防水工事等を内容とする大規模修繕事業を実施したとして、交付基準額106,400,000円と対象経費の実支出額106,504,126円を比較するなどして、106,400,000円を市助成金の交付額とする事業実績報告書を名古屋市に提出していた。

同市は、上記の事業実績報告書を審査した上で、かなえ福祉会に対して、同額の市助成金を交付するとともに、愛知県に対して事業実績報告書を提出し、同県は、同市から提出された事業実績報告書を審査した上で、同市に対して、同額の助成金を交付し、同額を確保基金から取り崩していた。

しかし、上記の事業実績報告書等を確認したところ、かなえ福祉会は、特別養護老人ホームとその地下1階に併設されている居宅介護支援事業所及び診療所とを一体として工事を行っていたのに、対象経費の実支出額の算定に当たり、外壁改修工事費、屋上防水工事費等について、特別養護老人ホームに係る分と居宅介護支援事業所及び診療所に係る分とに案分しておらず、居宅介護支援事業所及び診療所に係る分を除くなどしていなかった。

したがって、これを除いて適正な対象経費の実支出額により助成金の交付額を算定すると104,228,000円となり、前記助成金の交付額との差額2,172,000円（交付金相当額1,448,000円）が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、かなえ福祉会において対象経費についての理解が十分でなかったこと、同市及び同県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

厚生労働省

介護給付費に係る国の負担が不当

１件　不当金額　１８，８３４，０４６円

1　介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）に係る保険給付を行うものであり、市町村(注1)（特別区を含む。以下同じ。）が保険者、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

（注1）　一部の市町村は、一部事務組合又は広域連合を設けて、介護保険に関する事務を処理している。

(2) 介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス（介護予防サービスを含む。以下同じ。）、施設サービス及び地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。）並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには通所介護等が、施設サービスには介護福祉施設サービス等が、地域密着型サービスには認知症対応型共同生活介護等がある。

被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

①　要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける（以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。）。

②　市町村長等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。

③　介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者（以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「事業者」という。）から介護サービスを受ける。

(3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額（以下「介護報酬」という。）は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）等（以下「算定基準等」という。）に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価（10円から11.40円まで）を乗ずるなどして算定することとなっている。

都道府県知事又は市町村長は、介護保険法等に基づき、保険給付の適正化を図るために、事業者に対して、介護報酬の請求等に関する指導等を行っている。

(4) 介護給付費

市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ事業者に支払うこととなっている（以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。）。

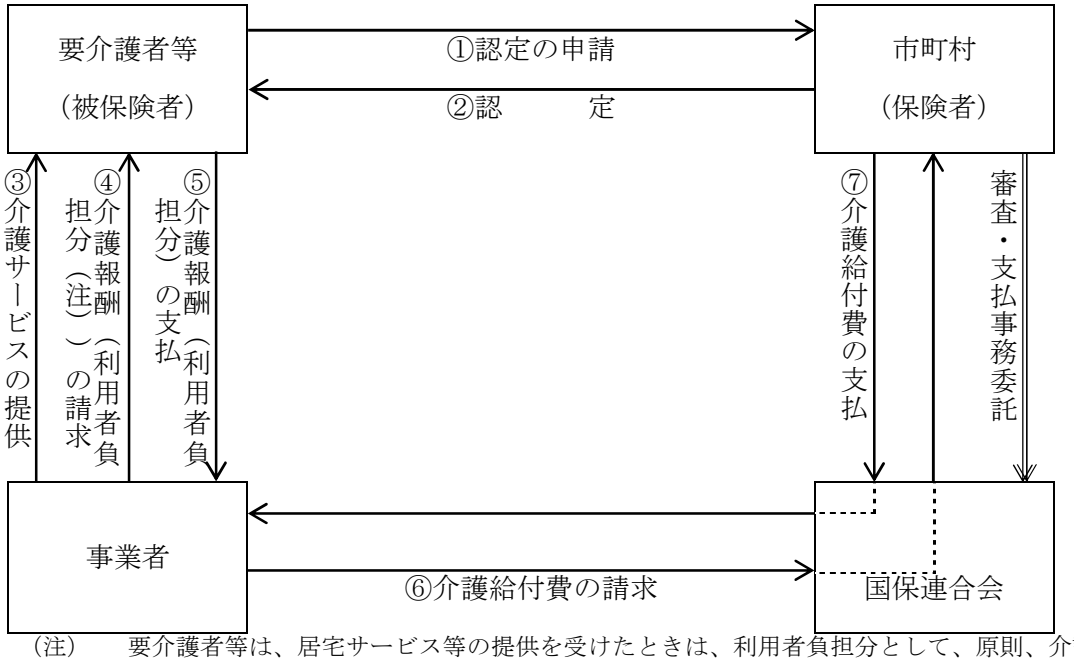
介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている（図参照）。

①　事業者は、要介護者等に対して提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に送付する。

② 国保連合会は、事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

③ 請求を受けた市町村は、介護給付費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

図 介護給付費の支払の手続



（注） 要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

公費負担としては、介護給付費のうち、施設等分(注2)については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等分以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等に基づき、社会保険診療報酬支払基金（令和8年10月1日以降は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として、医療保険者が同基金に納付する介護給付費・地域支援事業支援納付金に要する費用の額の一部を負担している。

（注2） 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、47事業者に対する介護給付費の支払について11都道府県及び14市において会計実地検査を行うとともに、9事業者(注3)に対する介護給付費の支払について1県及び3市町から関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注3） 9事業者のうち2事業者は、47事業者のうちの2事業者と重複している。

(2) 検査の結果

検査の結果、5都道府県知事及び5市長から指定を受けた12事業者に対して65市区町村が行った元年度から7年度までの間における介護給付費の支払が計13,558件、計73,568,016円過大となっていて、これに対する国の負担額18,834,046円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア　介護福祉施設サービス

算定基準等によれば、介護福祉施設サービスについては、次によるなどして、介護報酬を算定することとされている。

(ｱ) 介護老人福祉施設において、次のいずれかの要件に該当するなどの日常生活継続支援加算（Ⅰ）に係る基準に適合している場合は1日につき36単位（施設やサービスの形態がユニット型介護老人福祉施設(注4)の場合は日常生活継続支援加算（Ⅱ）として46単位）を所定単位数に加算する。

a　算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数（以下「新規入所者の総数」という。）のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上

b　新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上

c　入所者のうち、口腔内の喀痰(かくたん)吸引等の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が100分の15以上

（注4）　ユニット型介護老人福祉施設　　介護老人福祉施設において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設のことをいう。

(ｲ) 介護老人福祉施設に、介護福祉施設サービスを行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を1名以上配置していることなどの個別機能訓練加算（Ⅰ）（3年3月までは個別機能訓練加算。以下同じ。）に係る基準に適合した上で、要介護者に対して機能訓練を行っている場合は1日につき12単位を所定単位数に加算する。

しかし、3事業者は、次のとおり、介護報酬を算定していた。

(ｱ) 1事業者は、前記ａからｃまでの要件のいずれにも該当していなかったことから、日常生活継続支援加算（Ⅰ）に係る基準に適合していなかったのに、1日につき36単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。また、ユニット型介護老人福祉施設である1事業者は、前記ａからｃまでの要件のいずれにも該当していなかったことから、日常生活継続支援加算（Ⅱ）に係る基準に適合していなかったのに、1日につき46単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

(ｲ) 1事業者は、介護老人福祉施設に、介護福祉施設サービスを行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことから個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る基準に適合していなかったのに、1日につき12単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

このため、3事業者の6,559件の請求に対して22市町村が支払った介護給付費が計29,220,140円過大となっていて、これに対する国の負担額6,601,698円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

事業者Ａは、北海道に所在する施設ａにおいて、北海道知事から指定介護老人福祉施設の指定を受けて、介護福祉施設サービスを提供している。

事業者Ａは、平成31年3月から令和6年3月までの間、施設ａに入所する要介護者に対して機能訓練を行うなどして提供した介護福祉施設サービスに係る介護報酬の算定に当たり、1日につき12単位を所定単位数に加算していた。

しかし、施設ａには、介護福祉施設サービスを行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置していなかったことから、上記の介護報酬については、1日につき12単位を所定単位数に加算せずに算定する必要があった。

このため、事業者Ａの5,549件の請求に対して10市町が支払った介護給付費が計18,890,114円過大となっていて、これに対する国の負担額4,269,146円は負担の必要がなかった。

イ　認知症対応型共同生活介護

算定基準等によれば、認知症対応型共同生活介護に係る介護報酬の算定に当たり、共同生活住居(注5)ごと（3年4月以降は認知症対応型共同生活介護事業所ごと）に厚生労働大臣が定める研修を修了している計画作成担当者(注6)を配置していないなど、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）（以下「人員基準」という。）等に定められた従業者の員数を下回っている場合には、その翌々月から人員基準等に定められた従業者の員数を満たすに至った月まで、1日当たりの所定単位数を100分の70に減算して介護報酬を算定することとされている。

しかし、1事業者は、上記の研修を修了している計画作成担当者を配置していないなど、人員基準等に定められた従業者の員数を下回っているのに、認知症対応型共同生活介護に係る介護報酬の算定に当たり、1日当たりの所定単位数を100分の70に減算していなかった。

このため、1事業者の321件の請求に対して1市が支払った介護給付費が計22,810,914円過大となっていて、これに対する国の負担額6,302,579円は負担の必要がなかった。

（注5）　共同生活住居　　介護保険法第8条第20項又は同法第8条の2第15項に規定される共同生活を営むべき住居

（注6）　計画作成担当者　　保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められる者

ウ　その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、通所介護及び通所リハビリテーションの2介護サービスについて、8事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、8事業者の6,678件の請求に対して42市区町が支払った介護給付費が計21,536,962円過大となっていて、これに対する国の負担額5,929,769円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、65市区町村及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、5都道県及び5市において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を都道県等別に示すと、次のとおりである。

都道県等名	実施主体（事業者数）	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
北海道	22市町村 (3)	元～6	6,559	29,220	6,601	ア
札幌市	3市町 (1)	5、6	1,430	1,629	445	ウ
柏市	5市 (1)	5、6	1,137	3,510	965	ウ
東京都	3市区 (1)	6	1,194	3,542	979	ウ
山梨県	8市区町 (1)	4、5	467	2,766	755	ウ
京都市	1市 (1)	6	711	1,834	500	ウ
徳島県	15市町 (1)	6	543	1,795	517	ウ
宇佐市	1市 (1)	元、2	321	22,810	6,302	イ
鹿児島県	5市町 (1)	5、6	725	3,909	1,074	ウ
鹿児島市	2市 (1)	6、7	471	2,548	691	ウ
計	65市区町村 (12)	元～7	13,558	73,568	18,834	

（注）　摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

厚生労働省

自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当

１件　不当金額　７，７０１，６１５円

1　自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費（以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。）がある。訓練等給付費の支給の対象には、就労継続支援Ｂ型(注1)等がある。

市町村は、都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市等の長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）が障害者又は障害児に障害福祉サービスを提供したときは、これに要する費用について、当該障害者又は障害児の保護者に代わり、事業者の請求に基づき訓練等給付費等を支払うことができることなどとなっている。

障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

①　障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定を受ける。

②　支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。）は、支給決定の有効期間内に事業者の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

また、都道府県知事等は、法等に基づき、自立支援給付の適正化等を図るために、事業者に対して指導等を行っている。

（注1）　就労継続支援Ｂ型　　通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。）等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価（10円から11.60円まで）を乗じて算定することとなっている。

就労継続支援Ｂ型に要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所において、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たしたサービス管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、サービス管理責任者欠如減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から5月未満の月については100分の70を、5月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。

また、サービス管理責任者による指揮の下、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた就労継続支援Ｂ型計画を作成することなどの要件（以下「計画作成要件」という。）を満たしていない場合には、計画作成要件を満たしていない月から計画作成要件を満たすことにな

った月の前月まで、就労継続支援Ｂ型計画未作成減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から3月未満の月については100分の70を、3月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

サービス管理責任者欠如減算及び就労継続支援Ｂ型計画未作成減算の両事由に該当した場合には、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用することとなっている。

(4) 訓練等給付費等

訓練等給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担額等を控除して得た額となっている。

また、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、訓練等給付費等の算定が適正に行われているかに着眼して、20都道府県及び38市（11政令指定都市、27中核市）において、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する852事業者に対する訓練等給付費等の支払について会計実地検査を行うとともに、1市（中核市）から、障害福祉サービスを提供する事業所を設置する18事業者(注2)に対する訓練等給付費等の支払について、訓練等給付費等の請求に係る関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、訓練等給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（注2）　18事業者のうち4事業者は、852事業者のうち4事業者と重複している。

検査したところ、2市（中核市）に所在する2事業者において、就労継続支援Ｂ型に係る訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者として配置されていた者が所定の要件を満たしていなかったのに、サービス管理責任者欠如減算を適用することなく算定していた。また、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していなかったことから計画作成要件を満たしていなかったのに、就労継続支援Ｂ型計画未作成減算を適用することなく算定していた。

このため、2事業者が行った330件の請求に対して、平成30年度から令和3年度までの間に5市が支払った訓練等給付費が計15,403,231円過大となっていて、これに対する国の負担額計7,701,615円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、2市（中核市）において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

奈良県奈良市に所在する事業者Ａは、就労継続支援Ｂ型に係る訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者として配置されていた者が所定の研修を修了した者であることの要件を満たしていなかったのに、令和元年6月から所定の研修を修了した3年2月までの期間について、サービス管理責任者欠如減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定していた。また、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していなかったことから平成31年4月から令和3年6月までの期間については計画作成要件を満たしていなかったのに、就労継続支援Ｂ型計画未作成減算として各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70又は100分の50を乗ずることなく算定していた。

このため、事業者Ａが行った224件の請求に対して、元年度から3年度までの間に3市が支払った訓練等給付費が計9,830,924円過大となっていて、これに対する国の負担額計4,915,462円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する市別に示すと、次のとおりである。

市　名	実施主体（事業者数）	年　度	過大に支払われた訓練等給付費の件数	過大に支払われた訓練等給付費	不当と認める国の負担額
			件	千円	千円
八尾市	2市(1)	平成30、令和元	106	5,572	2,786
奈良市	3市(1)	元～3	224	9,830	4,915
計	5市(2)	平成30～令和3	330	15,403	7,701

厚生労働省

障害児通所給付費に係る国の負担が不当

１件　不当金額　１６，３６２，９１６円

1　障害児通所給付費の概要

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、障害児に対して児童発達支援(注1)、放課後等デイサービス(注2)等を行うものである。市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市等の長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けた指定障害児通所支援事業者（以下「事業者」という。）が障害児に障害児通所支援を提供したときは、これに要する費用について、当該障害児の保護者に代わり、事業者の請求に基づき障害児通所給付費を支払うことができることなどとなっている。

障害児の保護者が障害児通所支援を受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

①　障害児の保護者は、居住地等の市町村から障害児通所給付費を支給する旨の通所給付決定を受ける。

②　通所給付決定を受けた障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）は、通所給付決定の有効期間内に事業者の事業所において、障害児通所支援を受ける。

また、都道府県知事等は、法等に基づき、障害児通所給付費等の適正化等を図るために、事業者に対して指導等を行っている。

（注1）　児童発達支援　　障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供すること

（注2）　放課後等デイサービス　　学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供すること

(2) 障害児通所支援に要した費用の額の算定

事業者が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「算定基準」という。）等に基づき、障害児通所支援の種類ごとに利用定員等に応じて定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価（10円から11.52円まで）を乗じて算定することとなっている。

障害児通所支援のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る費用の額の算定については、算定基準等に基づき、多機能型事業所として実施する複数の障害児通所支援の利用定員の合計数を利用定員とした場合の区分（一定の利用定員の範囲ごとに定められている報酬の区分）の基本報酬及び各種加算の単位数を用いることとなっている。上記の単位数は、利用定員が多い区分ほど算定できる単位数は少なくなっている。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所には、所定の業務に一定期間以上従事した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者（以下「管理責任者」という。）等の従業者を配置することとなっている。そして、算定基準等に基づき、適正な障害児通所支援の提供を確保するために、要件を満たす管理責任者を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算（以下「管理責任者欠如減算」という。）として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に、管理責任者欠如減算が適用される月から5月未満の月については100分の70を、連続して5月以上の月については100分の50を乗じて得た単位数等を基に算定することなどとなっている。

(3) 障害児通所給付費

障害児通所給付費は、障害児通所支援に要した費用の額から当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を勘酌して政令で定める負担額等を控除して得た額となっている。

また、国は、障害児通所支援に要した費用について市町村が支弁した障害児通所給付費の2分の1を負担している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、障害児通所給付費の算定が適正に行われているかに着眼して、北海道函館市において、障害児通所支援の提供を行う事業所を設置する事業者に対する障害児通所給付費の支払について会計実地検査を行った。そして、障害児通所給付費の支払について疑義のある事態が見受けられたため、更に同市に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、函館市に所在する 1 事業者は、児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体的に行う事業所であることから、障害児通所給付費の算定に当たり、令和元年 7 月から 3 年 10 月までの期間の基本報酬及び各種加算の単位数について、多機能型事業所としての単位数、すなわち、児童発達支援の利用定員と放課後等デイサービスの利用定員を合計した利用定員の区分の単位数を用いるべきであるのに、児童発達支援及び放課後等デイサービスそれぞれの利用定員に係る区分の単位数を用いて算定していた。また、事業所に管理責任者として配置された者が所定の業務に一定期間以上従事した者であることの要件を満たしていないなどしていたのに、元年 11 月及び 2 年 7 月から 3 年 4 月までの期間、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に 100 分の 70 又は 100 分の 50 を乗ずることなく算定するなどしていた。

このため、1事業者が行った471件の請求に対して、元年度から3年度までの間に2市が支払った障害児通所給付費が計32,725,832円過大となっていて、これに対する国の負担額計16,362,916円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、函館市において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農林水産省

農業次世代人材投資資金等の交付を受けた者が要営農継続期間にわたり営農を継続していなかったなどしていて補助の対象外

7件　不当金額　１５，２５０，０００円

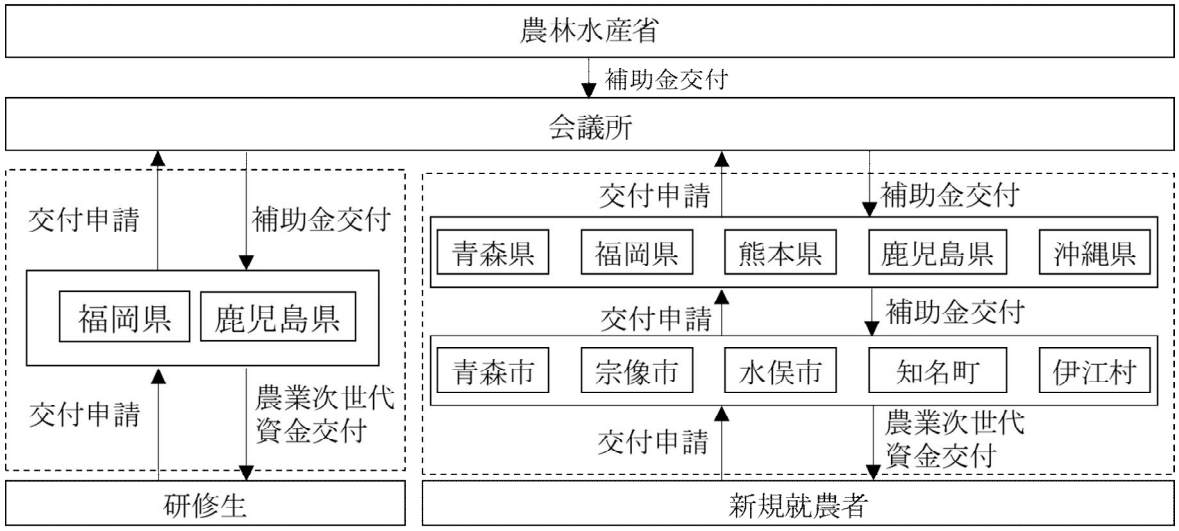
部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	青森県 青森市 （事業主体）	担い手育成・確保等対策事業費補助金	元～3	167,414 (167,414)	167,414	4,125 (4,125)	4,125
同	同	福岡県 （事業主体）	同	29	99,250 (99,250)	99,250	1,500 (1,500)	1,500
同	同	福岡県 宗像市 （事業主体）	同	4、5	22,748 (22,748)	22,748	1,500 (1,500)	1,500
同	同	熊本県 水俣市 （事業主体）	同	2、3	15,000 (15,000)	15,000	1,375 (1,375)	1,375
同	全国農業会議所	鹿児島県 （事業主体）	農業経営対策事業費補助金	26、27	312,500 (312,500)	312,500	3,000 (3,000)	3,000
同	一般社団法人全国農業会議所	鹿児島県 大島郡知名町 （事業主体）	担い手育成・確保等対策事業費補助金	4、5	9,800 (9,800)	9,800	2,250 (2,250)	2,250
同	同	沖縄県 国頭郡伊江村 （事業主体）	同	4、5	29,400 (29,400)	29,400	1,500 (1,500)	1,500
計					656,112 (656,112)	656,112	15,250 (15,250)	15,250

農業次世代人材投資資金（平成 28 年度以前は青年就農給付金）又は経営開始資金（以下、これらを「農業次世代資金」という。）に係るこれらの補助金は、持続可能な力強い農業の実現に必要な人材力の強化を図ることなどを目的として、国が一般社団法人全国農業会議所（28 年 3 月 31 日以前は全国農業会議所。以下「会議所」という。）に対して交付し、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が事業主体となる場合には会議所を通じて都道府県等に対して交付するものである。補助金の交付を受けた事業主体は、就農に向けて研修を受ける者（以下「研修生」という。）又は経営開始直後の新規就農者（以下「新規就農者」という。）に対して、原則として年間 1,500,000 円の農業次世代資金を交付している。

7 事業主体は、研修生又は新規就農者を対象として、本件事業を事業費計 656,112,674 円で実施したとして、会議所を通じて同額の国庫補助金の交付を受け、九州農政局及び5県(注1)に実績報告書を提出していた。

7 事業主体等における国庫補助金等の流れを示すと、図表 1 のとおりである。

図表１　国庫補助金等の流れ



農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知。28 年度以前は新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱。以下「実施要綱」という。）等によれば、農業次世代資金の交付を受けた研修生又は新規就農者は、図表 2 における①から③までのいずれかの事由（以下「返還事由」という。）に該当する場合、農業次世代資金の全額又は一部を返還しなければならないこととされている。

図表２　返還事由の概要

番号	返還事由の概要
①	研修生が、要就農継続期間（農業次世代資金の交付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間等）にわたり就農を継続しなかった場合
②	新規就農者が、要営農継続期間（算定期間[注(1)]経過後、算定期間と同期間にわたる期間）にわたり営農を継続しなかった場合
③	新規就農者が、農業次世代資金の交付期間中に農業経営を中止した場合又は就農状況報告[注(2)]を事業主体に提出しなかった場合

注(1)　新規就農者が農業経営を開始した日を起算点とした農業次世代資金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）

注(2)　新規就農者が営農を継続していることなどを事業主体において確認するために、新規就農者が事業主体に就農状況を報告するもの

また、実施要綱等によれば、農業次世代資金のうち新規就農者に対して交付するものについて、事業主体である市町村は、新規就農者から承認申請を受けた青年等就農計画[注2]等を承認の上、新規就農者の申請に基づき、農業次世代資金を経営開始後 5 年度目分までの最長 5 年間の交付期間で交付することとされている。ただし、新規就農者が経営開始後 1 年を超えて青年等就農計画等を承認申請した場合の交付期間については、承認申請時期[注3]までに既に経過した年数分を、最長 5 年間から差し引くこととされている。

しかし、青森市における新規就農者 1 名は、要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった（図表 2 の返還事由②）。福岡県における研修生 1 名及び鹿児島県における研修生 1 名は、要就農継続期間にわたり就農を継続していなかった（同①）。水俣市における新規就農者 1 名は、交付期間中に就農状況報告を事業主体に提出していない期間があり要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった（同②及び③）。知名町における新規就農者 1 名は、交付期間中に農業経営を中止して要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった（同②及び③）。そして、これらの 5 事業主体は、研修生 2 名及び新規就農者 3 名の計 5 名について、返還事由に該当していたのに、農業次世代資金計 12,250,000 円を返還させていなかった。

また、宗像市における新規就農者 1 名及び伊江村における新規就農者 1 名は、経営開始後 1 年を

超えて青年等就農計画等を承認申請していたのに、2 事業主体が承認申請時期までに既に経過した年数分を誤って交付期間から差し引いていなかったため、交付を受けることができない期間に係る農業次世代資金計 3,000,000 円の交付を受けていた。

したがって、7 事業主体が前記 5 名及び上記 2 名の計 7 名に交付した農業次世代資金計 15,250,000 円は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計 15,250,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体(注4)において返還手続を進めることの重要性についての認識が欠けていたこと、宗像市及び伊江村において交付期間についての確認が十分でなかったこと、5 県において 5事業主体(注5)に対する指導が十分でなかったこと、3農政局(注6)等において 5 県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

青森市は、平成 29 年度から令和 3 年度までの間に、新規就農者 1 名に農業次世代資金計 7,500,000 円を交付していた。

平成 29 年 6 月 12 日に新たに農業経営を開始し、同年 8 月 22 日から令和 4 年 8 月 21 日までの 60 か月間に係る農業次世代資金計 7,500,000 円の交付を受けた新規就農者Ａについては、農業経営開始後、営農を継続してきたものの、要営農継続期間（同年 6 月 12 日から 9 年 6 月 11 日まで）中である 6 年 9 月 24 日に離農の意向を示した後、要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった。

したがって、同人は返還事由に該当していて、同人に交付した農業次世代資金計 7,500,000 円のうち、要営農継続期間にわたり営農を継続していなかった 6 年 9 月 24 日から 9 年 6 月 11 日までの期間（返還額の算定は月単位で行うため、6 年 9 月 12 日から 9 年 6 月 11 日までの 33 か月間）を算定期間（平成 29 年 6 月 12 日から令和 4 年 6 月 11 日までの 60 か月間）で除した値を上記の 7,500,000 円に乗じた額である 4,125,000 円について、返還する必要があると認められた。

しかし、同市は、返還手続を進めることの重要性についての認識が欠けていたことから、上記の農業次世代資金 4,125,000 円について、具体的な返還に係る手続等を進めておらず、交付した農業次世代資金を返還させていなかった。

（注1）　5県　　青森、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県

（注2）　青年等就農計画等　　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく青年等就農計画及び実施要綱に基づく交付申請のための追加資料

（注3）　承認申請時期　　実施要綱に定められた全ての交付要件が満たされた上で、不備のない追加資料が承認申請された時期を指す。

（注4）　5事業主体　　福岡、鹿児島両県、青森、水俣両市、知名町

（注5）　5事業主体　　青森、宗像、水俣各市、知名町、伊江村

（注6）　3農政局等　　東北、九州両農政局、沖縄総合事務局

農林水産省

農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金事業の実施に当たり、施設等の整備に要した経費の金額が証拠書類により確認できるものとなっていないなどしていて、交付の対象外

１件　不当金額　６７，６３４，０００円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
関東農政局	神奈川県	（注）合同会社海楓社（事業主体）	農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金	5	146,737 (135,270)	67,634	146,737 (135,270)	67,634

（注）　令和８年７月６日以降はＳＴＩＶＥ合同会社

この交付金は、食品産業等の持続的な発展に寄与することを目的として、輸出先国の規制に対応した輸出への取組を支援するために、国が都道府県に対して交付するものである。交付金の交付を受けた都道府県は、このような輸出への取組を実施する食品製造者等に対して、輸出先国での基準等を満たすために必要な施設等の整備及び施設等の整備と一体的に行い、その効果を高めるための効果促進事業に要する経費の一部について、交付金を交付している。

「農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けＨＡＣＣＰ等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱」（令和 4 年 4 輸国第 3346 号農林水産事務次官依命通知）等によれば、交付対象事業費は、施設等の整備にあってはその実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類により金額が確認できるもののみとすることとされている。また、交付金事業の着手は、都道府県知事から事業実施主体への交付決定に基づき行うこととされており、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、交付決定前着手届を都道府県知事に提出することなどとされている。そして、事業実施主体は、交付金事業が完了したときは、実績報告書に工事の完了期日及び事業費を確認することができる証拠書類等を添付して都道府県知事に提出することとされている。

食品製造者である合同会社海楓社（神奈川県鎌倉市所在（令和 7 年 6 月 19 日以降は東京都中央区所在）。以下「会社」という。）は、本件交付金事業における施設等の整備として、輸出先国での基準等を満たすために必要な玄米用摩擦乾燥機 2 台（以下「本件乾燥機」という。）の導入及び玄米粉の加工施設（神奈川県藤沢市所在。以下「本件施設」という。）の改修を実施し、また、効果促進事業として、コンサルティングを受けるなどするとして、5 年 10 月 10 日に交付決定前着手届を神奈川県に提出していた。そして、会社は、交付金事業を事業費計 146,737,550 円（交付対象事業費計 135,270,000 円）で実施したとして、同県に実績報告書、工事等に係る発注書等を証拠書類として提出して、これにより交付金計 67,634,000 円の交付を受けていた。

しかし、会社は、乾燥機について、交付決定前着手届を提出した 5 年 10 月 10 日よりも前の 4 年 1 月 5 日及び同年 10 月 11 日に、実績報告書に記載された発注先とは異なる者と契約して納品を受け、また、施設の改修について、交付決定前着手届の提出前の同年 9 月 29 日までに、実績報告書に記載された発注先とは異なる者に発注するなどしていた。会社が同県に提出した実績報告書、発注書等は、事実と異なる発注先、発注日等が記載された虚偽のものであり、これらの書類に記載のとおりに会社が施設等の整備を実施した事実は確認できなかった。このため、本件乾燥機の導入及び本件施設の改修に係る事業費は本件交付金事業を実施する上で直接必要な経費として証拠書類により確認できるものではないことから、交付の対象とならない。また、施設等の整備が交付の対象とならないことから、これと一体的に行うものとされている効果促進事業も交付の対象とならない。

したがって、本件交付金事業は、交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金

67,634,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、本件交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

農林水産省

経営発展支援事業の実施に当たり、施設等の取得に必要な経費について交付対象者本人が金融機関から融資を受けていないなどしていて補助の対象外

１件　不当金額　４，４１０，０００円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	沖縄県 中頭郡北中城村（事業主体）	担い手育成・確保等対策事業費補助金	4	9,705 (8,822)	4,410	9,705 (8,822)	4,410

北中城村は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入等の取組を支援するために、経営発展支援事業を実施している。同事業に係るこの補助金は、国が一般社団法人全国農業会議所（以下「会議所」という。）に対して交付し、会議所及び都道府県を通じて事業主体である市町村に対して交付するものである。補助金の交付を受けた市町村は、上記の取組を実施した者を交付対象者として助成金を交付している。

「新規就農者育成総合対策実施要綱」（令和 4 年 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）等によれば、交付対象者の要件は、機械・施設の取得等に必要な経費（自己負担分）について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けることなどとされている。この理由について、農林水産省は、新たに経営を立ち上げる事業計画は、その内容の妥当性等を精査する必要があることから、金融機関による審査が行われていることが重要であるためとしている。そして、助成の対象となる事業費は、交付対象者が自らの経営において使用する機械・施設の取得等の取組に必要な経費とされ、助成の対象となる事業の要件は、機械・施設の購入先の選定に当たり、複数の業者から見積りを徴取することなどにより事業費の減少に向けた取組を行うことなどとされている。

また、交付対象者は、機械・施設の取得等の取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書を作成して市町村に報告することとされており、市町村は、報告の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付することとされている。そして、市町村は、補助事業を完了したときは、実績報告書を作成して都道府県に提出することとされており、都道府県は、実績報告書等を審査するなどして適当であると認めた場合は補助金を交付することとされている。

北中城村は、交付対象者Ａが菌床きくらげの栽培のために集出荷施設及びプレハブ冷蔵庫（以下、これらを合わせて「施設等」という。）を取得する取組を事業費計 9,705,000 円（補助対象事業費計 8,822,727 円）で実施したとして、同人に助成金 7,717,000 円を交付するとともに、沖縄県に実績報告書を提出して、これにより同県から 6,615,000 円の補助金の交付を受けていた。そして、同県は、同村に 6,615,000 円の補助金を交付したとして、会議所を通じて 4,410,000 円の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同人は、施設等を取得する取組に必要な経費について、金融機関から融資を受けておらず、本件取組とは関係のない、同人が経営する法人に対する融資に係る書類を同村に提出していた。また、施設等の取得に当たり、同人は、契約相手方について、複数の業者から見積りを徴取して見積合わせを行って選定したとしていたが、実際は事前に決定しており、複数の業者から見積りを徴取して選定したように偽るなどしていて、事業費の減少に向けた取組を行っていなかった。

同村は、同人が金融機関から融資を受けていないことを認識していたにもかかわらず、上記の融資に係る書類を同県に提出した際に同県から特に指摘等を受けなかったため、実績報告兼助成金支払請求書等の内容が適当であると認めて助成金を交付していた。また、同県は、同村から実績報告書等の提出を受けた際に十分な審査及び指導を行わず、適当であると認めて、同村に補助金を交付してい

た。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金 4,410,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同人において施設等の取得の取組の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたことにもよるが、同村において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、同県において実績報告書等の審査及び同村に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農林水産省

特用林産施設体制整備復興事業の補助対象経費の一部が対象外

１件　不当金額　３，１９４，０００円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
林野庁	宮城県	宮城県森林組合連合会（事業主体）	特用林産施設体制整備復興	6	107,347 (66,037)	33,018	6,387 (6,387)	3,194

宮城県森林組合連合会（以下「連合会」という。）は、東日本大震災（平成 23 年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被災地の復興のために必要な特用林産物の生産体制を整備する事業として、きのこの生産力増強対策における生産資材の導入を実施している。

「特用林産施設体制整備復興事業実施要領」（平成 24 年 23 林政経第 358 号林野庁長官通知）等によれば、補助対象経費は生産資材導入費等とされている。ただし、「きのこ原木の購入に係る補助事業の実行及び損害賠償請求の適切な実施について」（平成 24 年林野庁林政部経営課特用林産対策室長事務連絡）等（以下「事務連絡等」という。）において、原子力発電所の事故により損害賠償請求するものとしている生産資材の価格上昇分は、補助の対象とはならないこととなっている。また、補助事業が完了したときは、県は、事業主体が提出した実績報告書等を審査することなどとなっている。

連合会は、しいたけ用植菌原木購入等の生産資材の導入を事業費 107,347,276 円（補助対象経費 66,037,944 円）で実施したとする実績報告書を宮城県に提出し、これにより国庫補助金 33,018,000 円の交付を受けていた。連合会は、当該実績報告書において、生産資材の導入のうち、しいたけ用植菌原木購入に係る補助対象経費を 21,142,500 円と算出していた。補助対象経費の算出に当たり、連合会は、事務連絡等を踏まえて、価格上昇分を損害賠償請求するものとしている生産資材について、価格上昇分が含まれない従前の単価（以下「従前単価」という。）を用いることとしていた。

しかし、連合会は、しいたけ用植菌原木購入に係る補助対象経費の算出に当たり、表計算ソフトに設定する計算式を誤り、事業実施時の単価を用いて算出する事業費を補助対象経費とするなどしていた。このため、補助対象経費は従前単価を用いて算出されておらず、補助の対象とならない価格上昇分 6,387,500 円が含まれていた。

したがって、上記の価格上昇分 6,387,500 円については補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 3,194,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連合会において補助対象経費の算出についての確認が十分でなかったこと、同県において実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

農林水産省

水路の基礎杭の設計が不適切

１件　不当金額　７，６６１，４２１円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
東北農政局	秋田県	秋田市上新城土地改良区（事業主体）	農業用施設災害復旧	5	10,593 (10,593)	10,476	7,746 (7,746)	7,661

秋田市上新城土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、令和5年7月の豪雨により被災した河川を横断する水路、水路の受け台（右岸側）等を復旧するために、秋田市上新城保多野字杉沢地内の普通河川湯ノ里川において、下部工、上部工等を実施している。このうち下部工は、施工箇所の基礎地盤が軟弱地盤であったため、基礎杭（木杭）を2本打設し、基礎杭の上に現場打ち無筋コンクリート造の受け台を築造するものであり、上部工は、築造した受け台と左岸側の受け台との間に河川を横断する鋼製の水路（橋長10.6m）を設置するものである（参考図参照）。

土地改良区は、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書、金額を記載しない設計書（以下「実施設計書」という。）等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき本件工事を施工することとしていた。そして、本件工事のうち基礎杭の設計については、秋田県において木杭を基礎杭として用いる場合の設計方法が定められていないことなどから、設計コンサルタントと打合せを行った上で、「基礎木杭設計指針」（平成23年5月新潟県農地部作成。以下「設計指針」という。）等に基づき行わせることとしていた。

設計指針によれば、基礎杭は鉛直荷重のみを考慮し、基礎杭の配列は、杭基礎上の構造物の形状、寸法、基礎杭の寸法、本数等を考慮し、均等に鉛直荷重を受けるように定めるものとするとされている。また、基礎杭は、寸法等に基づき算出される基礎杭の許容支持力が水路等の重量から算出した鉛直荷重を上回るように本数を決定するなどして設計することとされている。

土地改良区が受領した成果品のうち設計計算書においては、長さ8.0mの基礎杭を施工した場合の1本当たりの基礎杭の許容支持力を7.71kNと算出していた。そして、この基礎杭を2本施工すれば許容支持力は15.42kNとなり、水路等の重量から算出した鉛直荷重15.40kNを上回ることから安全であるとしていた。

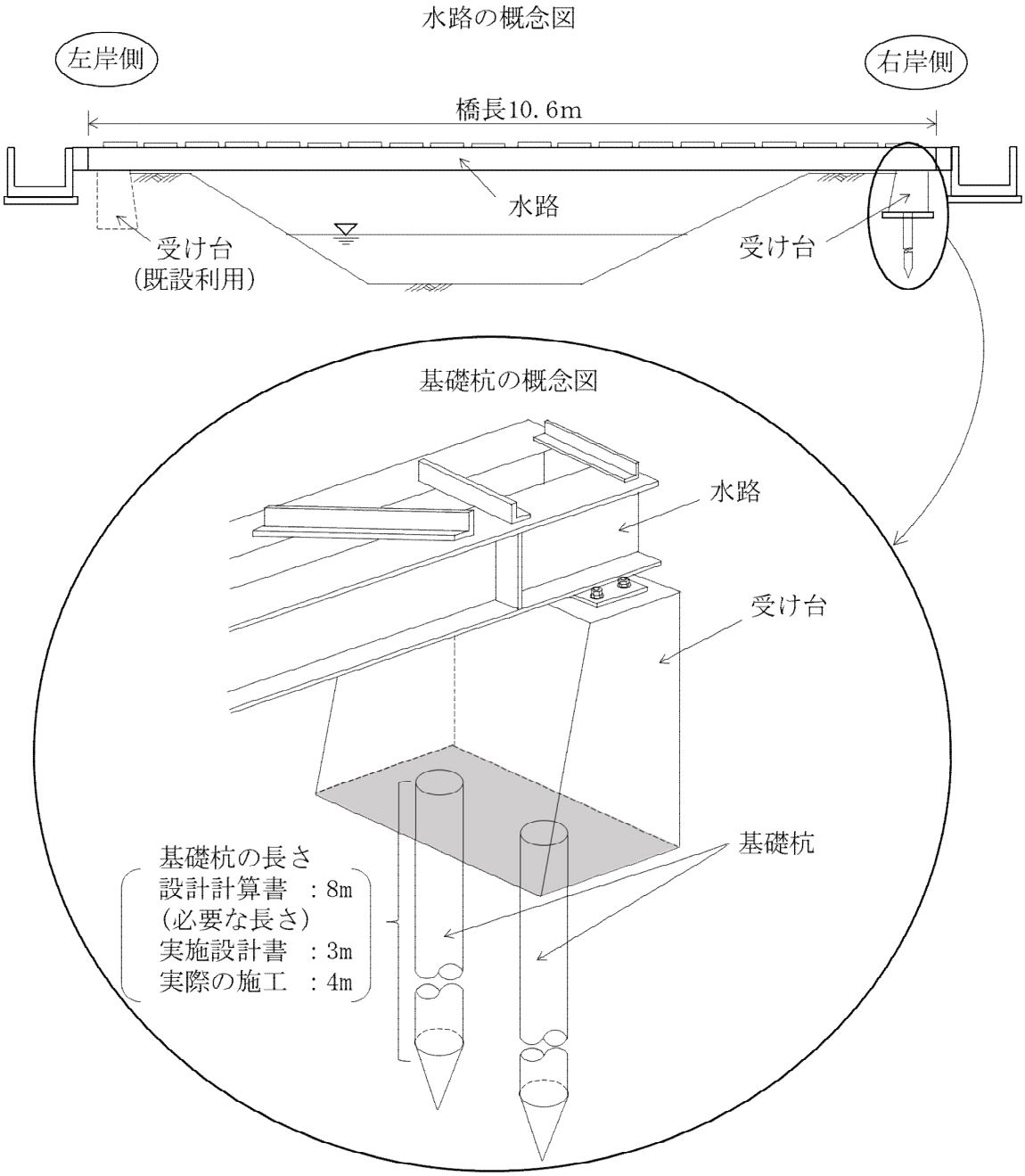
しかし、成果品のうち実施設計書においては、誤って、上記設計計算書の算出条件とは異なる長さ3.0mの基礎杭を2本施工することとしており、土地改良区は、設計計算書と実施設計書の整合性を確認しないまま本件工事を請負人に発注していた。そして、請負人は、上記の実施設計書に記載された条件を満たすように長さ4.0mの基礎杭を2本施工していた（参考図参照）。

そこで、本件基礎杭について、実際に施工された基礎杭により改めて許容支持力を算出したところ、1本当たりの基礎杭の許容支持力は2.86kNとなることから、基礎杭2本の許容支持力は5.72kNとなり、前記の鉛直荷重15.40kNを大幅に下回っていた。

したがって、本件水路、水路の受け台等（工事費相当額7,746,634円）は、基礎杭の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額7,661,421円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、土地改良区において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図）


水路の概念図
左岸側
右岸側
橋長10.6m
水路
受け台
（既設利用）
受け台
基礎杭の概念図
水路
受け台
基礎杭
基礎杭の長さ
設計計算書　：8m
（必要な長さ）
実施設計書　：3m
実際の施工　：4m

農林水産省

下流エプロンの設計が不適切

１件　不当金額　５，６０６，２９３円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
近畿農政局	京都府	南丹市（事業主体）	農業用施設災害復旧	4	8,360 (7,635)	7,551	5,668 (5,668)	5,606

南丹市は、令和3年8月の豪雨により被災した頭首工(注1)の堰体、堰体の下流部に設置されたエプロン(注2)（以下「下流エプロン」という。）等を復旧するために、南丹市園部町竹井地区において、堰体復旧工、下流エプロン復旧工等を実施している。このうち下流エプロン復旧工は、堰体の下流側の河床の洗掘等を防止するために、被災した下流エプロンを撤去した上で、新たに下流エプロン（エプロン長5.33m～6.18m、幅16.0m～16.4m）を築造するものである。

同市は、本件工事の設計を「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法2014年版」（平成26年9月農林水産省農村振興局防災課監修。以下「復旧工法」という。）等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

復旧工法等によれば、下流エプロンは、越流水による堰体下流部の洗掘を防ぐために設けることとされ、この厚さについては、揚圧力(注3)に対して十分に抵抗する重量を与えるよう所定の計算式によって求めることなどとされている。

前記の成果品において、設計コンサルタントは、下流エプロンの厚さについて、復旧工法に基づき、所定の計算式により0.62mと算出していた。一方、本件頭首工の下流エプロン上面から堰体天端までの高さ（以下「堰体高さ」という。）が1.0mであり、復旧工法において堰体の河川横断方向の全長が5m程度以下の場合に標準的な寸法として示されている小規模堰の堰体高さの範囲（0.3m～2.0m）内にあることから、小規模堰（堰体高さ1.0m）の標準寸法として示されている厚さの0.5mを採用していた（参考図参照）。そして、同市は、下流エプロンの厚さの設計の考え方について設計コンサルタントに確認した上で、この成果品に基づき、下流エプロンの厚さを0.5mとして本件工事を発注していた。

しかし、本件頭首工の堰体の河川横断方向の全長は16m程度であることから、下流エプロンの厚さは、上記小規模堰の標準寸法として示されている厚さの0.5mではなく、復旧工法に基づき揚圧力に対して十分に抵抗する重量を与えるよう所定の計算式によって算出された厚さの0.62mとする必要があった。

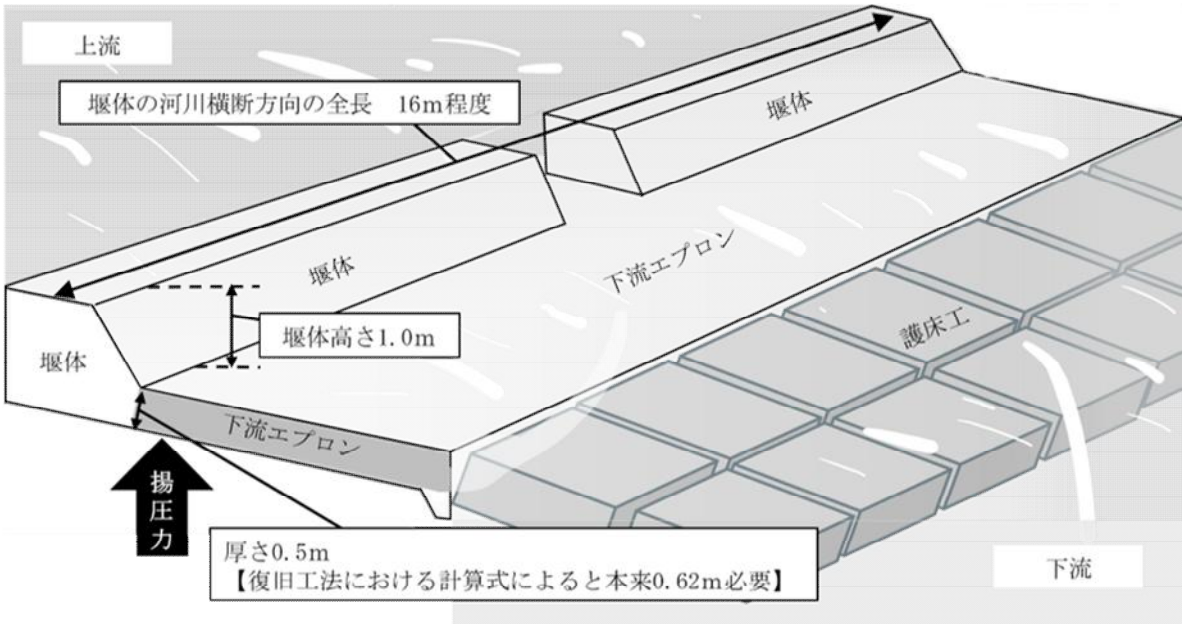
したがって、下流エプロンは、設計が適切でなかったため、揚圧力により浮き上がって破損し、河床が露出して洗掘されることなどにより堰体等に損傷が生ずるおそれがあり、本件下流エプロン復旧工等（工事費相当額5,668,649円、国庫補助対象事業費同額）は、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額5,606,293円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、下流エプロンの設計に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

（注1）　頭首工　　河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、堰体、エプロン、護床工等から構成される。
（注2）　エプロン　　洗掘等を防止するために堰体上下流部に設けられる構造物をいう。
（注3）　揚圧力　　水中にある堰体等の底面に作用する上向きの鉛直力をいう。

（参考図）

頭首工の概念図


上流
堰体の河川横断方向の全長　16m程度
堰体
堰体
下流エプロン
堰体高さ1.0m
堰体
護床工
下流エプロン
揚圧力
厚さ0.5m
【復旧工法における計算式によると本来0.62m必要】
下流

農林水産省

落差工の設計が不適切

１件　不当金額　３，２９７，１９７円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
九州農政局	佐賀県	唐津市（事業主体）	農業水路等長寿命化・防災減災	7	14,817 (14,817)	14,817	3,297 (3,297)	3,297

唐津市は、営農に利用されていないため池について、雨水等を貯留させないようにすることにより、堤体の決壊等による下流域の人家等への浸水被害を防止するために、唐津市相知町牟田部地内において、落差工、仮設工等を実施している。このうち落差工は、プレキャスト鉄筋コンクリート製のＬ型ブロック（1個当たりの高さ0.6m～1.0m、延長2.0m。以下「Ｌ型ブロック」という。）を左右向かい合わせに計2個ずつ用いて段差のある水路（3区間、延長計24.0m、内空断面の幅0.8m）を設置したものである（参考図1参照）。

同市は、落差工の設計を「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説　設計「水路工」」（平成26年3月農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「基準」という。）等に基づき行っており、基準等によれば、鉄筋コンクリートにおいては、土圧等の外力に対して鉄筋とコンクリートとが一体となって働く必要があることから、鉄筋は、その強度を十分に発揮させるために、鉄筋端部がコンクリートから抜け出さないよう、コンクリート中に確実に定着しなければならないとされている。また、鉄筋と鉄筋を連結する場合、鉄筋を重ねて配置した上で溶接するなどとされており、重ねて配置した鉄筋を溶接する場合の溶接長は鉄筋径の10倍とされ、設計図面に明示しなければならないとされている。

同市は、落差工の設計において、二つのＬ型ブロックを左右向かい合わせに配置して側壁及び底版の一部とし、その間（幅200㎜）を鉄筋で連結した上でコンクリートを打設して、底版の一部（以下「底版コンクリート」という。）とすることとした。そして、底版コンクリートの鉄筋の配筋については、Ｌ型ブロックの底版にあらかじめ落差工の横断方向に170㎜突出するように埋め込まれた張出鉄筋（径13㎜）を溶接して連結することとしていた。

しかし、同市は、設計図面において、左右に配置したＬ型ブロックの底版から突出した径13㎜の張出鉄筋を溶接することとしていたものの、必要な溶接長130㎜を明示していなかった。

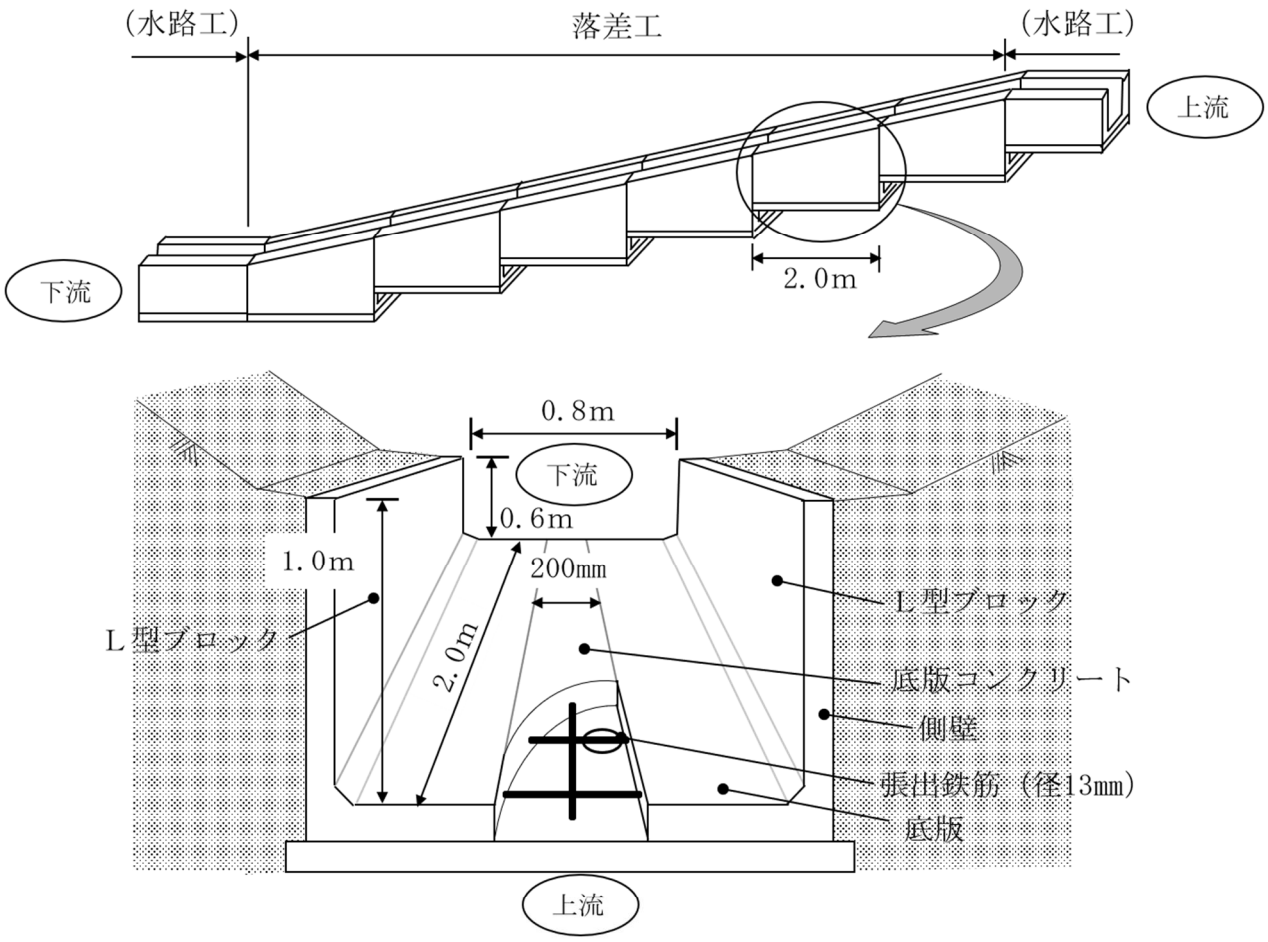
そこで、工事写真により溶接の状況を確認したところ、張出鉄筋を溶接した形跡はあるものの、落差工3区間において必要な溶接長130㎜が確保されておらず、張出鉄筋がコンクリート中に確実に定着していないことから、底版コンクリートは、鉄筋とコンクリートとが一体となって働くことができない状態となっていた（参考図2参照）。

このため、左右向かい合わせに設置したＬ型ブロックが張出鉄筋で連結されていないことから、左右それぞれのＬ型ブロックのみで土圧等の外力に対応できるか確認したところ、転倒に対する安定について、落差工3区間のうち1区間（延長12.0m）においては、Ｌ型ブロックに作用する土圧等の合力の作用位置が安全とされる範囲を大幅に逸脱しており、土圧等の外力により転倒するおそれがある状態となっていた。

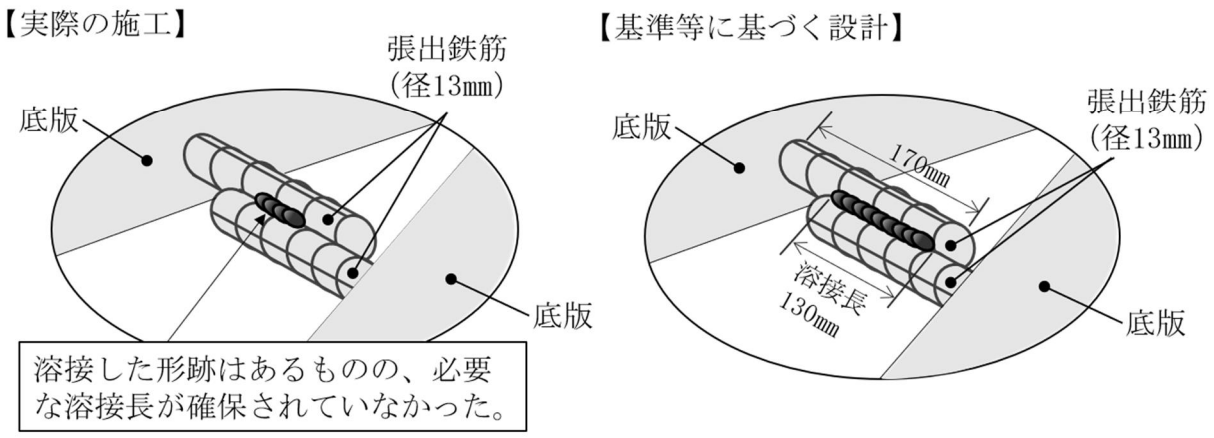
したがって、本件落差工延長12.0m（工事費相当額3,297,197円）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていて、これに係る交付金相当額3,297,197円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、基準等に基づく必要な溶接長についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

（参考図1）　　落差工の概念図



（参考図2）　　張出鉄筋を溶接する場合の概念図



農林水産省

水産業振興対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、交付決定前に事業を完了していて助成対象外

１件　不当金額　１１，７１０，０００円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
水産庁	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	濱幸水産株式会社（事業主体）	水産業振興対策事業費補助金	6	25,763 (23,421)	11,710	25,763 (23,421)	11,710

この補助金は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）等に基づき、水産庁が特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「機構」という。）に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した機構は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業として、生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器（以下「機器」という。）等の導入を行う事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成 22 年 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）等によれば、事業主体は、機構に対して助成金の交付申請を行い、機構は、その内容を審査の上、交付決定を行うこととされている。そして、機器等の導入は、助成金交付決定の日から事業実施年度の 3 月 31 日までの間に完了することとされており、事業主体は、事業終了後、実績報告書等に証拠書類を添えて機構に提出することとされている。実績報告書等の提出を受けた機構は、その内容を審査し、適切と認めるときは助成金の額を確定して、導入する機器等の本体価格の 2 分の 1 以内の金額を助成金として交付することとされている。

事業主体である濱幸水産株式会社（岩手県釜石市所在。以下「会社」という。）は、生産性の向上に資するＬＥＤ集魚灯（以下「集魚灯」という。）の導入を行うとして、令和 6 年 11 月 9 日に助成金の交付申請を行い、同月 11 日に機構から助成金の交付決定を受けていた。その後、会社は、集魚灯の導入を同年 12 月 24 日に事業費 25,763,100 円（集魚灯の本体価格 23,421,000 円）で完了したとする実績報告書、集魚灯の据付完了証明書等を機構に提出して、これにより助成金 11,710,000 円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、上記の据付完了証明書等は事実と異なる完了日等が記載された虚偽のものであり、会社は、実際には、交付決定日である同年 11 月 11 日より前の遅くとも同年 8 月 20 日までに、集魚灯を設置して事業を完了していた。

したがって、本件事業は助成の対象とは認められず、取り崩された基金 11,710,000 円（国庫補助金相当額同額）の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、機構において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

農林水産省

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、財産処分に係る承認を受けずに畜産経営を中止

１件　不当金額　１，８２６，１９１円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
農林水産本省	公益社団法人中央畜産会	株式会社ハイランドデーリー（事業主体）	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金	3	5,200 (5,200)	2,600	3,652 (3,652)	1,826

この補助金は、我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を進めることなどを目的として、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱（平成28年27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）等に基づき、農林水産省が公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した中央畜産会は、畜産クラスター協議会(注1)の構成員である畜産農家等が生産コストの低減等を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を導入する場合に、その負担の軽減を図るため、この基金を取り崩して補助金（以下「基金補助金」という。）を交付する畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）（以下「機械導入事業」という。）を実施している。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）等によれば、機械導入事業において、畜産農家等が機械装置をリースにより導入する場合、中央畜産会は、当該機械装置の貸付者（以下「リース事業者」という。）に対して、当該機械装置の取得に必要な経費の2分の1以内の金額を基金補助金として交付することとされている。リース事業者と畜産農家等との間で締結するリース契約におけるリース料は、当該機械装置の取得価額から基金補助金の額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とするなどとされていて、当該機械装置を導入する畜産農家等の負担を軽減する仕組みとなっている。

また、中央畜産会が定めた「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程」（平成28年27年度発中畜第1313号）等によれば、リースにより機械装置を導入した畜産農家等は、当該機械装置の処分制限期間内に自己都合により畜産経営を中止するなどの場合には、中央畜産会に申請して財産処分に係る承認を受けなければならないとされている。そして、中央畜産会は、その承認に当たり、基金補助金相当額として当該機械装置の残存簿価等に補助率を乗じた金額をリース事業者から中央畜産会に返還するなどの条件を付すこととされている。

ＪＡ利根沼田酪農クラスター協議会の構成員である株式会社ハイランドデーリー（群馬県沼田市所在。以下「会社」という。）は、飼料調製の作業時間を削減して飼養管理時間に充てることで搾乳牛の頭数を増やし、生乳販売額の増加を図ることを目的として、機械導入事業によりスキットステアローダー(注2)（以下「本件機械装置」という。）を導入することとし、令和4年1月に、リース事業者との間でリース料の総額を3,686,760円とするリース契約を締結していた。当該リース契約においては、リース事業者が基金補助金の全部又は一部を中央畜産会に返還することとなった場合には、会社は当該返還金相当額をリース事業者に対して支払うこととなっていた。会社は、当該リース契約に基づき同年3月にリース事業者から本件機械装置（本体価格5,200,000円）の引渡しを受けたとする実績報告書を、同年4月に中央畜産会に提出していた。中央畜産会は、同年5月にリース事業者から精算払請求書の提出を受けて、同年7月にリース事業者に対して基金補助金2,600,000円（国庫補助金相当額同額）を交付していた。

しかし、会社は、後継者がいないことなどの事情により畜産経営の継続が困難になったとして、処分制限期間（耐用年数7年に相当する期間）内である6年5月に自己都合により畜産経営を無断で中止していたのに、財産処分に係る承認を受けていなかったことなどから、中央畜産会及びリース事業者は上記の事態を把握することができず、リース事業者から中央畜産会に基金補助金相当額が返還されていなかった。

したがって、会社が畜産経営を中止した時点における本件機械装置の残存簿価3,652,382円に係る基金補助金相当額1,826,191円（国庫補助金相当額同額）は、財産処分に係る手続が適正ではなく不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において処分制限期間内に自己都合により畜産経営を中止した場合に財産処分に係る承認を受けなければならないことについての認識が欠けていたこと、中央畜産会において会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（注1）　畜産クラスター協議会　　地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るために、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合その他の関係者が参画し設立する協議会

（注2）　スキットステアローダー　　混合飼料の調製作業等に使用する、前方にバケット等を備え、車輪で走行する特殊自動車

農林水産省

漁業経営安定対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、助成対象経費の精算が過大

１件　不当金額　１，７８２，０２４円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
水産庁	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	三重県真珠養殖広域水産業再生委員会（事業主体）	漁業経営安定対策事業費補助金	3	2,108 (1,915)	1,915	1,974 (1,782)	1,782

この補助金は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）等に基づき、水産庁が特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「機構」という。）に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した機構は、真珠品質保持緊急対策事業（以下「真珠緊急対策事業」という。）として、真珠を長期保管する際に品質の劣化が生じないように管理及び保管するための取組（以下「長期保管に係る取組」という。）等を行う事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成22年21水港第2597号水産庁長官通知）等によれば、事業主体は、長期保管に係る取組を行うことなどを内容とする事業実施計画を機構に申請して、その承認を受けることとされている。そして、機構は、事業終了後に事業主体から事業実施報告書等の提出を受けて、その内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定して事業主体に助成金を交付することとされている。また、助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、上記の事業実施計画に基づく真珠の保管施設への輸送、保管及び品質評価に必要な経費とされている。

三重県真珠養殖広域水産業再生委員会（以下「委員会」という。）は、真珠緊急対策事業により三重県内の真珠養殖漁業協同組合（以下「真珠漁協」という。）が集荷した真珠の管理及び保管を事業費2,108,124円で実施したとして、助成対象経費を1,915,502円とする事業実施報告書等を機構に提出して、これにより助成金1,915,502円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

委員会は、真珠緊急対策事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により真珠の入札が遅延するなどして通常時と異なり真珠漁協が集荷した真珠を長期保管することが想定されたため、真珠の品質を維持することが期待できる空調管理が可能な外部の施設に委託して保管（以下「委託保管」という。）を行うことなどを長期保管に係る取組とする事業実施計画を機構に申請して、その承認を受けていた。そして、委員会は、事業終了後に機構に提出した事業実施報告書等において、5真珠漁協が集荷した真珠の保管等に係る経費を前記の助成対象経費としていた。

しかし、5真珠漁協が集荷した真珠の保管状況等を確認したところ、2真珠漁協が集荷した真珠の一部については真珠の入札の遅延に伴い委託保管が行われていたものの、それ以外の真珠については、集荷時期の違いにより入札の遅延の影響を受けなかったことなどから、通常時と同様に空調設備のない施設で一時的に保管されていて、委託保管は行われていなかった。委員会は、このような一時的な保管は長期保管に係る取組等に該当しないのに、これに係る経費を含めるなどして助成対象経費を過大に算定していた。

したがって、実際に長期保管に係る取組に要した経費に基づくなどして適正な助成対象経費を算定すると133,478円となり、適正な助成金の額は133,478円となることから、前記の助成金1,915,502

円との差額1,782,024円が過大に精算されており、取り崩された基金1,782,024円（国庫補助金相当額同額）の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、委員会において助成対象経費についての理解が十分でなかったこと、機構において事業実施報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

農林水産省

橋りょうの耐震補強工事の目的が不達成

１件　不当金額　１１，４６５，８０３円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
農林水産本省	千葉県（事業主体）	－	農山漁村地域整備交付金	3～5	67,980 (67,980)	33,990	22,931 (22,931)	11,465

千葉県は、袖ケ浦市堂谷地先等において、袖ケ浦市の防災ネットワーク上重要とされている広域農道神納阿部線の上田橋等について、平成7年兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋等の甚大な被害を防止することを目的に耐震補強工事を実施している。このうち上田橋に係る工事は、橋台2基（以下、右岸側の橋台を「A1橋台」、左岸側の橋台を「A2橋台」という。）について、既存の支承のみではレベル2地震動(注1)による水平力に抵抗できないため、橋桁等に作用する水平力を分担する構造（以下「水平力分担構造」という。参考図参照）をA1橋台に3基、A2橋台に10基設置するなどしたものである。

同県は、本件工事の設計を「道路橋示方書・同解説」（平成24年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。）等に基づき行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図面、設計計算書、構造計算書等の成果品を検査して令和2年1月に受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

示方書によれば、支承部を設置する橋台等の橋座部は、地震発生時に損傷が生じやすい箇所であるため、支承部から作用する水平力に対して十分な耐力(注2)を有するように設計することとされている。そして、橋座部の耐力は、コンクリートが負担する耐力に補強鉄筋が負担する耐力を加えて算定することができることとされている。

同県は、4年3月に、2年1月に受領した構造計算書において橋台の橋座部について耐力の照査がなされていなかったことを把握したため、設計コンサルタントに照査を依頼し、4年5月に当該照査が反映された構造計算書を設計コンサルタントから受領していた。

当該構造計算書のA2橋台における橋座部の耐力の照査によると、既存の支承及び水平力分担構造1基当たりに作用する水平力は356kN、橋座部の耐力は266kNとそれぞれ算定され、橋座部の耐力が水平力を下回る結果となっていた。そこで、A2橋台の竪壁に補強鉄筋を橋軸方向に挿入することで、橋座部はレベル2地震動による水平力に抵抗できるとして、同県は、同年7月に請負人に対してA2橋台の竪壁に補強鉄筋を挿入するなどの変更を指示していた。

その後、補強鉄筋を挿入するには、河川区域内において工作物の一部を撤去等しなければならないことから、改めて河川管理者との協議(注3)を行う必要があり、これに時間を要することが判明した。このため、同県は、工期内に当該協議を行った上で本件工事を完了させることは困難であると判断し、請負人に対して本件工事において補強鉄筋を挿入しないこととする指示を行い、5年5月に本件工事を完了していた。そして、補強鉄筋の挿入については、改めて河川管理者との協議を行った上で、別途工事により行うこととしていた。

しかし、同県は、8年2月の会計実地検査時点においても耐震補強に必要な補強鉄筋を挿入するための別途工事を実施しておらず、その実施時期等についても計画していなかった。

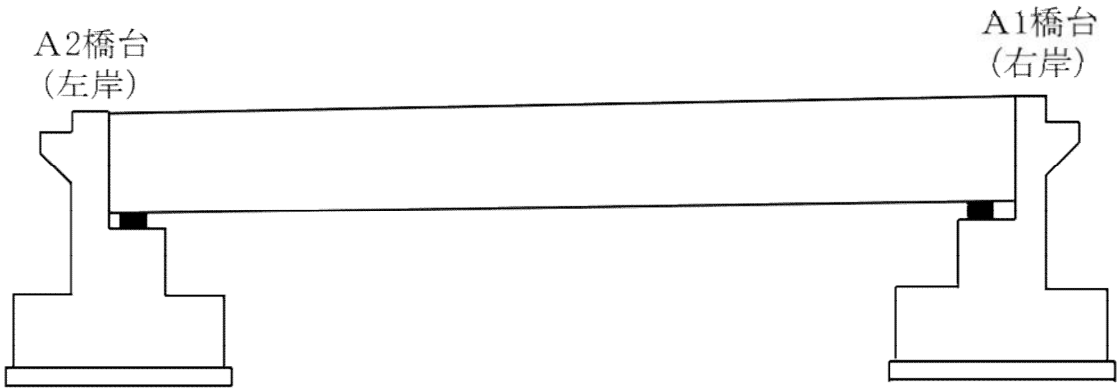
したがって、耐震補強に必要であるとして別途工事により行うこととしていた補強鉄筋が挿入されないままとなっていたため、A2橋台の橋座部に設置した水平力分担構造等（工事費相当額22,931,607円）は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額11,465,803円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、耐震補強に必要な別途工事を適時適切に実施することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

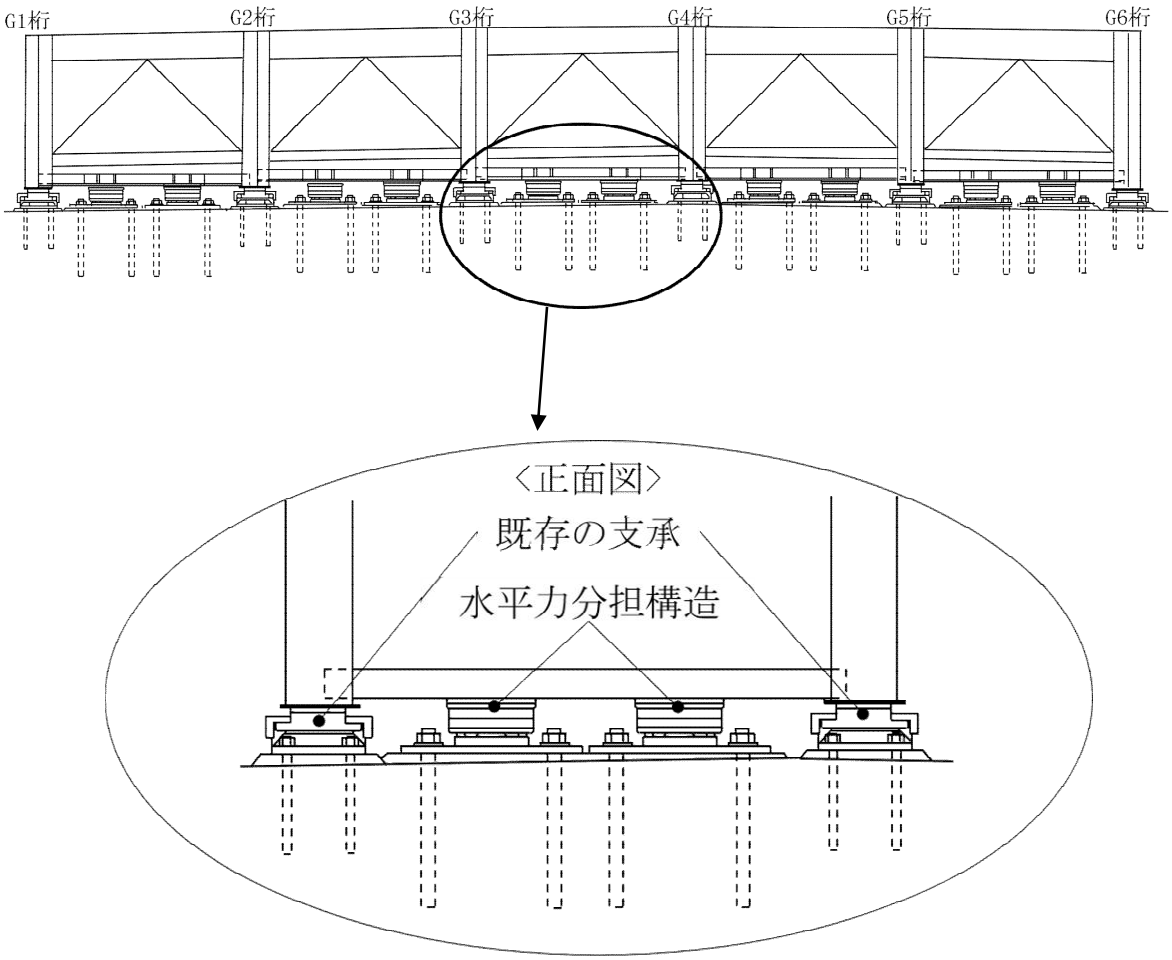
（注1）　レベル2地震動　　橋りょうの供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度をもつ地震動
（注2）　耐力　　構造物、部材等の外力に対する耐荷力
（注3）　河川管理者との協議　　河川区域内で工作物の改築等を行おうとする場合に、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川管理者の許可を得るため、河川管理者と事前に行う協議

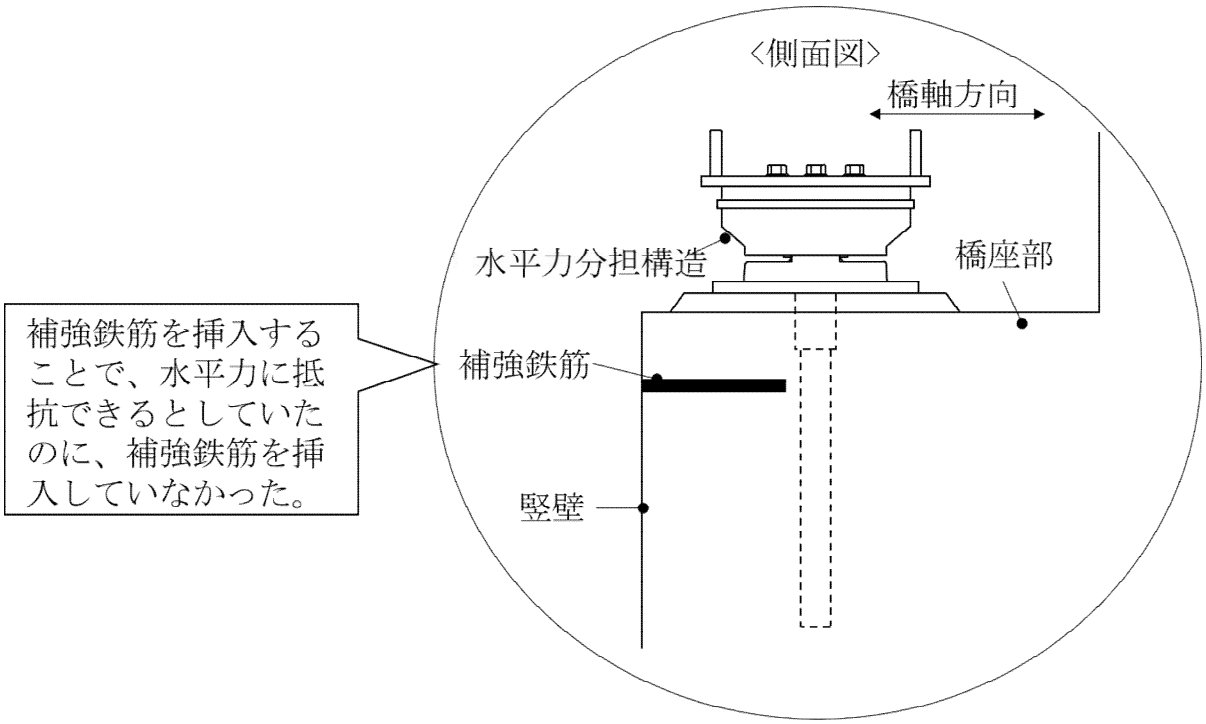
（参考図）　　水平力分担構造の概念図

＜上田橋の側面図＞



＜A2橋台の正面図＞




補強鉄筋を挿入することで、水平力に抵抗できるとしていたのに、補強鉄筋を挿入していなかった。
〈側面図〉
橋軸方向
水平力分担構造
橋座部
補強鉄筋
竪壁

農林水産省

農業競争力強化農地整備事業の補助対象事業費の精算が過大

１件　不当金額　２，３９０，１７４円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
中国四国農政局	広島県（事業主体）	—	農業競争力強化農地整備	2、3	36,156 (36,156)	19,886	4,345 (4,345)	2,390

広島県は、かんがい施設の設備更新等を目的として、安芸高田市鍋石地区において、用排水ポンプ設備の製作、据付けなどの工事を施工業者に請け負わせて実施している。

本件工事の請負契約書によれば、受注者が契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき、発注者は直ちに契約を解除することができることとされている。そして、工事目的物の完成前に契約が解除されたときは、受注者は請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならないこととされている。

土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年31農地第3966号農林事務次官依命通知）等によると、農林水産大臣は、土地改良事業等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、補助事業者は、補助事業に要した経費を事業費として記載するなどした収支精算書等を含む実績報告書を提出しなければならないこととなっている。また、違約金、返還金その他の補助金に代わる収入があった場合は、補助事業に要した経費から違約金等の収入額を控除した額を事業費とする実績報告書を提出することとなっている。

同県は、本件工事の受注者から会社の解散を理由とする工事続行不能届を受け、本件工事の目的物を完成させることができないことが明らかになったことから、 契約条項に基づき契約を解除した。そして、同県は、契約解除までの出来高に相当する金額（以下「出来高金額」という。）を36,156,806円と算定するとともに、請負金額43,457,700円の10分の1に相当する4,345,770円を違約金とし、その徴収を決定していた。さらに、同県は、当該違約金4,345,770円について、出来高金額36,156,806円から前払金12,976,000円を差し引いた未払工事代金23,180,806円のうちの4,345,770円と相殺することとして、同額を本件工事契約の解除に伴う違約金収入として処理していた。

同県は、本件工事について、出来高金額36,156,806円を補助事業に要した経費として、その全額を補助対象事業費とする実績報告書を中国四国農政局に提出して、これにより国庫補助金19,886,243円の交付を受けていた。

しかし、違約金等の収入があった場合は、補助事業に要した経費から違約金等の収入額を控除した額を事業費とする実績報告書を提出することとなっているのに、同県は、補助事業に要した経費から違約金を控除しないまま、実績報告書を提出していた。

したがって、前記の補助対象事業費36,156,806円から違約金4,345,770円を控除して適正な補助対象事業費を算定すると31,811,036円となり、本件補助対象事業費との差額4,345,770円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額2,390,174円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

経済産業省

需要家主導太陽光発電導入促進事業費等の交付を受けて実施した事業において補助対象事業費の精算が過大

１件　不当金額　３，４３７，６８１円

部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業等	年度	事業費〔補助対象事業費〕 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
資源エネルギー庁	一般社団法人太陽光発電協会（東京都港区）	日本ＢＳＬ株式会社（千葉県八千代市）〈事業主体〉	需要家主導太陽光発電導入促進事業費等	5、6	1,790,020 (1,790,020)	895,010	6,875	3,437

この補助金は、「需要家主導太陽光発電導入促進事業費交付要綱」（20211129財資第1号）等に基づき、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、一般社団法人太陽光発電協会（以下「協会」という。）に対して交付するものである。補助金の交付を受けた協会は、再生可能エネルギー電気を活用する需要家の電気の需要を満たすための太陽光発電設備等を導入する事業（以下「支援事業」という。）を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、これに要する経費の一部を補助している（以下、協会が間接補助事業者に対して交付する補助金を「協会補助金」という。）。

協会が定めた交付規程によれば、協会は、支援事業の実施に必要な経費のうち協会補助金の交付の対象として協会が認める経費（以下「補助対象事業費」という。）について、予算の範囲内で協会補助金を交付することとされている。補助対象事業費は、設備購入費、接続費等に区分され、このうち、接続費は、一般送配電事業者の有する電力系統への連系（以下、これに係る工事を「系統連系工事」という。）に必要な系統設備等に対する工事費負担金とされている。そして、協会は、間接補助事業者から補助対象事業費の実績額等を記載した実績報告書の提出を受けて審査等を行い、協会補助金の額を確定することとされている。

また、経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定めて補助事業者及び間接補助事業者に対して周知している補助事業事務処理マニュアルによれば、補助金の経理処理について、補助事業の実施者が実際に事業に要した経費を支払うこととされている。

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき一般送配電事業者が定めた託送供給等約款によると、系統連系工事に係る費用については、発電契約者(注)が工事費負担金として負担すること、一般送配電事業者は、発電契約者から工事費負担金を受領した後に系統連系工事に着手すること、一般送配電事業者は、系統連系工事の完了後に工事費負担金を精算することなどとなっている。支援事業において、精算により確定した工事費負担金の額が、系統連系工事の着手前に間接補助事業者である発電契約者が支払った工事費負担金の額を下回った場合には、その差額が間接補助事業者に払い戻されることになることから、払い戻される工事費負担金の額について、間接補助事業者は負担していないことになる。

（注）　発電契約者　　託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結し、発電した電気を一般送配電事業者の送配電設備を介して供給する者

間接補助事業者である事業主体は、令和6年3月及び7年3月に、支援事業が完了したとして、一般送配電事業者に支払った工事費負担金計41,485,490円を含めた補助対象事業費の実績額を計1,790,020,093円とする実績報告書を協会に提出し、協会補助金計895,010,045円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、支援事業完了前に一般送配電事業者から工事費負担金の払戻しに係る通知を受けていて、工事費負担金が払い戻されることになるにもかかわらず、実際には負担していない工事費負担金計6,875,359円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、事業主体が実際には負担していない工事費負担金を控除して適正な補助対象事業費を算定すると計1,783,144,734円となることから、前記の補助対象事業費1,790,020,093円との差額6,875,359円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計3,437,681円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において工事費負担金の払戻しがある場合に、これを補助対象事業費から控除することに対する理解が十分でなかったこと、協会において補助金の額の確定時における審査が十分でなかったことなどによると認められる。

経済産業省

地域経済産業活性化対策費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備の無断処分

１件　不当金額　１，９９９，９６８円

部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業等	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
経済産業本省	福島県	株式会社眞永（東京都足立区）〈事業主体〉	地域経済産業活性化対策費補助金	2	7,133（6,394）	4,263	3,000	1,999

この補助金は、原子力災害の被災地域における働く場等のまち機能を早期に回復し、原子力被災事業者によるなりわいの再建等を後押しすることを目的として、地域経済産業活性化対策費補助金（原子力災害被災地域における創業等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業））交付要綱（20161024財福第3号）に基づき、福島県（以下「県」という。）に対して交付するものである。補助金の交付を受けた県は、原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村(注)内において創業等を行う民間団体等に対して、事業に要する経費の一部を補助している。

（注）　12市町村　　田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯舘各村

上記の交付要綱に基づき県が定めた要綱等によれば、補助事業を実施する民間団体等が補助事業により取得するなどした財産のうち、取得価格等が50万円以上の機械、器具、備品等は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡等してはならない財産（以下「処分制限財産」という。）とされている。そして、民間団体等は、知事が定めた処分制限期間内に処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととされている。また、県は、民間団体等が処分制限期間内に有償で譲渡を行う場合には、処分制限財産に係る国庫補助金の額を上限として、譲渡額に補助率を乗ずるなどして得た額の納付を受け、同額を国庫納付する取扱いとしている。

事業主体は、富岡町に所在する営業所において帰還困難区域における住宅等の解体及び除染に係る業務を行うために、中古の4トンアームロール車等を取得する事業を事業費7,133,600円（補助対象事業費6,394,600円）で実施したとする実績報告書を令和3年2月に県に提出して、これにより国庫補助金4,263,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記業務の受注がなくなったとして4年6月に上記の営業所を廃止しており、これに伴い、取得した処分制限財産のうち2年11月に取得した4トンアームロール車について、4年10月までの2年の処分制限期間内であったにもかかわらず、同年6月に、知事の承認を受けることなく、有償で他の業者へ譲渡（譲渡額3,000,000円）していた。

したがって、事業主体が知事の承認を受けずに無断で譲渡していた4トンアームロール車の譲渡額3,000,000円に係る国庫補助金相当額1,999,968円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、県において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

国土交通省

設置した非常用発電設備が特記仕様書等の内容に照らして不完全

１件　不当金額　１０，３０６，５６３円

1　工事の概要

北陸地方整備局羽越河川国道事務所（以下「事務所」という。）は、事務所管内の一般国道7号等において、道路巡回、状況把握等の道路管理の高度化・効率化等を目的として、令和5年度に、「R5羽越管内ＣＣＴＶ更新設置工事」を工事費141,889,000円で株式会社ほくつう（以下「請負人」という。）に請け負わせて実施している。

本件工事は、ＣＣＴＶカメラ(注1)を支柱に設置した設備等11基を設置するほか、一般国道7号等の藤沢地区、今宿地区及び大津地区の3か所において、常用電源が停電した場合にＣＣＴＶカメラ等に電力を供給する非常用発電設備を1基ずつ計3基設置するなどするものである。

（注1）　ＣＣＴＶカメラ　　地方整備局等管内の回線内において、画像情報等を共有するためのカメラ。ＣＣＴＶはClosed Circuit Tele Vision（閉回路テレビ）の略

本件工事に係る特記仕様書によれば、設備等の据付けは、転倒等を防止できるよう十分に耐震に配慮し行うこととされており、非常用発電設備の据付けに係る設計については「電気通信施設設計要領（電気編）」（令和3年3月国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室制定）、「電気通信設備据付標準図集」（平成31年4月一般社団法人建設電気技術協会発行。以下「据付標準図集」という。）等に基づき実施することとされている。

据付標準図集には、屋外に設置する非常用発電設備等の基礎の安定計算の方法が示されている。これによれば、地震時及び暴風時において基礎底面に作用する転倒モーメント(注2)等を算出し、転倒に対する安定については基礎底面の中央から基礎底面に作用する地震等による水平荷重及び自重等による鉛直荷重の合力の作用位置までの距離（以下「偏心量」という。）が、地盤の支持力については最大接地圧が、それぞれの許容値である許容偏心量及び許容支持力の範囲内であることなどを確認することとされている。

（注2）　転倒モーメント　　転倒させようとする力の大きさ

また、特記仕様書によれば、請負人は、工事の完成時に、完成図、設備の所要の安全度が確保されていることが示された強度検討資料等の書類を完成図書として事務所に提出することとされている。そして、事務所は、工事の完成時に、強度検討資料等の完成図書を受領して、その内容を検査し、適切であるとして検査調書を作成していた。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、非常用発電設備の据付けに係る設計が据付標準図集等に基づいて適切に行われているかなどに着眼して、事務所において、強度検討資料等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

請負人は、本件非常用発電設備3基を、地盤に埋め込んだコンクリート基礎（長さ1.1m、幅0.7m、高さ0.55～0.6m）の上に発電装置、発電機盤等の設備本体（長さ0.9m、幅0.5m、高さ1.415m）を固定し一体化させることにより、据え付けることとしていた。そして、コンクリート基礎については、据付標準図集等に基づいて設計し、地盤面への根入れ長を0.25mとすれば、地震時及び暴風時における偏心量（0.055m）及び最大接地圧（30kN/㎡）がそれぞれ許容偏心量及び許容支持力の範囲に収まることから安全であるとしていた（参考図1参照）。

しかし、強度検討資料を確認したところ、非常用発電設備3基の基礎に係る安定計算において、考慮すべき荷重を誤っていたため基礎に作用する転倒モーメントを過小に算出するなどしていて、地震時及び暴風時における偏心量及び最大接地圧が適切に算出されていなかった。

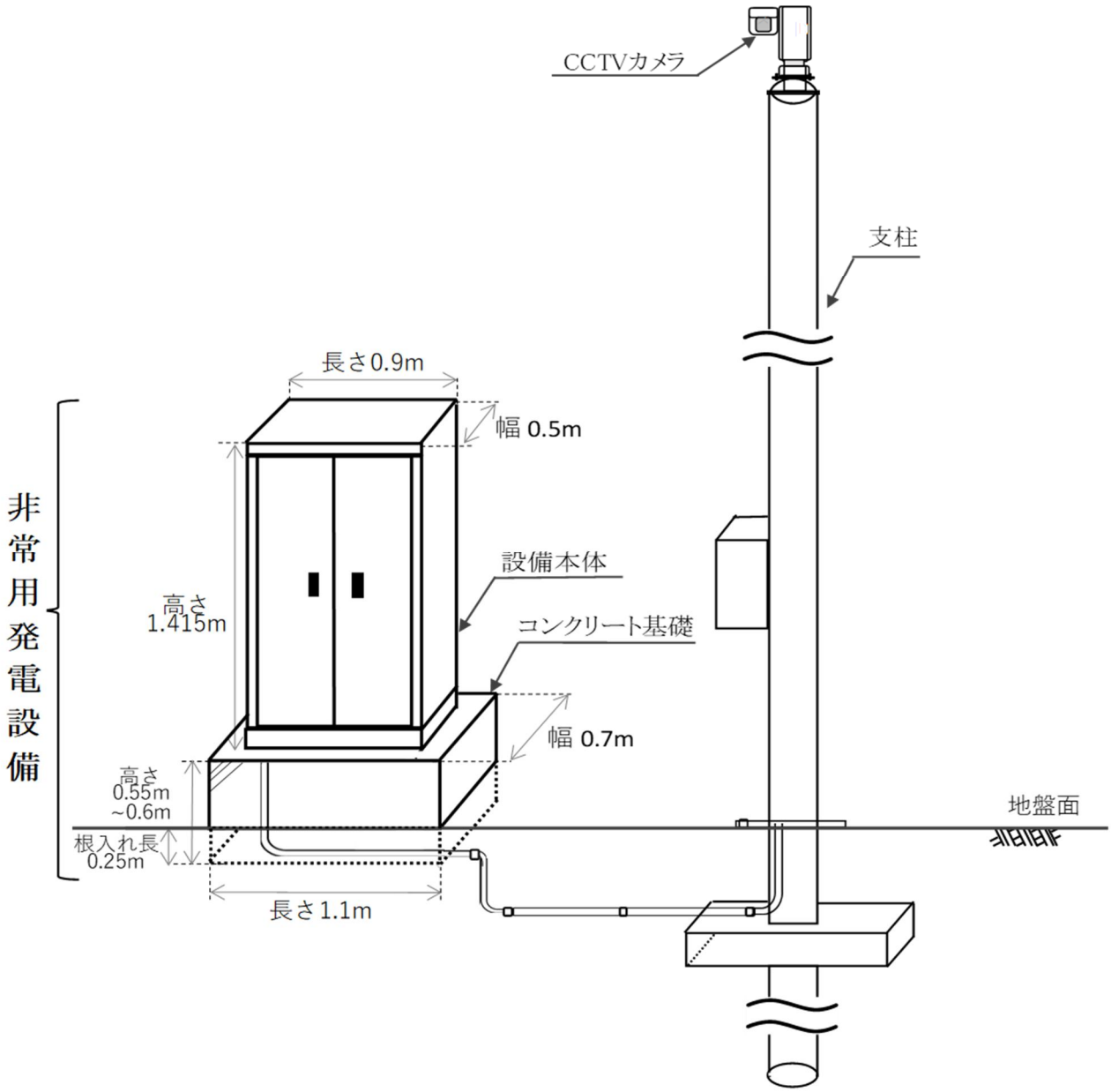
そこで、据付標準図集に基づき、改めて非常用発電設備3基の基礎に係る安定計算を行ったところ、地震時及び暴風時における偏心量について、それぞれ0.302mから0.303mまで及び0.296mから0.299mまでとなっており、いずれも本件工事における許容偏心量0.23mを大幅に逸脱してい

て、計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。また、地震時及び暴風時における最大接地圧は、それぞれ165.33kN/㎡から176.12kN/㎡まで及び174.43kN/㎡から185.22kN/㎡までとなっており、いずれも本件工事における許容支持力100kN/㎡を大幅に上回っていて、計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図2参照）。

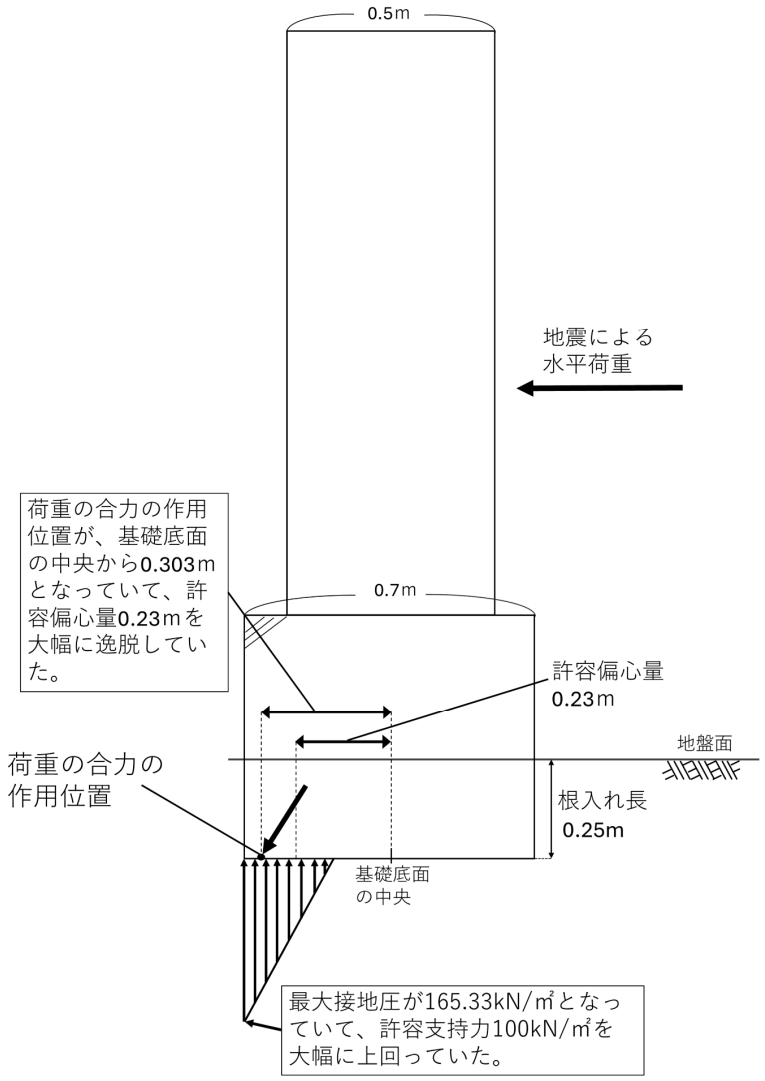
したがって、本件非常用発電設備3基は、特記仕様書等に示された内容を満たしていないことから、地震時及び暴風時に転倒するなどしてその機能が発揮できないおそれのある状態となっていて工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額10,306,563円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、完成図書として受領した強度検討資料に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図 1）　　ＣＣＴＶカメラ等及び非常用発電設備の概念図



（参考図2）　　地震時における非常用発電設備の側面概念図（大津地区の例）



国土交通省

無人航空機に係る各種制度等に関するヘルプデスク運用業務の支払額が過大

１件　不当金額　８，９８２，１８３円

1　契約の概要等

(1) ヘルプデスク運用業務の概要等

国土交通省は、令和5年4月に「令和5年度無人航空機の飛行に関する各種制度への問合せに係るヘルプデスク運用業務」に係る請負契約を株式会社エージェント（以下「会社」という。）との間で締結して、6年4月に契約金額131,392,800円を支払っている。

本件契約は、4年6月にドローン、ラジコン機等の無人航空機の登録制度が義務化されたことなどを契機に、無人航空機の安全運航及び有人機の安全を確保する観点から、無人航空機の飛行に係る許可承認制度、登録制度等の各種制度及びこれらの制度に必要な手続について、無人航空機の利用者等の理解に資することを目的として、各種制度等に関する問合せに対応する業務（以下「ヘルプデスク業務」という。）の運営を請け負わせるものである。なお、同年同月末時点における無人航空機の登録機体数は約26万台となっている。

(2) 仕様書で定められている目標とするサービスレベル等

本件契約の仕様書によれば、ヘルプデスク業務の運用期間は、5年4月3日から6年3月29日までの平日の9時から17時30分までとされている。

ヘルプデスク業務の応答率、対応完了率及びクレーム発生件数については、それぞれ国土交通省が目標として設定したサービスレベル（以下「目標サービスレベル」という。）を確保すること、また、このうち応答率は、電話の着信数に対して応答した件数の割合により算定し、目標サービスレベルとして週平均90%以上を確保することとされている。

会社は、ヘルプデスク業務を確実に処理するために、要員の人数等を定めた要員配置計画を作成するとともに、要員管理のための規定（以下、要員配置計画と合わせて「配置計画等」という。）を制定して国土交通省の承認を得ること、配置計画等を変更する場合には同省にあらかじめ承認を得ることなどとされている。配置計画等については、目標サービスレベルの確保等を勘案して同省と協議して定めること、また、欠勤等の理由により配置計画等に定める要員から不足が生ずることが予想される場合には、代替することができる要員（以下「代替要員」という。）を確保して業務に従事させることとされている。

また、電話回線数については、25回線以上確保することとされている。国土交通省は、この回線数について、前年度に実施した同様のヘルプデスク業務における着信数、平均対応時間等の実績値から、最低25回線が必要であると判断したことによるとしている。

(3) 目標サービスレベルが確保されていなかった場合の対応

仕様書によれば、会社は目標サービスレベルに対する進捗状況等を記載した週次報告書等を国土交通省に提出すること、目標サービスレベルを確保できなかった場合には別途契約内容の変更や解消の可能性があることなどとされている。

また、契約書によれば、会社は、履行の内容が仕様書等の内容に適合しない場合において監督職員がその修補を請求したときは当該請求に従わなければならないこと、請負金額の変更方法等については国土交通省と協議して定めることなどとされている。

2　検査の結果

本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、国土交通省が承認した配置計画等のとおりに要員が配置され、仕様書に掲げられた目標サービスレベルが確保されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、同省において、契約書、仕様書、週次報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、ヘルプデスク業務の実施に当たり、目標サービスレベルの確保等を勘案して電話回線

数を 25 回線準備し、電話対応に従事する者（以下「オペレーター」という。）を 25 名配置することとした配置計画等を国土交通省に提出して、その承認を得ていた。

そこで、応答率、対応完了率及びクレーム発生件数の目標サービスレベルが確保されていたかについて週次報告書等を確認したところ、対応完了率及びクレーム発生件数については目標サービスレベルが確保されていたが、応答率については 5 年 4 月から 7 月までの 4 か月間等において、週平均 10.7%から 86.4%までとなっていて、目標サービスレベルとなっている週平均 90%以上の応答率が確保されていなかった。

上記の期間におけるオペレーターの配置状況を確認したところ、会社は、研修や休暇等によりオペレーター数が国土交通省の承認を得た配置計画等の 25 名を下回ることを事前に把握していたのに代替要員を配置せず、オペレーターを 13 名から 24 名までしか配置していなかった。また、オペレーターの不足に伴う配置計画等の変更について同省の承認を得ていなかったため、配置計画等に対して欠員が生じていた。なお、週平均 90%以上の応答率が確保されていない状況は、週次報告書により同省に報告されており、また、同省は、会社との打合せなどを通じて、配置計画等のとおりにオペレーターが配置されていないことを把握したため、週平均 90%以上の応答率を確保できるようオペレーターの補充等を文書によらず口頭で指示したとしている。

このように、国土交通省の承認を得た配置計画等のとおりにオペレーターが配置されておらず、週平均 90%以上の応答率を確保できていない事態は、履行の内容が仕様書等の内容に適合しない場合に該当する。

また、契約書によれば、履行の内容が仕様書等の内容に適合しない場合において監督職員がその修補を請求したときは、会社は当該請求に従わなければならないとされているが、既に履行された期間におけるオペレーターの配置及び応答率に係る履行不足を事後に修補することはできない。

上記の事態を踏まえると、国土交通省は、契約内容の変更等の要否を検討し、会社と協議して、欠員となっていたオペレーターの人件費相当額を減額する内容の変更契約を締結するなどの必要があった。しかし、同省は、これらの検討等を行わないまま、契約が履行されたものとして契約金額の全額を支払っていて適切とは認められない。

したがって、オペレーター数が配置計画等に示され国土交通省の承認を得た 25 名を下回り、かつ、週平均 90%以上の応答率を確保できていなかった期間において、欠員となっていたオペレーターの人件費相当額に係る支払額 8,982,183 円が過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において目標サービスレベルを確保するために配置計画等で定めた人数のオペレーターを配置することについての認識が欠けていたことにもよるが、国土交通省において会社が配置計画等のとおりにオペレーターを配置しておらず、目標サービスレベルも確保できていない場合には、契約内容の変更等の要否を検討し、欠員となっていたオペレーターに係る人件費相当額を減額する変更契約を締結することなどについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

国土交通省

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付が過大

５件　不当金額　４０，４８３，０００円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
観光庁	株式会社ＪＴＢ	にし阿波ネイチャーツアー実行委員会〈徳島県三好市〉	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（看板商品事業）	4	7,700 (7,000)	6,000	7,700 (7,000)	6,000	ア(ｱ)の事態
同	同	株式会社土佐御苑〈高知県高知市〉	同	4	16,390 (14,900)	9,933	16,390 (14,900)	9,933	ア(ｳ)の事態
同	同	集落活動センターあわ〈高知県須崎市〉	同（看板商品事業）、同（インバウンドコンテンツ造成事業）	4、5	39,600 (36,000)	22,500	28,160 (25,600)	15,300	ア(ｲ)及びイの事態
同	同	椿原町商工振興協同組合〈高知県高岡郡椿原町〉	同（看板商品事業）	4	16,500 (15,000)	10,000	7,150 (6,500)	3,250	ア(ｲ)の事態
同	同	(注) 金栗四三ランニングステーション協議会〈熊本県熊本市〉	同	4	7,008 (7,008)	6,000	7,008 (7,008)	6,000	ア(ｱ)の事態
	計				87,198 (79,908)	54,433	66,408 (61,008)	40,483	

（注）　事業主体の所在地は指摘対象年度の交付申請書に記載のものである。

5事業主体は、観光庁から訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることなどを目的とする訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けた補助事業者である株式会社ＪＴＢ（以下「事務局」という。）から補助金の交付を受けて、令和4年度に、地域の関係者と連携して地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成、販路開拓等を行う事業（以下「看板商品事業」という。）を、また、5事業主体のうち1事業主体は、事務局から補助金の交付を受けて、5年度に、観光事業者が連携して地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を行う事業（以下「インバウンドコンテンツ造成事業」という。）を実施している。

事務局が観光庁と協議した上で作成した看板商品事業及びインバウンドコンテンツ造成事業に係るそれぞれの公募要領等によれば、補助金の交付対象となる事業の補助対象事業費は、看板商品事業については700万円以上、インバウンドコンテンツ造成事業については600万円以上の取組であることなどとされている（以下、この補助対象事業費に係る要件を「下限額の要件」という。）。また、事業主体は、定められた事業実施期間内に、事業を実施し、要した経費の支払を完了し、完了実績報告書等を事務局に提出しなければならないこと、事務局はこれを審査することとされており、事業主体が要した経費の支払を事業実施期間内に完了しなかった場合は、補助の対象とならないとされている。

5事業主体は、看板商品事業5事業及びインバウンドコンテンツ造成事業1事業の計6事業を実施するに当たり、単一又は複数の法人と業務委託契約等を締結していた。そして、事業費を業務委託契約等の支払金額を含めて計87,198,100円（補助対象事業費計79,908,100円）と算定して、事務局に完了実績報告書等を提出し、補助金計54,433,000円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア　補助金の交付額の算定が適切でなかったなどの事態

(ｱ) 2事業主体は、看板商品事業において、業務委託契約等を締結した法人に契約金額を支払った後、当該法人から返金を受けて、事業に要した費用に係る自己負担額等に充てており、実質的な値引きを受けている状況となっていた。

(ｲ) 1事業主体は看板商品事業において、また、1事業主体はインバウンドコンテンツ造成事業において、それぞれ、業務委託契約を締結した法人から一時的な資金の借入れを行った上で、その資金を当該業務委託契約に係る契約金額等の支払に充てていたが、借り入れた資金の一部を当該法人に返済していなかったことから、実質的な値引きを受けている状況となっていた。

(ｳ) 1事業主体は、看板商品事業において、(ｲ)の事態と同様に、実質的な値引きを受けている状況となっていた。また、完了実績報告書で購入したとしていた物品を実際には購入していなかった。

このため、5事業主体について、実質的な値引きを受けていた金額等を控除して補助対象事業費を算定すると、(ｱ)及び(ｳ)の3事業主体については、それぞれ5,900,000円、6,000,660円、5,443,000円となり、いずれも下限額の要件を満たさなくなることから、3事業主体が実施した看板商品事業に係る補助金交付額計21,933,000円は、交付の必要がないものとなっていた。また、(ｲ)の看板商品事業を実施した1事業主体及びインバウンドコンテンツ造成事業を行った1事業主体については、補助対象事業費がそれぞれ8,500,000円、10,400,000円となり、これらを基に適正な補助金交付額を算定すると6,750,000円、7,200,000円となることから、本件2事業について交付されていた補助金計22,500,000円との差額8,550,000円が過大となっていた。

イ　補助の対象とならない事態

1事業主体は、看板商品事業において、業務委託契約を締結した法人に対して事業実施期間内に契約金額と同額の16,500,000円を支払ったとする内容の完了実績報告書を事務局に提出していたが、実際には、事業実施期間の最終日までに支払った事実はなく、完了実績報告書には虚偽の領収書を添付していた。

このため、本件事業は、要した経費の支払を事業実施期間内に完了しておらず、補助の対象とはならないものであり、補助金交付額10,000,000円は、交付の必要がないものとなっていた。

したがって、ア及びイの事態に係る訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金計40,483,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、事務局において事業主体に対する指導及び完了実績報告書の審査が十分でなかったこと、観光庁において事務局に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

ア(ｱ)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

にし阿波ネイチャーツアー実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、令和4年度に実施した看板商品事業において、株式会社e-plan（以下「e-plan」という。）との間でアウトドア・アクティビティ体験コンテンツ開発等に関する業務委託契約を締結し、契約金額6,644,000円（補助対象事業費6,040,000円）を5年1月31日に支払うなどして、同事業を7,700,000円（補助対象事業費7,000,000円）で完了したとする完了実績報告書等を同年2月27日に事務局に提出していた。

これを受けて、事務局は、完了実績報告書の審査を行い、実行委員会に対して補助金6,000,000円（国庫補助金相当額同額）を交付していた。

しかし、実行委員会の支払状況等を確認したところ、実行委員会は、同年3月24日に、e-planから1,100,000円の返金を受けて、事業に要した費用に充てており、e-planとの業務委託契約について実質的な値引きを受けている状況となっていた。

したがって、実質的な値引きに当たる1,100,000円を控除して適正な補助対象事業費を算定すると、5,900,000円となり、下限額の要件を満たさなくなることから、補助金交付額6,000,000円（国庫補助金相当額同額）は、交付の必要がないものとなっていた。

国土交通省

災害公営住宅の特別減額事業に係る事業費の算定が不適切

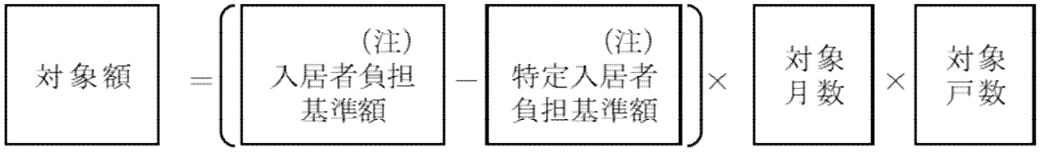
4件　不当金額　１１８，３３１，０００円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
岩手県	岩手県	災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	3～5	274,372 (274,372)	205,778	49,261 (49,261)	36,946
同	陸前高田市	東日本大震災復興交付金（東日本大震災特別家賃低減）、災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	平成26～28、令和元～6	249,221 (249,221)	186,910	22,620 (22,620)	16,963
同	釜石市	同	平成25～令和5	701,946 (701,946)	526,451	77,473 (77,473)	58,102
同	下閉伊郡山田町	災害公営住宅特別家賃低減対策費補助	3～5	93,913 (93,913)	70,433	8,427 (8,427)	6,320
計				1,319,452 (1,319,452)	989,572	157,781 (157,781)	118,331

岩手県、陸前高田市、釜石市及び山田町（以下「4 事業主体」という。）は、東日本大震災で住居を失うなどした者のための災害公営住宅（岩手県の県営平田アパート等 31 団地、陸前高田市の下和野団地等 10 団地、釜石市の上中島復興住宅等 41 団地及び山田町の跡浜団地等 13 団地の計 95 団地）に居住する者のうち、特に住宅に困窮する低額所得者に対して家賃を低減する事業（以下「特別減額事業」という。）を事業費計 1,319,452,900 円で実施している。

4 事業主体のうち、陸前高田市及び釜石市は、令和 2 年度以前の特別減額事業の実施に当たっては、それぞれ東日本大震災復興交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて造成した基金を取り崩し、また、4 事業主体は、3 年度以降の特別減額事業の実施に当たっては、それぞれ東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けており、基金から取り崩された交付金相当額及び補助金の交付額は計 989,572,000 円となっている。そして、岩手県は国土交通省に補助金の交付申請書等を、陸前高田市、釜石市及び山田町は同県に交付金の完了実績報告書又は補助金の交付申請書等をそれぞれ提出し、提出を受けた同省又は同県は、その内容を審査している。

特別減額事業に係る事業費は、東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱（平成 24 年国住備第 200 号。以下「要綱」という。）等に基づき、災害公営住宅の住宅等ごとに算定した対象額（以下「対象額」という。）を合計するなどした額とすることとなっている。対象額は、次のとおり、要綱等に基づき入居者の収入並びに公営住宅の立地条件、規模及び建設時からの経過年数に応じて算定される特定入居者負担基準額等を用いて算定し、また、入居者が事業主体に支払う家賃（以下「支払家賃」という。）が特定入居者負担基準額を超える場合は、支払家賃を特定入居者負担基準額とすることとなっている。



（注）　入居者負担基準額は、入居者の収入の区分に応じて定められた額に所定の係数を乗じた額とすることとなっていて、特定入居者負担基準額は、これよりも更に低い収入の区分で定められた額に同係数を乗じた額とすることとなっている。

しかし、4 事業主体は、対象額を算定する際に、支払家賃が特定入居者負担基準額を超えている場合には支払家賃を特定入居者負担基準額として用いるべきであったのに、誤って特定入居者負担基準額をそのまま用いるなどしており、いずれも事業費を過大に算定していた。

したがって、適正な事業費を算定すると計 1,161,671,400 円となることから、4 事業主体が算定していた事業費 1,319,452,900 円との差額 157,781,500 円が過大となっていて、これに係る交付金等相当額 118,331,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4 事業主体において対象額の算定についての理解が十分でなかったこと、岩手県において補助金の交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（前掲 64 ページの総務省の項「震災復興特別交付税の交付が過大」参照）

国土交通省

公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切

３件　不当金額　２４，３２３，０００円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費［国庫補助対象事業費］	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費［国庫補助対象事業費］	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
北海道	樺戸郡浦臼町	社会資本整備総合交付金（公的賃貸住宅家賃低廉化）	5	97,939 (97,939)	48,969	6,136 (6,136)	3,068
茨城県	茨城県	公的賃貸住宅家賃対策補助	元～3	102,573 (102,573)	51,286	13,723 (13,723)	6,862
兵庫県	兵庫県	同	元～5	1,587,365 (1,587,365)	793,681	28,787 (28,787)	14,393
	計			1,787,877 (1,787,877)	893,936	48,646 (48,646)	24,323

茨城、兵庫両県及び浦臼町は、自ら所有して管理している公営住宅（浦臼町の3団地）及び既存住宅の所有者から借り上げた住戸を転貸して管理している公営住宅（茨城県の1団地及び兵庫県の33団地。以下「借上公営住宅」という。）の計37団地に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計1,787,877,000円（国庫補助金等相当額計893,936,000円）で実施している。2県は国土交通省に、浦臼町は北海道に国庫補助金等の交付申請書等をそれぞれ提出し、提出を受けた同省又は北海道は、その内容を審査している。

公営住宅及び借上公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平成8年建設省住備発第87号）等に基づき、住宅等ごとに、補助の対象となる額（以下「補助基本額」という。）を算定し、これらの補助基本額を合計するなどした額とすることとなっている。公営住宅の場合の補助基本額は、次の算定式1のとおり、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）等に基づき算定した近傍同種の住宅の家賃の額（以下「政令家賃」という。）から入居者負担基準額を控除した額に、補助対象月数及び補助対象戸数を乗ずることで算定することとなっている。

＜算定式1＞

$$\text{補助基本額} = \left(\text{政令家賃} - \text{入居者負担基準額}\right) \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

また、借上公営住宅の場合の補助基本額は、借上げに要する費用の月割額（以下「借上額」という。）と政令家賃を比較した結果、借上額が政令家賃以上の場合は、算定式1により算定することとなっており、借上額が政令家賃未満の場合は、次の算定式2のとおり、借上額から入居者負担基準額を控除した額に、補助対象月数及び補助対象戸数を乗ずることで算定することとなっている。

＜算定式2＞

$$\text{補助基本額} = \left(\text{借上額} - \text{入居者負担基準額}\right) \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

算定式1及び算定式2の算定方法で補助基本額を算定する際には、補助対象戸数から空家住宅の戸

数を除くことなどとされている。

しかし、2県1町は、次のとおり事業費を算定していた。

浦臼町は、公営住宅の補助基本額を算定する際に、補助対象戸数について、空家住宅の戸数を除くべきであったのに、誤って空家住宅の戸数を含めるなどしていた。

茨城県は、借上公営住宅の補助基本額を算定する際に、借上額と政令家賃を比較すべきところ、誤って比較せずに、算定式1のとおり政令家賃から入居者負担基準額を控除した額を用いて算定していた。しかし、各住戸の借上額は全て政令家賃未満であったため、算定式2のとおり借上額から入居者負担基準額を控除した額を用いて算定すべきであった。

兵庫県は、借上公営住宅の補助基本額を算定する際に、借上額と政令家賃を比較すべきところ、誤って比較せずに、算定式2のとおり借上額から入居者負担基準額を控除した額を用いるなどして算定していた。しかし、一部の住戸の借上額は政令家賃以上であったため、当該住戸については、算定式1のとおり政令家賃から入居者負担基準額を控除した額を用いるなどして算定すべきであった。

これらのことから、2県1町においていずれも事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると計1,739,231,000円となることから、2県1町が算定していた事業費1,787,877,000円との差額48,646,000円が過大となっていて、これに係る国庫補助金等相当額24,323,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、浦臼町において補助対象戸数に係る取扱いについての理解が十分でなかったこと、2県において借上公営住宅の借上額と政令家賃を比較する必要があることについての理解が十分でなかったこと、北海道において交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

国土交通省

東日本大震災復興交付金（防災集団移転促進事業）の交付が過大など

２件　不当金額　３９，６２０，８４５円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
福島県	双葉郡楢葉町	東日本大震災復興交付金（防災集団移転促進）	25～28	1,318,385 (1,318,385)	1,153,587	15,247 (15,247)	13,344
同	双葉郡浪江町	同	平成26～令和2	4,629,725 (4,629,725)	4,051,009	56,184 (56,184)	26,276
計				5,948,110 (5,948,110)	5,204,596	71,431 (71,431)	39,620

楢葉、浪江両町は、東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）の交付を受けて造成した基金（以下「復興交付金基金」という。）を取り崩すなどして、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づく復興交付金事業を実施している。復興交付金事業には、東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する防災集団移転促進事業（以下「防集事業」という。）があり、2町は、防集事業として、平成25年度から令和2年度までの間に、移転先となる住宅団地の用地に計26区画の住宅敷地の整備を行うなどしている。

東日本大震災復興交付金基金交付要綱（平成24年国官会第2412号国土交通事務次官通知。以下「基金交付要綱」という。）等によれば、防集事業における復興交付金の交付対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、住宅団地の用地の取得及び造成に要する費用等とされている。また、防集事業による住宅団地の用地の取得及び造成後に、被災した地区から住居を移転しようとする住民に当該用地を譲渡する場合、譲渡額を事業費から控除して交付対象事業費を算定することとなっている。都道県は市町村から完了実績報告書の提出を受け、復興交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

補助事業者等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づき、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して譲渡するなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認（以下「処分承認」という。）を受けることなどとなっている。基金交付要綱によれば、地方整備局長等は、処分承認に当たり、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すこととされ、地方公共団体が防集事業により整備した住宅敷地を有償で譲渡する場合は、譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額を国庫納付することとされている。

2町は、平成25年度から令和2年度までの間に、それぞれ防集事業を実施しており、2年度に全ての復興交付金事業が完了したことから、3年6月に、防集事業に係る交付対象事業費を計5,948,110,223円（復興交付金基金取崩相当額計5,204,596,409円）とするなどの完了実績報告書を福島県に提出し、4年2月に額の確定を受けていた。

しかし、2町は、完了実績報告において、住宅敷地計8区画に係る譲渡額計38,823,316円（楢葉町計15,247,476円、浪江町計23,575,840円）を控除せずに交付対象事業費を算定していた。また、浪江町は、住宅敷地2区画（当該区画に係る交付対象事業費計32,608,676円、復興交付金基金取崩相当額計28,532,591円）について、額の確定を受けた後の4年12月に、処分承認を受けずに防集事業対象者に有償で譲渡（譲渡額計6,454,680円）しており、譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額の国庫納付を行っていなかった。

したがって、住宅敷地8区画に係る譲渡額を事業費から控除して適正な交付対象事業費を算定すると計5,909,286,907円となることから、前記の交付対象事業費5,948,110,223円との差額計38,823,316円（復興交付金相当額計33,973,000円（楢葉町13,344,000円、浪江町20,629,000円））が過大となっており、また、上記の2区画に係る譲渡額のうち復興交付金基金取崩相当額5,647,845円（復興交付金相当額同額）は国庫納付が行われておらず、これらに係る復興交付金相当額計39,620,845円（楢葉町13,344,000円、浪江町26,276,845円）が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2町において防集事業に係る交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、浪江町において防集事業により整備した住宅敷地の譲渡に当たり必要な手続についての理解が十分でなかったこと、福島県において完了実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（双葉郡浪江町の事態については、前掲64ページの総務省の項「震災復興特別交付税の交付が過大」参照）

国土交通省

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切

１件　不当金額　２０，８９４，０００円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
宮城県	多賀城市	東日本大震災復興交付金（災害公営住宅家賃低廉化）	2	578,126 (578,126)	498,735	23,879 (23,879)	20,894

多賀城市は、東日本大震災で住居を失うなどした者のための災害公営住宅（鶴ヶ谷住宅等４団地）に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計 578,126,400 円で実施している。

同市は、家賃の低廉化に係る事業の実施に当たり、東日本大震災復興交付金の交付を受けて造成した基金から交付金相当額計 498,735,000 円を取り崩している。宮城県は、同市から同交付金の完了実績報告書等の提出を受けて、その内容を審査している。

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平成８年建設省住備発第 87 号）等に基づき、災害公営住宅の団地等ごとに算定した対象額（以下「対象額」という。）を合計するなどした額とすることとなっている。対象額は、次のとおり、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）等に基づき算定した近傍同種の住宅の家賃の額（以下「政令家賃」という。）等を用いて算定することとなっている。

$$\text{対象額} = \left(\text{政令家賃} - \text{入居者負担基準額}\right) \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

また、対象額の算定に用いる政令家賃は、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{政令家賃} = \left(\text{建物部分の複成価格}^{(注)} \times \text{利回り} + \text{土地部分の複成価格}^{(注)} \times \text{利回り} + \text{公課等}\right) \div 12$$

（注）　複成価格　　建物部分の現在価格又は土地部分の時価。建物部分の現在価格は、当初建築費相当額に国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定めた率を乗じて再建築費を推定し、さらに住宅の経過年数を勘案して算出する。

政令家賃の算定に用いる公課は、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」（平成8年建設省住総発第135号）等によれば、近傍同種の住宅に課される固定資産税等の合計額とされている。公課は、各地方公共団体において実際に条例で規定されている税率等により算定した税額に相当する額とし、また、近傍同種の住宅が税制上の特例の対象となる場合には、特例を適用した後の税額に相当する額とすることとされている。税制上の特例としては、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の6における新築住宅に対する固定資産税の減額があり、住宅の管理開始時から5年は、当該住宅に係る固定資産税について2分の1に相当する額を減額することなどとなっている。

しかし、同市は、公課を算定する際に、固定資産税について、税制上の特例を適用して住宅の管理開始時から5年は2分の1に相当する額を減額すべきであったのに、誤って住宅の管理開始時より前のしゅん工時から5年としており、その結果、固定資産税の減額期間を1年短くして算定していた。このため、公課が過大に算定されていたことなどから、事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると計554,247,000円となることから、同市が算定していた事

業費578,126,400円との差額23,879,400円が過大となっていて、これに係る交付金相当額20,894,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において対象額の算定についての理解が十分でなかったこと、宮城県において完了実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（前掲64ページの総務省の項「震災復興特別交付税の交付が過大」参照）

国土交通省

公営住宅等の整備に係る事業費の算定が不適切

１件　不当金額　５，７０３，０００円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
香川県	丸亀市	社会資本整備総合交付金（公営住宅等整備等）	4、5	468,904 (273,307)	153,631	9,884 (9,884)	5,703

丸亀市は、公営住宅等整備事業等の一環として、平屋建て及び2階建ての公営住宅等16戸の建設工事を事業費468,904,700円（交付対象事業費273,307,000円、交付金交付額153,631,000円）で実施している。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）等によれば、国は、事業主体が公営住宅等の建設等をする場合においては、当該公営住宅等の建設等に要する費用（以下「実建設費」という。）に補助率を乗じた金額を補助することとされているが、実建設費が国の補助金額の算定の基準となる標準建設費を超えるときは、標準建設費を実建設費とみなすこととされている。そして、公営住宅等整備事業対象要綱（平成17年国住備第37号）等によれば、実建設費の算定は主体工事及び屋外附帯工事に要する費用の合計（以下「主体附帯工事費」という。）等によることとされており、標準建設費の算定についても同様とされている。

標準建設費に係る主体附帯工事費は、公営住宅等の構造別等の区分により、国土交通大臣が毎年度定める1戸当たりの主体附帯工事費（以下「1戸当たり工事費」という。）に建設戸数を乗ずるなどして算定することとなっており、同市が本件交付対象事業費の算定に用いた令和4年度の1戸当たり工事費は、「令和4年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和4年国住備第415号、国住整第43号、国住市第95号国土交通事務次官通知。以下「通知」という。）により定められている。また、「公営住宅等整備基準について（技術的助言）」（平成24年国住備第196号）によれば、公営住宅等を建設する場合、当該公営住宅等について、原則として断熱等性能等級(注)5以上とすることとされているが、これにより難い場合は断熱等性能等級4とすることなどとされている。通知によれば、断熱等性能等級4が適用される公営住宅等を建設する場合は、1戸当たり工事費に、建物の構造別に定められた係数（以下「補正率」という。）を乗ずることとされており、建物の構造が平屋建て及び2階建ての場合の補正率は0.970とされている。

（注）　断熱等性能等級　「日本住宅性能表示基準」（平成13年国土交通省告示第1346号）に定められている指標で、住宅の断熱等性能を等級1から等級7までの7段階で評するものであり、数字が大きくなるほど、断熱等性能が高いことを意味する。

同市は、公営住宅等の実建設費が通知に基づき算定した標準建設費を超えていたことから、標準建設費計273,307,000円を交付対象事業費として、交付金の額の確定を受けていた。

しかし、同市は、標準建設費の算定に当たり、本件工事により建設した公営住宅等16戸は全て断熱等性能等級4であったのに、誤ってこれらの1戸当たり工事費に補正率を乗じていなかった。また、これらのうち2階建ての公営住宅等1戸について、通知に定められた2階建ての1戸当たり工事費16,040,000円を用いるべきところ、誤って平屋建ての1戸当たり工事費19,040,000円を用いるなどしていた。

したがって、公営住宅等16戸について1戸当たり工事費に補正率0.970を乗ずるなどして適正な交付対象事業費を算定すると263,423,000円となることから、前記の交付対象事業費273,307,000円との差額9,884,000円が過大となっていて、これに係る交付金相当額5,703,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、交付対象事業費の算定に対する理解及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

国土交通省

建物の移転に係る補償費の算定が不適切

１件　不当金額　４，９７２，０５９円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費〔国庫補助対象事業費〕	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費〔国庫補助対象事業費〕	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
岩手県	岩手県	防災・安全交付金（河川）	6、7	93,201 (93,201)	46,600	9,944 (9,944)	4,972

岩手県は、二級河川小屋畑川広域河川改修事業を行うに当たって支障となる住宅等の所有者に対して、その移転に要する費用（以下「移転補償費」という。）として、93,201,526 円（交付対象事業費同額、交付金交付額 46,600,763 円）を補償している。

同県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年閣議決定）等に準じて制定された「補償金算定標準書」（令和 6 年度版。東北地区用地対策連絡会。以下「標準書」という。）等に基づき行うこととしている。そして、同県は、本件補償に係る物件調査算定業務を補償コンサルタントに委託し、成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき移転補償費を算定することとしていた。

標準書等によれば、移転補償費のうち建物移転料は、従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合には、従前の建物の推定再建築費(注1)に建物の再築補償率(注2)を乗ずるなどして算定することとされている。そして、屋根のふき替えなどの補修等が行われている場合の再築補償率は、価値補正率(注3)を考慮するなどして算出することとされている。

（注1）　推定再建築費　　従前の建物と同種同等の建物を、現時点で現在地において新築するとした場合の推定の建築費

（注2）　再築補償率　　建物の推定再建築費に対する補償割合。建物の経年劣化による価値の減少等を考慮するために、建物の経過年数、耐用年数等を用いて算出され、経過年数が長くなるに従って小さくなる。

（注3）　価値補正率　　建物の屋根、内壁、外壁、柱、土台等の補修の状況等を考慮した従前の建物の価値の補正率

同県は、本件住宅を昭和 47 年に築造された部分（以下「既存部分」という。）と、その後に増築された部分とに区分した上で、既存部分については、平成 31 年に屋根のふき替えなどの補修等が行われていたことを理由として、同年からの経過年数（5 年）により算出した再築補償率を推定再建築費に乗ずるなどして建物移転料を算定していた。

しかし、標準書等によれば、屋根のふき替えなどの補修等が行われている場合の再築補償率は、建物の経過年数を用いた上で価値補正率を考慮して算出することなどとされていることから、既存部分については、築造された昭和 47 年からの経過年数（52 年）を用いた上で、価値補正率を考慮するなどして算出した再築補償率を推定再建築費に乗ずるなどして建物移転料を算定すべきであった。

したがって、上記によるなどして適正な移転補償費を算定すると 83,257,407 円となることから、本件移転補償費 93,201,526 円は、これに比べて 9,944,119 円過大となっており、これに係る交付金相当額 4,972,059 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、移転補償費の算定に当たり、委託した物件調査算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

国土交通省

揚水機場の移設に係る補償費の算定が不適切

１件　不当金額　２，８２５，５９１円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費〔国庫補助対象事業費〕	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費〔国庫補助対象事業費〕	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
宮城県	宮城県	防災・安全交付金（その他総合的な治水）	5	20,444 (20,444)	10,222	5,651 (5,651)	2,825

宮城県は、一級河川荒川河川改修事業を行うに当たって支障となる揚水機場の所有者である栗原市に対して、その移設に要する費用として、20,444,884円（交付対象事業費同額、交付金交付額10,222,000円）を補償している。

同県は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年閣議決定）、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」（昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。）等に基づき行うこととしている。

公共補償基準によれば、公共事業の施行により機能の廃止等が必要となる既存公共施設等に対する補償は、機能回復が図られるよう行うこととされている。そして、機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合においては、建設するために必要な費用から機能の廃止の時までの財産価値の減耗分（以下「減耗分」という。）を控除するなどした額を補償することとされており、建設するために必要な費用については、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用（以下「復成価格」という。）とされている。また、減耗分については、既存公共施設等の復成価格を基に、耐用年数満了時における残価率、既存公共施設等の廃止時点からの残存耐用年数等により算定することとされている。

同県は、揚水機場のポンプ設備のうち真空ポンプ等の機器について、同市と協議を行い、移設前後の場所で水位差があることから既存機器では水を吸い上げる能力が不足しているなどのため、既存機器の代替の機器を新たに設置して機能回復を行うこととした。そして、同県は、補償費を算定するに当たり、これらの機器については復成価格に基づく額を補償費とするなどしていた。

しかし、真空ポンプ等の機器については、代替の公共施設等を建設することにより機能回復が行われているため、同県は、これらの機器に係る補償費を算定するに当たり、公共補償基準に基づき、復成価格から減耗分を控除する必要があったのに、これを控除するなどしていなかった。

したがって、既存の真空ポンプ等の機器の復成価格に基づき算定した減耗分相当額を控除するなどして適正な補償費を算定すると14,793,456円となることから、本件補償費20,444,884円は、これに比べて5,651,428円過大となっており、これに係る交付金相当額2,825,591円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件補償費の算定に当たり、公共補償基準における機能回復に伴う減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

国土交通省

仕入税額控除した消費税額を補助対象事業費から減額しておらず補助金の交付が過大

１件　不当金額　１，７５０，７４４円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費［国庫補助対象事業費］	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費［国庫補助対象事業費］	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
近畿地方整備局	ジョイポート南淡路株式会社	観光振興事業費補助金	2、3	85,079 (83,100)	27,700	7,232 (5,252)	1,750

ジョイポート南淡路株式会社（令和４年６月以降はジョイポート淡路島株式会社。以下「会社」という。）は、遊覧船の建造に伴う環境整備等のために、船舶係留施設改修・待合所建築工事、乗船券予約システムの整備等を実施している。

会社は、本件補助事業を消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含めて事業費 85,079,810 円（国庫補助対象事業費 83,100,000 円、国庫補助金 27,700,000 円）で実施したとする完了実績報告書を近畿地方整備局（以下「整備局」という。）に提出し、国庫補助金の交付を受けていた。

補助事業の実施に当たり、事業主体が補助の対象となる施設の工事やシステムの整備を外注する場合には、これに係る消費税額に相当する額が補助対象経費に含まれる。事業主体が消費税の課税事業者であれば当該外注は課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該外注に係る消費税額仕入税額控除(注)した場合には、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、観光振興事業費補助金（海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業）交付要綱（令和２年国海内第 130 号、国港総第 700 号）によれば、補助対象事業費に係る消費税のうち仕入税額控除の対象となる消費税相当分については、消費税仕入控除税額が確定した時点で補助対象事業費から減額することとされている。そして、消費税仕入控除税額が完了実績報告書の提出時点で確定していない場合、事業主体は、消費税仕入控除税額が確定した段階で完了実績報告書を再提出することになっている。

（注）　仕入税額控除　　課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

しかし、会社は、補助事業完了後に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定していたのに、完了実績報告書を再提出しておらず、これを補助対象事業費から減額していなかった。

したがって、本件補助事業に係る消費税仕入控除税額 7,784,776 円を減額するなどして適正な事業費を算定すると 77,847,769 円（国庫補助対象事業費同額）となることから、前記の事業費 85,079,810 円（国庫補助対象事業費 83,100,000 円）との差額 7,232,041 円（国庫補助対象事業費との差額 5,252,231 円）が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 1,750,744 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、整備局において補助事業における消費税の取扱いについての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

国土交通省

側壁護岸の設計が不適切

２件　不当金額　６，２７７，００２円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
宮崎県	宮崎県	特定土砂災害対策推進事業費補助	5、6	41,733 (41,733)	20,866	7,173 (7,173)	3,586
同	同	同	5、6	79,260 (79,260)	39,630	5,380 (5,380)	2,690
計				120,994 (120,994)	60,497	12,554 (12,554)	6,277

宮崎県は、宮崎市清武町今泉地内及び小林市須木中原地内において、砂防設備の老朽化対策として、既設の側壁護岸を撤去し、既存の砂防えん堤本体にコンクリートの増打ちを行い、その後、側壁護岸を改めて築造（以下「再築造」という。）するなどしている。

このうち、宮崎市清武町今泉地内の工事は、側壁護岸としてもたれ式コンクリート擁壁（以下「もたれ式擁壁」という。）を再築造し、その上に、割栗石を詰めた鋼製のかご枠（以下「かご枠」という。）を積み重ねて擁壁として設置するなどするものである（参考図1参照）。

また、小林市須木中原地内の工事は、側壁護岸としてブロック積擁壁を再築造し、その上に、ブロック積擁壁を築造するものであり、これらの擁壁は多段ブロック積擁壁の構造となっている（以下、当該側壁護岸を「下段のブロック積擁壁」、その上のブロック積擁壁を「上段のブロック積擁壁」という。）（参考図2参照）。

同県は、側壁護岸等の設計を「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会編）、「道路土工　擁壁工指針」（社団法人日本道路協会編。以下、これらを合わせて「基準」という。）等に基づいて行うこととしている。

基準等によれば、側壁護岸は、砂防えん堤本体から落下する流水による砂防えん堤本体下流部の側方侵食を防止するものであり、側壁護岸が受け持つ土圧に対して安全な構造とすることなどとされている。また、安全な構造であるかの照査に用いる土圧については、側壁護岸背面に生ずる土圧（以下「主働土圧」という。）を用いることとされている。そして、側壁護岸は、計画地点の設計条件により設計計算を行い、計算結果に基づく設計を行うことなどとされている。

また、擁壁の設計に当たっては、自重、載荷重、土圧等の荷重を考慮して、滑動、転倒等に対する安定性の照査を行うこととされており、このうち、滑動に対する安定については、擁壁に作用する滑動力と滑動に対する抵抗力とを比べ所定の安全率を有することを、転倒に対する安定については、擁壁底面に作用する荷重の合力の作用位置が許容範囲内にあることをそれぞれ照査することとされている。

同県は、側壁護岸であるもたれ式擁壁及び下段のブロック積擁壁の設計に当たり、既設の側壁護岸の再築造であるなどのため、改めて安定性の照査を行う必要はないとして、安定性の照査を行っていなかった。

しかし、本件側壁護岸の計画地点の設計条件として、埋め戻した土砂や上段のブロック積擁壁等の載荷重により側壁護岸背面に主働土圧が生ずることから、これに対して側壁護岸が安全な構造であるかについて、基準等に基づき設計計算として安定性の照査を行う必要があった。

そこで、同県が両工事で再築造した側壁護岸について、基準等に基づき安定性の照査を行ったところ、もたれ式擁壁及び下段のブロック積擁壁において、滑動に対する安定については、安全率が許容値を大幅に下回っており、転倒に対する安定については、擁壁に作用する主働土圧による水平荷重及び擁壁の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、転倒に対して計算上安全とされる範囲を大幅に逸脱していた。

したがって、本件側壁護岸等（工事費相当額計12,554,005円、国庫補助対象事業費同額）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これらに係る国庫補助金相当額計6,277,002円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

宮崎県は、宮崎市清武町今泉地内において、令和5、6両年度に、側壁護岸としてもたれ式擁壁（高さ5.1m、延長7.2m）を再築造し、その上に、かご枠（長さ2.0m、幅1.0m、高さ0.5m）を6段又は7段積み重ねて延長8.2mの擁壁として設置するなどしていた。また、かご枠の上部背面は、管理用道路を兼ねた林道になっている（参考図1参照）。

同県は、側壁護岸であるもたれ式擁壁の設計に当たり、既設の側壁護岸の再築造であるなどのため、改めて安定性の照査を行う必要はないとして、安定性の照査を行っていなかった。

そこで、本件もたれ式擁壁について、基準等に基づき、かご枠及び自動車荷重の影響を考慮するなどして安定性の照査を行ったところ、次のとおり、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図3参照）。

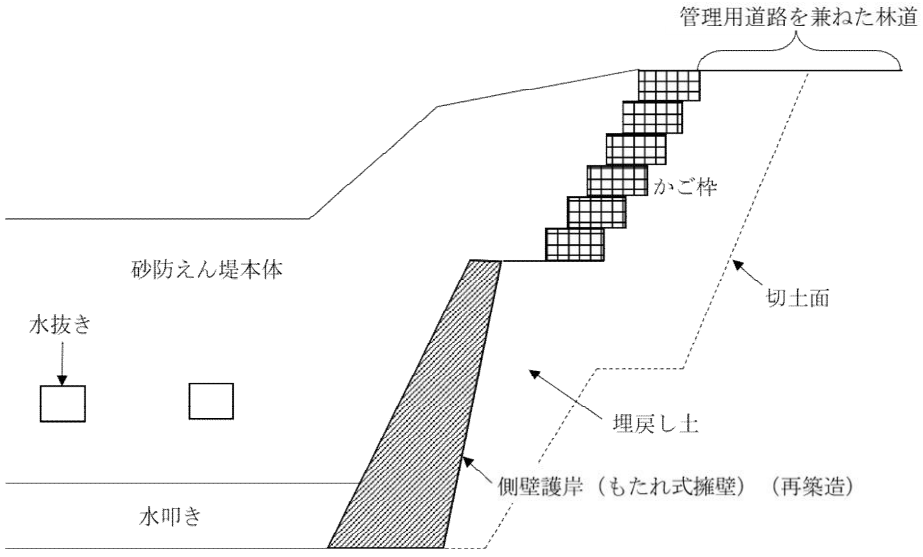
① 滑動に対する安定については、安全率が0.95となり、許容値である1.5を大幅に下回っていた。

② 転倒に対する安定については、もたれ式擁壁に作用する主働土圧による水平荷重及びもたれ式擁壁の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、もたれ式擁壁底面（幅2.03m）中央の位置からもたれ式擁壁前面側に0.27mの位置となり、転倒に対して計算上安全とされる範囲（もたれ式擁壁底面中央の位置から背面側）を大幅に逸脱していた。

したがって、本件側壁護岸等（工事費相当額7,173,998円、国庫補助対象事業費同額、国庫補助金相当額3,586,999円）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

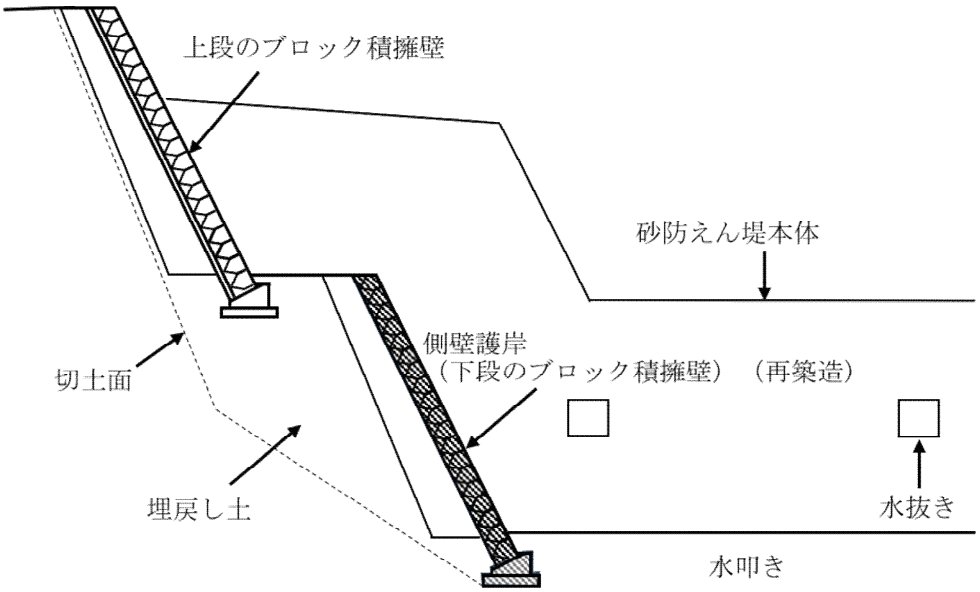
（参考図1）

もたれ式擁壁の概念図



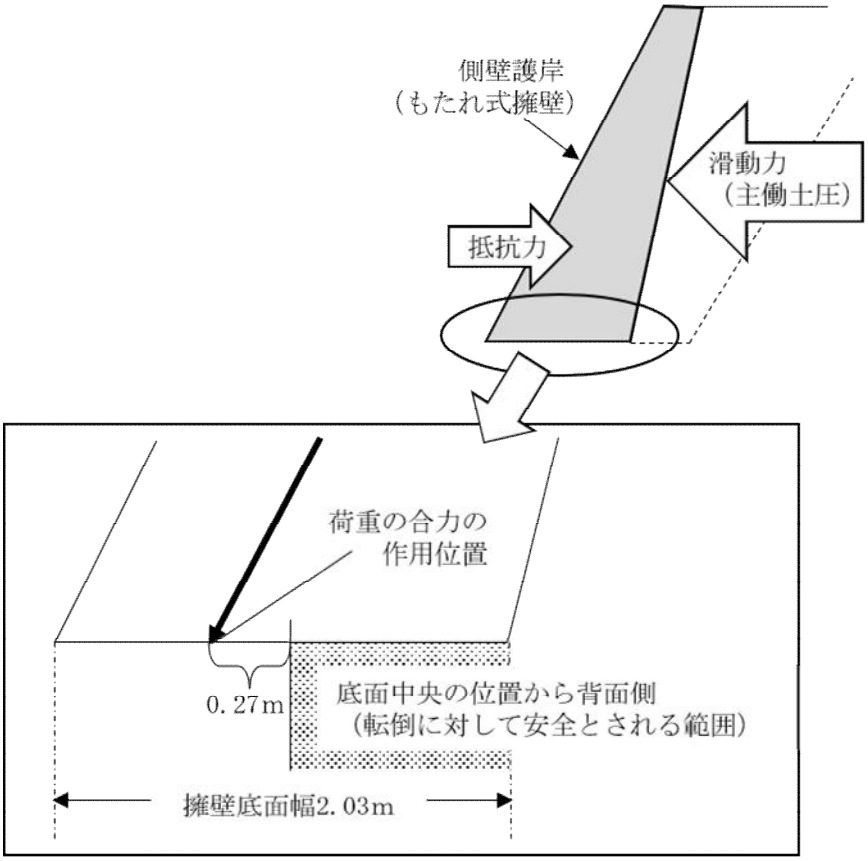
(参考図2)

多段ブロック積擁壁の概念図



(参考図3)

側壁護岸（もたれ式擁壁）の安定性の照査結果



国土交通省

擁壁の設計が不適切

１件　不当金額　１８，３７５，９３８円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費［国庫補助対象事業費］	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費［国庫補助対象事業費］	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
富山県	富山県	河川等災害復旧	6、7	49,432 (47,165)	31,459	28,532 (27,550)	18,375

富山県は、令和5年6月の豪雨により被災した二級河川白岩川の護岸等を復旧するために、中新川郡立山町白岩地内において、大型ブロック積工、コンクリートブロック工等を実施している。

このうち大型ブロック積工は、護岸として、ブロックを6段から10段積み上げ、各ブロック内にコンクリートを打設して一体化させるなどした大型ブロック積擁壁（高さ5.0m～7.6m、延長21.9m）を築造するものである。

同県は、本件擁壁の設計を「道路土工　擁壁工指針」（社団法人日本道路協会編）、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会編。以下、これらを合わせて「基準」という。）等に基づき行うこととしている。

基準等によれば、擁壁の設計に当たっては、自重、土圧、水圧等の荷重を考慮して、滑動、転倒等に対する安定計算を行うこととされており、このうち水圧については、地盤条件、水位の変動等を考慮して適切に設定することとされている。そして、河川の水際に設置される擁壁のように、豪雨等により水位が上昇した河川において水位が低下した後の擁壁前面における水位（以下「前面水位」という。）と、擁壁背後の地盤に残留する水位（以下「残留水位」という。）との間に水位差が生ずる場合には、この水位差による擁壁に対する水圧（以下「残留水圧」という。）を考慮する必要があるとされている。

また、護岸は掘込河道(注)にあっては、背後地を安全に防護する機能を有するよう設計することとされている。そして、掘込河道に護岸として設置されていて、擁壁に作用する残留水圧が大きくなることが想定される擁壁については、残留水圧が作用しないように、必要に応じて水抜きを設けることなどとされている。

（注）　掘込河道　　一定区間を平均した場合に、想定される最も高い水位が護岸の背後地の地盤高より低くなっている構造の河川

同県は、本件擁壁の設計に当たり、背後地に用水路が設けられているため、当該用水路へ雨水が流入することなどにより、豪雨等によっても前面水位と残留水位との間に水位差が生じないとして、本件擁壁に残留水圧は作用しないと判断した。そのため、水抜きを設けないこととした上で、残留水圧を考慮することなく安定計算を行った結果、安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、現地の状況を確認したところ、本件擁壁が設置されている河川で想定される最も高い水位が背後地の地盤高より低くなっていることなどから、当該河川の構造は掘込河道に該当し、また、本件擁壁が設置されている基礎地盤は亀裂の少ない岩盤であるため水が滞留しやすい状況となっていた。さらに、同県は、本件擁壁に水抜きを設けない設計としていた。これらを踏まえると、上記の用水路が設けられていることを考慮しても、本件擁壁に作用する残留水圧は大きくなることが想定されることから、本件擁壁の設計に当たっては、残留水圧を考慮する必要があった（参考図1参照）。

そこで、本件擁壁について、基準等に基づき、残留水圧を考慮するなどして改めて滑動及び転倒に対する安定計算を行ったところ、次のとおり、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図2参照）。

①　滑動に対する安定については、最下段のブロックの安全率が0.75となり、許容値である1.5を大幅に下回っていた。

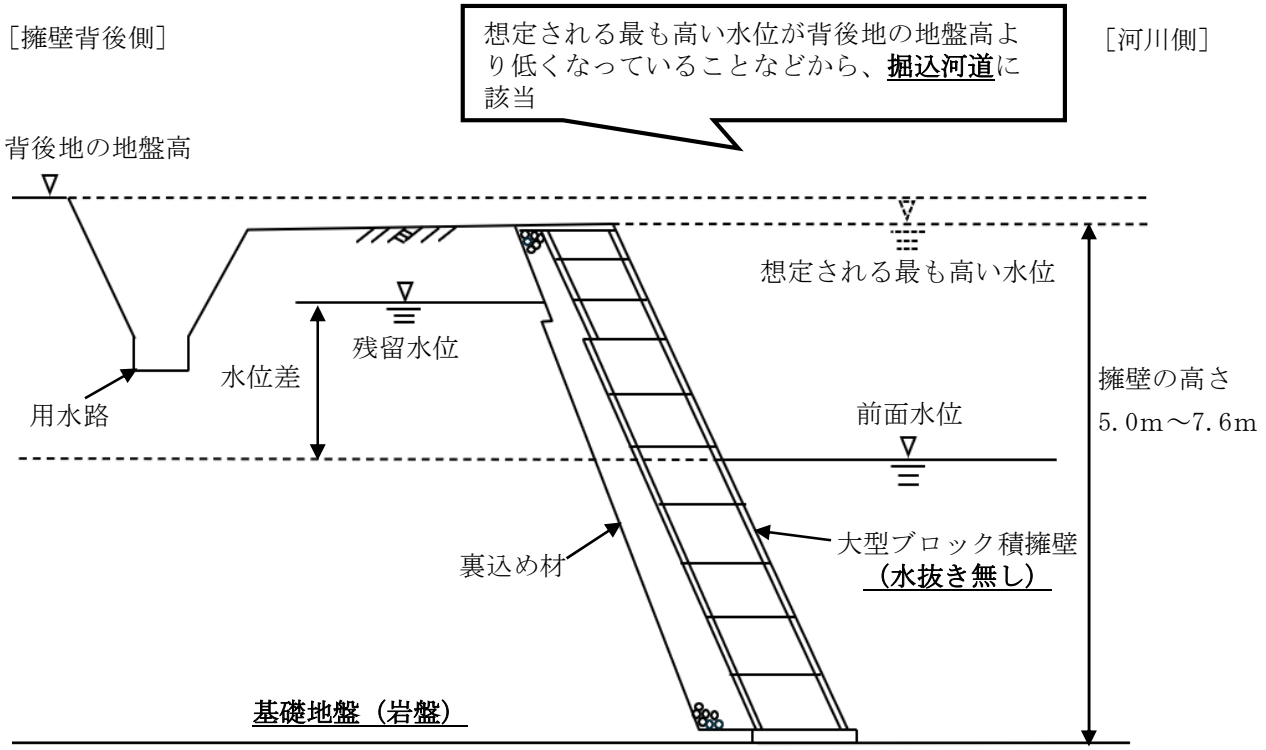
② 転倒に対する安定については、本件擁壁全体に作用する残留水圧等による水平荷重及び本件擁壁の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、本件擁壁底面（幅1.59m）中央の位置から河川側に2.05mの位置となり、転倒に対して計算上安全とされる範囲（本件擁壁底面中央の位置から擁壁背後側）を大幅に逸脱していた。

したがって、本件擁壁（工事費相当額28,532,865円、国庫補助対象事業費27,550,132円）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る国庫補助金相当額18,375,938円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

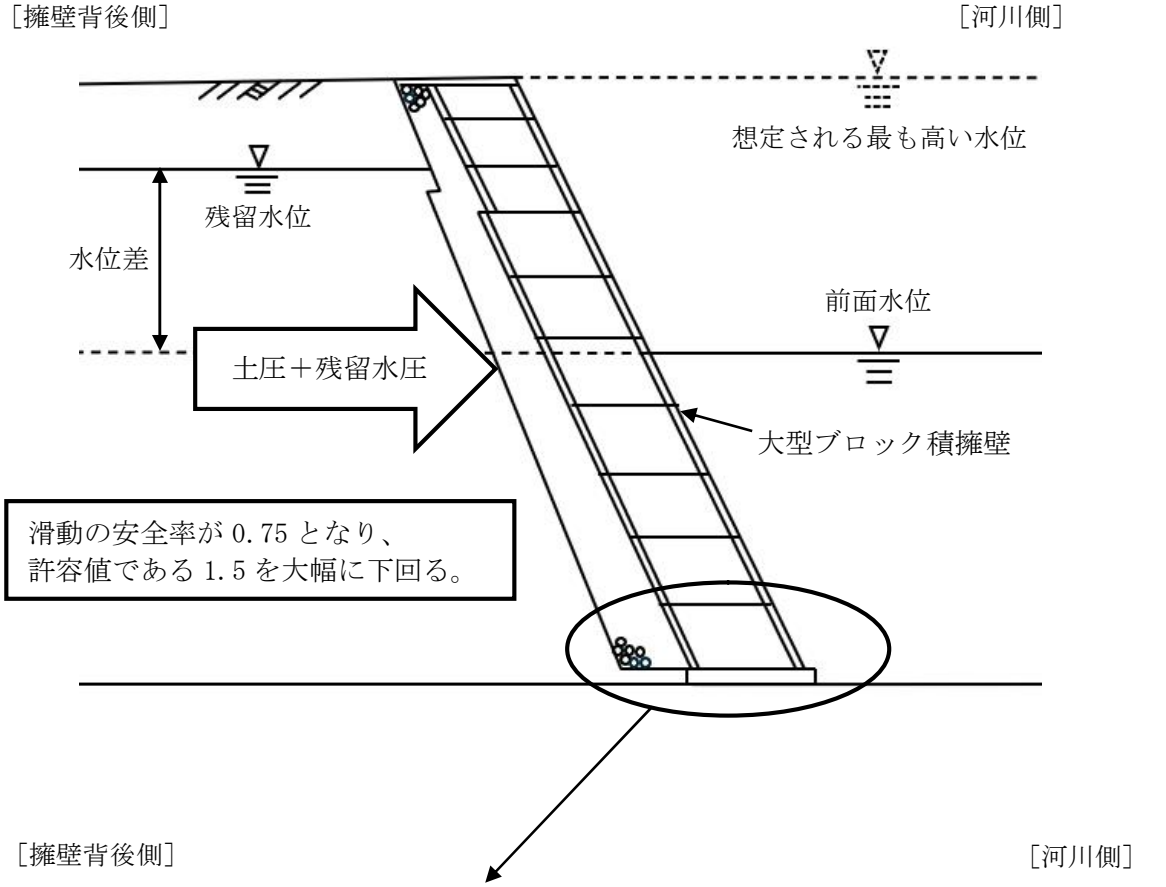
（参考図1）

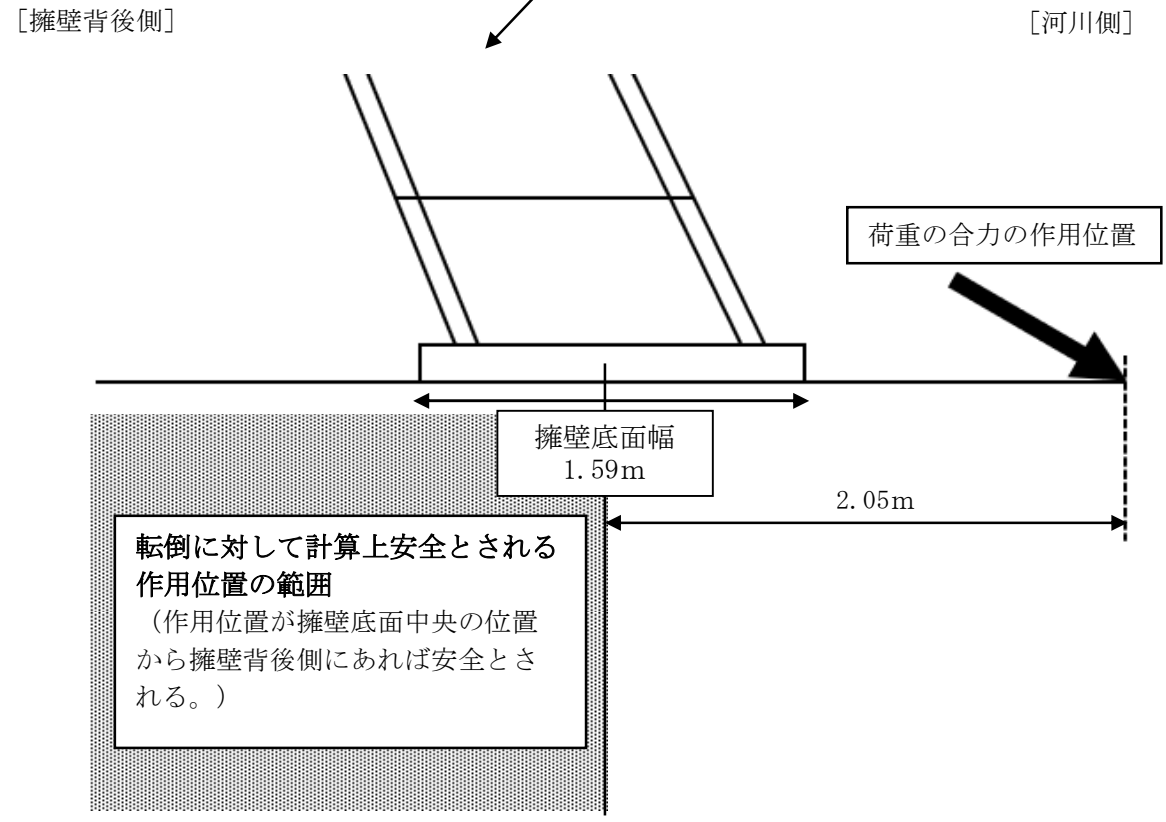
本件擁壁の概念図



（参考図2）

本件擁壁の安定計算結果





国土交通省

添架水管橋における通水管の支持構造等の設計が不適切

１件　不当金額　３，２７８，０３９円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
栃木県	宇都宮市	防災・安全交付金（河川）	5、6	30,624 (28,020)	9,340	10,747 (9,834)	3,278

宇都宮市は、宇都宮市今泉新町地内において、一級河川奈坪川の河川改修に伴い支障となる既存の通水管を移設するために、道路橋（橋長12.3m）にステンレス製の通水管（内径200㎜）を添架する形式の水管橋（以下「添架水管橋」という。）を築造する工事を実施している。

同市は、本件添架水管橋の設計を「水管橋設計基準」（日本水道鋼管協会編。以下「設計基準」という。）等に基づいて行うこととしている。

設計基準等によれば、添架水管橋の通水管は、道路橋の主桁で支持する構造とし、支持梁(注)の上側で支持することを原則とするとされている。通水管と支持梁との接点である支承部の形式には、通水管を支持梁に固定金具で固定した固定支点と固定していない可動支点があり、このうち固定支点は、地震時に生ずる通水管の移動等を制限して通水管を道路橋の挙動に追随させるために設置することとされており、その位置は、道路橋の固定支承の近傍とされている。また、添架水管橋には、地震時に生ずる通水管の移動量等を吸収するために伸縮可とう管を設置することとされており、その位置は、固定支点の両側とすることとし、また、道路橋の固定支承又は可動支承付近が望ましいとされている（参考図1参照）。

（注）　支持梁　　道路橋等の主桁に支持金具を用いて固定される構造部材

同市は、本件添架水管橋の設計に当たり、通水管の両端部を防護コンクリートで覆って土中に埋め込んだ上で、支承部の形式は全て可動支点とし、伸縮可とう管を通水管の途中に1か所設置すれば、地震時に生ずる通水管の移動等に対応することができるとして設計し、これにより施工していた（参考図2参照）。

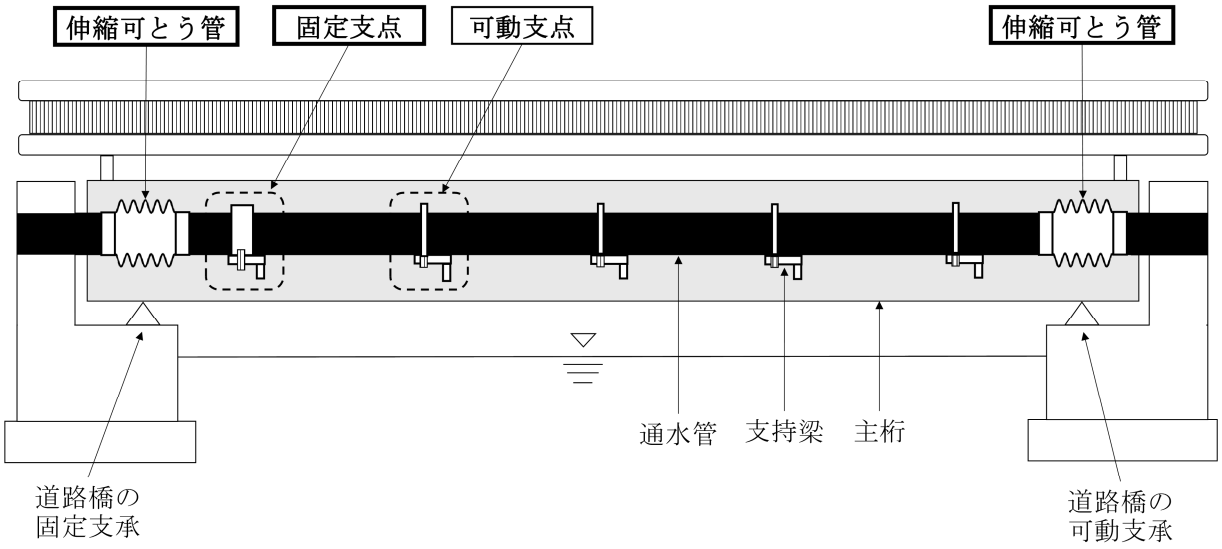
しかし、設計基準等によれば、通水管に固定支点及びその両側に1か所ずつの伸縮可とう管を設置することとされているのに、同市の設計においては、これらが設計基準等のとおりに設置されていないため、地震時に通水管が道路橋の挙動に追随せずに伸縮可とう管の吸収能力を超える移動をするなどして、伸縮可とう管等が損傷するおそれがあるものとなっていた。

したがって、本件添架水管橋（工事費相当額10,747,971円、交付対象事業費9,834,120円）は、設計が適切でなかったため、地震時に漏水が発生して通水管の機能が維持できないおそれがある状態となっており、これに係る交付金相当額3,278,039円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、設計基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

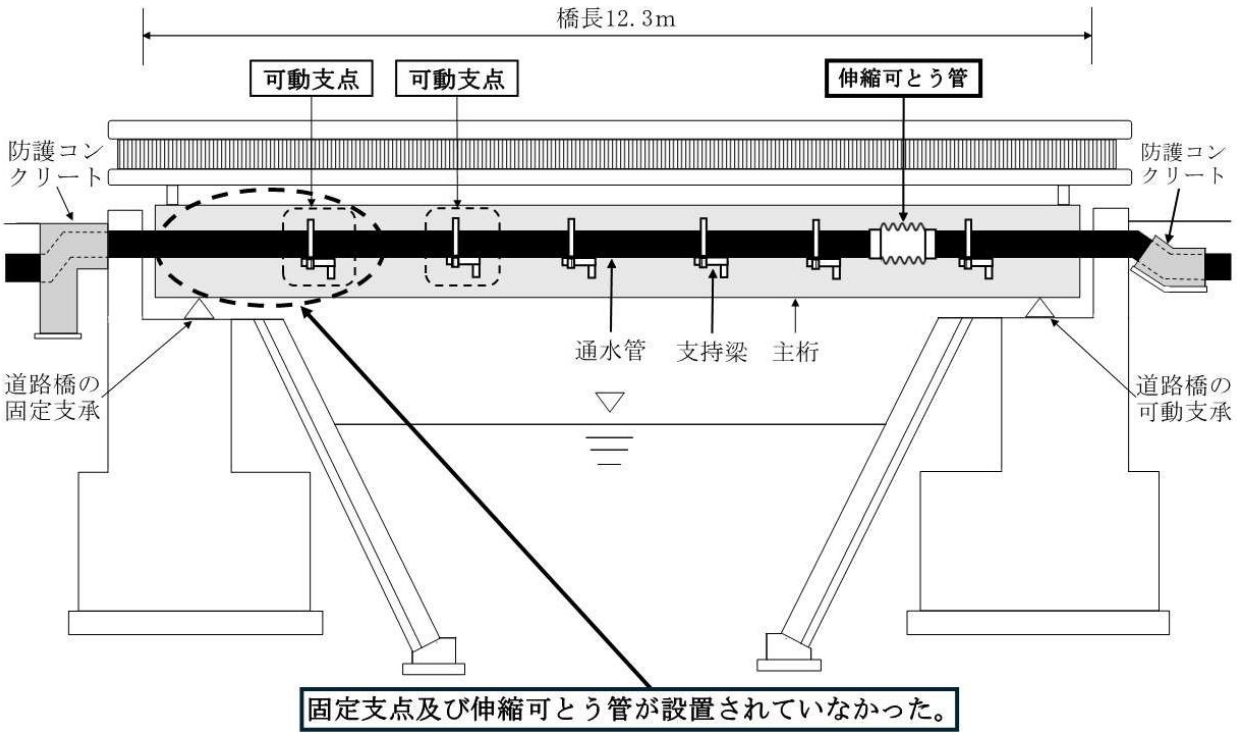
（参考図 1）

設計基準等に基づく添架水管橋の概念図



（参考図 2）

本件添架水管橋の概念図



国土交通省

道路照明灯の設計が不適切

１件　不当金額　２，２４９，８８９円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費［国庫補助対象事業費］	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費［国庫補助対象事業費］	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
秋田県	北秋田市	道路メンテナンス	5、6	68,355 (67,700)	42,075	3,655 (3,620)	2,249

北秋田市は、北秋田市鷹巣字西屋敷地内において、撤去される元町跨線橋の迂回路となる市道を新設するために、道路土工、舗装工、道路照明灯設置工等を実施している。このうち、道路照明灯設置工は、延長248.7ｍの区間に、車道用照明灯2基（支柱高さ8.0ｍ、基礎幅0.5ｍ）及び歩道用照明灯7基（支柱高さ5.0ｍ、基礎幅0.5ｍ）の計9基の道路照明灯を設置するものである。

同市は、道路照明灯の基礎に係る設計を「照明用ポール強度計算基準JIL1003」（一般社団法人日本照明工業会編。以下「基準」という。）等に基づき行うこととしている。基準等によれば、道路照明灯の基礎は、設計風速を原則60m/sとして算定した風荷重等から求められる基礎の前面地盤に水平地盤反力度(注1)が地盤受働土圧強度(注2)を上回らないよう基礎幅及び根入れ長を設計することとされている。

基準等には、基礎に作用する曲げモーメント(注3)と水平力から基礎幅及び根入れ長を求めるための早見表（以下「早見表」という。）が示されており、早見表により求められない基礎に対しては、基礎幅及び根入れ長を決定する際に安全性を確認するための計算方法（以下「計算法」という。）が示されている。そして、早見表及び計算法は、いずれも、基礎が平たんな場所に設置される場合に適用することとなっていて、基礎が法肩、斜面等に設置される場合は、平たんな場所と比べて基礎の前面の土量が少ないことによる受働土圧強度の減少を考慮する必要があるため、適用することとなっていない。

（注1）　水平地盤反力度　　構造物を介して地盤に水平力を加えたときに地盤から構造物に作用する単位面積当たりの抵抗力
（注2）　受働土圧強度　　構造物を介して地盤に水平力を加えたときに地盤が構造物を押し返すように発生する単位面積当たりの土圧の強度
（注3）　曲げモーメント　　外力が部材に作用し、これを曲げようとする力の大きさ

同市は、車道用照明灯については計算法に基づく安定計算の結果から基礎幅を0.5ｍ、基礎の根入れ長を1.5ｍとすれば、また、歩道用照明灯については早見表から基礎幅を0.5ｍ、基礎の根入れ長を0.9ｍとすれば、それぞれ安全であるとして設計し、これにより施工していた。

しかし、道路照明灯9基のうち、車道用照明灯1基及び歩道用照明灯4基の計5基の基礎については、いずれも、早見表及び計算法を適用することとなっていない法肩（法面の勾配は1:1.5（約33度））に設置されていた（参考図1参照）。

そこで、斜面上に基礎を設ける場合の設計に当たって広く使用されている「杭基礎設計便覧」（社団法人日本道路協会編）等に示された計算方法等に基づいて、上記道路照明灯5基の基礎の安定計算を行った。その結果、転倒に対する安定については、基礎に作用する自重及び側圧による抵抗モーメント(注4)を風荷重等による転倒モーメント(注5)で除して求められる安全率が、車道用照明灯1基については1.24、歩道用照明灯4基については1.38となっていて、いずれも許容値である2.0を大幅に下回っており、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図2参照）。

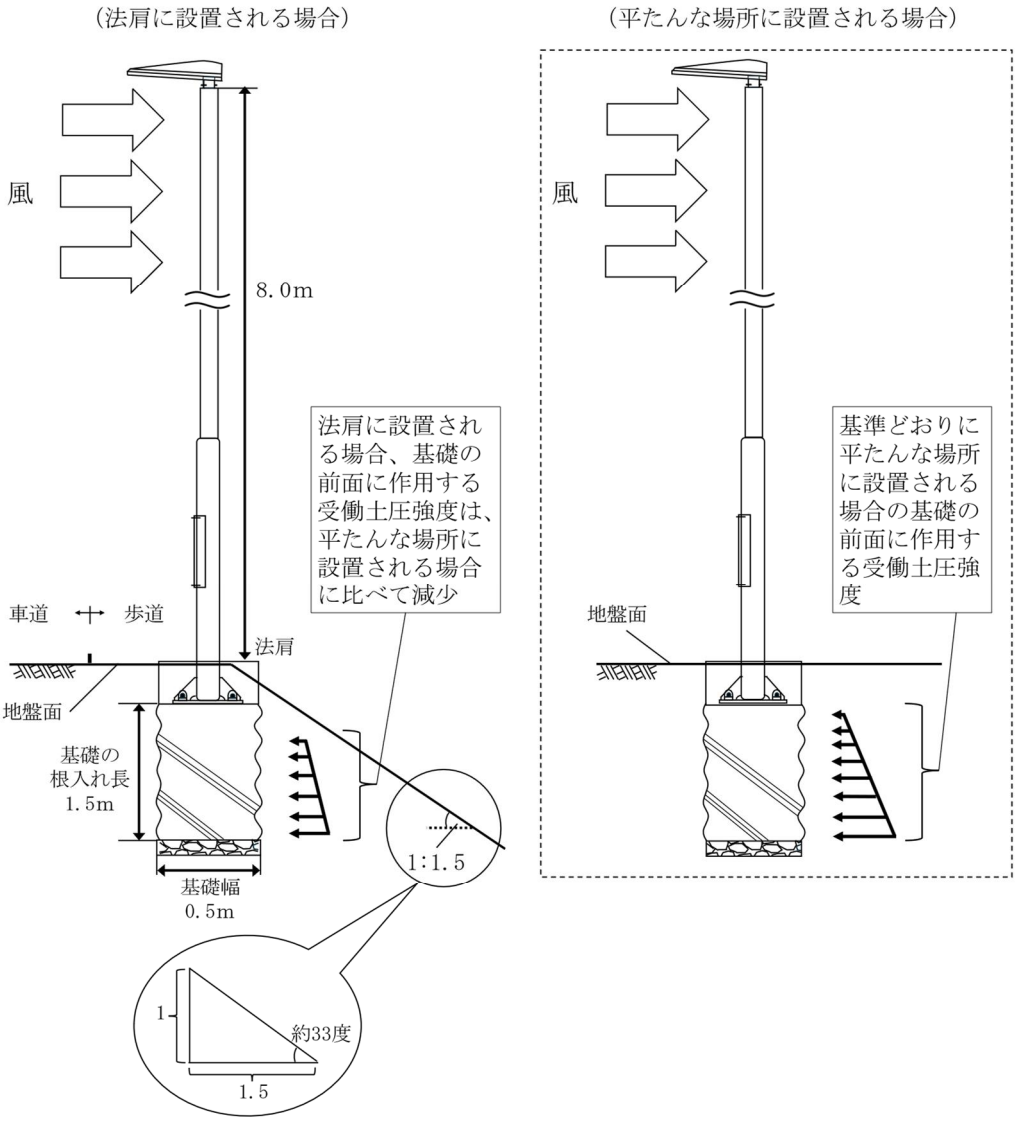
（注4）　抵抗モーメント　　転倒に対して抵抗しようとする力の大きさ
（注5）　転倒モーメント　　転倒させようとする力の大きさ

したがって、本件工事のうち道路照明灯5基（工事費相当額3,655,126円、国庫補助対象事業費3,620,096円）は、設計が適切でなかったため、転倒するおそれがある状態になっており、これに係る国庫補助金相当額2,249,889円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、基準等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

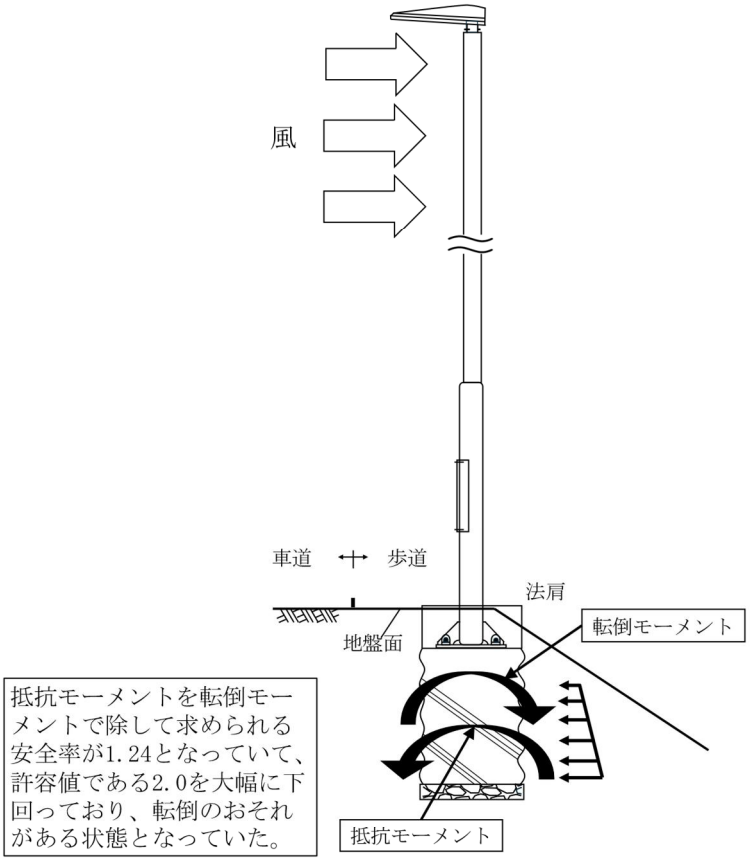
（参考図 1）

道路照明灯（車道用）の概念図



（参考図2）

法肩に設置されている道路照明灯（車道用）における転倒に対する安定の概念図



国土交通省

都市計画道路用地等の財産処分に係る手続が不適正

２件　不当金額　９６１，６８４，２７４円

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定等によれば、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して譲渡し、貸し付けるなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとされている。国土交通大臣は、補助事業等により取得した財産を譲渡し、貸し付けるなどの財産処分の承認に関する事務を地方整備局長等に委任している。「都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成20年国都総第2449号国土交通省都市・地域整備局長通知）によれば、地方整備局長等は、財産処分の承認に当たり、無償で譲渡する場合には、用地にあっては当該用地の取得に係る国庫補助金等交付額について、また、有償で貸し付ける場合には、貸付けにより生ずる収益額のうち国庫補助金等相当額（貸付けにより生ずる収納額から維持管理費相当額がある場合にはこれを除いた上で、財産取得時の補助率を乗ずるなどして算出される額。以下同じ。）について、それぞれ国庫納付を行うことなどの条件を付すことなどとされている。

本院が会計実地検査を行ったところ、宮城県及び神戸市において、補助事業で取得した都市計画道路用地等（事業費計2,061,290,839円、国庫補助対象事業費計同額）について、地方整備局長の承認を受けずに、補助金適正化法第22条に規定される補助金等の交付の目的に反した譲渡又は貸付けに当たる財産処分を行っていた。また、無償で譲渡した土地の取得に係る国庫補助金交付額又は有償貸付けにより生じていた収益額のうち国庫補助金等相当額について、国庫納付の条件が付される場合に該当するのに、国庫納付を行っていなかった。

したがって、これらの事業費に係る国庫補助金等交付額計937,764,670円及び有償貸付けにより生じていた収益額のうち国庫補助金等相当額23,919,604円、合計961,684,274円は財産処分に係る手続が適正でなく不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県及び同市において、補助事業で取得した都市計画道路用地等の財産処分に当たり法令等に基づき適正な手続をとるべきことの認識が欠けていたことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等交付額
				千円	千円	千円	千円
宮城県	宮城県	連続立体交差	16	2,015 (2,015)	1,007	2,015 (2,015)	1,007

宮城県は、多賀城駅付近において、仙石線と都市計画道路等を連続立体交差化するために、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）が所有する土地（以下「社有地」という。）が必要になることから、社有地と交換する土地の一部として、土地28.19㎡（以下「本件用地」という。）を平成16年度に事業費2,015,585円（国庫補助対象事業費同額、国庫補助金交付額1,007,792円）で取得していた。

しかし、その後、社有地と交換する土地との価額の差額が大きく、同県の条例により本件用地を社有地と交換できないことが判明したこと、本件用地については鉄道用地以外の用途がないことなどから、同県は、令和5年6月に会社に本件用地を無償で譲渡しており、東北地方整備局長の承認を受けずに補助金適正化法第22条に規定される補助金等の交付の目的に反した譲渡に当たる財産処分を行っ

ていた。

また、本件用地の取得に係る国庫補助金交付額1,007,792円について、国庫納付の条件が付される場合に該当するのに、国庫納付を行っていなかった。

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
			使用を許可していた年度	使用許可による使用料（国庫納付対象額）	左のうち国庫補助金等相当額	不当と認める使用料（国庫納付対象額）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
兵庫県	神戸市	街路、都市公園等	平成2～令和2	3,499,724 (3,252,847)	1,476,521	2,059,275 (2,059,275)	936,756
			平成28～令和6	55,248 (53,158)	23,919	53,158 (53,158)	23,919
		計					960,676

神戸市は、平成2年度から令和2年度までの間に、都市計画道路の築造等を行うために、土地計9,010.98㎡を事業費計3,499,724,816円で取得しており、このうち補助事業により取得した土地（以下「道路等用地」という。）は計8,672.66㎡（国庫補助対象事業費計3,252,847,109円、国庫補助金等交付額計1,476,521,526円）となっている。

しかし、同市は、道路等用地のうち計5,525.26㎡（国庫補助対象事業費相当額計2,059,275,254円、国庫補助金等相当額計936,756,878円）について、平成28年度から令和6年度までの間に、駐車場等として民間事業者等16者に対して有償又は無償で使用を許可して貸し付けており、近畿地方整備局長の承認を受けずに補助金適正化法第22条に規定される補助金等の交付の目的に反した貸付けに当たる財産処分を行っていた。

また、上記の有償貸付けにより元年度から6年度までの間に収納していた使用料55,248,468円から維持管理費相当額2,267,231円を除くなどした53,158,900円のうち国庫補助金等相当額23,919,604円は、国庫納付の条件が付される場合に該当するのに、同市は、国庫納付を行っていなかった。

計				3,501,740 (3,254,862)	1,477,529	2,061,290 (2,061,290)	937,764
				55,248 (53,158)	23,919	53,158 (53,158)	23,919
計							961,684

国土交通省

ふとんかご工の設計及び施工が不適切

１件　不当金額　４６，４４０，０１３円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
山形県	新庄市	河川等災害復旧	6、7	172,968 (160,565)	107,096	69,625 (69,625)	46,440

新庄市は、市道金堀沢線等6路線において、令和6年7月の大雨により崩落した道路法面を復旧するために、災害復旧工事7工事（以下「7工事」という。）で道路土工、ふとんかご(注)工、排水構造物工等を実施している。

（注）　ふとんかご　　金網製のかご状の構造物

このうち、ふとんかご工は、砕石等を詰めたふとんかごを連結して積み重ねるなどして設置するものであり、同市は、崩落した法面の土砂等を撤去した後、法面の法尻を保護するために、延長計538.3mにわたってふとんかご（長さ2.0m、幅1.0m、高さ0.5m）を連結して2段から7段積み重ねて設置していた。

同市は、ふとんかご工の設計に当たり、「道路土工　切土工・斜面安定工指針」（公益社団法人日本道路協会編。以下「安定工指針」という。）に基づき行うこととしている。安定工指針によれば、法面の法尻を保護するためにふとんかご工を採用することができるのは、ふとんかごの背面となる法面が安定勾配を確保できる場合とされ、安定勾配が確保できない場合には、擁壁等の構造物が必要とされている。また、安定工指針には、地山の土質等に応じた安定勾配の範囲が示されている。

同市は、安定工指針によれば、ふとんかごは、多量の湧水や表流水による法面の浸食等を防止する機能を有しているとされていることから、7工事において、法面の法尻を保護するため、ふとんかご工を採用していた。

7工事で設置されているふとんかごの背面となる法面の勾配等について確認したところ、各現場における土質等の場合、安定工指針で示されている安定勾配は1:1.0（45度）又は1:1.2（約39度）よりも緩やかな勾配とされているのに、7工事の全延長538.3mにおいて実際の勾配はそれよりも急な1:0.5（約63度）などとなっていて、安定勾配が確保されていなかった。

前記のとおり、安定工指針によれば、安定勾配が確保できない場合には擁壁等の構造物が必要とされており、7工事におけるふとんかごについては、土砂の崩壊を防ぐ擁壁として機能する必要がある。そして、「道路土工　擁壁工指針」（社団法人日本道路協会編。以下「擁壁工指針」という。）によれば、基礎地盤に直接置かれる擁壁については、将来予想される地盤の洗掘や既設構造物の維持補修等に伴う掘削等の影響を考慮する必要があることから、原地盤面等から擁壁底面までの深さ（以下「根入れ深さ」という。）を原則として0.5m以上確保することとされている。

しかし、同市は、ふとんかごを原地盤に直接置く設計としていて、ふとんかごが擁壁として機能するのに必要な根入れ深さが確保されていなかった。

このため、ふとんかごは、降雨時における背後地からの排水等による前面の地盤の洗掘等が生ずることで、背面の土圧に耐えられず転倒するおそれがある状態となっていた（参考図参照）。

また、同市は、特記仕様書において、請負人に対して、工事の施工に当たり使用する工事材料について使用材料承諾願を市の監督職員に提出させることとしている。そして、7工事のうち1工事について、請負人は、同市に対して、ふとんかごに係る使用材料承諾願を提出して、粒径が40㎜から80㎜までの砕石を中詰材とするふとんかご（かごの網目40㎜×100～120㎜）を使用する承

諾を受け、このふとんかごを延長計58.0mにわたって設置する工事を施工することとしていた。

しかし、現地の状況を確認したところ、中詰材として使用されている砕石の96%以上は、承諾されたふとんかごの網目より小さい粒径40㎜未満のものとなっていた。

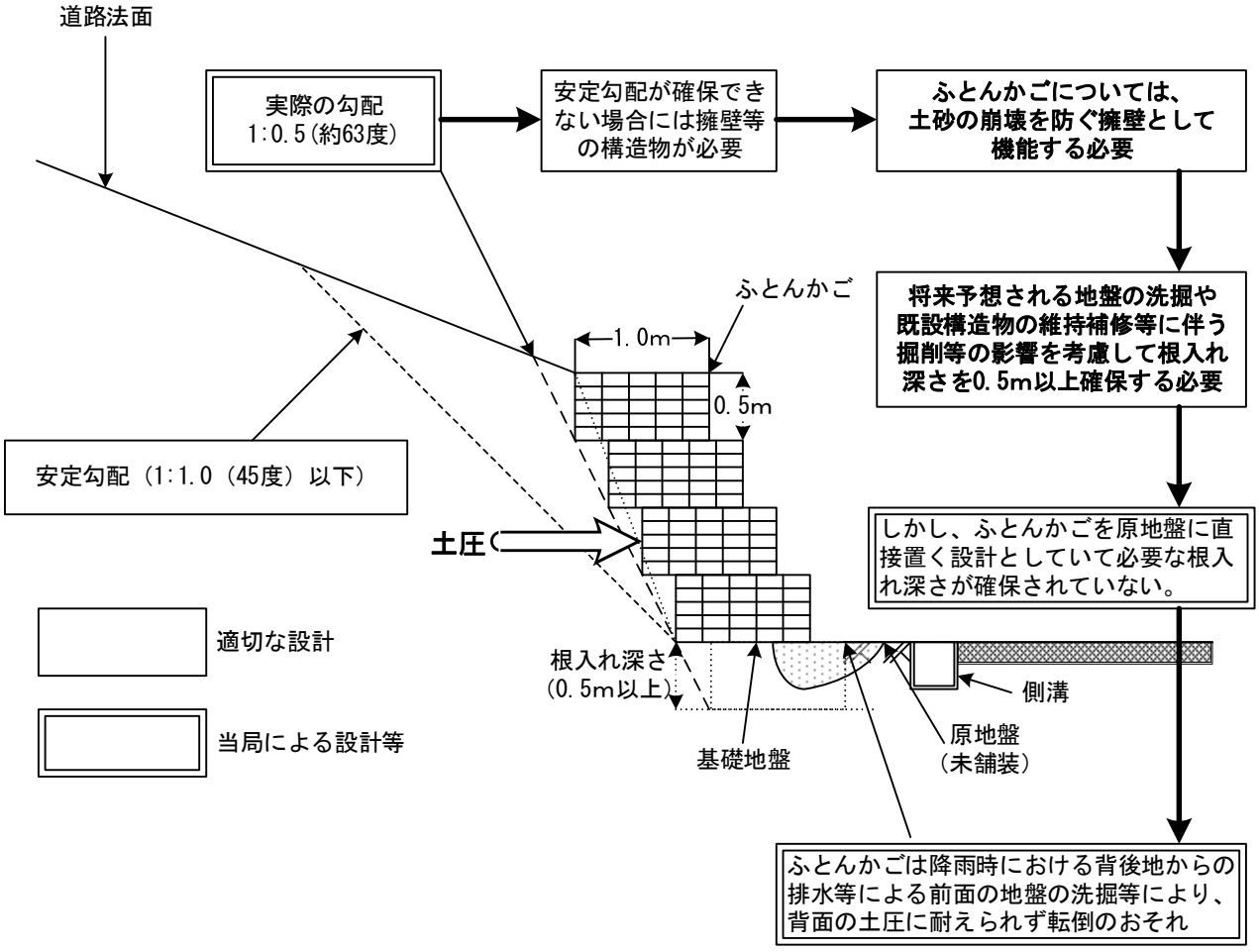
このため、当該工事に係るふとんかご延長計58.0mは、雨水等がその内部を流下する際に中詰材が流出することにより重量が低下し、背面の土圧に耐えられず滑動するなどのおそれがある状態となっていた。

したがって、7工事のふとんかご工（工事費相当額計69,625,212円、補助対象事業費相当額同額）は、設計が適切でなかったため、ふとんかごが転倒するおそれのある状態となっており、また、このうち1工事のふとんかご工については、施工が適切でなかったため、ふとんかごが滑動するなどのおそれがある状態となっていて、いずれも工事の目的を達しておらず、これらに係る国庫補助金相当額46,440,013円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、本件ふとんかご工を設計するに当たり、安定工指針に対する理解が十分でなかったこと、請負人が使用を承諾されたふとんかごには適合しない中詰材を使用して施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図）

本件ふとんかご工の設計等の概念図（安定勾配が1:1.0以下であるのに実際の勾配は1:0.5の現場の例）



国土交通省

樋門補修工事に係る水替工の設計及び施工が不適切

１件　不当金額　３，４４８，７４６円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
九州地方整備局	佐賀県	海岸（メンテナンス）	4、5	30,236 (30,236)	15,000	6,951 (6,951)	3,448

佐賀県は、伊万里市瀬戸町の伊万里地区海岸において、老朽化した樋門(注1)（幅 1.3m、高さ 1.3m、延長 14.3m）を補修するために、補修工、仮設工等を実施している。

（注 1）　樋門　　河川、海岸等の堤防の中をトンネルのように通り抜ける形で設けられるゲートの付いた水路。海岸堤防に設けられるものは、平常時は雨水等を海へ排出し、高潮時等はゲートを閉鎖することで海水の逆流を防止する機能を有する。

仮設工のうち水替工は、本件工事のうち補修工の実施期間中、樋門の通水機能を停止する必要があることから、通常は当該樋門を通じて伊万里湾へ流下している雨水等を隣接する樋門を通じて同湾へ排水するために、水中ポンプ及び発動発電機を設置するものである。

同県は、補修工の実施期間中、樋門に雨水等が入り込むことによる工事の手戻り、及び樋門陸側の農地等にたん水被害が生ずることがないよう、施工時期に係る雨量等のデータを用いるなどして、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会編。以下「技術基準」という。）等に基づき必要な排水量を算出し、排水能力がこれを上回るためには口径 200㎜ の水中ポンプ 5 台（以下「設計ポンプ」という。）が必要であるとしていた。そして、設計ポンプについて、設置することを設計図面に示して指定仮設(注2)としていた。

（注 2）　指定仮設とは、工事を実施する際、確実に機能を確保することが必要な場合に、発注者が施工方法等を具体的に指定する仮設である。これに対して、指定仮設としない場合は任意仮設となり、仮設、施工方法等の一切の手段の選択を受注者の責任で行うこととなる。

同県は、指定仮設の場合は、仮設構造物の図面を設計図書とすること、特記仕様書において仮設の規模、使用材料、規格及び数量を指定することなどとしている。また、「土木工事等共通仕様書」（佐賀県県土整備部）等によれば、受注者は、施工前及び施工途中において、図面、仕様書等の設計図書の照査を行い、これらが一致しない事実を発見したときは、監督員に確認を求めなければならないこととされている。

しかし、同県は、設計図面に設計ポンプを設置することを示していた一方で、特記仕様書において設計ポンプを指定していなかった。このため、設計図面と特記仕様書が一致していない状態となっていたが、請負人は、これらが一致していない事実を発見できなかったため監督員に確認を求めることなく、補修工の実施期間を通じて、設計ポンプよりも排水能力の劣る水中ポンプを設置するなどしており(注3)、必要な排水量に対して排水能力が大幅に不足する状況となっていた。

（注 3）　請負人が設置していた水中ポンプの規格及び台数は、補修工の実施期間中に変動しており、台数が最少の期間では、口径 200㎜、150㎜ 及び 50㎜ のもの各 1 台となっており、最多の期間では、口径 200㎜ のもの 2 台、50㎜ のもの 2 台及び 150㎜ のもの 1 台となっていた。

また、同県は、本件工事の工期を延長しており、水替工の施工時期は当初想定していた時期より雨量の多い時期に変更されていた。

しかし、同県は、変更後の施工時期における必要な排水量を見直していなかった。そこで、変更後の施工時期に係る雨量等のデータを用いるなどして技術基準等に基づき必要な排水量を算出すると、設計ポンプが設置されていたとしても排水能力は大幅に不足することとなっていた。

したがって、本件工事における水替工等（工事費 6,951,937 円）は、設計及び施工が適切でなかったため、補修工の実施期間中、必要な排水量に対して排水能力が大幅に不足していて、樋門に雨水等が入り込むことによる工事の手戻り、及び樋門陸側の農地等にたん水被害が生ずるおそれがある状

態となっていたものであり、これに係る国庫補助金相当額3,448,746円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、特記仕様書に指定仮設とした設計ポンプを記載する必要があること及び施工時期の変更に伴い設計ポンプの規格等を見直すことについての理解が十分でなかったこと、請負人が設計図面において指定仮設となっていた設計ポンプを設置していなかったのに、これに対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

国土交通省

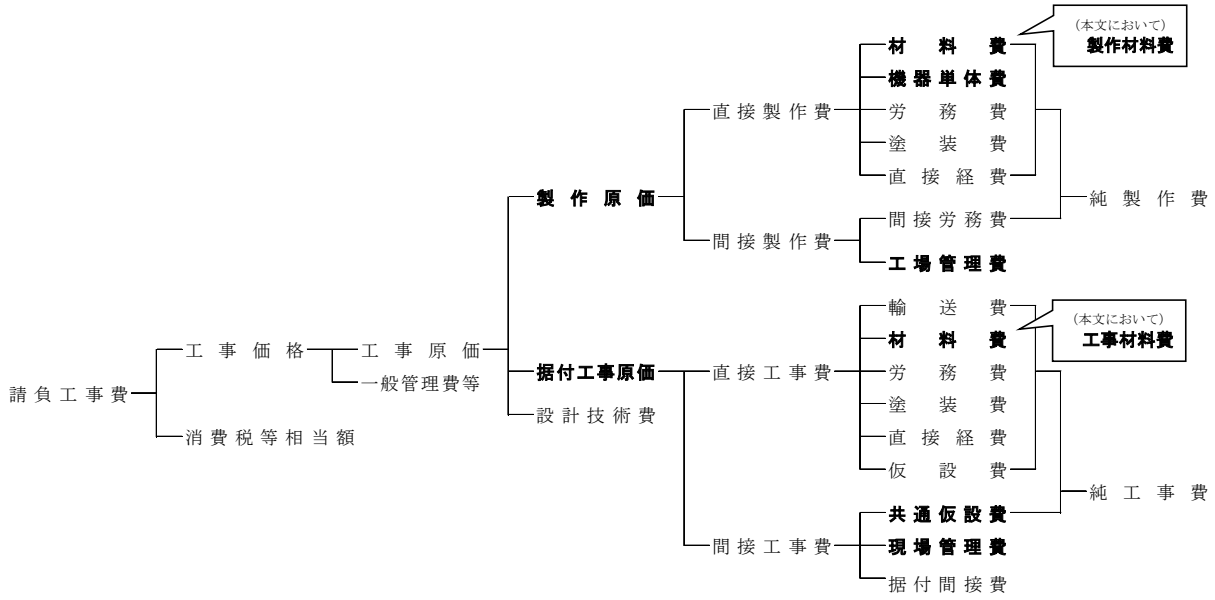
機械設備工事における工場管理費等の積算が過大

２件　不当金額　７，４１４，９１３円

地方公共団体等は、補助事業により、防災・安全対策のために水門設備、ダム管理設備等を整備する工事（以下「機械設備工事」という。）を実施しており、国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書（機械編）」又はこれを参考にして地方公共団体等が自ら制定した基準（以下、これらを合わせて「積算基準」という。）等によりその予定価格を積算している。

積算基準によれば、機械設備工事に係る請負工事費は、次のとおり算定することとされている（図参照）。

図　機械設備工事に係る請負工事費の積算体系図



① 請負工事費は、工事原価及び一般管理費等を合算した工事価格に消費税等相当額を加えて算定する。工事原価は、製作原価、据付工事原価及び設計技術費を合算して算定する。

② 製作原価は、直接製作費と間接製作費を合算して算定する。直接製作費は、材料費（以下、製作原価に含まれる材料費を「製作材料費」という。）、機器単体費、労務費等を、間接製作費は、間接労務費及び工場管理費をそれぞれ合算して算定する。

製作材料費は、製作に当たって直接及び補助的に使用される材料の費用であり、機器単体費は、製品の製作に当たってそのまま組み込むことができる機器又は単体の製品で設備の構成要素となるものの費用である。間接労務費は、労務費に間接労務費率を乗じて算定し、工場管理費は、直接製作費と間接労務費の合計である純製作費から製作材料費及び機器単体費を除いた額を工場管理費対象額としてこれに工場管理費率を乗じて算定する。

③ 据付工事原価は、直接工事費と間接工事費を合算して算定する。直接工事費は、材料費（以下、据付工事原価に含まれる材料費を「工事材料費」という。）等を、間接工事費は、共通仮設費、現場管理費及び据付間接費をそれぞれ合算して算定する。

工事材料費は、工事を施工するに当たって直接及び補助的に使用される材料の費用である。共通仮設費は、直接工事費に共通仮設費率を乗ずるなどして算定し、現場管理費は、直接工事費と共通仮設費の合計である純工事費に現場管理費率を乗じて算定する。

本院が会計実地検査を行ったところ、1事業主体は、純製作費から製作材料費及び機器単体費を除いた額を工場管理費対象額とすべきところ、純製作費から製作材料費及び機器単体費を除かずに工場管理費対象額を算定したことにより、工場管理費を過大に算定していた。また、1事業主体は、機器単体費に計上すべき費用を工事材料費に計上したことにより、共通仮設費及び現場管理費を過

大に算定していた。

したがって、これらの機械設備工事に係る契約額は、適正な工事費と比べて割高となっていて、これらに係る交付金等相当額計7,414,913円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において、積算基準に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費〔国庫補助対象事業費〕	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費〔国庫補助対象事業費〕	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
北海道開発局	奥尻郡奥尻町	防災・安全交付金（高潮対策）	4、5	62,920 (62,920)	34,606	7,800 (7,800)	4,290

奥尻町は、陸閘(注)等を工場で製作し、奥尻港海岸に据え付ける工事を、契約額計62,920,000円（交付対象事業費同額、交付金交付額計34,606,000円）で実施している（参考図1参照）。

同町は、予定価格の積算に当たり、陸閘等の純製作費を令和4年度は10,874,350円、5年度は15,411,610円と算定した上で、工場管理費対象額を4年度は純製作費から製作材料費の一部を除いた10,697,250円、5年度は純製作費の全額15,411,610円として、これらに工場管理費率25%を乗ずるなどして工場管理費を4年度は2,670,000円、5年度は3,850,000円と算定していた。

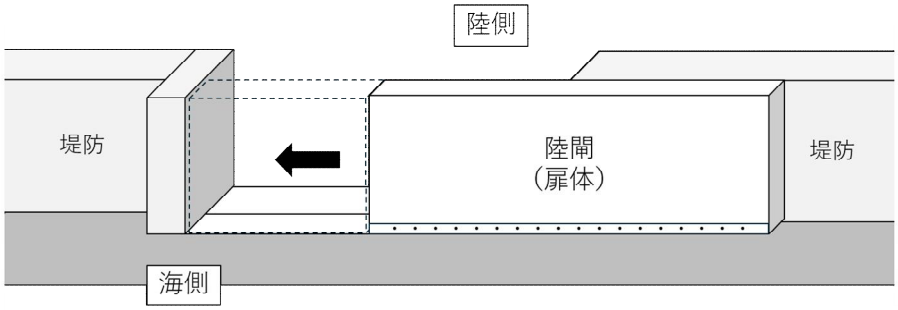
しかし、積算基準によれば、工場管理費対象額は、純製作費から製作材料費及び機器単体費の全額を除いた額とするとされているのに、同町は、工場管理費の算定に当たり、上記のとおり製作材料費の一部を除いていたものの、製作材料費に該当するアルミ板材等の費用及び機器単体費に該当する車輪装置等の費用（4年度計7,613,739円、5年度計10,969,642円）について、純製作費から除いていなかった。

したがって、純製作費から製作材料費及び機器単体費の全額を除くなどした額を工場管理費対象額として適正な工場管理費を算定すると、4年度は770,000円、5年度は1,110,000円となり、機械設備工事の工事費は、4年度22,979,000円、5年度32,010,000円、計54,989,000円となることから、本件契約額62,920,000円は、これと比べて計約780万円（これらに係る交付金相当額計4,290,000円）割高となっていた。

（注）　陸閘　　港湾、海浜等を利用するために、堤防等に車両及び人の通行が可能となるように設けた門扉で、台風、地震発生時等の異常時には閉鎖することにより、津波等から背後地を防護する機能を有する施設

（参考図1）

陸閘の概念図



部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
富山県	富山県	防災・安全社会資本整備交付金(河川)等	3～5	106,200 (43,126)	17,250	21,200 (7,812)	3,124

富山県は、管理する三つのダムにおいて、河川上流から流れてくる流木等を、浮きを付けた網で止めることによってダムの放流ゲート等を守る設備である網場及びダムの貯水池内を船で巡視するなどの際に網場部分を通行するための設備である通船ゲート（以下、これらを合わせて「流木止設備」という。）の更新工事を契約額計106,200,600円（交付等対象事業費計43,126,359円、交付金等交付額計17,250,543円）で実施している（参考図2参照）。

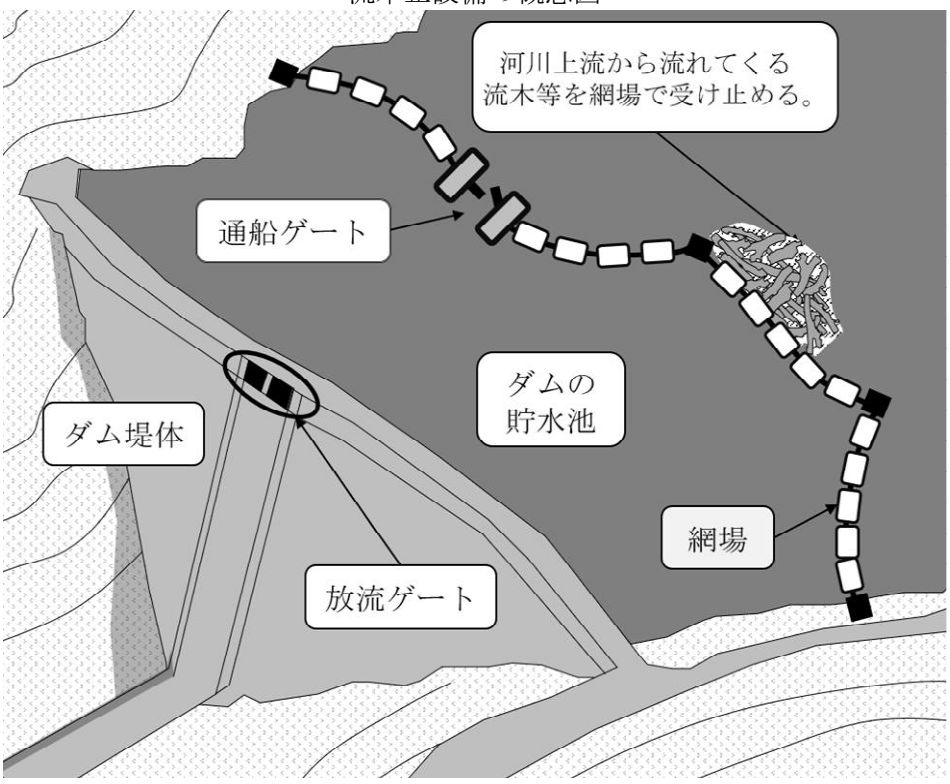
同県は、予定価格の積算に当たり、流木止設備は工場で製作した後に現地で組立て作業を実施するものであるとして、流木止設備に係る費用について、工事材料費に計上して、共通仮設費及び現場管理費の対象額としていた。

しかし、積算基準によれば、流木止設備に係る費用は、工事材料費ではなく、機器単体費に計上することとされていることから、同県は流木止設備に係る費用の計上先を誤っていた。流木止設備に係る費用を機器単体費に計上すると工場管理費等の対象額とはならないのに対して、工事材料費に計上すると、共通仮設費及び現場管理費の対象額となるため、それらに係る費用が過大となる。

したがって、流木止設備に係る費用を機器単体費に計上するなどして適正な機械設備工事の工事費を算定すると、計84,835,524円となることから、本件契約額106,200,600円はこれと比べて計約2120万円（これらに係る交付金等相当額計3,124,913円）割高となっていた。

（参考図2）

流木止設備の概念図



計	169,120 (106,046)	51,856	29,000 (15,612)	7,414	

国土交通省

発動発電機の計画が不適切

１件　不当金額　４１，７４７，０９６円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費［国庫補助対象事業費］	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費［国庫補助対象事業費］	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
新潟県	新潟県	防災・安全交付金（河川）	4、5	89,854 (89,119)	44,559	84,182 (83,494)	41,747

新潟県は、柏崎市春日地内のよしやぶ川排水機場において、定期点検で故障等が見つかった発動発電機2基を更新するなどの工事を実施している。

排水機場に設置する発動発電機については、その使用の目的に応じて機能するよう適切に計画し、設計基準を適用して適切に設計を行う必要がある。

同県は、更新前の発動発電機が救急内水対策事業(注)を実施する設備として整備されていたことから、更新する本件発動発電機の設計を、救急内水対策事業を実施する際に適用する「救急排水ポンプ設備技術指針・解説」（平成6年社団法人河川ポンプ施設技術協会。以下「救排指針解説」という。）等に基づき行っていた。

（注）　救急内水対策事業　　地域内の排水機場の間で、内水の状況に応じて可搬式の比較的小規模なポンプ、発動発電機等を運搬し及び設置して、融通し合うことにより、機動的かつ効率的な内水排除を行い、内水の被害を軽減して地域の振興に資する事業

しかし、よしやぶ川排水機場は、平成8年度に救急内水対策事業を実施する排水機場として整備されていたものの、他の排水機場の設備が常設化され、同排水機場から発動発電機等を他の排水機場へ運搬していく必要がなくなったこと、また、同排水機場にもポンプ等が常設のものとして移設されたことなどから、21年度以降はポンプ、発動発電機等を常設した排水機場として運用されており、救急内水対策事業を実施する排水機場ではなくなっていた。

このため、本件発動発電機については、その更新に当たり、排水機場の間で運搬及び設置を行うことを前提とするのではなく、排水機場に常設するものとして計画し、設計を行う必要があったと認められた。

そこで、排水機場に常設する発動発電機の設置に係る設計基準について確認したところ、同県では、「揚排水ポンプ設備技術基準・同解説」（令和2年1月一般社団法人河川ポンプ施設技術協会。以下「基準解説」という。）を適用することとしていた。

基準解説によれば、発動発電機の設置方法については、耐震性を確保するため、機器に作用する地震力に対して十分な強度をもつ架台に、基礎ボルトにより支持・固定することとされている。

しかし、同県が本件発動発電機を設計するに当たり適用した救排指針解説等によれば、発動発電機は可搬式の設備として運搬及び設置を行うこととされていて、その設置に係る設計に当たり、発動発電機とコンクリートの架台とをボルト等で固定することとはされていないことから、同県は、本件発動発電機を設置場所であるコンクリートの架台とボルト等で固定せず、その上にそのまま載せる設計を行い、これにより請負人に施工させていた。

したがって、本件工事で設置された発動発電機（工事費相当額84,182,608円、交付対象事業費83,494,192円）は、救排指針解説等に基づいて設計されていたため、架台と固定されておらず地震時に滑動して損傷するなどのおそれがあり、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額41,747,096円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、排水機場の運用方法の変更に伴う発動発電機の設置方法について、排水機場に常設するものとして計画する必要があることに対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

国土交通省

自動始動盤の設置に係る施工が不適切

１件　不当金額　５，６８６，１３０円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費〔国庫補助対象事業費〕	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費〔国庫補助対象事業費〕	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
新潟県	村上市	水道施設災害復旧	4～6	104,174 (95,865)	63,910	8,529 (8,529)	5,686

村上市は、村上市川部地内において、令和4年8月の豪雨により被災した浄水場の機能回復を図るために、自動始動発電機盤（以下「自動始動盤」という。）等の設置等を施工業者（以下「請負人」という。）に請け負わせて実施している。

同市は、本件自動始動盤等について、地震が発生するなどして停電となった際に作動し、浄水場を適切に稼働させる機能を復旧することとしている。また、自動始動盤の設計については、特記仕様書で自動始動盤の仕様を請負人に示し、これに基づくなどして請負人が作成した施工図を確認して、承諾することとしている。そして、請負人は、本件自動始動盤の設計に当たり、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。）等に基づいて施工図等を作成している。

耐震設計指針等によれば、自動始動盤等の設備機器は、地震動で転倒等が生じないよう据え付けることなどとされており、あと施工接着系アンカーボルト(注1)（以下「アンカーボルト」という。）を用いてコンクリートの基礎の辺部に緊結する場合、アンカーボルト中心とコンクリートの基礎の端部との距離（以下「縁端距離」という。）は、アンカーボルトの径の4倍以上、かつ、50㎜にコンクリートのせん孔径の半分を加えた長さ以上（以下、これら二つの条件を満たす距離の最小値を「必要な縁端距離」という。）を確保する必要があるとされている。

（注1）　あと施工接着系アンカーボルト　　アンカーボルトのうち、既存のコンクリート等にドリル等で所定の穴を開け、その中に接着剤を用いてボルトを定着させる方式のもの

請負人は、同市から特記仕様書で示された自動始動盤の仕様に基づくなどして、アンカーボルト（径16㎜、コンクリートのせん孔径18㎜のもの4本）を用いて、自動始動盤の架台を、コンクリートの基礎にあるケーブルピットをまたぐようにして緊結することとした施工図を作成して同市に提出していた。施工図における縁端距離は短いところで65㎜となっており、耐震設計指針に基づいて算出される必要な縁端距離64㎜以上の距離となっていた。そして、同市は、当該施工図を確認した上で承諾し、これに基づいて施工されたとして、完成検査において合格としていた（自動始動盤の設置の概念図については参考図1参照）。

しかし、本件工事の工事写真等及び現地の状況を確認したところ、請負人は、施工図どおりに施工すると自動始動盤の扉が建屋の柱部に干渉することから、扉と建屋の柱部との干渉を低減させて扉がより開くようにするために、自動始動盤の位置を変更して設置することとしていた。そして、これに伴い架台の位置及び架台をコンクリートの基礎に緊結するアンカーボルト4本の打設位置を変更して施工したことにより、扉側のアンカーボルト2本の縁端距離は約45㎜となっており、必要な縁端距離に比べて約19㎜不足していた（参考図2参照）。

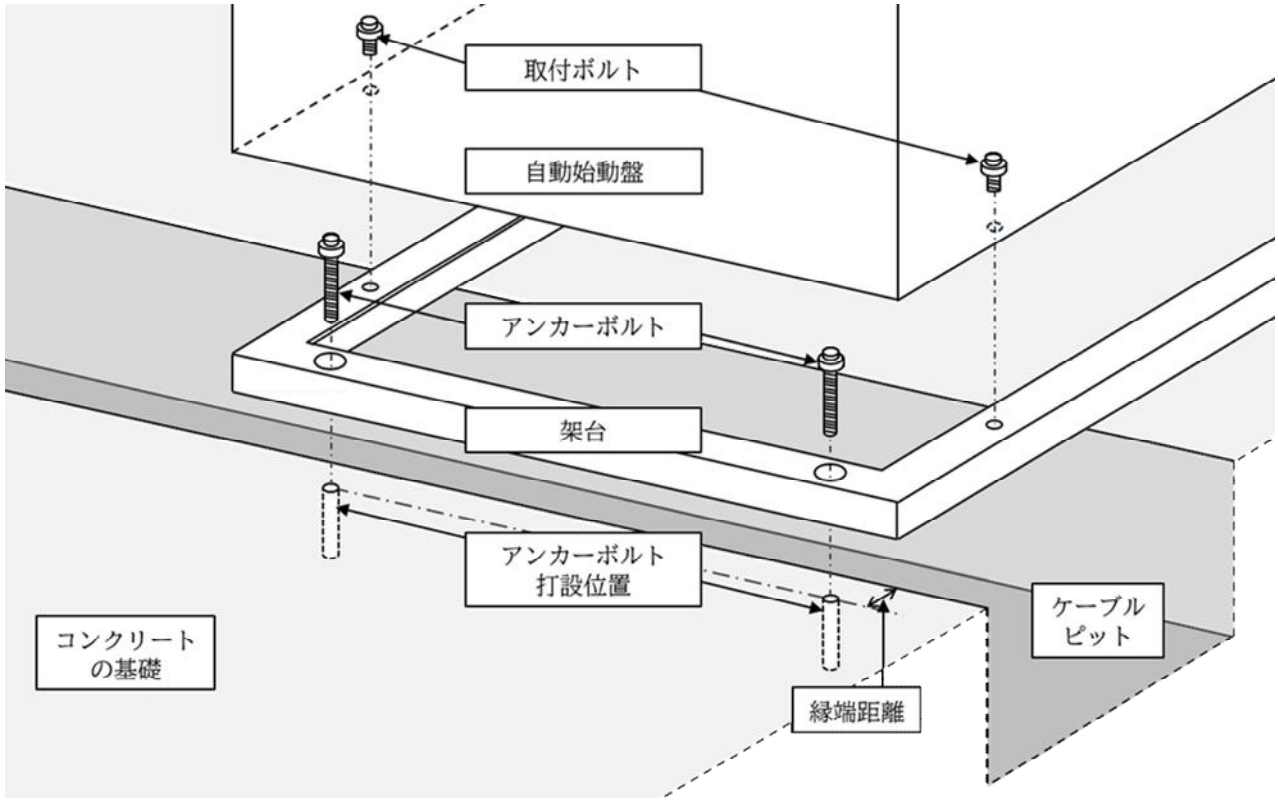
したがって、本件工事で設置した自動始動盤（工事費相当額8,529,195円、国庫補助対象事業費同額）は、施工が適切でなかったため、アンカーボルトとコンクリートの基礎との付着強度(注2)が低下するなどすることにより、地震時にアンカーボルトの引抜きが生じ転倒するなどして損傷し、所定の機能が維持できないおそれがある状態となっており、これに係る国庫補助金相当額5,686,130円が不当と認められる。

（注2）　付着強度　　地震力の作用によるアンカーボルトを引き抜こうとする力に対して、コンクリート等との付着によってアンカーボルトが引き抜かれないよう抵抗する強さ

このような事態が生じていたのは、請負人がアンカーボルトの打設位置を変更していたことにもよるが、同市において、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

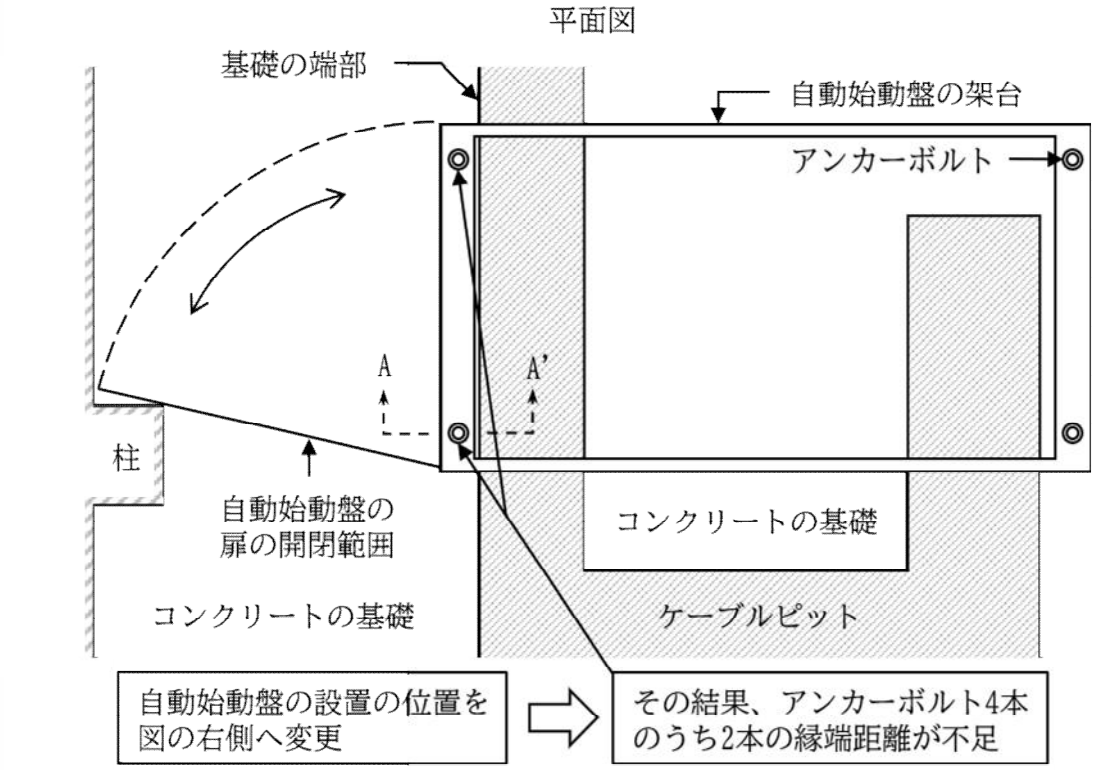
（参考図1）

自動始動盤の設置の概念図

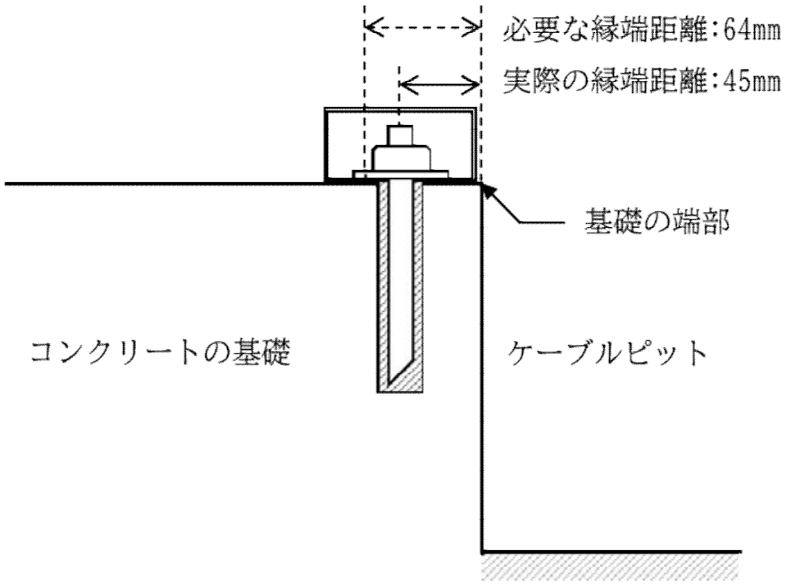


（参考図2）

自動始動盤の設置状況



アンカーボルト打設位置の断面図（A-A'断面図）



環境省

近衞池の改修工事の実施に当たり、浸透対策の検討が十分でなかったため計画水深を保つことができない状態となっていて、工事の目的が不達成

１件　不当金額　６９，２２３，７８４円

1　工事の概要等

環境省は、国民公園である皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を管理しており、このうち京都御苑については、京都御苑管理事務所（以下「事務所」という。）が、環境省組織規則（平成13年環境省令第1号）に基づき、維持及び管理に関する事務の一部を処理している。

事務所は、近衞邸跡庭園(注)内において、水が枯渇している近衞池（以下「池」という。）を水が張った状態に修復することを目的として、令和3年度に、「令和3年度京都御苑近衞邸跡庭園整備工事」を工事費112,079,000円で株式会社植藤造園に請け負わせて実施している。

（注）　近衞邸跡庭園　　京都御苑内の江戸時代初期頃に作庭された可能性が高いとされる近衞家の庭園

本件工事は、修景施設整備工、循環設備整備工等を実施するものであり、このうち、修景施設整備工は、池から水が浸透しないようにするために、池の底に防水シートを敷設し、その上に粘土材で10cmの覆土を行うとともに、石積護岸の石と石との継ぎ目に粘土材を充填するなどするものである（参考図1参照）。また、循環設備整備工は、雨水等を池に供給するための管路設備、池の水を循環させるためのポンプ設備等を設置するものである。

事務所が3年3月に作成した京都御苑施設整備基本計画においては、枯渇した池では庭園の景観等を理解することが困難である点が課題として挙げられており、池の修復を行う方針が示されている。また、事務所が実施した学識経験者へのヒアリングにおいて、池の水深は30cmから40cmまででであったと思われること、池の底や石積護岸から水が浸透することが懸念されることなどの見解が示されている。これらのことから、事務所は、本件工事を実施することにより、池の水深を約30cmに保つこととしており（以下、この水深を「計画水深」という。）、また、本件工事に先立って、池の浸透対策を検討するために、浸透水量を把握する水張り試験（以下「浸透量調査」という。）を調査会社に委託して実施している。

浸透量調査の業務計画書等によれば、浸透量調査は、72時間連続で給水し、池の底及び石積護岸からの浸透水量の正確なデータを測定するなどとされている。

2　検査の結果

本院は、有効性等の観点から、池の浸透対策は十分な検討が行われた上で実施されているか、設定された計画水深が保たれているかなどに着眼して、本件工事を対象として、事務所において、設計図書、工事写真、浸透量調査の報告書等の書類を確認するとともに、浸透対策の検討の内容及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

浸透量調査の報告書等を確認したところ、調査会社は、給水開始から約19時間後に一部の石積護岸の基部までしか水が達していない段階でそれ以上には水位が上昇しない状況となっていることなどを事務所に報告していた（参考図2参照）。報告を受けた事務所は、調査会社に対して、当初の予定どおり72時間は給水を実施させたが、水位は上昇せず、池全体に水を行き渡らせることができない状況は変わらなかったことから、給水を終了するよう指示していた。その後、給水の終了から6時間が経過した時点において、池の水は全て浸透して無くなっていた。このように、浸透量調査においては、業務計画書等で実施することとされていた石積護岸からの浸透状況を確認することができていなかった。

しかし、事務所は、浸透量調査の結果により水の浸透は池の底から生じていると判断し、追加の調査を実施するなど石積護岸における浸透対策を十分に検討しないまま、池の底に防水シートを敷設するなどの本件工事を設計し、これに基づき施工していた。そして、降雨等により池の水位は上昇せず計画水深を保つことができない状態となっていたのに、その後も、事務所は浸透対

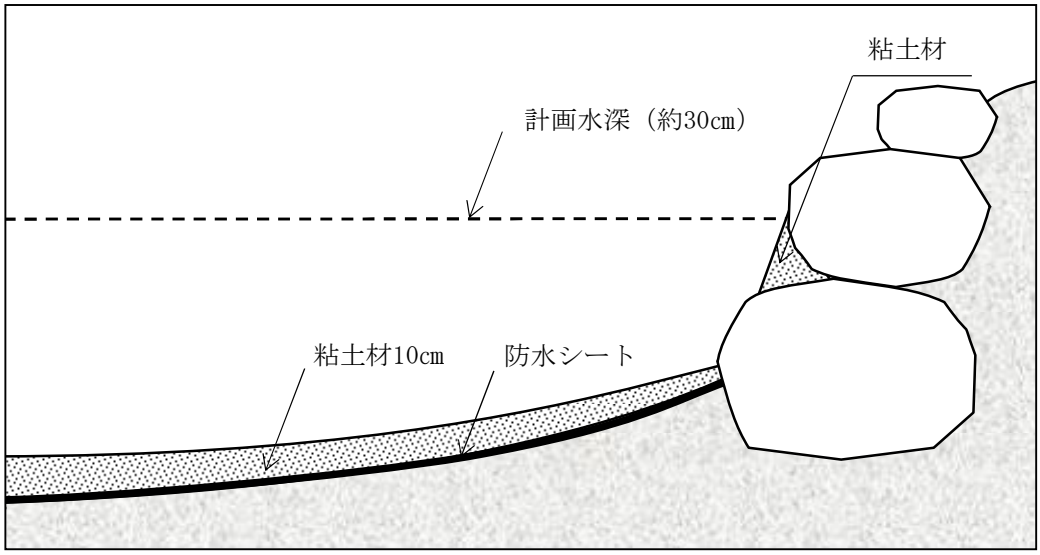
策を十分に検討しておらず、池の水は7年1月の会計実地検査時点においても枯渇したままであり、本件工事で設置したポンプ設備等は稼働していない状況となっていた。

そこで、本院の検査を踏まえて、事務所が土のうで池を複数の区画に区切るなどして浸透状況を調べたところ、石積護岸の隙間等から水が浸透していることが判明した。

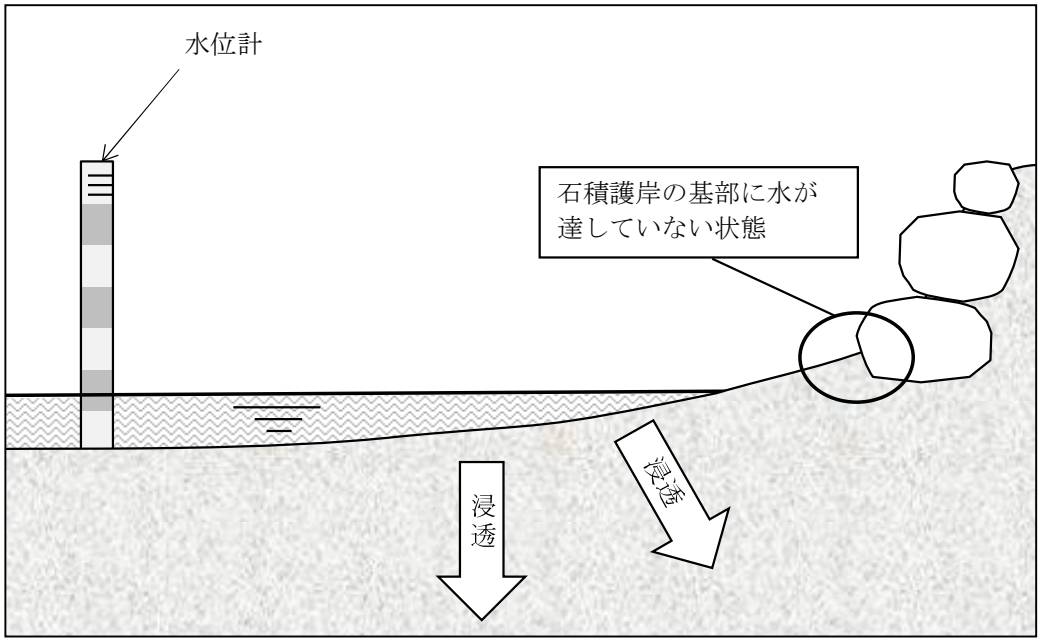
したがって、本件工事は、石積護岸における浸透対策の検討が十分でなかったため計画水深を保つことができない状態となっており、庭園の景観等を理解することができるように池を水が張った状態に修復するという目的を達していないため、修景施設整備工に係る防水シートの敷設、粘土材の覆土及び充填、循環設備整備工に係る管路設備、ポンプ設備等の設置等は工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額69,223,784円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、本件工事の設計、施工に当たり、計画水深を保つことができるよう浸透対策を十分に検討することの重要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)　本件工事の概念図



(参考図2)　浸透量調査の概念図



環境省

原子力施設等防災対策等委託費の支払額が過大

１件　不当金額　１０，０８１，２６５円

1　委託事業等の概要

原子力規制委員会（以下「委員会」という。）は、令和 2 年度から 6 年度までの各年度に、原子力施設等防災対策等委託費（福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口及び原子力規制に関するコールセンターの設置）事業（以下「委託事業」という。）を株式会社日立システムズ（以下「会社」という。）に委託して実施し、委託事業の実施に要した経費（以下「委託事業経費」という。）計 225,414,325 円を委託費として会社に支払っている。

委託事業は、東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所における事故の影響を受けた被災住民からの相談を受ける電話窓口及び原子力規制に関する国民からの意見や質問に答えるコールセンターを委員会の庁舎内にそれぞれ設置し（6 年度の電話対応に係る要員等は計 5 名、受付日時は平日午前 9 時から午後 5 時半まで（土日祝日及び年末年始を除く。））、適切な形で分かりやすい情報提供等を行うものである。

委託事業に係る契約書によれば、会社は、委託事業を完了したときは、実績報告書等を委員会に提出しなければならず、委員会は、実績報告書の内容の審査及び現地調査を行い委託費の額を確定することなどとされている。委託事業経費は、人件費、事業費、再委託費及び一般管理費に区分され（以下、これらの各区分を「経費項目」という。）、経費項目ごとに、契約書に添付する支出計画書の金額（委託費の上限額）と実績報告書に添付する総括表等の支出実績額のいずれか少ない方の額をそれぞれ選定し、これらの合計額を委託費の額とすることとされている。

委員会は、委託事業事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定しており、委託事業の実施に当たっては、これを会社に対して周知している。マニュアルによると、一般管理費については、人件費及び事業費を対象経費として、これらに所定の一般管理費率を乗ずるなどして算出し、外注費は事業費として一般管理費の対象経費となる一方で、再委託費は一般管理費の対象経費とはならないこととなっている。また、再委託費とは、受託者が事業の一部を委任又は準委任契約(注)に基づいて他者に行わせるために必要な経費であるとされている。

（注）　準委任契約　当事者の一方が法律行為でない事務処理を相手方に委託し、相手方がこれを承諾する契約

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託事業経費のうち一般管理費の対象経費が適正に計上されているかなどに着眼して、2 年度から 6 年度までの各年度に実施された委託事業を対象として、委員会において、契約書、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、委託事業を実施するに当たり、2 年度から 6 年度までの各年度に、委託事業のうちコールセンターの運営等における電話対応に係る業務を再委託先に委託しており、実績報告書では、委託事業経費のうち、再委託先への委託に必要な経費計 113,171,823 円は外注費であるとして一般管理費の対象経費としていた。

しかし、会社が再委託先との間で締結した契約について、会社と再委託先が合意した項目等が明示されているサービス仕様書により確認したところ、再委託先は所定の電話対応に係る要員を確保し所定の時間帯に電話対応を行うこと、会社は再委託先におけるコールセンター等の稼働を前提として経費を支払うこととされており、当該契約は会社が委託事業の一部を再委託先に行わせる準委任契約であると認められた。また、会社と再委託先との基本契約書において、個別契約については会社が再委託先に取引内容を記載した注文書により申し込み、再委託先がこれを承諾した場合に成立するとされ、注文書では、両者の契約形態は準委任契約であるとされていた。さらに、再委託先が毎月、電話対応に係る業務を完了した後に会社に提出する納入明細書において

も、両者の契約形態は準委任契約であると記載されており、委員会は、実績報告書等の審査に当たり、納入明細書の提出を受けていた。

このため、会社が再委託先に委託した業務に係る経費は、経費項目のうち再委託費に該当することから、一般管理費の対象経費とはならないものであった。

したがって、会社が再委託先に委託した業務に係る経費を一般管理費の対象経費から除外するなどして委託事業経費を算定すると、適正な委託費は計 215,333,060 円となり、委託費支払額との差額 10,081,265 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において委託事業経費の経費項目についての理解が十分でなかったことにもよるが、委員会において会社と再委託先との契約形態の確認及び実績報告書の内容の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

環境省

梱包されたままの状態で倉庫に保管されていたノートパソコン等を保守業務の対象としていたため契約台数が過大

１件　不当金額　１０，９４０，５５６円

1　契約等の概要

(1) 統合原子力防災ネットワークシステムの更新の概要

原子力規制委員会（以下「委員会」という。）は、国の関係機関、原子力事業者及び地方公共団体が管理する緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）等の全79拠点を原子力緊急事態発生時にネットワークで接続して適時に情報共有を図る統合原子力防災ネットワークシステム（以下「システム」という。）の更新のために、令和4、5両年度に、ノートパソコン等1,706台及び複合機196台（以下、これらを合わせて「本件機器」という。）に関する、調達、保管・搬入等及び保守等に係る3件の契約を締結している（表参照）。

表　本件機器に関する契約の概要

契約件名	当初契約年月日	契約期間	契約内容	契約相手方
令和 4 年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器の調達（調達に係る契約）	令和 5 年 3 月 9 日	5 年 3 月 9 日～ 6 年 3 月 31 日	本件機器の調達	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
令和 5～9 年度統合原子力防災ネットワークシステムの設備更新及び運用保守（保管・搬入等に係る契約）	5 年 12 月 22 日	5 年 12 月 22 日～ 10 年 3 月 31 日	・ノートパソコン等の保管・搬入等 ・システムの設備更新	東芝ＩＴサービス株式会社ほか 1 社
令和 5 年度第 4 次統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器調整業務（保守等契約）	6 年 3 月 6 日	6 年 3 月 6 日～ 7 年 3 月 31 日	ノートパソコン等の保守等	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

(2) ノートパソコン等の調達及び保管・搬入等の概要

委員会は、5 年 3 月に本件機器の調達に係る契約を伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（以下「ＣＴＣ」という。）と締結して、6 年 3 月末を納入期限として、本件機器を調達している。また、委員会は、5 年 12 月に本件機器の保管・搬入等に係る契約を東芝ＩＴサービス株式会社（以下「システム会社」という。）等と締結している。保管・搬入等に係る契約の仕様書等によれば、本件機器のうちノートパソコン等については、システム会社が首都圏に確保した倉庫に一定期間保管した後、委員会が指定する場所へ搬入した上で、動作試験等を行うこととされている。

委員会は、6 年 2 月に、保管・搬入等に係る契約に基づき、システム会社との間で保管・搬入等に係る作業スケジュール等（以下「作業スケジュール」という。）を策定している。作業スケジュールは、各拠点において順次システムに接続して使用開始できるように設定する作業（以下、この作業を「設定作業」という。）の進捗等を踏まえ、委員会及びシステム会社により更新されることになっている。当初の作業スケジュールによると、ノートパソコン等 1,706 台について、全 79 拠点を 7 グループに分けて、6 年度に 4 グループ（884 台）、7 年度に 3 グループ（822 台）を対象として、設定作業を行うこととなっていた。その後、委員会及びシステム会社は作業スケジュールを適宜更新しており、7 年度に設定作業を行うこととしていた 822 台のうち 441 台については、6 年度中に前倒しして設定作業を行うこととしていた。また、作業スケジュールによると、ノートパソコン等は、システム会社が首都圏に確保した倉庫に納入された後、設定作業を行うまでの間、システム会社の管理下で、最長 17 か月、最短 2 か月程度、梱包されたままの状態で倉庫に保管されることになる。

(3) ノートパソコン等の保守等の概要

委員会は、6 年 3 月に、機器故障等の不測の事態に備えるために必要な保守業務（以下「保守

業務」という。）等を実施させるため、契約期間を6年3月6日から同月29日までとする「令和5年度第4次統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器調整業務」に係る契約（以下「保守等契約」という。）を随意契約によりＣＴＣと契約金額173,089,400円で締結している。その後、委員会は、同年3月29日に契約期間を7年3月31日まで延長する変更契約を、同年3月31日に最終的な契約金額を172,266,600円（支払額同額。契約金額のうち保守業務に係る費用（以下「保守費用」という。）148,060,000円）とする変更契約をそれぞれ締結している。

保守業務の内容は、ＣＴＣから委員会に提出された参考見積書の保守条件によれば、ノートパソコン等について、機器メーカーのサポートサービスを利用して、電話受付により故障等の原因を診断した後に技術者が拠点に赴いて必要な修理を行うこと（以下「オンサイト保守」という。）などとされている。そして、保守費用については、ＣＴＣから提出された参考見積書の内訳によると、機器ごとの保守単価に所要の台数を乗ずるなどして148,060,000円（うちノートパソコン等に係る保守費用49,595,480円）とされている。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、保守等契約におけるノートパソコン等に係る保守業務の対象台数は適切なものとなっているかなどに着眼して、保守等契約を対象として、委員会及びＣＴＣにおいて、契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、委員会は、保守等契約において保守業務の対象とするノートパソコン等の台数を、調達したノートパソコン等の全台数に当たる1,706台としていた。この中には、梱包されたままの状態で倉庫に保管され、保守等契約終了後の7年度に設定作業を行う予定のノートパソコン等381台が含まれていた。

しかし、次のことから、上記の381台について、保守等契約において保守業務の対象に含めていたことは適切ではないと認められた。

①　保守等契約におけるノートパソコン等に係る保守業務は、機器メーカーのサポートサービスを利用したオンサイト保守であり、ノートパソコン等の使用開始後に生ずる故障等に対応するものであったこと

②　オンサイト保守のためのサポートサービスは、サービスを付与するかどうか及びいつから付与するかについて、個々のノートパソコン等ごとに、購入から1年以内に決定することができるものなどとなっており、6年3月に決定する必要はなかったこと

③　委員会は、作業スケジュールの策定及びその更新を通じて、ノートパソコン等1,706台の設定作業の時期を事前に把握していたことから、保守業務の対象とすべきノートパソコン等を特定することは容易であったこと

これらのことに加え、保守等契約については、作業スケジュールの更新に応じて、変更契約により保守業務の対象を変更することが可能であったことを踏まえると、保守等契約において保守業務の対象とするノートパソコン等の台数は、作業スケジュールの策定時に6年度内に設定作業を行う予定とした884台に、作業スケジュールの更新により6年度中に前倒しして設定作業を行うこととした441台を加えた計1,325台とすべきであったと認められた。現に、梱包されたままの状態で倉庫に保管されていたノートパソコン等については、保管期間中に、保守業務は一度も実施されていなかった。

したがって、保守等契約において保守業務の対象とされたノートパソコン等1,706台のうち381台は過大に契約の対象とされていて、これに係る支払額10,940,556円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、委員会において、保守等契約の締結に当たり、ノートパソコン等に係る保守業務の対象台数の検討が十分でなかったことなどによると認められる。

環境省

断熱改修工事が補助の対象外

２件　不当金額　１５，５６１，０００円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費［国庫補助対象事業費］	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費［国庫補助対象事業費］	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
環境本省	先進的窓リノベ2024事業共同事業体	株式会社東急コミュニティー	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省ＣＯ２加速化支援事業）	6	50,600 (33,364)	12,107	33,364 (33,364)	12,107
同	同	同	同	6	11,234 (7,654)	3,454	7,654 (7,654)	3,454
	計				61,834 (41,019)	15,561	41,019 (41,019)	15,561

株式会社東急コミュニティー（以下「会社」という。）は、集合住宅2棟において、それぞれの集合住宅の管理組合を共同事業者として、既存の窓の断熱改修工事を事業費計61,834,219円（補助対象事業費計41,019,266円、補助金交付額計15,561,000円、国庫補助金相当額計同額）で実施している。

環境省は、本件補助事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理及び審査、交付の決定、補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、令和6年度の事業（以下「先進的窓リノベ2024事業」という。）については、一般社団法人環境共創イニシアチブ及び大日本印刷株式会社により構成される先進的窓リノベ2024事業共同事業体（以下「ＪＶ」という。）が選定されている。会社は、先進的窓リノベ2024事業について、ＪＶに交付申請書を提出するなどして、ＪＶから補助金の交付を受けている。

「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省ＣＯ２加速化支援事業実施要領」（令和4年環地温発第2212024号）等によれば、補助金の交付額は、断熱改修工事の方法、住宅の階数等に応じた種別(注1)並びに改修に用いる窓ガラス・サッシ（以下「窓製品」という。）の断熱性能による区分(注2)（以下「断熱性能」という。）及び大きさによる区分(注3)に応じた補助単価に、施工箇所数を乗じた額とされている。また、カバー工法(注4)により断熱改修工事を実施する場合、戸建住宅及び地上3階建て以下の集合住宅では断熱性能がＡ以上の窓製品が、地上4階建て以上の集合住宅では断熱性能がＢ以上の窓製品がそれぞれ補助の対象とされている。

ＪＶが定め環境省が承認した「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省ＣＯ２加速化支援事業）交付規程」（以下「交付規程」という。）及び交付規程に基づき補助金の交付に関する必要な事項をＪＶが別に定めた「先進的窓リノベ2024事業交付申請等の要件について（交付申請の手引き）」によれば、事業主体は、改修工事の完了後に建物の不動産登記事項証明書等を交付申請書に添付して提出することとされており、ＪＶは、これらの書類を審査した上で交付決定を行うこととされている。そして、ＪＶは、実績報告書に基づき補助金の交付額を確定し、事業主体に対して補助金を交付することとされている。

（注1）　住宅の階数等に応じた種別　　戸建住宅、地上3階建て以下の集合住宅、地上4階建て以上の集合住宅の各種別

（注2）　改修に用いる窓製品の断熱性能による区分　　断熱性能が高い順に、ＳＳ、Ｓ、Ａ、Ｂに区分されている。

（注3）　大きさによる区分　　面積が大きい順に、大、中、小、極小に区分されている。
（注4）　カバー工法　　既存の窓ガラスを取り外し、既存の窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工法

会社は、集合住宅2棟のそれぞれについて、カバー工法により地上4階建ての集合住宅の既存の窓を断熱性能がＢの窓製品とする断熱改修工事を実施したとする交付申請書に、不動産登記事項証明書等を添付してＪＶに提出し、補助金15,561,000円の交付を受けていた。

しかし、会社が断熱改修工事を実施した集合住宅2棟は、いずれも地上4階建ての集合住宅ではなく、断熱性能がＢの窓製品での改修が補助の対象とされていない地上3階建ての集合住宅であった。

したがって、本件工事は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額15,561,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助金の交付を申請する際に住宅の階数等に応じた種別の確認が十分でなかったこと、ＪＶにおいて交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

会社は、集合住宅1棟において、カバー工法により既存の窓を断熱性能がＢの窓製品とする断熱改修工事を実施したとして、交付申請額を12,107,000円とする交付申請書等をＪＶに提出しており、その際、住宅の階数等に応じた種別を地上4階建ての集合住宅であるとして交付申請していた。そして、ＪＶは、交付決定額を交付申請額と同額とする旨の交付決定を行っていた。その後、ＪＶは、実績報告書に基づき補助金の交付額を交付決定額と同額と確定した上で、補助金12,107,000円（国庫補助金相当額同額）を会社に交付していた。

しかし、交付申請書に添付されていた不動産登記事項証明書等によれば、当該集合住宅は断熱性能がＢの窓製品での改修が補助の対象とされていない地上3階建てであったことから、先進的窓リノベ2024事業に係る国庫補助対象事業費33,364,552円は全額が補助の対象とはならず、上記の補助金12,107,000円は交付の必要がなかった。

環境省

循環型社会形成推進交付金事業の事業費の一部が対象外

１件　不当金額　１４，８６４，０００円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
栃木県	足利市	循環型社会形成推進交付金	5	96,932 (73,667)	24,555	44,594 (44,594)	14,864

足利市は、足利市野田町内において、循環型社会形成の推進に必要な施設として、プラスチックを資源化するなどのためのマテリアルリサイクル推進施設、廃棄物を焼却処理するとともに当該処理により生ずる熱エネルギーを回収して活用するためのエネルギー回収型廃棄物処理施設等を新たに整備することに伴い、同一敷地内の各施設から排出される雑排水等を一時的に貯留するための調整池の整備を実施している。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）等によれば、調整池を含む構内排水設備の整備に要した費用については、マテリアルリサイクル推進施設を整備する場合は交付金の交付対象とされている一方で、エネルギー回収型廃棄物処理施設等を整備する場合は交付対象とされていない。また、同一敷地内に交付金の交付対象とされている施設とされていない施設とで共用する設備を整備する際には、各施設の延べ床面積の割合を用いるなどの合理的な方法により当該設備の整備に要した費用を案分するなどして交付対象事業費を算定することとされている。そして、交付金事業が完了したときは、都道府県は、事業主体が提出した実績報告書等を審査することなどとされている。

同市は、マテリアルリサイクル推進施設とエネルギー回収型廃棄物処理施設等とで共用する調整池の整備を96,932,000円（交付対象事業費73,667,000円）で実施したとして、栃木県に実績報告書を提出し、交付金24,555,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、本件交付金事業の交付対象事業費の算定に当たり、調整池の整備に要した費用について、各施設の延べ床面積の割合を用いるなどの合理的な方法により案分するなどしてエネルギー回収型廃棄物処理施設等に係る費用相当額44,594,000円を除外する必要があったのに、これを交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記のエネルギー回収型廃棄物処理施設等に係る調整池整備費用相当額44,594,000円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額14,864,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、同県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

環境省

効果促進事業として実施した環境保全活動が交付の対象外

１件　不当金額　３，９９４，０００円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費［国庫補助対象事業費］	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費［国庫補助対象事業費］	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
（注）関東地方環境事務所	栃木県日光市	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）	5	5,991 (5,991)	3,994	5,991 (5,991)	3,994

（注）　令和８年７月１日以降は関東環境局

この交付金は、地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030 年度（令和 12 年度）までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地方公共団体（以下「脱炭素先行地域」という。）に対して国が交付するものである。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年環政計発第 2203303 号）によれば、交付金の対象となる事業は、高効率給湯器等を整備する省ＣＯ2 等設備整備事業等（以下「導入事業」という。）のほかに、導入事業と一体となってその効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるために必要な事業であることを交付要件とする事業（以下「効果促進事業」という。）とされている。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年環政計発第 2203301 号）によれば、脱炭素先行地域は、交付金の申請を行う際に、二酸化炭素排出実質ゼロを実現することなどの目標を達成するための取組を継続的かつ包括的に実施することを目的とする地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、地方環境事務所に提出することとされている。そして、交付金事業が完了したときは、実績報告書を地方環境事務所に提出することとされており、地方環境事務所は実績報告書等を審査することなどとされている。

日光市は、脱炭素先行地域に選定された後、温泉熱を利用した給湯機器等を宿泊施設等に整備する導入事業と一体となった効果促進事業として、当該宿泊施設等と協働することで、訪問客の滞在中の経験を省エネ及び環境保全と結びつけ行動変容を促していくことを内容とした環境保全活動を実施することとする事業計画を関東地方環境事務所（以下「事務所」という。）に提出していた。そして、同市は、環境保全活動を 5,991,700 円（交付対象事業費同額）で実施したとする実績報告書を事務所に提出し、交付金 3,994,000 円の交付を受けていた。

しかし、実績報告書に記載されていた環境保全活動の内容は、修学旅行の行き先候補地に関する調査、現地の植物調査等となっていて、事業計画に記載されていた温泉熱を給湯等に利用している宿泊施設等と協働するなどの取組内容は含まれていなかった。このため、同市が実施した環境保全活動は、温泉熱を利用した給湯機器等を整備する導入事業との関連性がなく、導入事業と一体となってその効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるものとなっていなかった。

したがって、同市が実施した環境保全活動は効果促進事業の交付要件を満たしていないことから、当該活動に要した費用 5,991,700 円は交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金 3,994,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において効果促進事業の交付要件についての理解が十分でなかったこと、事務所において交付金事業の実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

環境省

産業廃棄物適正処理推進費補助金等により造成した基金を補助の目的外に使用

１件　不当金額　４，２２０，０６９，００５円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	基金保有額（年度末） 千円	左に対する国庫補助金等相当額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
環境本省	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	産業廃棄物適正処理推進費補助金、産業廃棄物特定支障除去等事業費補助金	平成27	3,830,635	3,289,520	229,405	196,999
			28	3,057,052	2,779,944	395,412	359,570
			29	2,960,712	2,632,071	850,712	756,282
			30	2,777,554	2,476,543	977,554	871,613
			令和元	2,489,456	2,316,651	583,507	543,003
			2	2,462,484	2,262,461	576,480	529,654
			3	2,312,310	2,108,092	480,278	437,861
			4	1,714,963	1,469,300	341,437	292,528
			5	1,491,710	1,206,392	287,555	232,554
			計			4,722,344	4,220,069

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）は、不適正に処分された産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去等の措置を行う都道府県等に対して、産業廃棄物適正処理推進費補助金の交付を受けて設置造成した「産業廃棄物適正処理推進基金（補助率3/4、7/10）」又は産業廃棄物特定支障除去等事業費補助金の交付を受けて設置造成した「産業廃棄物適正処理推進基金（補助率1/2、1/3）」を取り崩して(注)、当該支障の除去等の措置に必要な資金の支援を行う事業（以下「基金事業」という。）を実施している。

（注）　平成10年6月17日以後に不適正に処分された産業廃棄物に起因する支障の除去等の措置については産業廃棄物適正処理推進基金（補助率3/4、7/10）を、10年6月16日以前に不適正に処分された産業廃棄物に起因する支障の除去等の措置については産業廃棄物適正処理推進基金（補助率1/2、1/3）を、それぞれ取り崩すこととなっている。なお、産業廃棄物適正処理推進基金（補助率1/2、1/3）は、令和5年度に基金残額が国庫に返還されたことをもって廃止された。

「「産業廃棄物適正処理推進費補助金交付要綱」の一部改正について」（平成27年環廃産発第1502271号環境事務次官通知）、「「平成20年度産業廃棄物特定支障除去等事業費補助金交付要綱」の一部改正について」（平成27年環廃産発第1502272号環境事務次官通知）等（以下、これらを合わせて「交付要綱等」という。）によれば、財団は、基金を基金事業に充てる場合のほか、基金を取り崩すことができないことなどとされている。また、財団は、基金を廃止するまでの間、毎年度末における基金の額及び基金事業の実施状況を事業実施状況報告書により環境大臣に報告しなければならないこととされており、環境大臣は、交付要綱等に基づいて指導監督を行うこととされている。

基金事業の実施に当たり、財団は、基金事業に充てる資金を複数の預金口座（以下「基金口座」と総称する。）で管理していた。基金口座においては、基金事業だけでなく、環境省から請け負った事業等の基金事業以外の事業（以下「基金外事業」という。）に充てる資金も扱われており、財団は、基金口座から支払を行う際に、いずれの事業の資金から支払を行うのか区別していなかった。このため、両基金は国庫補助金により造成されたものであることを踏まえれば、基金事業に係る資金の額を正確に把握すべきであるにもかかわらず、財団は、期中において、基金口座の残高のうち、基金事業に充てる資金の額を把握していなかった。

そこで、財団が環境大臣に提出している毎事業年度の事業実施状況報告書に記載されていた各事業年度末の両基金の基金保有額の合計額（以下「両基金保有額」という。）と、各事業年度末時点において財団が基金口座の残高を各事業に割り振ることにより把握した基金事業に係る資金の合計額（以下「預金合計額」という。）とを比較したところ、平成27年度から令和5年度までの各事業年度末時点において、両基金保有額に対して預金合計額が不足していた（以下、この不足していた額を「基金不足額」という。）。

一方、各事業年度末の財団の財産目録においては、両基金に係る資産として、基金口座で管理されている資金のほかに未収金が計上されており、各事業年度末の未収金の額は、各事業年度末の基金不足額と一致していた。さらに、当該未収金の内訳をみると、基金事業に係る未収金のほか、基金外

事業に係る未収金が計上されており、この基金外事業に係る未収金は、財団が各事業年度中に費用を負担して実施した基金外事業に対する代金の入金が当該事業年度内に行われなかったことにより計上されたものであった。

これらのことから、各事業年度末の未収金に相当する額が基金不足額となっており、このうち基金外事業に係る未収金に相当する額が基金外事業に係る支払に充てられていたと認められる。

なお、各事業年度末の基金外事業に係る未収金は、いずれも翌事業年度の期中に回収され、基金口座に補塡されていたが、翌事業年度末にはまた基金外事業に係る未収金が計上されるという状況が5年度までの間継続していた。

したがって、両基金において、平成27年度から令和5年度までの各事業年度末時点における基金外事業に係る未収金に相当する額計4,722,344,254円が、基金事業以外の目的のために取り崩されて補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額4,220,069,005円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財団において長期間にわたり交付要綱等に基づく基金の資金の適切な管理に対する認識が欠けていたこと、環境省において財団に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

環境省

立入防止柵の設計が不適切

１件　不当金額　１９，８９０，５４２円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費［国庫補助対象事業費］	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費［国庫補助対象事業費］	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
青森県	青森県	自然環境整備交付金	4～6	63,096 (63,094)	28,392	44,203 (44,201)	19,890

青森県は、東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜地内の竜飛崎階段遊歩道において、既設の柵が老朽化して破損するなどしていたことから、新たに立入防止柵（基礎ブロック 261 基等、延長計 418.4m）を整備するなどの工事を実施している。

同県は、立入防止柵の設計を「防護柵の設置基準・同解説」（公益社団法人日本道路協会編）及び「車両用防護柵標準仕様・同解説」（社団法人日本道路協会編。以下、これらを合わせて「設置基準等」という。）に基づいて行うこととしている。そして、本件工事の設計業務を設計コンサルタントに委託し、設計図書、設計計算書等の成果品を検査して受領した上で、この成果品に基づき施工することとしていた。

設置基準等によれば、立入防止柵の設計に当たっては、支柱の基礎において転倒に対する安定性の評価を行うこととされており、基礎 1 基ごとに、抵抗モーメント(注1)の値が基礎 1 基に生ずる転倒モーメント(注2)に安全率 1.2 を乗じて算出した値を上回るようにすることとされている。

（注 1）　抵抗モーメント　　転倒に対して抵抗しようとする力の大きさ
（注 2）　転倒モーメント　　転倒させようとする力の大きさ

同県は、支柱の基礎に係る安定性の評価に当たり、立入防止柵に作用する水平荷重を標準的な体重の成人が寄りかかった場合と同等の荷重である 390N/m とし、支柱の基礎ブロックを地表から 100mm 下の土中に埋設するなどすれば、抵抗モーメントが 1,507N･m となり、転倒モーメントに安全率 1.2 を乗じた値である 885N･m を上回ることから、安定計算上安全であるとして、これにより施工することとしていた。

しかし、同県は、転倒モーメントについては、基礎ブロック 1 基に作用する水平荷重を考慮して算出していたが、抵抗モーメントについては、誤って、横木で連結されている左右の支柱の基礎ブロックを含めた 3 基の基礎ブロックで水平荷重に抵抗すると考え、基礎ブロック 1 基の抵抗モーメントを 3 倍にして算出していた（参考図 1 参照）。

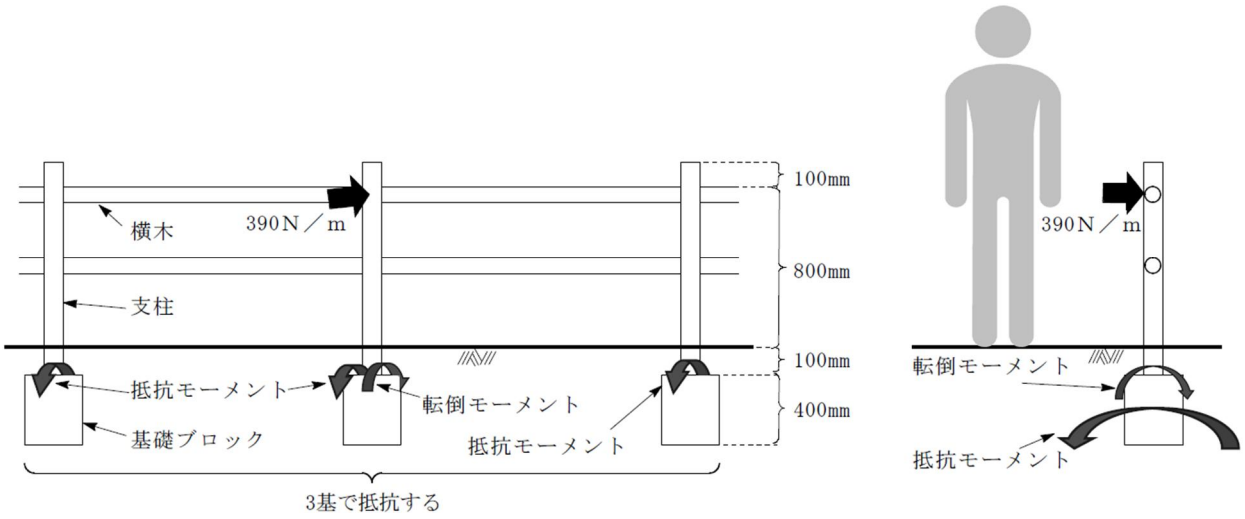
また、現地の状況を確認したところ、階段遊歩道の勾配が一定ではないなどのため、土中に埋設することができず露出している基礎ブロックが多数見受けられた（参考図 2 参照）。

そこで、改めて、設置基準等に基づき、基礎ブロック 1 基ごとに、また、現地の基礎ブロックの埋設状況を踏まえて抵抗モーメントを算出するなどして安定計算を行ったところ、基礎ブロック計 261 基のうち 236 基については、抵抗モーメントの値（174N･m～700N･m）が、転倒モーメントに安全率 1.2 を乗じて算出した値（245N･m～1,053N･m）を大幅に下回るなどしており、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（参考図 3 参照）。

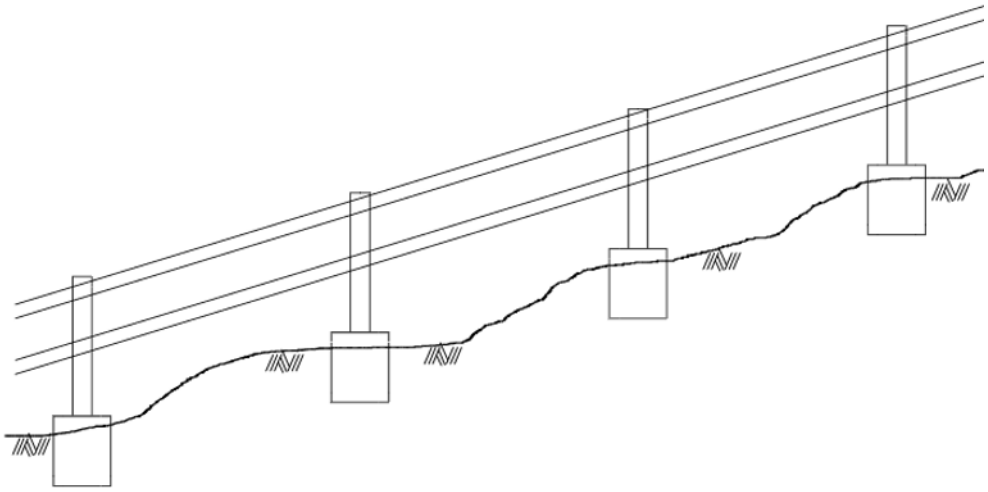
したがって、これらの基礎ブロックに係る立入防止柵 333.9m（工事費相当額 44,203,208 円、交付対象事業費 44,201,208 円）は、設計が適切でなかったため所要の安全度が確保されておらず、転倒するおそれがある状態になっており、これに係る交付金相当額 19,890,542 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

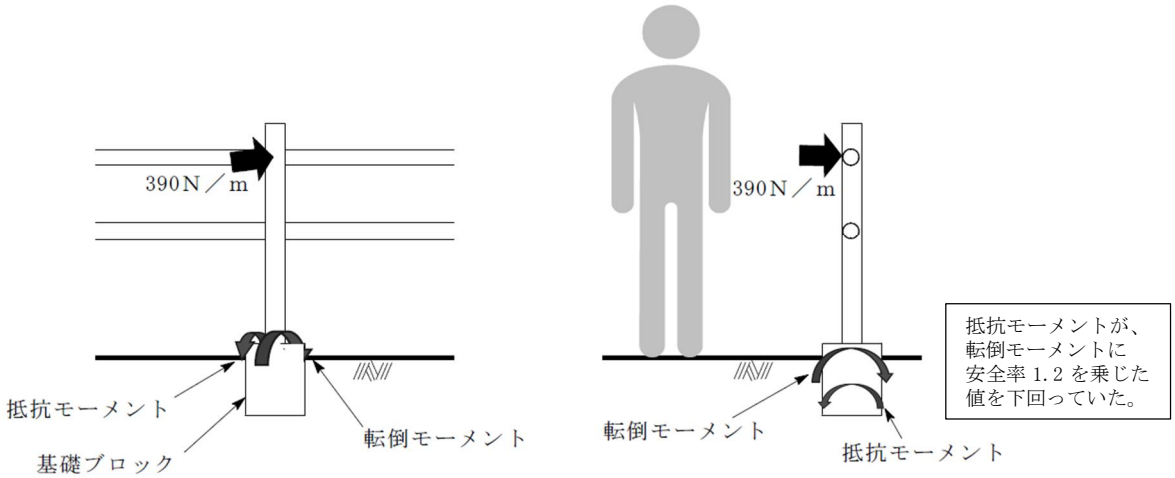
（参考図1）　　抵抗モーメント算出の概念図（当局の算出方法）



（参考図2）　　現地の状況の概念図



（参考図3）　　転倒に対する安定計算の概念図（設置基準等の算出方法）



環境省

消波堤の施工が不適切

１件　不当金額　４，６０９，０００円

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費［国庫補助対象事業費］	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費［国庫補助対象事業費］	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
滋賀県	滋賀県	自然環境整備交付金	6	10,244 (10,244)	4,609	10,244 (10,244)	4,609

滋賀県は、長浜市平方町地先の琵琶湖湖岸において、湿地に生育するヨシ群落の保全及び再生を図るために、消波堤及び漂砂防止堤を整備する工事を実施している。

このうち、消波堤（長さ 16.3m、幅 1.8m）は、沖合から岸に打ちつける波の高さを低減するためのもので、木杭（直径 18cm、杭長 4.0m）112 本を 14.4cm の間隔で湖底に長方形状に打ち込み、木杭の内側側面の下部にきっ甲金網(注)（網目 4cm）を張った上で、この中に割栗石を詰めるとともに、その上部に割栗石を詰めたふとんかご（網目 13cm×13cm）を設置する構造となっている。また、漂砂防止堤（長さ 9.1m）は、消波堤と一体となって湖岸との間に堆積した土砂の移動を抑制するためのもので、木杭（直径 18cm、杭長 3.2m又は 3.4m）51 本を湖底に隙間なく、消波堤から湖岸まで直線上に打ち込んだ壁状の構造となっている（参考図１及び２参照）。

（注）　ふとんかご　　金網製のかご状の構造物

同県は、消波堤の設計に当たり、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会編）を準用して、波高を低減するために必要な消波堤の天端高を、琵琶湖における基準水位（東京湾平均海面＋84.371m）に 0.7mを加えた高さと算定して、割栗石を詰めたふとんかごの天端高がこの高さになるように設計し、施工することとしていた。

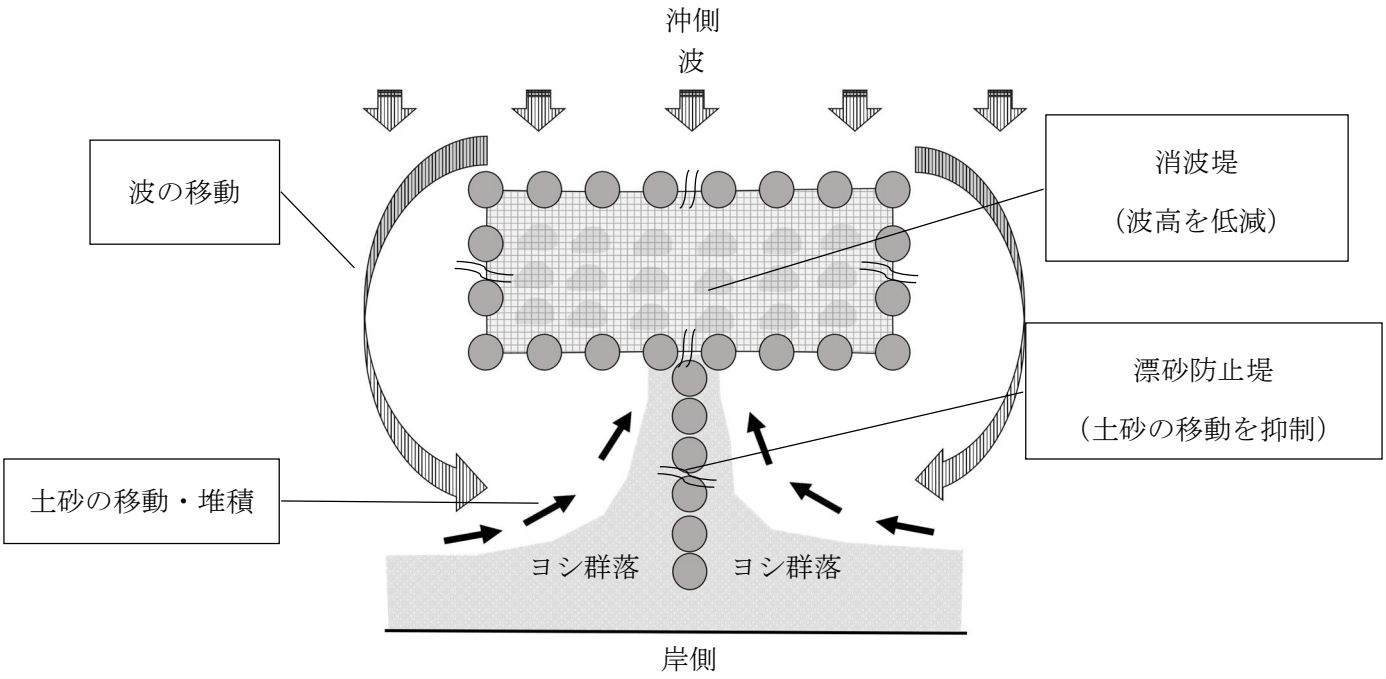
同県は、本件工事の施工に当たり、仕様書等において、消波堤を構成する木杭内のきっ甲金網及びふとんかごの中に詰める割栗石については、粒径が網目より大きな 15cm から 20cm までのものを使用し、工事の受注者から提出される品質証明資料を施工前に確認することとしていた。また、しゅん功検査の際には、工事目的物について品質等を検査することとしていた。

しかし、同県は、工事の受注者から提出された品質証明資料に粒径が 15cm 未満の割栗石が全体の 38%含まれていることが記載されていたにもかかわらず、当該品質証明資料及び実際に納入された割栗石の粒径の確認を十分に行っていなかった。また、しゅん功検査時に、ふとんかごの網目より小さい粒径の石が混入しており、一部の石は網目からはみ出している状況を確認することができたのに、本件工事を合格としていた。そして、完成した消波堤は、令和 8 年 1 月の会計実地検査時点において、仕様書等で定めた粒径を満たさない割栗石が木杭の外側に流出していて、ふとんかごの天端高は、設計の際に算定した高さより低くなっており（最大 64cm、平均 21cm）、波高を低減するために必要な天端高を満たしていなかった。

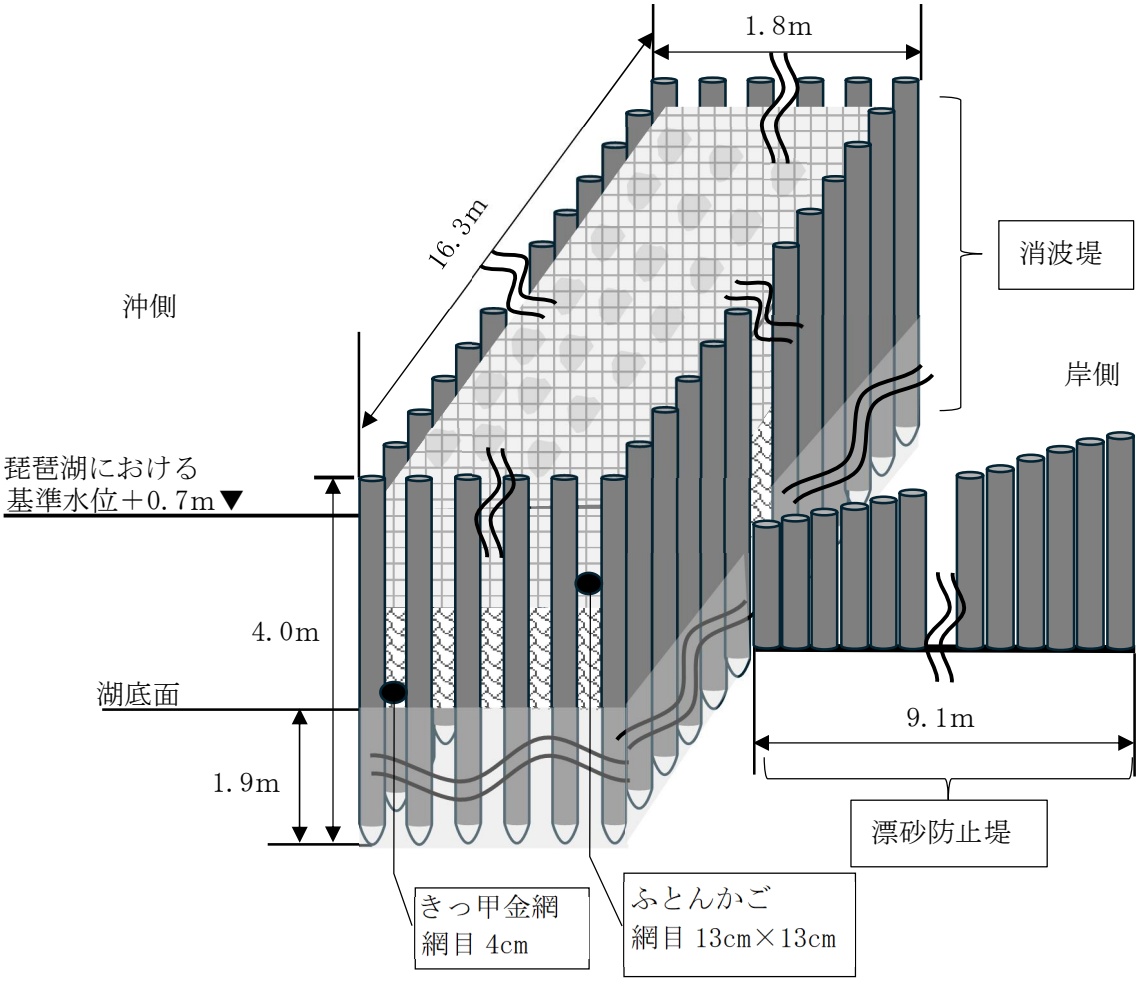
したがって、本件工事で整備された消波堤及び漂砂防止堤（工事費 10,244,300 円、交付対象事業費同額）は、消波堤の施工が適切でなかったため、消波堤を越した波により漂砂防止堤の付近に堆積している土砂が浸食されることでヨシ群落の保全及び再生に寄与しなくなるおそれのある状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金交付額 4,609,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、消波堤に仕様書等で定めた粒径を満たさない割栗石が使用されていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図 1）　消波堤及び漂砂防止堤の機能の概念図



（参考図 2）　消波堤及び漂砂防止堤の配置図



環境省

導入した設備について、災害発生時に稼働させるための措置が講じられておらず、補助の目的不達成

１件　不当金額　１，３４９，２２６円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費〔国庫補助対象事業費〕	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費〔国庫補助対象事業費〕	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
環境本省	一般財団法人環境イノベーション情報機構	ひょうご環境エネルギー合同会社	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）	4、5	36,500 (31,149)	10,383	4,048 (4,048)	1,349

ひょうご環境エネルギー合同会社（以下「会社」という。）は、兵庫県を共同事業者として、兵庫県警察姫路警察署（以下「姫路警察署」という。）において、自立運転により発電した電気を災害発生時に使用を想定している機器に供給すること及び二酸化炭素の排出量を削減することを目的とし、太陽電池モジュール(注1)（349 枚）、パワーコンディショナ(注2)（4 台）、蓄電池設備（1 台）、蓄電池用パワーコンディショナ（1 台）等で構成される太陽光発電設備の導入工事を事業費 36,500,000 円（補助対象事業費 31,149,330 円、補助金交付額 10,383,000 円、国庫補助金相当額同額）で実施している。このうち蓄電池設備は、停電時に電力を供給するため、太陽電池モジュール（14 枚）、蓄電池用パワーコンディショナ等と接続し、充電を行うものである（以下、蓄電池設備及びこれに接続する設備を合わせて「蓄電池設備等」という。）。

（注 1）　太陽電池モジュール　太陽の光エネルギーを電気エネルギーへ変換する太陽光発電設備を構成する部材の一つであるパネル状の機器

（注 2）　パワーコンディショナ　太陽電池モジュールにより発電され、又は蓄電池設備に充電された直流電力を施設で使用可能な交流電力に変換するなどの装置

環境省は、本件補助事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報告書等の審査、補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）が選定されている。会社は、本件補助事業について、機構に実績報告書等を提出して、機構から補助金の交付を受けている。

「令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程」（令和 4 年ＥＩＣ第 40314002 号）によれば、補助対象設備を導入する施設は、地方公共団体が作成するハザードマップにおいて浸水被害危険性地域等に所在しない施設であることとされている。ただし、災害発生時にも設備を稼働させるための措置を講ずる場合には、浸水被害危険性地域等に所在する施設であっても、補助の対象となるとされている。

会社は、機構に対して、兵庫県姫路市が作成したハザードマップを添付した交付申請書を提出していた。当該交付申請書では、ハザードマップにおいて姫路警察署が所在する場所で想定される浸水の深さ（以下「想定浸水深」という。）が 0.5m未満であり、この深さまで浸水する可能性があることから、蓄電池設備等を 0.5mより高い位置に設置することとしていた。その後、会社は、姫路警察署の敷地は建設時に盛土されており、蓄電池設備等はこの盛土の上に設置するため必要な高さを満たしていると考え、蓄電池設備を現状の地盤高から高さ 10cm の基礎ブロックの上に設置していた。そし

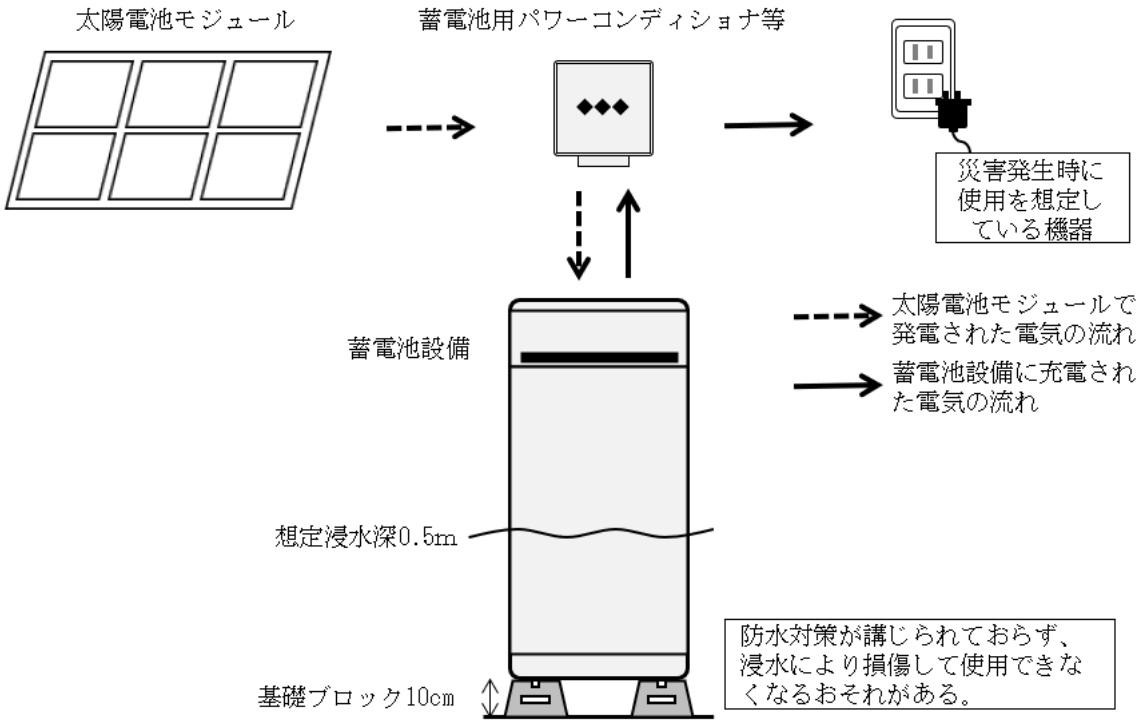
て、会社は、実績報告書において、蓄電池設備等が浸水被害の影響を受けないよう、想定浸水深よりも高い位置に設置したとしていた。

しかし、想定浸水深である「0.5m未満」は、盛土後の地盤高である現状の姫路警察署の地盤高を基に設定されたものであった。そして、蓄電池設備は、基礎ブロックの高さが 10cm であり、また、防水対策が講じられていないことから、浸水深が基礎ブロックの高さを超えると損傷し使用できなくなるおそれがあり、蓄電池設備が使用できなくなった場合には、災害発生時に使用を想定している機器に必要な電力を供給することができなくなるなどの状態となっていた（参考図参照）。

したがって、本件工事で設置した蓄電池設備等（これに係る事業費相当額 4,048,007 円、補助対象事業費同額）は、災害発生時に設備を稼働させるための措置が講じられていなかったため、災害発生時に使用を想定している機器に必要な電力を供給することができなくなるなどの状態となっていて、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 1,349,226 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において想定浸水深及び現地の状況の確認が十分でなかったこと、機構において実績報告書の審査等が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図）　　蓄電池設備等の概念図



防衛省

有償援助（ＦＭＳ）調達による情報業務用ビデオ会議装置の維持整備等に当たり、調達手続が財政法の趣旨に照らして不適切

１件　不当金額　６３，６４４，９９４円

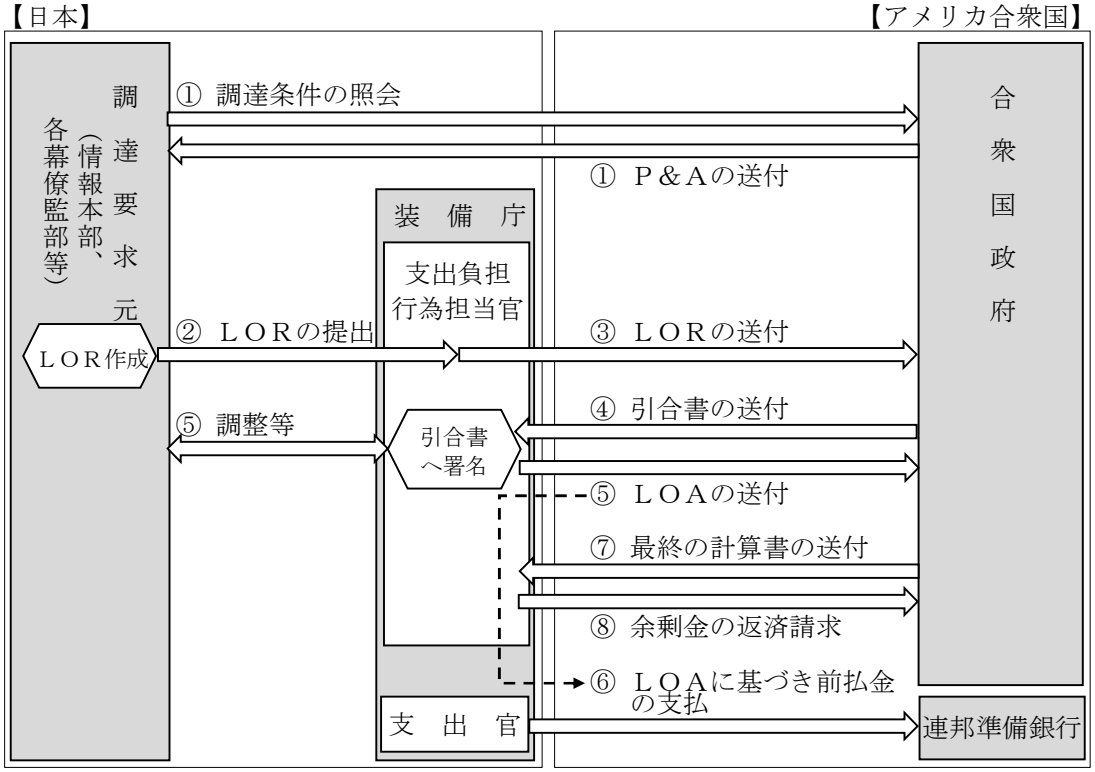
1　ＦＭＳ調達等の概要

(1) ＦＭＳ調達における調達手続等の概要

防衛省は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（昭和29年条約第6号。以下「相互防衛援助協定」という。）に基づき、アメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）から有償援助（Foreign Military Sales。以下「ＦＭＳ」という。）により、防衛装備品及びその修理等の役務（以下、これらを合わせて「防衛装備品等」という。）の調達を行っている（以下、ＦＭＳによる調達を「ＦＭＳ調達」という。）。

「有償援助による調達の実施に関する訓令」（昭和52年防衛庁訓令第18号。以下「有償援助訓令」という。）等によれば、情報本部、陸上、海上、航空各幕僚監部等からの調達要求に基づき防衛装備庁（以下「装備庁」という。）が調達実施機関として行う場合のＦＭＳ調達における調達手続の流れは、図表1のとおりとされている。

図表1　情報本部、陸上、海上、航空各幕僚監部等からの調達要求に基づき装備庁が調達実施機関として行う場合のＦＭＳ調達における調達手続の流れ（概念図）



手順	内容
①	情報本部、陸上、海上、航空各幕僚監部等の調達要求元は、合衆国政府に対して調達を希望する防衛装備品等の調達条件について照会を行い、合衆国政府から調達条件が記載されたＰ＆Ａ（Price and Availability Data）の送付等を受けて、予算要求を行う。
②	予算成立後、調達要求元は、合衆国政府に対する引合書（防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの）を請求する書類 （Letter of Request。以下「ＬＯＲ」という。）を作成して、装備庁の支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担官」という。）に提出する。
③	支担官は、合衆国政府にＬＯＲを送付して引合書の請求を行う。
④	合衆国政府は、ＬＯＲに基づいて引合書を作成して、支担官に送付する。
⑤	支担官は、合衆国政府から引合書の送付を受けると、必要に応じて調達要求元と調整を行い、調達要求元から引合書の記載内容のとおり調達要求する旨の通知を受けたときは、直ちに、引合書に署名して引合受諾書（Letter of Offer and Acceptance。以下「ＬＯＡ」という。）とし、ＬＯＡを合衆国政府に送付する。
⑥	装備庁の支出官は、ＬＯＡに記載された支払条件に基づいて、支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号）に基づき、同規程に規定する外国貨幣換算率（以下「支出官レート」という。）により換算した邦貨額を支出の決定の金額とした上で、必要な外貨額を明らかにして、ニューヨーク連邦準備銀行（Federal Reserve Bank of New York）内の口座に、日本銀行等を通じて米ドル建てで前払金を支払う。
⑦	全ての防衛装備品等の提供が完了して金額が確定すると、合衆国政府は最終の計算書を支担官に送付する。
⑧	支担官は、最終の計算書に記載された内容に誤りがないかなどの確認を行い、その結果、前払金に係る余剰金が発生した場合には、合衆国政府に余剰金の返済を請求するための措置を執る。

ＬＯＡには、両政府が合意した防衛装備品等の名称、数量、見積調達価格等の条件が記載されており、ＬＯＡを取り交わすことで契約が成立する（以下、ＬＯＡに基づく個々の契約を「ケース」といい、ＬＯＡに記載された金額を「契約額」という。）。また、一つのＬＯＡで複数の品目の防衛装備品等を調達する場合には、品目ごとに見積調達価格等が記載される（以下、見積調達価格等が記載されたケース内の個別の品目を「ライン」という。）。そして、ＬＯＡを取り交わした後に、新たにラインを追加し又はＬＯＡに記載されたラインの防衛装備品等の名称、数量、見積調達価格等の条件を変更する場合には、当該追加又は変更はアメンドメントと呼ばれる書面を取り交わして行われる。

また、有償援助訓令によれば、情報本部長、陸上、海上、航空各幕僚長等は、相互に協力し、少なくとも年1回及び必要に応じ随時、関係職員に対して、ＦＭＳによる調達業務について教育を行うものとすることとされている。

(2) 情報本部が調達要求元となっているケースの概要

情報本部が調達要求元となっている「合衆国政府と情報本部等の間における情報伝達の迅速化等を図るための役務に係るケース」（以下「本件ケース」という。）では、装備庁の支担官が、情報本部からの調達要求を受けて、令和元年度に情報共有ツールとして情報業務用ビデオ会議装置の提供及び同装置の保守等の提供を受けるといった内容のＬＯＡを取り交わしている。その後、2、4、5各年度にアメンドメント1からアメンドメント4までを取り交わして、同様の役務の提供を継続して受けられるようにラインの追加等をしており、当初のＬＯＡからアメンドメント4までの契約額は計1,365,600米ドルとなっている（元、2、4、5各年度の支出官レートにより換算した邦貨額計153,145,000円）。

(3) ＦＭＳ調達の会計経理等

ＦＭＳ調達については、前記のとおり、相互防衛援助協定に基づいて行っているが、財政法（昭和22年法律第34号）等に基づき処理することが可能な部分については、財政法等が直接適用される。このため、アメンドメントにより見積調達価格を増額又は減額する場合においても、調達要求元は財政法等に照らして適切な調達手続となるよう合衆国政府との間で調整を行うこととなる。

財政法第9条第1項の規定によれば、国の財産は、法律に基づく場合を除くほかは、これを支払の手段として使用してはならないこととされている。この趣旨は、国の財産を支払の手段として

使用すると、歳出予算に計上して支出すべきものを予算を通さずに支払うことになるため、これを禁止するものである。

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、ＦＭＳによる防衛装備品等の調達の状況について、6年6月に参議院から国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づく検査要請を受け、その検査結果を8年1月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している（後掲465ページ参照）。そして、当該報告を踏まえて、合規性等の観点から、ケースの集約化(注)が行われた本件ケースにおけるアメンドメントによるラインの追加等に係る会計経理が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、本件ケースを対象として、装備庁において、ＬＯＡ、アメンドメント、ＬＯＲ等の関係書類の提出を受けて、その内容を確認するとともに、情報本部において、予算要求の状況、合衆国政府との調整状況等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

（注）　ケースの集約化　　ケースの件数を抑制するために、新たな品目について、新規にＬＯＡを取り交わしてケースを開設するのではなく、既存のケースにラインを追加するなどすること

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

本件ケースにおいて5年度に取り交わしたアメンドメント4では、図表2のとおり、元年度及び2年度の予算で措置されたライン001及び002の金額を計464,562米ドル減額し、当該減額分を4年度及び5年度の予算で措置されたライン003、004、700及び701の増額分計607,547米ドルに充当した上で、これに手数料等を加え、合計145,800米ドル（5年度の支出官レートにより換算した邦貨額19,974,600円）を増額する変更をし、同額を支払っていた。

図表2　アメンドメント4の金額に係る増減の状況

（単位：米ドル）

ラインNo. （予算措置された年度）	当初のＬＯＡから令和4年度に取り交わしたアメンドメント3までの金額の計	5年度に取り交わしたアメンドメント4の金額	アメンドメント4の金額に係る増減額
001 （元年度）	692,092	227,530	△464,562
002 （2年度）			
003 （4年度）	488,179	1,095,726	607,547
004 （4年度）			
700 （4年度）			
701 （5年度）			

当初のＬＯＡからアメンドメント3までのラインの金額の計(a)	1,180,271	アメンドメント4の金額に係る増額分(d)	607,547	← 減額分を増額分に充当
		アメンドメント4の金額に係る減額分(e)	△ 464,562	
手数料等(b)	39,529	手数料等(f)	2,815	
当初のＬＯＡからアメンドメント3までの契約額（c=a+b）	1,219,800	アメンドメント4に係る契約額（g=d+e+f）注(1)	145,800	

注（1）　アメンドメント4に係る契約額に対する支出負担行為額は、アメンドメント4が取り交わされた令和5年度の支出官レート（1米ドル137円）により換算した19,974,600円である。

注（2）　当初のＬＯＡからアメンドメント4までの契約額は、当初のＬＯＡからアメンドメント3までの契約額(c)にアメンドメント4に係る契約額(g)を加えた計1,365,600米ドル（令和元、2、4、5各年度の支出官レートにより換算した邦貨額計153,145,000円）である。

上記のライン001及び002に記載された役務の提供は完了していたため、当該ラインにおいて生じた減額分は、本来であれば、本件ケースの全ての防衛装備品等の提供が完了して金額が確定し、合衆国政府から最終の計算書が送付された後、余剰金として合衆国政府に対して返済を請求

することになるものであって、将来国の財産となり国庫に返還されることが見込まれるものである。

そこで、減額分を充当した経緯について情報本部に確認したところ、5年度の予算要求においては、情報業務用ビデオ会議装置の維持整備費及び老朽器材の交換費として145,800米ドルを要求額としていたが、この予算要求とは別に、情報本部から合衆国政府に対して器材の増設を要望するなどしていた。この要望を実現する過程で、合衆国政府から、当該器材の増設に係る費用については減額分を使用することで対応可能である旨、及び当該要望を実現するに当たっては日本側からの要求が必要である旨の回答があったことを踏まえて、情報本部は、アメンドメント4を請求するＬＯＲにおいて、ライン001及び002の金額を減額し、その額を再配分することを要求する旨の内容を記載していた。情報本部は、上記の合衆国政府との調整に当たり、財政法等に照らして適切な調達手続となるかどうかの検討を行っていなかった。また、情報本部は、有償援助訓令に基づき行うこととされているＦＭＳによる調達業務についての教育を実施していなかった。

しかし、前記のとおり、財政法第9条第1項の規定によれば、国の財産を支払の手段として使用してはならないこととされている。この趣旨は、国の財産を支払の手段として使用すると、歳出予算に計上して支出すべきものを予算を通さずに支払うことになるため、これを禁止するものである。

したがって、本件ケースにおいて、過年度の予算で措置されたラインにおいて生じた減額分464,562米ドル（5年度の支出官レートにより換算した邦貨額63,644,994円）を、アメンドメント4の費用の一部に充当したことは、将来国の財産となり国庫に返還されることが見込まれるものを支払の手段として使用したことになり、歳出予算に計上して支出すべきものを予算を通さずに支払うことになることから、財政法第9条第1項の趣旨に照らして適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、情報本部において、ＦＭＳ調達について財政法等に照らして適切な調達手続となるよう合衆国政府と調整することについての認識が欠けていたこと、関係職員に対するＦＭＳによる調達業務の教育が十分でなかったことなどによると認められる。

防衛省

調達品目を変更していたのに、改めて実施すべき調達所要量の算定を行っておらず不適切

１件　不当金額　５，０９４，５４０円

1　海上自衛隊航空補給処における部品の調達所要量の算定等の概要等

(1) 海上自衛隊航空補給処における部品の調達所要量の算定等の概要

海上自衛隊航空補給処（以下「空補処」という。）は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）等に基づき、海上自衛隊の航空機の維持及び修理に必要な部品の調達等を実施している。

海上自衛隊物品管理補給規則（昭和 56 年海上自衛隊達第 42 号。以下「補給規則」という。）によれば、部品等の物品のうち所定の品目について、空補処は、所要量を適切に決定して必要な調達を行うなどの需給統制を行うこととされている。また、海上自衛隊補給実施要領（平成 18 年補本装補第 2072 号）等によれば、物品の調達は、在庫量、入庫予定等を考慮して算定した所要量（以下「調達所要量」という。）に基づき、効率的、経済的かつ計画的に行わなければならないこととされ、調達所要量は、調達要求を行う前の所定の時点を算定基準日として、所定の算定式により、使用予定数量から在庫数、入庫予定数等を差し引くなどして算定することとされている。そして、算定式による算定の結果、調達所要量がプラスとなった場合には当該調達所要量を上限として調達を実施し、ゼロ又はマイナスとなった場合には調達を実施しない取扱いになっている。

また、互換品目(注1)を有する品目については、需給統制上、当該品目とその互換品目を同一品目として取り扱うこととなっておらず、調達所要量の算定において両者は区別されている。

（注1）　互換品目　　色の仕様が異なるなど、需給統制上同一品目として取り扱うことが適当な品目ではないが、全ての用途に相互に使用して同等の機能及び物理的特性を有する品目

(2) 保管期限を有する物品

海上自衛隊は、保管が一定期間に及び、機能が衰退し始めた物品の使用による潜在的危険の防止を図るために、一部の物品に保管期限を指定している。そして、保管期限が満了した場合には、使用不能品への状態区分(注2)換を行った上で、廃棄等の処分等を行うこととなっている。そのため、保管期限を有する物品については、使用することなく処分する必要が生ずるものもあることから、その調達に当たっては、特に慎重に調達所要量を算定する必要がある。

（注2）　状態区分　　物品をその状態上、使用可能品、使用不能品等に区分しているもの

(3) 航空機の定期修理における部品

海上自衛隊の航空機については、航空機等整備基準（平成 10 年海幕装備第 5622 号）等に基づき、定期的に機体の修理、改修、検査等（以下「定期修理」という。）を製造会社等に委託するなどして実施している。そして、製造会社等に委託して実施する定期修理に必要な部品は、原則として、空補処から官給することとなっており、官給に当たって、空補処は当該部品を製造会社等にあらかじめ寄託するなどしている。

2　検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、航空機の定期修理に必要な部品のうち保管期限を有する物品について調達所要量の算定が適切に行われているかなどに着眼して、令和 3 年度から 7 年度までの当該物品の調達等の状況を対象として、空補処、6航空基地(注3)及び三菱重工業株式会社（以下「会社」という。）において、物品管理簿、保管期限品目リスト等の書類や納入された物品の現物を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

（注3）　6航空基地　　大湊、厚木、館山、舞鶴、大村、鹿屋各航空基地

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

空補処は、5 年度以降にＳＨ－60Ｋ回転翼哨戒機の定期修理で使用することが見込まれるテールローター用ベアリング（保管期限 5 年。以下「ベアリング」という。）等を、定期修理を実施する会社に官給等するために、部品番号 74Ａ10010－107（以下「調達品目Ａ」という。）6 個等を調達する契約（支払額 111,174,800 円。うち調達品目Ａに係る支払額相当額 5,094,540 円）を 4

年3月に会社と締結して、5年8月に6個の調達品目Aの納入を受けると同時に会社へ寄託していた。その後、定期修理の進捗に応じて、6年5月に1個、9月に2個、10月に2個及び8年3月に1個を順次会社へ官給していた。

このベアリングの品目について、空補処は、当初、部品番号 74A10010－A107 の品目（以下「当初調達予定品目B」という。）を使用することを見込んだ上で、3 年 3 月に、2 年 10 月 1 日を算定基準日として、調達所要量を 6 個と算定していた。その後、調達所要量に基づき調達要求を行うに当たり、当初調達予定品目Bの調達について会社に見積りを依頼したところ、会社から、当初調達予定品目Bはあくまで同機の部品の互換品目であって同機に使用するには色の仕様が異なるとして、色も含めて同機の仕様に合った部品である調達品目Aに変更することを提案されたため、空補処は、この提案を採用し、調達品目を調達品目Aに変更していた。そして、空補処は、調達品目Aについて、改めて調達所要量の算定を行うことなく、上記当初調達予定品目Bの調達所要量である6個をそのまま用いて調達することとして、契約を締結していた。

しかし、当初調達予定品目Bは調達品目Aの互換品目であり、調達所要量の算定において両者は区別されていることから、調達品目Aの調達に当たっては、改めて調達所要量を算定すべきであった。そこで、前記の算定基準日時点における調達品目Aの調達所要量について、残存する当時の資料に基づいて試算したところ、使用予定数量に対して在庫数、入庫予定数等が大幅に上回り、調達所要量は大幅にマイナスとなった。また、会社に官給した 6 年 5 月から 8 年 3 月までの各時点における海上自衛隊全体の調達品目Aの在庫数を確認したところ、いずれの時点においても相当数の在庫数があり、このうちの相当数が 5 年間の保管期限満了に伴い、使用されることなく使用不能品に状態区分換されていた。これらを踏まえると、前記 6 個の調達品目Aは、調達する必要がなかった可能性が極めて高いと認められた。

このように、保管期限を有する物品については、使用することなく処分する必要が生ずるものもあることから、特に慎重に調達所要量を算定する必要があるにもかかわらず、補給規則等に従って改めて実施すべき調達所要量の算定を行っていなかったことは、適切とは認められない。

したがって、空補処において、6 個の調達品目A（支払額相当額 5,094,540 円）の調達に当たり、調達品目を変更していたのに、改めて実施すべき調達所要量の算定を行わなかったことは適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、空補処において、保管期限を有する物品の調達に当たり、調達品目の変更に伴い、改めて調達所要量を適切に算定して調達することの重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

防衛省

戸別受信機の設置工事に係る補助対象事業費の一部が対象外

１件　不当金額　２１４，７５１，０００円

1　補助金等の概要

防衛省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

同省は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第85号。以下「要綱」という。）等に基づき、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合に、その障害の緩和に資することを目的として、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採る地方公共団体に対して、補助金を交付している。

要綱等によれば、補助対象施設は、無線設備及びこれを設置するために必要な施設、消防施設、公園等とされており、国が補助する経費の範囲は、補助対象施設の整備が工事である場合は当該工事に必要な本工事費等の経費とされている。また、地方防衛局は、地方公共団体から実績報告書の提出を受けたときは、これを審査して、交付すべき補助金の額を確定することなどとされている。

石川県加賀市は、令和元年度から6年度までの間に、小松飛行場の自衛隊機等の航空機事故又は有事の際に周辺住民への迅速な情報伝達、住民の円滑な避難誘導等を図ることなどを目的として、デジタル防災無線を受信する戸別受信機を各世帯に設置する工事を行うこととする5事業を事業費計918,045,159円（補助対象事業費計912,736,561円、これに対する国庫補助金計684,550,000円）で実施している。上記の5事業では、工事の請負業者が同市の定めた各対象地区の全世帯数分の戸別受信機計19,593台を調達して特定の周波数を受信できるように設定し、各世帯に設置することになっている。

近畿中部防衛局は、同市から事業完了時に、上記の戸別受信機19,593台のうち、世帯以外の施設に設置した1台を除く計19,592台を各世帯に設置したとする実績報告書等の提出を受けて、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、要綱等に従って補助対象事業費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、前記の5事業を対象として、同市において、実績報告書、契約書、仕様書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

同市は、戸別受信機19,592台を設置したとしていたものの、実際には計12,906台しか事業期間中に設置しておらず、残りの戸別受信機計6,686台については事業期間終了後に各世帯に設置すればよいと認識していたことから、同市の倉庫等に保管していた。そして、戸別受信機19,592台に係る機器費、据付費等を補助対象事業費に含めた実績報告書を近畿中部防衛局に提出していた。

しかし、国が補助する経費の範囲は、当該工事に必要な本工事費等の経費とされていることから、事業期間中に設置されていなかった戸別受信機6,686台に係る機器費、据付費等は補助の対象とならない。

したがって、補助の対象とならない経費を控除して適正な補助対象事業費を算定すると計626,400,747円となり、前記5事業の補助対象事業費912,736,561円との差額286,335,814円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額214,751,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助の対象となる経費の範囲についての理解が十分でなかったこと、近畿中部防衛局において同市から提出された実績報告書等の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

防衛省

職員の不正行為

１件　不当金額　１５，００９，７１８円

本院は、航空自衛隊航空支援集団第１輸送航空隊基地業務群会計隊（以下「会計隊」という。）における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく防衛大臣からの報告及び会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 42 条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、航空幕僚監部及び会計隊において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、会計隊において、国際緊急援助活動等に係る資金前渡官吏であった自衛官後藤某が、前渡資金の出納保管の事務に従事中、令和６年１月から同年８月までの間に、自らが管理していた大型金庫の鍵を使用して、会計隊の隊長室内に設置された同金庫に保管されていた 100 米ドル札を複数回にわたり持ち出すなどして前渡資金計 97,100 米ドル（邦貨換算額 15,009,718 円）を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、８年９月末現在で補塡が全くされていない。

日本私立学校振興・共済事業団

私立大学等経常費補助金の経理が不当

２件　不当金額　５，５４１，０００円

1　補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金（以下「補助金」という。）を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資することを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

（注）　私立大学等　　私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱（昭和52年文部大臣裁定）等に基づき、補助金の額を算定する資料（以下「算定資料」という。）として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア　申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ　学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準（平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）等に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助

事業団は、次のアからウまでの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定することとなっている。

ア　経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数、教育研究補助者の数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

イ　各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

ウ　アで算定した経費区分ごとの基準額に、イで算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

アのうち専任職員数については、補助金の算定の対象となる要件（以下「補助要件」という。）として、当該年度の5月における専任職員の給与月額と育児休業給付金等の合計額が基準給与額以上であることなどが定められている。また、教育研究補助者の数については、補助要件として、ポスト・ドクター等の区分ごとに、職務内容、資格等に係る基準が定められ、これらの教育研究補助者に共通する補助要件として、私立大学等との間に雇用契約があり、その賃金を「職員人件費（兼務職員）」で会計処理していることが必要とされている。

(4) 特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること（以下「特別補助」という。）ができることとなっている。

特別補助の対象となる項目の一つとして、「大型設備等運営支援」がある。これは、大学院等の機能の高度化を促進するために、申請年度の維持費等（保守管理費等）の所要経費が100万円以上であることなどの一定の要件を満たす大型設備等を保有して研究活動を行っている私立大学

等に対して、当該大型設備等に係る維持費等の所要経費の金額区分に応じて定められた額の増額を行うものである。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、一般補助における専任職員等の数は適切に算定されているか、特別補助の対象となる経費は適切に算定されているかなどに着眼して、事業団が令和 2 年度から 6 年度までに補助金を交付している 661 学校法人のうち 22 学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、2 学校法人は、事業団に提出した算定資料において、一般補助について、それぞれ、5 月分の給与月額と育児休業給付金等の合計額が基準給与額以上となっておらず補助要件を満たしていない専任職員又は賃金を「職員人件費（兼務職員）」で会計処理しておらず教育研究補助者の補助要件を満たしていないポスト・ドクター等を算定の対象に含めていた。また、上記 2 学校法人のうち 1 学校法人は、事業団に提出した算定資料において、特別補助のうちの「大型設備等運営支援」について、申請年度の維持費等の所要経費に算定の対象とならない申請年度の翌年度（以下「後年度」という。）分の経費を含めていて、当該経費を除くと所要経費が 100 万円未満となり、当該項目は補助要件を満たしていなかった。

このように、2 学校法人は、算定資料に補助要件を満たしていない者を含めるなどしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計 5,541,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 学校法人において補助金の制度を十分に理解していなかったこと、事業団においてこれらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

学校法人武蔵野大学は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、武蔵野大学における令和 5 年度に係る算定の対象とした教育研究補助者のうちポスト・ドクターの人数を 3 人と計上していた。

しかし、上記ポスト・ドクターのうち 1 人については、独立行政法人日本学術振興会が同大学の研究者に対して交付した科学研究費補助金により人件費が賄われており、また、別の 1 人については、賃金を「本務職員本俸」で会計処理した専任職員であって教育研究補助者ではなかった。このため、これら 2 人については、同学校法人が賃金を「職員人件費（兼務職員）」で会計処理していないことから、補助要件を満たしていなかった。

また、特別補助において、同学校法人は、事業団に提出した算定資料に、同大学における 2 年度から 6 年度までの「大型設備等運営支援」について、フローサイトメーターの保守管理に係る所要経費に算定の対象とならない後年度分の保守料金を含めていた。このため、各年度において所要経費から当該保守料金を除くと所要経費が 100 万円未満となることから、当該項目は補助要件を満たしていなかった。

したがって、一般補助の算定の対象とならない教育研究補助者等を除外し、また、特別補助の算定の対象とならない所要経費を除外して算定すると、同学校法人に対する適正な補助金の額は、2 年度 1,255,849,000 円、3 年度 1,260,747,000 円、4 年度 1,475,935,000 円、5 年度 1,416,694,000 円、6 年度 1,343,533,000 円、計 6,752,758,000 円となり、2 年度 500,000 円、3 年度 500,000 円、4 年度 404,000 円、5 年度 2,015,000 円、6 年度 400,000 円、計 3,819,000 円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

事業主体（本部所在地）	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額	摘要
		千円	千円	
学校法人武蔵野大学（東京都江東区）	2～6	6,756,577	3,819	一般補助において算定の対象とならない教育研究補助者等が含まれていたもの、特別補助において算定の対象とならない後年度分の経費が含まれていたもの（武蔵野大学）
学校法人関西大学（大阪府吹田市）	5	3,297,951	1,722	一般補助において算定の対象とならない専任職員が含まれていたもの（関西大学）
計		10,054,528	5,541	

本州四国連絡高速道路株式会社

管理業務等の会計経理が著しく不適正

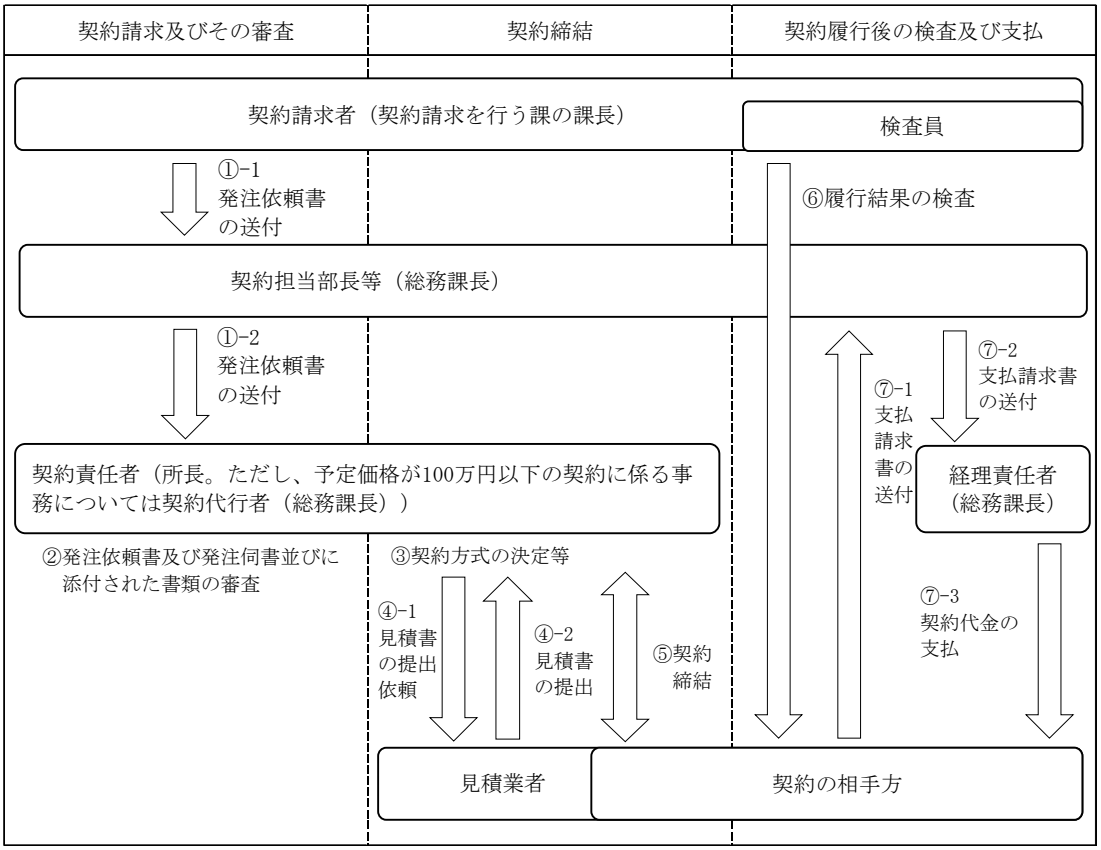
１件　不当金額　６４，６４４，４１５円

1　センターの契約手続等の概要

本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）鳴門管理センター（以下「センター」という。）は、本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート）の一部（延長44.6km）を管理しており、その業務運営のために各種契約を締結している。本四会社は、契約規程（平成17年本四会社規程第27号）等に基づき、契約締結の請求（以下「契約請求」といい、契約請求を行う者を「契約請求者」という。）から支払までの手続を図表1のとおり行うこととしている。

図表１　契約請求から支払までの流れ

契約請求及びその審査	
①	契約請求者は、仕様書、図面等を添付した発注依頼書を契約担当部長等（総務課長）に送付する。
②	契約責任者（予定価格が100万円以下の契約に係る事務については契約代行者（総務課長））は、契約を締結するに当たり、発注依頼書及び発注伺書並びに添付された書類を審査する。
契約締結	
③	契約責任者は、契約を締結する場合には、競争に付するものとする。ただし、予定価格が250万円を超えないときなどの場合は随意契約によることができる。
④	契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2者以上から見積書を提出させなければならない。また、見積書は見積りをさせる者から提出させなければならない。
⑤	契約責任者は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。
契約履行後の検査及び支払	
⑥	契約責任者は、契約の履行を完了したときは、その履行の結果を検査しなければならない。注(2)
⑦	経理責任者（総務課長）は、検査に合格していることを確認した上で、契約の相手方からの支払請求書に基づき、契約代金の全部又は一部を支払う。



注(1) 括弧内に記載された者は、センターにおいて契約規程等に基づいて事務を処理する者を示している。

注(2) 契約規程等に基づくものではないが、センターにおいては、契約金額が200万円を超えない契約については、契約請求者等を検査員として任命し、その者に検査を行わせる運用としていた。

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本四会社代表取締役社長から、令和7年11月に会計検査院法第27条の規定に基づく報告を受けた。同報告によれば、5年7月から7年8月までの間に在任していた管理課長が在任期間中に取り扱った役務契約及び物品購入契約において、契約関係書類の内容と実際の履行内容が一致していないこと、業務に必要のない物品を発注して納入させていたことなどが判明したとされていた。

そこで、本院は、合規性等の観点から、上記の報告内容について確認を行うとともに、会計経理が契約規程等に基づき適正に行われていたか、契約手続に関する内部牽制が適切に機能していたかなどに着眼して、当該職員が在任期間中に取り扱った契約を対象として、本四会社本社及びセンターにおいて、発注依頼書、発注伺書、見積書、納品書等の契約関係書類及び物品等の状況を確認するとともに、契約手続等の実態について担当者から聴取するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、6年7月から7年4月までの間に取り扱われた契約計296件のうち134件において、次のような事態が見受けられた。

ア　不適正な会計経理が行われていた事態

(ｱ) 契約規程等に反して、特定の取引業者に虚偽の内容の契約関係書類を作成させて、業務に必要のない物品を購入するなどしていた事態

管理課長契約及び副所長契約　122件　契約金額　58,165,217円

定められた手続が行われていなかった契約　2件　契約金額　2,024,000円

管理課長は、自ら、又は管理課の所掌業務を統括する副所長の指示を受け、発注依頼書等を作成して役務契約及び物品購入契約計294件に係る契約請求を行っていた（以下、自ら行ったものを「管理課長契約」、副所長の指示によるものを「副所長契約」という。）。

しかし、このうち122件（管理課長契約117件、副所長契約5件、契約金額計58,165,217円）については、契約関係書類では、食堂の修繕等の役務契約又は大型モニター等の物品購入契約と記載されているものの、これらは管理課長又は副所長がそれぞれ特定の取引業者に指示して虚偽の内容の契約関係書類を作成させたものであり、実際には契約関係書類の記載内容と一致しない物品を納入させるなどしたものであった（図表2参照）。これら122件の契約のうち管理課長契約で物品を納入させていた96件（管理課長契約117件のうち役務契約43件及び物品購入契約53件の計）、契約金額計46,277,000円（同21,203,160円及び同25,073,840円の計）により実際に購入された物品（1,164点）を確認したところ、業務に使用していた物品は472点（購入金額計7,670,850円、契約金額に対する割合は16.6%）であり、残りの物品692点（同計38,606,150円、同83.4%）は、腕時計、ヘッドフォン、ホームプロジェクター等の業務に必要のない物品であった。

図表２　契約関係書類の記載内容と実際の履行内容が一致しないなどのもの

契約	契約種別	契約件数	契約金額	契約関係書類の記載内容	実際の履行内容		業務に使用していた物品		業務に必要のない物品	
					種別	内容（物品数）	物品数	購入金額	物品数	購入金額
		（件）	（円）				（点）	（円）	（点）	（円）
管理課長契約	役務	21	9,629,257	各料金所の食堂の修繕等	役務	洲本料金所執務室の畳、カーテンの新設等	－	－	－	－
		43	21,203,160	各料金所の浴室や機械室の補修等	物品購入	腕時計、ヘッドフォン、ホームプロジェクター等（1,164点）	472	7,670,850（16.6%）	692	38,606,150（83.4%）
	物品購入	53	25,073,840	大型モニター等の購入						
	計	117	55,906,257				472	7,670,850	692	38,606,150
副所長契約	役務	3	1,471,360	車載用装備品の修理等	物品購入	イベント配布用のボールペン等の消耗品の購入（22,475点）	22,475	2,258,960	－	－
	物品購入	2	787,600	タイヤ等の購入						
	計	5	2,258,960				22,475	2,258,960	－	－
合計		122	58,165,217				22,947	9,929,810	692	38,606,150

（注）購入金額欄の括弧書きは、管理課長契約のうち物品購入契約全体額に対する割合である。

また、上記の契約96件（7年1月から3月までの期間に契約締結）により実際に購入した物品1,164点について、本四会社本社が管理課長等にヒアリングするなどした結果、業務に使用していた物品472点のうち122点（購入金額計1,214,730円）を含む399点（同計22,148,610円）については、本社の調査による事態の発覚を恐れた管理課長及び副所長が共同で7年4月に廃棄したものとされた。

さらに、管理課長は、前記のとおり、当該契約関係書類の記載内容とは異なる物品を購入していたが、当該契約関係書類どおりの物品が納入されたように偽装するために、7年4月に、前記の294件とは別に、契約規程等に基づく契約請求、契約書の作成、見積書の徴取等の契約手続を行わずに物品の購入契約1件（160点、購入金額1,199,000円）、賃貸借契約1件（855点、賃貸借料825,000円）、計2件（1,015点、契約金額計2,024,000円）を口頭で取引業者に対して発注していた。なお、上記のヒアリング等によれば、上記2件のうち、購入物品160点は全て業務に使用していたが、そのうち20点（購入金額9,900円）は廃棄したものとされ、賃貸借物品855点（賃貸借料825,000円）は賃貸借期間が終了して返却したものとされた。

(ｲ) 契約規程等の趣旨に反して、契約を意図的に少額に分割して随意契約にするなどするとともに、特定の取引業者に他者の見積書を徴取させて当該業者を随意契約の相手方に決定していた事態

管理課長契約及び副所長契約　　132件　契約金額　62,620,415円

前記の契約294件は全て随意契約となっており、その理由は、随意契約によることができる予定価格が250万円を超えないためとされていた。

しかし、このうち(ｱ)の122件を含む132件（管理課長契約127件、副所長契約5件、契約金額計62,620,415円）については、管理課長及び副所長が一般競争入札等を実施して契約する場合よりも契約手続が簡素である随意契約にするなどのために、意図的に少額の契約に分割したものであった。

また、上記132件の契約については、随意契約の相手方の決定に当たり、2者以上から見積書を徴取して、これらを比較して最も有利な者と契約を締結したものとされていた。

しかし、当該見積書は、管理課長及び副所長が特定の取引業者に指示して当該取引業者を通じて他者の見積書を徴取させ、複数者から見積書を直接徴取したように装っていたものであり、適正な見積合わせは行われていなかった。

イ　契約手続に関する内部牽制が機能していない事態

契約規程等によれば、予定価格が100万円以下である契約については、発注依頼書等の審査、契約方式の決定等、見積書の依頼及び徴取並びに契約の締結を契約代行者である総務課長が行

うこととされている。

しかし、センターでは、アの契約計132件（契約金額62,620,415円。事態の重複を除く。）について、契約規程等に定められた契約代行者である総務課長がこれらの契約手続を行うべきところ、契約規程等に違反して、契約請求者である管理課長が行っていた。また、総務課長が行うこととされている契約履行後の検査については、図表1のとおり、センターにおいては検査員に任命された管理課長が行っていた。このように、発注依頼書等の審査から契約履行後の検査までの契約手続を全て管理課長が単独で行っていたため、前記の不適正な会計経理が発見できない状況となっていた。

また、総務課長は、これらの契約について、契約が意図的に分割された不適切なものであると認識していながら、年度末における予算執行のためにはやむを得ないなどとしてこれを黙認して支払を行っていた。

さらに、ア(ｱ)のとおり、管理課長が口頭で発注していた物品の購入等の契約2件（契約金額2,024,000円）については、管理課長が単独で行っていて、契約書の作成、見積書の徴取等の契約規程等に基づく契約手続が全く行われていなかった。そして、取引業者からセンターに対して当該物品の購入代金等の請求があったことから管理課長の当該行為が発覚し、センターは、やむを得ず、請求額を支払っていた。

このように、センターにおいて、契約手続に関して、契約実施、契約相手方及び契約金額の妥当性並びに競争性を確保するための内部牽制が全く機能していない状況となっていた。

ア及びイのとおり、管理課長及び副所長により不適正な会計経理が行われていた事態並びにセンターにおいて契約手続に関する内部牽制が機能していない事態は著しく適正を欠いていて、管理課長契約及び副所長契約132件並びに定められた手続が行われていなかった契約2件を合わせた契約134件、契約金額計64,644,415円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターの職員において事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が著しく欠けていたこと、センターにおいて契約規程等に基づき契約手続に係る権限を複数の役職で分担して内部牽制を機能させるという基本的な認識が欠けていたこと、本四会社本社においてセンターに対して契約規程等に基づく適正な契約手続を行うことなどについての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

本州四国連絡高速道路株式会社

社屋等改修工事の施行に当たり、職員等用仮設トイレのリース料等の積算を誤ったため、契約額が割高

１件　不当金額　１６，５００，０００円

1　工事の概要

本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター（以下「センター」という。）は、令和 5 年度から 7 年度までの間に、「令和 5 年度鳴門管理センター社屋等改修工事」を一般競争契約により株式会社三木組に契約額 297,000,000 円で請け負わせて施行している。

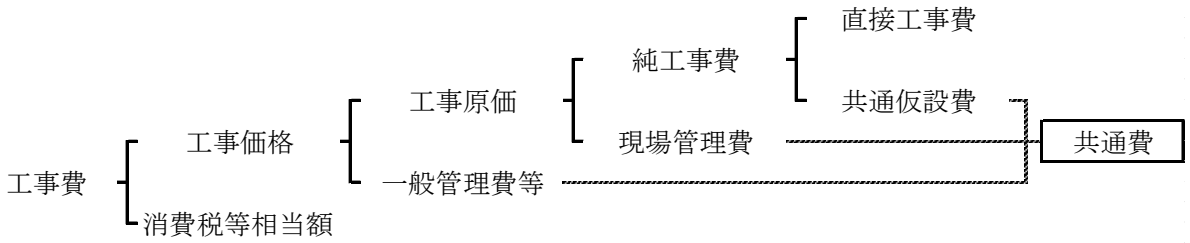
本件工事は、センターの社屋内に設置されているトイレ等の改修、外構の改修等を行うために、建築工事、機械設備工事等を実施するものである。本件工事の施行に当たっては、トイレの改修に係る工事の期間中にトイレを使用できないことから、社屋内で勤務する職員等が使用する仮設トイレ（以下「職員等用仮設トイレ」という。）をリースにより設置している。

センターは、建築工事の工事費の積算について、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」（いずれも平成 15 年国営計第 196 号）、「公共建築工事積算基準等資料」（平成 26 年国営計第 148 号。以下、これらを合わせて「積算基準」という。）等に基づいて行っている。

積算基準によれば、工事費は、次のように積算することとされている。

①　直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。このうち共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する（図参照）。

図　工事費の構成



②　共通仮設費は、現場事務所、作業員施設等の仮設建物等に要する費用等について、直接工事費に過去の実績等に基づく直接工事費に対する共通仮設費の比率（以下「共通仮設費率」という。）を乗ずるなどして算定する（以下、共通仮設費率により算定する共通仮設費を「共通仮設費（率計上分）」という。）。共通仮設費（率計上分）に含まれない費用については、別途積上げにより算定する（以下、積上げにより算定する共通仮設費を「共通仮設費（積上げ計上分）」という。）。

③　現場管理費は、純工事費に過去の実績等に基づく純工事費に対する現場管理費の比率（以下「現場管理費率」という。）を乗ずるなどして算定する。ただし、仮設建物等をリースにより発注する場合は、純工事費から当該リース料を除いた額に現場管理費率を乗じて算定する。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、工事費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、センターにおいて、契約書、仕様書、設計書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

センターは、工事費のうち職員等用仮設トイレ等のリース料（以下「本件リース料」という。）等について、当該費用が共通仮設費（率計上分）に含まれないことなどを踏まえて、当初契約では共通仮設費（積上げ計上分）に計上していた。しかし、変更契約において、リース期間の延長に伴い増額した本件リース料等 13,993,848 円を当初契約と同様に共通仮設費（積上げ計上

分）に計上していたのに、工事費の積算に当たり使用していた表計算ソフトに誤った計算式を入力していたため、直接工事費にも同額を重複して計上していた。

また、積算基準によれば、現場管理費について、仮設建物等をリースにより発注する場合は、純工事費から当該リース料を除いた額に現場管理費率を乗じて算定することとされているのに、当初契約において、誤って本件リース料等を含めた純工事費に現場管理費率を乗じて算定するなどしており、変更契約においても同様に算定していた。

したがって、直接工事費から本件リース料等を除くとともに、これにより適正な共通仮設費を算定し、また、純工事費から本件リース料等を除いた額により現場管理費を算定するなどして本件工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、工事費は 280,440,160 円となることから、本件契約額 297,000,000 円はこれに比べて約 1650 万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、変更契約時における積算内容の確認が十分でなかったこと、積算基準等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

独立行政法人国民生活センター

通勤手当の支給額が過大

１件　不当金額　４，１０７，９４３円

1　通勤手当の概要

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、独立行政法人国民生活センター職員給与規程（平成15年規程第6号。以下「給与規程」という。）等に基づき、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員等（以下「手当対象職員」という。）に対して通勤手当を支給しており、通勤手当の支給に関し必要な事項を、通勤手当支給細則（平成16年達第8号。以下「支給細則」という。）等で定めている。

支給細則等によれば、新たに手当対象職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実状を速やかに理事長に届け出なければならないこととされており、手当対象職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合についても同様とすることとされている。このように、センターは、通勤の実状を記載した通勤届に基づくなどして通勤手当を支給することとなっている。

また、給与規程等によれば、通勤手当は、手当対象職員が通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする場合に支給するとされており、手当対象職員が株主優待乗車券によって通勤する場合は、通勤のために必要な交通機関の運賃を負担しておらず、通勤手当の支給対象にならない。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、通勤手当が手当対象職員の通勤の実状に基づいて適切に支給されているかなどに着眼して、令和8年1月1日時点の手当対象職員（産前休暇、育児休業及び病気休暇の取得者を除く。）278名に対して7年度に支給された通勤手当を対象として、通勤届及び通勤届に係る事実を証明する鉄道定期券等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。そして、7年度に支給された通勤手当において適正でない事態が見受けられた者については、通勤届等で確認できる平成24年度から令和6年度までの間に支給された通勤手当についても検査した。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

センターは、給与規程等によれば、通勤の実状を記載した通勤届に基づくなどして通勤手当を支給することとされているのに、通勤手当を支給するに当たり、手当対象職員から提出された通勤届の記載内容が通勤の実状に即したものであるか確認していなかった。また、手当対象職員に対して、通勤の実状に基づいて通勤届を提出する必要があることなどの注意喚起を行ったこともなかった。

このため、①通勤届に記載された交通機関を利用せずに通勤していたもの、②通勤手当の支給対象とならない株主優待乗車券によって通勤していたもの、③通勤届の記載内容と異なる通常より安価な鉄道定期券を購入して通勤していたものが、手当対象職員計13名において見受けられた。当該手当対象職員は、通勤経路、通勤方法及び通勤のため負担する運賃の額について事実と異なる内容を記載するなどしていて、提出されていた通勤届に記載の内容が通勤の実状と異なっていたのに、センターは、当該通勤届に基づいて通勤手当を支給していて、通勤手当が過大に支給されていた。

上記のうち、該当する手当対象職員数が多い①の態様について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

職員Ａは、平成28年4月以降、自宅からセンター相模原事務所までの間の通勤に当たり、自宅の最寄り駅であるａ駅からｂ駅までの間及びｂ駅から淵野辺駅までの間は鉄道を利用し、淵野辺駅のバス停留所からセンター相模原事務所最寄りのバス停留所までの間はバスを利用することとした通勤届を提出するなどし、申請したとおりの通勤経路等で通勤手当の支給を受けていた。

しかし、職員Ａは、28年4月から令和8年3月までの間において、自宅からｂ駅までの間、淵野辺駅のバス停留所から同事務所最寄りのバス停留所までの間を徒歩により通勤していた。センターは、通勤手当を支給するに当たり、職員Ａから提出された通勤届の記載内容が通勤の実状に即したものであるか確認していなかっ

たため、提出されていた通勤届の内容が通勤の実状と異なっていたのに、当該通勤届に基づいて通勤手当計3,738,138円を支給していた。

したがって、実際の通勤方法により適正な通勤手当の支給額を算定すると計2,582,220円となることから、上記の支給額3,738,138円との差額1,155,918円が過大に支給されていた。

このように、平成24年度から令和7年度までの間に支給された手当対象職員13名の通勤手当の支給額計9,840,257円には、通勤の実状と異なる通勤経路、通勤方法及び運賃の額により支給されたものが含まれており、通勤の実状により算定した適正な通勤手当の支給額計5,732,314円との差額4,107,943円が過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、当該手当対象職員において通勤の実状と異なる通勤届を提出するなど通勤手当の適正な受給についての認識が著しく欠けていたことにもよるが、センターにおいて通勤手当の支給に当たり手当対象職員の通勤の実状の確認を行っていなかったことなどによると認められる。

独立行政法人労働者健康安全機構

電子カルテシステム用端末で使用するソフトウェアのライセンスの調達が過大

１件　不当金額　３，３６６，０００円

1　契約等の概要

独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院（以下「病院」という。）は、電子カルテシステム、それと連携する各種のシステム等で構成される病院情報システムを更新するために、令和5年10月に、電子カルテシステム及び各種のシステムに係るサーバ、電子カルテシステム用端末（以下「端末」という。）等の機器の設置、端末にインストールして使用する電子カルテシステム用ソフトウェアのライセンス（以下「ライセンス」という。）の調達等を行う病院情報システム一式契約（以下「更新契約」という。）を、富士通Japan株式会社（以下「会社」という。）と締結し、6年10月から新たな病院情報システムを稼働させている。

その後、病院内の各診療科等から端末の増設の要望があったことから、40台の端末を増設することとし、7年2月に、端末の設置、ライセンスの調達等を行う病院情報システム用端末（予備）一式契約（以下「端末増設契約」という。）を、一般競争入札により会社と契約金額21,175,000円で締結して、同年4月、同額を支払っている。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、端末増設契約の締結に当たり、ライセンスの調達数量が適切に算定されているかなどに着眼して、端末増設契約を対象として、病院において、契約書等の関係書類を確認するなどして、会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

病院は、端末増設契約において、増設する40台の端末に対応する40台分のライセンスを調達していた。

一方、病院は、更新契約において、端末566台を設置するとともに、病院情報システムの新規導入時や更新時のように大規模な調達になる場合には会社がライセンスを100台分単位で販売していることから、設置する566台の端末を上回る600台分のライセンスを調達していた。この600台分のライセンスのうち、更新契約で設置した566台の端末に使用した分を除いた残りの34台分のライセンスは、未使用のまま病院が保有していた。

しかし、病院は、更新契約において、調達するライセンスの数量が600台分であることが契約書の附属明細表に記載されていたのに、設置した566台の端末と同数のライセンスを調達したと誤認しており、端末増設契約の時点で、未使用のライセンスを34台分保有していることを認識していなかった。この34台分のライセンスは増設した端末にも使用できることから、端末増設契約においては、6台分のライセンスの調達で足りたと認められる。

したがって、端末増設契約で調達した40台分のライセンスから6台分を除いた34台分のライセンスが過大に調達されていて、これに係る支払額相当額3,366,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において、端末増設契約に当たり、既に保有している未使用のライセンス数量を確認することの必要性について認識が欠けていたことなどによると認められる。

独立行政法人国立病院機構

職員の不正行為

１件　不当金額　１，３４６，０００円

本院は、独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター（以下「センター」という。）における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、センターにおいて、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、センターにおいて、非常勤事務助手であった職員が、センターと入院患者の保護者等との金銭管理委託契約に基づきセンターが日用品代等として預かる資金（以下「預り金」という。）の出納に関する事務に従事中、令和 5 年夏頃から 6 年 11 月までの間に、執務室内の据付金庫に保管中の手提げ金庫から預り金の領得と補塡を繰り返し、不正行為が発覚した同月時点において 1,346,000 円を領得していたものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、同年 12 月に全額が同人から返納されている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなど

４件　不当金額　３５，５２３，９９１円

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）は、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に係る設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等（以下「事業主体」という。）に対して、事業に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が補助するものである。中央会は、事業主体が中央会からものづくり補助金の交付を受けて実施する事業（以下「ものづくり事業」という。）に係る確定検査等の事務を各都道府県の中小企業団体中央会（以下「受託事業者」という。）に委託している。

中央会が制定した「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程」（令和2年3月制定。以下「交付規程」という。）等によれば、ものづくり事業の補助対象事業の要件、補助対象事業費等は、次の①から③までのとおりなどとされている。

① 補助対象事業は、経費の重複に限らず、事業内容等から判断し、国等が助成する他の補助金等と同一又は類似内容の事業（以下「重複案件」という。）に該当しない事業であること

② 補助対象事業費は、ものづくり事業のために使用される機械装置の購入、専用ソフトウェア・情報システムの構築等に要する経費であって、証拠書類によってその経費の必要性及び金額の妥当性を確認できるものであること

③ ものづくり事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格等が単価50万円（消費税抜き）以上の機械、器具及びその他の財産は、処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄等をいう。以下同じ。）を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）であり、事業主体が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）等を準用した期間（以下「処分制限期間」という。）内において処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ中央会の承認を受けなければならない。事業主体が処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、中央会は、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に補助率を乗ずるなどした額を納付させる。

上記の①について、交付規程等によれば、事業主体は、交付申請書において、国等が助成する他の補助金等の交付又は申請の実績を記載するとともに、交付又は申請の実績があれば、ものづくり事業との相違点を記載して申請することとされている。また、機構及び中央会は、重複案件に該当するか（以下「重複案件の該当性」という。）について疑義がある場合には、双方の事業実施期間、事業内容、業者への発注内容、提供されることとなる製品・サービス等を比較するなどして、重複案件の該当性を判断することとしている。なお、機構及び中央会は、重複案件に該当しないことを補助対象事業の要件としている理由について、より多くの中小企業・小規模事業者等への支援機会を確保するためとしており、同一事業主体による同一又は類似事業に複数の公的資金が投入されることは、過剰な支援になり公平性を害することになるとしている。

本院が、中央会及び45事業主体において、60事業のものづくり事業を対象に会計実地検査を行ったところ、4事業主体が実施した5事業において、次のアからウまでのとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア　ものづくり事業が重複案件に該当するため補助対象事業の要件を満たしておらず、補助の対象とならない事態　2事業主体2事業

イ　実績報告書の事業費よりも低額でものづくり事業を実施していて、補助対象事業費を過大に精算していた事態　1事業主体1事業

ウ　処分制限財産が無断で譲渡され、又は廃棄されていた事態　1事業主体2事業

これら4事業主体が実施した5事業については、上記のとおり補助の対象とならないことなどから、これらに係るものづくり補助金計35,523,991円（機構の補助金相当額同額）が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、アの2事業主体において重複案件の該当性についての理解が十分でなかったこと、イの1事業主体においてものづくり事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、ウの1事業主体において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、受託事業者における4事業主体に対する指導等が十分でなかったのに中央会において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1（アの事態）＞

株式会社クリプテック（以下「クリプテック社」という。）は、ブロックチェーン等の技術を活用したスマートフォン向けゲームソフトウェア「クリプテラ」を開発するものづくり事業の交付申請書において、申請中又は実施中の案件を含めてこれまでに交付を受けた国等の補助金等はないと申告して令和4年7月に交付申請を行い、同年8月にものづくり補助金の交付決定を受けていた。

その後、クリプテック社は、同年10月に、上記のものづくり事業を事業費16,500,000円（補助対象事業費15,000,000円）で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金10,000,000円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、クリプテック社は、実際には、ものづくり事業の交付決定よりも前の同年5月に中小企業等事業再構築促進補助金（以下「事業再構築補助金」といい、事業再構築補助金の交付を受けて実施する事業を「再構築事業」という。）の交付決定を受けて再構築事業を実施しており、同年11月に事業再構築補助金5,000,000円の交付を受けていた。

両事業における重複案件の該当性についてみたところ、表のとおり、事業実施期間については同一年度、事業内容についてはいずれも「クリプテラ」の開発、業者への発注内容についてはいずれも「クリプテラ」のために使用するものの制作、提供されることとなる製品・サービスについてはいずれも「クリプテラ」となっていた。

表　両事業における重複案件の該当性

事業名	事業実施期間	事業内容	業者への発注内容	提供されることとなる製品・サービス
ものづくり事業	令和4年8月20日～同年9月27日	「クリプテラ」の開発	「クリプテラ」のゲームシステムの制作	「クリプテラ」
再構築事業	4年5月19日～同年7月13日	「クリプテラ」の開発	「クリプテラ」のゲーム内リソース（音声、背景画像等）一式の制作	「クリプテラ」

これらのことなどから、クリプテック社が実施したものづくり事業は、既に交付決定を受けて実施していた再構築事業と同一又は類似の内容になっていると認められた。

したがって、クリプテック社が実施したものづくり事業（これに係る機構の補助金相当額10,000,000円）は、重複案件に該当するため補助対象事業の要件を満たしておらず、補助の対象とならない。

＜事例2（イの事態）＞

株式会社リデルタ（令和7年1月7日以降は株式会社ジャパンコードワークス。以下「リデルタ社」という。）は、5年1月に、ペット用の衣料品等を販売するためのＥＣサイト(注)及びアプリケーションを開発するものづくり事業を事業費16,566,000円（補助対象事業費15,060,000円）で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金10,000,000円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

リデルタ社は、実績報告書等において、ＥＣサイト及びアプリケーションの開発に係る業務の発注先であるＡ社に対して、4年12月までに開発費として計16,566,000円を支払ったとして、同額を事業費に計上していた。

しかし、リデルタ社は、Ａ社から、当初の予定より開発における工数を削減できたとして、同年11月に計5,368,000円の返金を受けていて、実際のＥＣサイト及びアプリケーションの開発費は実績報告書で報告された事業費よりも低額となっていた。

したがって、実際にものづくり事業の実施に要した経費に基づいて適正な補助対象事業費を算定すると10,180,000円となり、前記の補助対象事業費15,060,000円との差額4,880,000円（これに係る機構の補助金相当額3,213,334円）が過大に精算されていた。

（注）　ＥＣサイト　　インターネット上で商品やサービスを販売する電子商取引のウェブサイト

＜事例3（ウの事態）＞

株式会社ナチュール・メイ（以下「ナチュール・メイ社」という。）は、令和3年度に小型高温高圧調理機、ハンディ計量充填機及び真空包装機を導入してレトルト食品を生産するものづくり事業を実施したとして、また、4年度から5年度にかけて液体急速凍結機、スチームコンベクションオーブン、ブラストチラー＆ショックフリーザー及びプレハブ冷凍庫を導入して本格フレンチのテイクアウト商品を提供するものづくり事業を実施したとして、3年9月及び5年5月にそれぞれ実績報告書等を提出し、これらのものづくり事業に係る事業費計37,180,000円（補助対象事業費33,800,000円）に対して、ものづくり補助金計22,500,000円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、ナチュール・メイ社は、事業不振により事業継続が困難になったことから、惣菜・弁当製造販売事業の営業権、什器備品等を譲渡の目的物とする営業譲渡契約をＢ社と締結し、6年9月に、中央会の承認を受けることなく、真空包装機（補助対象事業費1,200,000円、処分制限期間8年）及び液体急速凍結機（同10,000,000円、同10年）をＢ社に譲渡していた。また、小型高温高圧調理機（同9,500,000円、同8年）、ハンディ計量充填機（同4,300,000円、同8年）、スチームコンベクションオーブン（同3,500,000円、同10年）及びブラストチラー＆ショックフリーザー（同3,000,000円、同10年）については廃棄し、プレハブ冷凍庫（同2,300,000円、同10年）については賃借店舗の退去の際に貸主に無償で譲渡していた。

したがって、ナチュール・メイ社がこれらのものづくり事業により取得した小型高温高圧調理機、ハンディ計量充填機、真空包装機、液体急速凍結機、スチームコンベクションオーブン、ブラストチラー＆ショックフリーザー及びプレハブ冷凍庫（処分時点における残存簿価相当額計18,500,016円、これに係る機構の補助金相当額計12,310,657円）は、いずれも中央会に無断で処分されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）〈事業主体〉	年度	事業費［補助対象事業費］	左に対する機構の補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める機構の補助金相当額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
全国中小企業団体中央会（東京都中央区）	株式会社オクヤマフード（福島県郡山市）	4	17,594 (15,995)	10,000	15,995	10,000	アの事態
同	株式会社クリプテック（東京都港区）（注）	4	16,500 (15,000)	10,000	15,000	10,000	同
同	株式会社リデルタ（東京都渋谷区）	3、4	16,566 (15,060)	10,000	4,880	3,213	イの事態
同	株式会社ナチュール・メイ（名古屋市）	3～5	37,180 (33,800)	22,500	18,500	12,310	ウの事態
	計		87,840 (79,855)	52,500	54,375	35,523	

（注）　事業主体の名称について、令和7年1月7日以降は「株式会社ジャパンコードワークス」であり、所在地について、同月27日以降は「東京都世田谷区」である。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業等事業再構築促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなど

２１件　不当金額　３１４，６８７，１５０円

中小企業等事業再構築促進補助金（以下「事業再構築補助金」という。）は、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組（以下「事業再構築」という。）を実施する中小企業者等（以下「事業主体」という。）に対して、事業主体が事業再構築の具体的な取組を記載した計画（以下「事業計画」という。）に沿って実施する事業（以下「再構築事業」という。）に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が補助するものである。

機構は、中小企業庁から国庫補助金の交付を受けて基金を設置造成し、令和3年3月から7年1月までに13回にわたり事業主体を公募し、再構築事業が補助対象事業の要件に該当する事業主体に対して、基金を取り崩して事業再構築補助金を交付している。また、機構は、経済産業省が定めた「中小企業等事業再構築促進補助金実施要領」（令和3年3月20210315財中第1号。以下「実施要領」という。）等に基づき、再構築事業に係る確定検査等の事務局業務を株式会社パソナ（以下「受託事業者」という。）に委託している。受託事業者は、機構の指導及び監督の下で、公募回ごとに公募要領や「補助事業の手引き」などを定めるなどした上で事務局業務を行っている。

公募要領等によれば、補助対象事業の要件は、次の①から④までのとおりなどとされている。

① 事業再構築補助金について、過去に交付決定を受けた事業主体は、原則として再度申請することはできない（事業主体の範囲について、3年10月の第4回公募においては、親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合の当該親会社と子会社、個人が複数の会社それぞれの議決権を50%超保有する場合の当該各会社等は同一法人とみなされる。）。

② 4年3月の第6回公募においては、2年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の売上高の合計が、コロナ以前と比較して10%以上減少していることなど（以下「売上高等減少要件」という。）を満たす必要がある。

③ 事業再構築の実施の大半を他社に外注し又は委託して、企画だけを行う事業に該当しないこと

④ 経費の重複に限らず、事業内容等から判断して、国等が助成する他の補助金等と同一又は類似内容の事業（以下「重複案件」という。）に該当しないこと

上記の④について、機構が実施要領に基づき制定した「中小企業等事業再構築促進補助金交付規程」（令和3年6月規程令3第13号。以下「交付規程」という。）等によれば、事業主体は、交付申請書において、国等が助成する他の補助金等の交付又は申請の実績を記載するとともに、交付又は申請の実績があれば、再構築事業との相違点を記載して申請することとされている。また、機構は、重複案件に該当するか（以下「重複案件の該当性」という。）について疑義がある場合には、双方の事業実施期間、事業内容、業者への発注内容、提供されることとなる製品・サービス等を比較するなどして、重複案件の該当性を判断することとしている。なお、中小企業庁及び機構は、重複案件に該当しないことを補助対象事業の要件としている理由について、より多くの中小企業・小規模事業者等への支援機会を確保するためとしており、同一事業主体による同一又は類似事業に複数の公的資金が投入されることは、過剰な支援になり公平性を害することになるとしている。

事業再構築補助金の補助金額、補助対象事業費等については、交付規程、公募要領、「補助事業の手引き」などによれば、次の①から③までのとおりなどとされている。

① 事業再構築補助金は、補助対象事業費に、通常枠、緊急事態宣言特別枠等の事業類型や従業員数に応じて定められた補助率（3分の2等）を乗ずるなどした額、かつ、6000万円等の補助上限額の範囲内で交付する。

② 補助対象事業費は、専ら再構築事業のために使用される、建物の建設等に要する経費、機械装置、専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築等に要する経費等であり、再構築事業の実施期間内に、契約（発注）、納入、検収、支払等に係る全ての手続が完了することなどが必要である。

また、補助対象事業費の中に100％同一の資本に属するグループ企業を含む関連会社からの調達分が含まれる場合には、当該関連会社の利益相当額を控除した製造原価をもって補助対象事業費とする。

③　再構築事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税抜き）以上の機械、器具その他の財産は、処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄等をいう。以下同じ。）を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）であり、事業主体が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）等を準用した期間（以下「処分制限期間」という。）内に処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。事業主体が処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、機構は、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に事業再構築補助金の補助率を乗ずるなどした額を納付させる。

本院が、機構、受託事業者及び32事業主体において、再構築事業33事業を対象に会計実地検査を行ったところ、21事業主体が実施した22事業において、次のアからウまでのとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。なお、複数の事態に該当している事業主体がある。

ア　再構築事業が補助対象事業の要件を満たしておらず、補助の対象とならない事態

(ｱ) 重複案件に該当していた事態　3事業主体3事業

(ｲ) 事業再構築の実施の大半を他社に外注し又は委託して、企画だけを行う事業に該当していた事態　2事業主体2事業

(ｳ) 売上高等減少要件を満たしていなかった事態　1事業主体1事業

(ｴ) 同一法人とみなされる会社が既に事業再構築補助金の交付を受けていた事態　1事業主体1事業

イ　補助対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていた事態

(ｱ) 補助対象事業費に対象とならない工事費等を含めていた事態　7事業主体7事業

(ｲ) 再構築事業の実施期間の終了までに事業の一部が完了していなかった事態　3事業主体3事業

(ｳ) 補助対象事業費から控除すべき関連会社の利益相当額を控除していなかったため、補助対象事業費を過大に精算していた事態　2事業主体3事業

(ｴ) 実績報告書の事業費よりも低額で再構築事業を実施していて、補助対象事業費を過大に精算していた事態　2事業主体2事業

(ｵ) 改修した建物等を事業計画に記載のない既存の事業に用いていて、事業計画で実施するとした再構築事業が行われていない事態　1事業主体1事業

ウ　処分制限財産が無断で処分されていた事態

(ｱ) 処分制限財産が無断で譲渡され、又は廃棄されていた事態　3事業主体3事業

(ｲ) 処分制限財産が無断で補助の目的外に使用されていた事態　1事業主体1事業

これら21事業主体が実施した22事業については、上記のとおり補助の対象とならないことなどから、これらに係る事業再構築補助金計314,687,150円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、ア(ｱ)の2事業主体(注1)において重複案件の該当性についての理解が十分でなかったこと、ア（ア(ｱ)の2事業主体を除く。）及びイの計16事業主体(注2)において再構築事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、ウの3事業主体(注3)において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、受託事業者において21事業主体に対する指導等が十分でなかったこと、機構において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1)　2事業主体　　株式会社リデルタ（令和7年1月7日以降は株式会社ジャパンコードワークス）、久米仙酒造株式会社

(注2)　16事業主体　　一般社団法人日本認知症予防マージャン協会、株式会社ティーエムユニオン、in-curve株式会社、株式会社ＤＧ　ＴＡＫＡＮＯ、有限会社オフィスプライヤ、株式会社ＭＡＰ、株式会社福祉工房アイ・ディ・エス、有限会社アオイエンタープライズ、株式会社ワールド・ワン、株式会社ケイアイリンク、株式会社for too、株式会社アドバンス、株式会社リュウセイ、沖縄トレーディング株式会社、株式会社ＳＯ　ＴＲＡＤＩＮＧ、株式会社トモミ商会

(注3)　3事業主体　　株式会社Ｊメンテナンス、株式会社ヨンキー、株式会社スペックス

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1（ア(ｱ)の事態）＞

有限会社オフィスプライヤ（以下「オフィスプライヤ社」という。）は、ゴルフトレーニング等のスポーツ利用も可能なカフェとして「羽田ＳＳカフェ」を出店する再構築事業の交付申請書において、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）によって、新たに会員制パーソナルジムの会員が使用するスマートフォン向けアプリケーションの開発を行うとする、再構築事業とは異なる内容の補助事業を実施中であると申告して令和4年1月に交付申請を行い、同月に事業再構築補助金の交付決定を受けていた。また、ものづくり補助金については、再構築事業の交付決定よりも前の3年6月に交付決定を受け、4年2月に10,000,000円の交付を受けていた。

その後、オフィスプライヤ社は、上記の再構築事業を事業費49,733,728円（補助対象事業費42,822,590円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、同年11月に機構から事業再構築補助金28,548,393円の交付を受けていた。

しかし、オフィスプライヤ社が実際にものづくり補助金の交付を受けて実施した事業（以下「ものづくり事業」という。）は、前記の申告とは異なり、「羽田ＳＳカフェ」の利用者が使用するためのアプリケーションを開発するものなどとなっていて、「羽田ＳＳカフェ」を出店するための事業となっていた。

両事業における重複案件の該当性についてみたところ、表のとおり、事業実施期間については同一年度となっている期間があり、事業内容についてはいずれも「羽田ＳＳカフェ」の出店、業者への発注内容についてはいずれも「羽田ＳＳカフェ」において使用するものの導入等、提供されることとなる製品・サービスについてはいずれも「羽田ＳＳカフェ」におけるサービスとなっていた。

表　両事業における重複案件の該当性

事業名	事業実施期間	事業内容	業者への発注内容	提供されることとなる製品・サービス
再構築事業	令和4年1月25日 ～同年4月30日	「羽田ＳＳカフェ」の出店	「羽田ＳＳカフェ」の店舗内装工事等 「羽田ＳＳカフェ」の店舗設備工事等 「羽田ＳＳカフェ」に設置するトレーニング器具及びロッカーの導入	「羽田ＳＳカフェ」におけるサービス
ものづくり事業	3年6月9日 ～同年12月28日	「羽田ＳＳカフェ」の出店	「羽田ＳＳカフェ」に設置するコーヒーマシンの導入 「羽田ＳＳカフェ」のニュース配信、クーポンの配布等を行うアプリケーションの開発	「羽田ＳＳカフェ」におけるサービス

これらのことなどから、オフィスプライヤ社が実施した再構築事業は、既に交付決定を受けて実施していたものづくり事業と同一又は類似の内容になっていると認められた。

したがって、オフィスプライヤ社が実施した再構築事業（これに係る事業再構築補助金28,548,393円）は、重複案件に該当し補助の対象とならない。

＜事例2（ア(ｲ)の事態）＞

株式会社リュウセイ（以下「リュウセイ社」という。）は、再構築事業により、精肉加工場を新設するとともに、精肉パック包装機等を導入し、これらを用いて自ら精肉の加工等業務を行うなどとした事業計画書を提出して、機構は、令和4年8月に交付決定を行っていた。

その後、リュウセイ社は、精肉加工場の新設及び精肉パック包装機等の導入を行う再構築事業を事業費49,401,436円（補助対象事業費44,772,727円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、5年8月に機構から事業再構築補助金29,848,484円の交付を受けていた。

しかし、リュウセイ社は、実際には、精肉加工場において精肉パック包装機等を用いた精肉加工を自ら実施しておらず、精肉パック包装機等は稼働当初から事業計画書においてリュウセイ社が加工する精肉の販売先とされていたＡ社の従業員が専ら使用していた。また、リュウセイ社は、販売数量の企画や、精肉パックの配送といった、精肉加工場や精肉パック包装機等を用いない業務のみを行っていた。

したがって、リュウセイ社は、事業計画書に記載されている事業を自ら実施しておらず、本件事業（これに係る事業再構築補助金29,848,484円）は補助の対象とならない。

＜事例3（イ(ｱ)及びウ(ｲ)の事態）＞

株式会社ワールド・ワン（以下「ワールド・ワン社」という。）は、洋風惣菜のテイクアウト販売により中食市場へ進出するために、令和4年6月までに店舗の改装工事、厨房設備及びＰＯＳシステムの導入等を内容とする再構築事業を事業費99,290,698円（補助対象事業費90,090,044円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金60,000,000円の交付を受けていた。

しかし、ワールド・ワン社は、店舗改装後の開店当初から、事業計画書に記載した惣菜販売事業を店舗1階のみで実施しており、店舗2階及び導入したＰＯＳシステムのうち同階に設置した端末については事業計画書に記載のない外食事業に使用し、また、店舗1階の厨房の一部については惣菜販売事業と外食事業に併用していた。このため、補助対象事業費90,090,044円のうち、惣菜販売事業のみに使用していた店舗1階の改装等に要した経費は39,909,152円となっていて、残りの50,180,892円は、専ら再構築事業のために使用される店舗の改装等に要する経費とは認められないものとなっていた。

また、ワールド・ワン社は、機構の承認を受けずに、同年10月に、店舗1階における惣菜販売事業を事業計画書に記載のない生ドーナツ販売事業へ変更していて、外食事業に係る部分を除いた店舗1階の改装部分（補助対象事業費計30,179,540円、処分制限期間15年）及び同階に設置した厨房設備2台（同計2,685,360円、同6年）について、事業再構築補助金の交付の目的に反して生ドーナツ販売事業に使用していた。

したがって、惣菜販売事業のみに使用していた店舗1階の改装等に要した経費を除く50,180,892円（これに係る事業再構築補助金相当額33,393,899円）は、補助の対象とならない。また、補助の対象とならない外食事業に係る部分を除いた店舗1階の改装部分及び同階に設置された厨房設備2台（目的外使用時点における残存簿価相当額計28,421,202円、これに係る事業再構築補助金相当額18,947,467円）は、機構に無断で補助の目的外に使用されていた。

＜事例4（ウ(ｱ)の事態）＞

株式会社スペックス（以下「スペックス社」という。）は、アロマ製品の企画製造、店舗販売、アロマスクール等を展開するために、令和4年6月までに賃貸物件である店舗の改装工事並びにレジ兼キッチンカウンター及び業務用製氷機の設置工事を内容とする再構築事業を事業費16,566,209円（補助対象事業費15,060,190円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金10,000,000円の交付を受けていた。

しかし、スペックス社は、機構の承認を受けずに、同年7月に店舗の賃貸借契約を解除した上で、店舗の運営

・管理並びにアロマ製品の企画製造、販売及びアロマスクール事業をＢ社に事業譲渡していた。また、スペックス社は、同月に、業務用製氷機（補助対象事業費500,351円、処分制限期間8年）をＢ社に引き渡すとともに、店舗の造作（同計10,515,480円、同15年）、レジ兼キッチンカウンター（同1,491,347円、同5年）等を存置したまま退去していた。

したがって、店舗の造作、レジ兼キッチンカウンター及び業務用製氷機（処分時点における残存簿価相当額計11,101,633円、これに係る事業再構築補助金相当額7,371,507円）は、機構に無断で処分されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者（所在地）〈事業主体〉	間接補助事業者（所在地）	年　度	事業費〔補助対象事業費〕	左に対する機構の補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める機構の補助金相当額	摘　要
			千円	千円	千円	千円	
一般社団法人日本認知症予防マージャン協会（仙台市）	－	3、4	8,580 (7,800)	5,850	4,545	3,409	イ(ｴ)の事態
株式会社ティーエムユニオン（茨城県水戸市）	－	4、5	154,964 (140,877)	80,000	80,023	45,164	イ(ｱ)及びイ(ｳ)の事態
注(1) in-curve株式会社（東京都新宿区）	－	4	14,135 (12,850)	8,481	12,850	8,481	イ(ｱ)及びイ(ｲ)の事態
株式会社ＤＧＴＡＫＡＮＯ（東京都台東区）	－	4	99,495 (90,450)	60,000	10,080	6,420	イ(ｲ)及びイ(ｴ)の事態
有限会社オフィスプライヤ（東京都大田区）	－	3、4	49,733 (42,822)	28,548	42,822	28,548	ア(ｱ)の事態
注(2) 株式会社リデルタ（東京都渋谷区）	－	4、5	15,070 (13,700)	10,000	13,700	10,000	同
株式会社ＭＡＰ（東京都渋谷区）	－	5	37,816 (31,048)	20,698	20,510	13,673	イ(ｱ)の事態
株式会社福祉工房アイ・ディ・エス（東京都日野市）	－	5	16,500 (15,000)	10,000	15,000	10,000	ア(ｴ)の事態
有限会社アオイエンタープライズ（東京都羽村市）	－	4	69,199 (58,389)	38,865	4,300	2,805	イ(ｱ)の事態
株式会社Ｊメンテナンス（名古屋市）	－	3	15,224 (13,840)	10,230	4,525	3,394	ウ(ｱ)の事態
株式会社ヨンキー（大阪市）	－	5	6,955 (6,323)	4,644	2,243	1,648	同
株式会社ワールド・ワン（神戸市）	－	3、4	99,290 (90,090)	60,000	78,602	52,341	イ(ｱ)及びウ(ｲ)の事態
株式会社ケイアイリンク（岡山市）	－	3、4	65,953 (56,423)	37,615	14,291	9,527	イ(ｱ)及びイ(ｲ)の事態

補助事業者 （所在地） 〈事業主体〉	間接補助事業者 （所在地）	年　度	事業費 〔補助対象事業費〕 千円	左に対する機構の補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める機構の補助金相当額 千円	摘　要
株式会社for too （岡山市）	－	3、4	24,469 (22,244)	14,829	22,244	14,829	イ(ｵ)の事態
株式会社アドバンス （岡山市）	－	5	26,749 (24,317)	16,211	5,733	3,822	イ(ｱ)の事態
株式会社スペックス （福岡市）	－	3、4	16,566 (15,060)	10,000	11,101	7,371	ウ(ｱ)の事態
株式会社リュウセイ （福岡市）	－	4	49,401 (44,772)	29,848	44,772	29,848	ア(ｲ)の事態
沖縄トレーディング株式会社 （沖縄県那覇市）	－	3	26,400 (24,000)	16,000	24,000	16,000	同
注(3) 株式会社ＳＯＴＲＡＤＩＮＧ （沖縄県那覇市）	－	4	9,900 (9,000)	6,750	1,620	1,215	イ(ｳ)の事態
久米仙酒造株式会社 （沖縄県那覇市）	－	4	43,315 (39,378)	26,252	39,378	26,252	ア(ｱ)の事態
注(4) 株式会社トモミ商会 （沖縄県浦添市）	－	5	32,890 (29,900)	19,933	29,900	19,933	ア(ｳ)の事態
計			882,609 (788,287)	514,760	482,246	314,687	

注（1）　事業主体の所在地について、令和7年2月19日以降は「東京都渋谷区」である。
注（2）　事業主体の名称について、令和7年1月7日以降は「株式会社ジャパンコードワークス」であり、所在地について、同月27日以降は「東京都世田谷区」である。
注（3）　事業主体の所在地について、令和8年9月1日以降は「長崎県対馬市」である。
注（4）　事業主体の所在地について、令和8年10月2日以降は「福岡県糸島市」である。

独立行政法人奄美群島振興開発基金

新業務システムが全く使用されないままとなっていて、所期の目的が未達成

１件　不当金額　８，２４０，４００円

1　契約等の概要

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき、奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者に対して、事業資金を貸し付ける融資業務等を行っている。

基金は、平成 28 年 12 月に、融資業務等に係る顧客及び保証人の管理、保証料管理、償還表管理等の機能を有する業務システムの再構築を請け負わせる「業務システム再構築契約」（以下「本件契約」といい、本件契約により構築されたシステムを「新業務システム」という。）を、企画競争による随意契約により、奄美情報通信協同組合（以下「組合」という。）との間で契約金額 8,240,400 円で締結し、30 年 2 月に新業務システムの構築が完了したとして、同年 3 月までに契約金額の全額を組合に対して支払っている。

2　検査の結果

本院は、有効性等の観点から、本件契約の仕様書の内容は十分なものとなっているか、新業務システムは適切に構築され、業務に利用されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、基金本部及び組合において、契約書、仕様書等の契約関係書類等を確認し、新業務システムの利用状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

基金は、30 年 2 月に、新業務システムの引渡しを受けていた。しかし、基金は、同年 7 月に、新業務システムの稼働前の動作確認を行ったところ、次の①及び②のとおり、稼働後に保守が行えないこと並びに機能及び性能の欠陥が生じていて安定した稼働に支障を来すことを把握した。

①　新業務システムの保守の際の作業環境にインストールされたソフトウェア等（以下「開発ソフト」という。）について、ライセンスの有効性を確認できず、このまま開発ソフトを使用するとライセンスの規約違反となる可能性があるため、新業務システムの保守が行えないこと

②　帳票のファイル出力機能について、メーカーによるサポートの期限が既に到来しており、サポートの対象外となっているソフトウェアのファイル形式にしか対応していないこと、また、保守の際の作業環境について、動作が著しく重く、保守に使用するファイルを開くのに長時間を要することなどの機能及び性能の欠陥が生じていて、新業務システムの安定した稼働に支障を来すこと

①については、新業務システムの構築後に基金を含む組合以外の者が保守を行えるようにするためには、個々の開発ソフトのライセンスの有効性を確認できる開発ソフトの一覧が必要であるのに、基金は、当初、新業務システムの保守を組合が行う見込みであったとして、開発ソフトの一覧の作成について仕様書に明記していなかった。また、組合は、稼働後の保守のために、自ら調達した開発ソフトについて、その一覧を作成する必要があったのに、これを作成していなかった。

②については、基金は、システムの構築に関する十分な知見のある職員を有していないこともあり、新業務システムを安定して稼働させるために必要となる機能及び性能として、帳票のファイル出力機能が対応するファイル形式及び保守の際の作業環境の応答時間等に関する項目を仕様書に明記する必要性を認識しておらず、これを明記していなかった。

これらのことから、新業務システムは、稼働後に保守が行えず、また、安定した稼働に支障を来す機能及び性能の欠陥が生じていて、基金の業務に使用できるものとはなっていなかった。

このため、基金は、遅くとも 30 年 8 月までに、新業務システムを使用しないことを決定して、実際に、新業務システムは業務に全く使用されていなかった。その後、基金は、システムの構築に関する十分な知見のある職員を新たに配置するなどして、新業務システムを利用して行う予定

であった業務を行うためのシステムを基金自らが改めて構築することとし、構築の補助作業を請け負わせる「業務システム再構築契約」を、同年９月に、組合との間で契約金額1,400,000円で締結した。基金は、令和元年６月に、改めて構築した当該システムの使用を開始していて、新業務システムは今後も使用される見込みがないものとなっている。

したがって、本件契約により構築された新業務システムは全く使用されないままとなっていて、基金において業務システムを再構築するという所期の目的を達しておらず、本件契約に係る支払額8,240,400円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合が自ら調達した開発ソフトの一覧を作成することについての認識が欠けていたことにもよるが、基金において、開発ソフトの一覧の作成並びに新業務システムが備える必要がある機能及び性能を仕様書に明記することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

独立行政法人地域医療機能推進機構

透析通信システムのリモートメンテナンスに係る契約において、遠隔監視が全く実施されていなかったのに、遠隔監視が実施されたと誤認して検収を行っており、契約金額の支払が不適切

１件　不当金額　３，２１４，９４４円

1　契約等の概要

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院（以下「病院」という。）は、透析通信システム(注)の運用に当たり、平成31年3月に、契約期間を同年4月から令和6年3月までとする「透析通信システムのリモートメンテナンスの業務委託契約」（以下「委託契約」という。）を、一般競争入札により、東芝情報システム株式会社（元年10月キヤノンメディカルシステムズ株式会社が事業を承継し、更に5年1月キヤノンＩＴＳメディカル株式会社が事業を承継。以下、これらを「会社」という。）と、契約金額3,214,944円で締結している。

（注）　透析通信システム　　患者ごとに透析の実施状況の入力や、透析の実施状況に関する監視を行うシステム

委託契約の仕様書等によれば、委託業務の内容は、透析通信システムの稼働監視等を遠隔で実施すること（以下「遠隔監視」という。）とされている。また、会社は、毎月、遠隔監視の実施状況を記載した業務報告書を提出し、病院から給付の完了の確認をするために必要な検査（以下「検収」という。）を受けることなどとされている。遠隔監視の実施に当たっては、病院を通して、独立行政法人地域医療機能推進機構本部が構築しているリモートメンテナンスシステムに対する回線接続の許可のための申請、専用端末の設置、専用回線の接続等の環境の構築を行うこととなっている。

独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号）等によれば、病院は、役務の提供等の完了を確認するに当たっては、委託業者から役務の提供等の完了を証する書類の提出を受け、検収を行うこととされている。

病院は、毎月、検収を行った上で委託費を支払っており、5年度までの支払額は計3,214,944円となっている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、遠隔監視が契約どおり適切に実施されているかなどに着眼して、委託契約を対象として、病院において、契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、遠隔監視に必要な回線接続の許可のための申請及び環境の構築を行っていなかった。そして、契約期間中、遠隔監視を全く実施しておらず、また、業務報告書を提出していない一方で、遠隔監視を実施したとする納品書及び請求書を毎月、病院に送付していた。なお、病院において当時の資料等が保存されていなかったなどのため、遠隔監視が実施されなかった経緯を確認することはできなかった。

しかし、病院は、遠隔監視が実施されておらず、また、業務報告書が提出されていなかったのに、納品書及び請求書が提出されたことをもって、遠隔監視が実施されたと誤認して検収を行い、会社からの請求どおりに委託費を支払っていた。

したがって、委託契約に係る委託費3,214,944円は支払う必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において遠隔監視を実施していなかったことにもよるが、病院において、会社が行う遠隔監視の実施状況を確認することの重要性についての認識が欠けていたこと、委託契約に係る検収を適切に実施することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

株式会社整理回収機構

ソフトウェアのライセンスの調達数量が過大

１件　不当金額　４，３７２，６６５円

1　契約等の概要

株式会社整理回収機構（以下「機構」という。）は、債権の管理、回収等の業務を実施するため、機構の役職員、システムの開発等を委託した事業者の担当者等に対し、パーソナルコンピュータ（以下「ＰＣ」という。）及びタブレット（以下、これらを合わせて「端末」という。）を貸与している。ＰＣを利用するために必要な基本的なソフトウェアであるオペレーティングシステム（以下「ＯＳ」という。）及び業務に必要なオフィスソフトウェア（以下「オフィスソフト」という。）のライセンスについては株式会社日立システムズとの間で、また、ＰＣ用セキュリティソフトウェア（以下「セキュリティソフト」という。）のライセンスについてはハミングヘッズ株式会社との間で、それぞれ使用権の売買契約を毎年度締結して調達している。これら3種類のライセンスの調達に当たっては、機構においてシステムの開発、端末の調達等を行っている業務企画部システム室（以下「システム室」という。）が、役職員等の配置状況及び端末の利用状況を調査し、その結果に基づいて必要数量の算定を行っている。

本件調達において、ＯＳのライセンスについては、ＯＳを開発した会社がユーザーごとに使用権を付与することとなっており、機構は、令和6、7両年度ともに450人分を年額14,553,000円で調達している。また、オフィスソフトのライセンスについては、オフィスソフトを開発した会社が端末ごとに使用権を付与することとなっており、機構は、6年度に750台分を32,670,000円で、7年度に700台分を30,492,000円で調達している。さらに、セキュリティソフトのライセンスについては、セキュリティソフトを開発した会社が端末ごとに使用権を付与することとなっており、機構は、6、7両年度ともに480台分を年額1,166,880円で調達している。機構が6、7両年度に3種類のライセンスを調達するために締結した上記の契約6件に係る支払額は計94,601,760円となっている。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、ライセンスの調達数量は、端末を利用するユーザー数や端末の台数等に基づいて適切に算定されているかなどに着眼して、機構が前記3種類のライセンスを調達するために6、7両年度に締結した契約6件（6年度支払額計48,389,880円、7年度支払額計46,211,880円、合計94,601,760円）を対象として、機構において、契約書、仕様書、調達数量の算定に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

機構においては、5年度中に勘定系システムの開発が完了して稼働を開始したことなどにより、各ライセンスの調達数量の算定を行った時点で、システム室が勘定系システム等の開発及び運用を委託している事業者の担当者が減っており、必要なライセンスの数量が減少していた。

しかし、システム室は、この減少分等に係るＯＳのライセンス6、7両年度それぞれ30人分、オフィスソフトのライセンス6年度40台分及び7年度15台分並びにセキュリティソフトのライセンス7年度15台分を、調達する必要がないにもかかわらず調達数量に含めていた。

したがって、契約5件（6年度支払額計47,223,000円、7年度支払額計46,211,880円、合計93,434,880円）で調達したライセンスのうち上記の減少分等に係るライセンスが過大に調達されていて、これらに係る支払額6年度計2,712,600円、7年度計1,660,065円、合計4,372,665円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、ソフトウェアを使用するためのライセンスの調達数量の算定に当たり、必要数量の把握を適切に行うことの重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

日本下水道事業団

電気設備工事の契約額が割高

１件　不当金額　８，７００，０００円

1　工事の概要

(1) 契約の概要

日本下水道事業団（以下「事業団」という。）東日本設計センター（令和8年4月1日以降は東日本支社。以下「センター」という。）は、愛知県半田市から委託を受けて、半田市北浜田排水ポンプ場において、4年度から6年度までに、「半田市北浜田排水ポンプ場電気設備工事その４」を随意契約により、株式会社東光高岳（以下「会社」という。）と契約額137,280,000円で締結して施行している。

本件工事は、同ポンプ場内に設置された受変電設備及び運転操作設備の老朽化に伴い、これらの電気設備を更新するものである。

事業団が作成した「工事請負契約における随意契約のガイドライン」等によると、契約を履行中の工事（以下「前工事」という。）に関連する工事を前工事の請負人に請け負わせた場合に、工期の短縮又は経費の節減が確保できるなどと認められるときは、随意契約により前工事の請負人に当該関連する工事（以下、前工事の請負人と随意契約を締結して実施する前工事に関連する工事を「後工事」という。）を発注することができることとなっている。

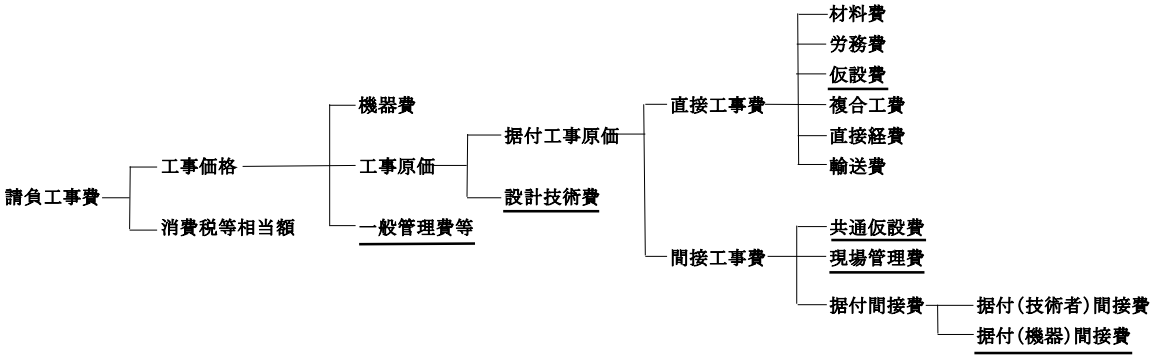
センターは、3年度に4年3月から6年3月までを工期として「半田市北浜田排水ポンプ場他1施設電気設備工事その３」を締結して履行中であった同じポンプ場内の別の電気設備の更新を行う工事（以下「本件前工事」という。）の請負人である会社に、工期の短縮が確保できるなどとして、5年2月に随意契約により、本件工事を発注している。

(2) 諸経費等の算定方法

センターは、事業団が作成した「電気設備工事積算基準」（以下「積算基準」という。）に基づき、電気設備工事の工事費を積算することとしている。積算基準によれば、電気設備工事に係る請負工事費は、図1のとおり、工事価格に消費税等相当額を加えて算定することとされている。

このうち、仮設費、共通仮設費、現場管理費、据付（機器）間接費、設計技術費及び一般管理費等（以下、これらを総称して「諸経費等」という。）は、工事原価等の各算定対象額（以下「対象額」という。）に、対象額を基に算定される率をそれぞれ乗じて算定することとされている（以下、諸経費等の費目ごとに乗ずる率を総称して「諸経費等率」という。）。また、諸経費等率は、積算基準に基づき所定の式により算定することとされており、対象額が大きくなるに従って小さくなるように定められている。

図1　電気設備工事の工事費に係る積算体系図



（注）　下線部は諸経費等

積算基準等によれば、後工事を発注する場合、後工事の工事費の積算時における諸経費等の算定に当たっては、前工事と後工事を一括して発注したこととして両工事の対象額を合算する

などして全体の諸経費等を算定して、この額から前工事で計上している諸経費等の額を控除する調整を行うこととされている（以下、このような方法で行う後工事の諸経費等の調整を「積算調整」という。図2参照）。

前記のとおり、諸経費等率は、対象額が大きくなるに従って小さくなるように定められているため、前工事と後工事の対象額を合計した額は、前工事単独の対象額又は後工事単独の対象額よりも大きくなることから、その諸経費等率は、前工事又は後工事を単独で発注した場合の諸経費等率よりも小さくなる。そのため、後工事の諸経費等の額は、積算調整をする場合の方が、しない場合より小さくなる（図2及び図3参照）。

図2　積算調整をする場合の後工事の諸経費等

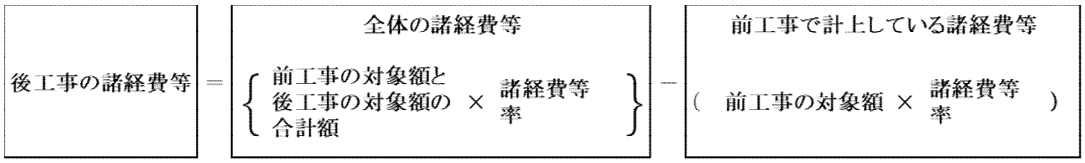
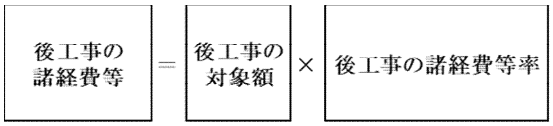


図3　積算調整をしない場合の後工事の諸経費等



2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、電気設備工事の工事費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、事業団本社及びセンターにおいて、本件工事を対象として、本工事費内訳書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

1(1)のとおり、本件工事は、本件前工事の請負人に当該前工事に関連する工事を随意契約で発注したもので、本件前工事の後工事に該当していた。また、1(2)のとおり、積算基準等によれば、前工事の請負人を契約の相手方として随意契約により後工事を発注する場合、後工事の工事費の積算時に積算調整を行うこととされている。

しかし、センターは、本件前工事の請負人である会社と随意契約により本件工事を発注するに当たり、本件工事の工事費の積算において、積算調整を行わずに諸経費等を算定していた。

したがって、積算調整を行って本件工事費を修正計算すると、適正な工事費は128,498,043円となることから、本件契約額137,280,000円はこれに比べて約870万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、後工事を発注する場合、後工事の工事費の積算時に積算調整を行うことについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。